

目 次

1. 平成25年6月7日（金曜日）	3
2. 議事及び会期日程表	3
3. 議事日程（第1号）	4
4. 開 会	7
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	7
6. 日程第2 会期の決定	7
7. 日程第3 市長あいさつ	7
8. 日程第4 議案上程（議第50号から議第71号まで）	11
9. 日程第5 提案理由の説明	11
10. 日程第6 報告7件	18
11. 日程第7 請願・陳情の報告（請第1号・陳第1号）	21
12. 日程第8 先議（議第70号）	21
13. 日程第9 追加議案上程（議第72号から議第73号まで）	22
14. 日程第10 提案理由の説明	23
15. 散 会	24
16. 平成25年6月13日（木曜日）	27
17. 議事日程（第2号）	27
18. 開 議	30
19. 日程第1 一般質問	30
20. 近松議員 質問	30
21. 松田議員 質問	42
22. 横手議員 質問	48
23. 青木議員 質問	51
24. 北本議員 質問	58
25. 散 会	73
26. 平成25年6月14日（金曜日）	77
27. 議事日程（第3号）	77
28. 開 議	81
29. 日程第1 一般質問	81
30. 吉田議員 質問	81

31. 福田議員 質問	90
32. 永野議員 質問	98
33. 内田議員 質問	107
34. 前田議員 質問	115
35. 散 会	130
36. 平成25年6月17日(月曜日)	133
37. 議事日程(第4号)	133
38. 開 議	136
39. 日程第1 一般質問	136
40. 中尾議員 質問	136
41. 松本議員 質問	147
42. 宮田議員 質問	155
43. 福嶋議員 質問	162
44. 江田議員 質問	174
45. 日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託	185
46. 散 会	188
47. 平成25年6月24日(月曜日)	191
48. 議事日程(第5号)	191
49. 開 議	194
50. 日程第1 委員長報告	194
51. 総務委員長報告	194
52. 産業経済委員長報告	197
53. 建設委員長報告	201
54. 文教厚生委員長報告	204
55. 日程第2 質疑・討論・採決	207
56. 日程第3 議案審議(質疑・討論・採決)	215
57. 日程第4 委員長報告	216
58. 新庁舎建設特別委員長報告	216
59. 日程第5 質疑・討論・採決	218
60. 日程第6 議員提出議案上程(議員提出第2号から議員提出第3号まで)	218
61. 日程第7 質疑・討論・採決	219
62. 日程第8 意見書案上程(意見書案第1号)	220

63. 日程第 9	質疑・討論・採決	220
64. 日程第 1 0	決議案上程（決議案第 1 号）	221
65. 日程第 1 1	提案理由の説明	221
66. 日程第 1 2	質疑・討論・採決	222
67. 閉 会		222
68. 署 名 欄		223

第 1 号

6 月 7 日 (金)

平成25年第2回玉名市議会定例会議事及び会期日程

月	日	曜	会議別	摘 要
6	7	金	本会議	<p>開 会 宣 告 午前10時</p> <p>1 会議録署名議員の指名</p> <p>2 会期の決定</p> <p>3 市長あいさつ</p> <p>4 議案上程（議第50号から議第71号まで）</p> <p>5 提案理由の説明</p> <p>6 報告7件</p> <p>7 請願・陳情の報告（請第1号・陳第1号）</p> <p>散 会 宣 告</p>
6	8	土	休 会	
6	9	日	休 会	
6	10	月	休 会	
6	11	火	休 会	
6	12	水	休 会	
6	13	木	本会議	一般質問
6	14	金	本会議	一般質問
6	15	土	休 会	
6	16	日	休 会	
6	17	月	本会議	<p>1 一般質問</p> <p>2 議案及び請願・陳情の委員会付託</p>
6	18	火	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務委員会 ・ 産業経済委員会
6	19	水	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設委員会 ・ 文教厚生委員会
6	20	木	休 会	
6	21	金	休 会	
6	22	土	休 会	
6	23	日	休 会	
6	24	月	本会議	<p>委員長報告（質疑・討論・採決）</p> <p>閉 会 宣 告</p>

平成25年第2回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

平成25年6月7日（金曜日）午前10時09分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案上程（議第50号から議第71号まで）
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 報告7件
- 日程第7 請願・陳情の報告（請第1号・陳第1号）

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案上程（議第50号から議第71号まで）
 - 議第50号 専決処分事項の承認について 専決第4号
平成24年度玉名市一般会計補正予算（第8号）
 - 議第51号 専決処分事項の承認について 専決第5号
玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第52号 専決処分事項の承認について 専決第6号
玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第53号 専決処分事項の承認について 専決第7号
玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第54号 平成25年度玉名市一般会計補正予算（第1号）
 - 議第55号 平成25年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議第56号 平成25年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議第57号 平成25年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議第58号 平成25年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議第59号 平成25年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議第60号 平成25年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算
（第1号）
 - 議第61号 平成25年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）

- 議第62号 平成25年度玉名市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第63号 玉名市陸合財産区管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第64号 玉名市九州新幹線湯水等被害対策農業用水施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第65号 土地改良事業の計画の概要を定めることについて
- 議第66号 普通財産の無償貸付けについて
- 議第67号 市道路線の廃止及び認定について
- 議第68号 工事請負契約の締結について
- 議第69号 財産の処分について
- 議第70号 固定資産評価員の選任について
- 議第71号 陸合財産区管理委員の選任について

日程第5 提案理由の説明

日程第6 報告7件

- 報告第2号 平成24年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第3号 平成24年度玉名市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第4号 平成24年度玉名市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第5号 玉名市土地開発公社の経営状況を説明する書類について
- 報告第6号 一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類について
- 報告第7号 有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類について
- 報告第8号 専決処分の報告について 専決第8号

日程第7 請願・陳情の報告（請第1号・陳第1号）

- 請第1号 年金2.5%引き下げの中止を求める意見書の提出に関する請願
- 陳第1号 地方公務員給与引き下げ要請に伴う、地方交付税削減に対する意見書の提出に関する陳情

日程第8 先議（議第70号）

- 議第70号 固定資産評価員の選任について

日程第9 追加議案上程

- 議第72号 玉名市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 議第73号 工事請負契約の締結について

日程第10 提案理由の説明

散 会 宣 告

出席議員（25名）

1番	藏原隆浩君	2番	福田友明君
3番	内田靖信君	4番	江田計司君
5番	北本節代さん	6番	横手良弘君
7番	近松恵美子さん	8番	福嶋譲治君
9番	永野忠弘君	10番	宮田知美君
11番	前田正治君	12番	作本幸男君
13番	森川和博君	14番	高村四郎君
15番	松本重美君	16番	多田隈保宏君
17番	高木重之君	18番	中尾嘉男君
19番	青木壽君	20番	大崎勇君
21番	田畑久吉君	22番	小屋野幸隆君
23番	竹下幸治君	24番	吉田喜徳君
25番	松田憲明君		

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	辛島政弘君	事務局次長	神谷峰弘君
書記	平田光紀君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	築森守君
総務部長	古閑猛君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	北本義博君	健康福祉部長	前川哲也君
産業経済部長	森本生介君	建設部長	坂口信夫君
会計管理者	原田政樹君	企業局長	植原宏君
教育委員長	池田誠一君	教育長	森義臣君
教育次長	西田美德君	監査委員	有働利昭君

午前10時09分 開会

○議長（高村四郎君） おはようございます。

ただいまから、平成25年度第2回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高村四郎君） 会議録署名議員を指名いたします。

16番議員 多田隈保宏君、17番議員 高木重之君、以上の両君にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（高村四郎君） 次に、会期についてお諮りいたします。このたびの会期については、5月31日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から6月24日までの18日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日より6月24日までの18日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（高村四郎君） 市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

○市長（高寄哲哉君） 皆さんおはようございます。

本日、平成25年第2回玉名市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙し中、全員御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

今年は、沖縄県と九州南部が一足先の先月中頃梅雨に入り、関東以西も平年より早い梅雨を迎えております。これからしばらくの間は日本特有の高温多湿の日が続き、そして猛暑の夏へと向かってまいります。

さて、昨年九州北部一帯を襲った、これまでに経験したことのないような大雨と表現された豪雨による災害からもうすぐ1年がたとうとしています。本県は、この豪雨で阿蘇市を中心に、23名の犠牲者と今なお2名の方が行方不明のままとなっております。この豪雨により特に熊本市や阿蘇市を中心に、建物の倒壊や浸水など3,400棟を超

える甚大な被害を伴い、阿蘇地域一帯では河川の氾濫や土砂崩れ、また道路や水道、そして山林や農地に及ぶ壊滅的な打撃を受け、現在も地元自治体を初め、県やそれぞれを所管する関係団体は復旧に向け今も懸命な努力が注がれております。家族や親戚を亡くされた方々など、被災された皆さまを思うと本当に心が痛みます。

こういう中、今年も先月27日、本格的な出水期を控え、災害時に迅速で適切な対応を目的に、消防初め国・県・警察そして市民生活に直結する九州電力やNTT・JRなど関係機関が一堂に会し、本市の現状の共通認識と役割の確認を、防災会議及び水防協議会において行ないました。先の東日本大震災等で見られるように、市町村は基礎自治体として災害現場の最前線で多様な事柄に対応する重要な責任とともに、一方で大規模災害以外等において、被害の未然防止や軽減を図っていくことも極めて重要なことでもあります。一度災害が発生すれば行政や防災関係機関等は、可能な限り最善を尽くし、対応をしていますが、すべてにおいて行なうことは限界があり、住民の自主的な防災組織活動である「地域の助け合い」の支援が欠かせないものとなってまいります。そこで市民の皆さまに大変お世話になると思いますが、自分たちの町は自分たちで守るという隣保協同の精神のもと、地域のことを一番知り尽くしている行政区、校区会等を単位とする自主防災組織の結成・育成そして強化のための協力体制づくりを今後も極力推進してまいります。行政といたしましても、防災訓練や災害協定の締結を交わし、緊急体制の強化に取り組んでおりますが、災害から守るべきは人や財産であり、住民の命を守ることに主体的に取り組むことによって地域主権が生まれ、住民の思いが政治、行政に通じて実現するとき地域主権が確立されるものと信じております。

さて国政は今、ダイナミックな動きに転じ、日本社会はアベノミクスに対する期待感から株価の上昇や円安が顕著にあらわれてきており、日本の将来に一筋の光が差し込んできているようにも見えてきております。しかし、その光は九州の地方都市からまだ確認できないという感は否めないところでございますが、このような中央と地方の温度差を縮めるためにも、真の基礎自治体の自立を求めていくことが今後も重要であると考えております。

そのような中、先月16日、17日の両日、九州沖縄地域118市で構成する九州市長会が大分市で開催され、出席をいたしました。会議では都市自治体が責任をもって自立した行政運営を進めるための都市税源の拡充強化を要望する議案など10の議案、そして3つの決議案が採択されたところでございます。決議案は九州北部豪雨など昨今各地に甚大な被害を与える災害がふえている状況を踏まえ、九州全体で被災市を総合支援できる体制を確立する方針や環太平洋連携協定（TPP）交渉で、国益を確保できないと判断した場合は脱退することを求める決議、さらに国家公務員と同じ給与減額を前提に地方交付税を削減した国の対応を極めて遺憾とし、強制的な手法を使わないよう求め

る決議など提案され、審議の上、満場一致で採択をされました。また一昨日、東京で開催された全国市長会では北海道から九州まで9つある各支部それぞれから提案された議案を地方行政等関係、地方税財政等関係、厚生労働環境文教等関係、国土交通農林水産等関係の4つの区分に分け、九州市長会から提案された10議案を含む87議案が審議採択され、全国自治体共通の認識事項となりました。特にTPPへの正式参加につきましては、先に加盟していた11カ国すべての了承が得られ、近い将来に交渉への正式参加が見られておりますが、農林水産業のみならず食の安全、医療、保険などさまざまな分野が対象とすることを目指していることから、我が国の産業、経済、社会の根幹に影響する重大な問題であり、今後我が国の対応また国民の日常生活へ及ぼすさまざまな影響など、未知数的な事柄も多いと言われている中、その推移を注視していかなければならないと考えております。今後とも国、県との信頼を保ち、連携を十分図りながら市政推進に努めてまいり所存でございます。

次に、玉名バイパスの全線開通、九州新幹線全線開通と新玉名駅の開業に伴い、新玉名駅周辺はここ2年余りのうちに家電量販店やホームセンターの出店もあり、少しずつではありますがその様子も変わってきております。一方、70年近く長きにわたって玉名地域を代表する企業として事業に展開されていた凸版印刷九州工場の跡地には、今、店舗面積約7,000平方メートル、460台を収容する複合商業施設「ゆめマート」が秋のオープンを目指し、着々と工事が進められております。本市基本計画の柱の一つに、「活力とにぎわいのある産業のまちづくり」を掲げ、新規企業の誘致や地場産業の発展を進めておりますが、地元雇用の創出はもとより、今後の地域経済の活性化につながることを期待いたしております。

次に、本市を代表する初夏の風物詩として定着してまいりました「第23回高瀬裏川花しょうぶまつり」が今年も実行委員会の方々をはじめ、大勢の関係者、皆さまの支えにより先月26日から明日まで、江戸時代の面影が残る高瀬裏川一体で行なわれております。祭りメインの6月1日には、コンサートや野点のほか多彩のイベントが用意されておりましたが、残念ながらあいにくの雨のため一部を除き翌2日に順延されました。例年に比べ時期や気候の影響からか、若干花数も少なく感じましたがそれでも会場は大勢の見物人でにぎわっておりました。期間中、夜間はライトアップにより一層の華やかさが増し、特に梅雨のこの季節、雨とショウブの風情をしばらく楽しんでいただけるものと思っております。

それでは、今回の定例市議会に提案いたしております議案の概要について御説明を申し上げます。提案いたしておりますのは、専決処分案件として、平成24年度玉名市一般会計補正予算1件、玉名市税条例の一部を改正する条例案など3件、予算案といたしまして、平成25年度玉名市一般会計補正予算案など9件、条例案件といたしましては、

玉名市睦合財産区管理会条例の一部を改正する条例案など2件、人事案件といたしましては、固定資産評価員の選任など2件、そのほか土地改良事業の計画の概要を定めることについてなどの5件、報告案件といたしましては、平成24年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告など7件、合わせて29件を今議会に提案いたしております。そのうち平成24年度補正予算の専決処分でございますが、一般会計では地方譲与税及び各種交付金等の確定による調整のほか、国の緊急経済対策の追加により、対象事業の補正を行なったことによるものでございます。

次に、平成25年度一般会計補正予算については、国の緊急経済対策に対応した事業といたしまして7事業、総額約8億2,300万円を総務費、民生費、農林水産業費、土木費及び消費費にわたって計上いたしております。主なものといたしましては、市立保育園13園の保育士等の給与改善にかかわる補助金、大浜・横島地区5組合の低コスト耐候性ハウスの整備及びJAたまなの選果機等を更新する生産総合事業補助金、防災安全交付金事業として、市道8路線の道路舗装工事、橋りょう2橋の補修工事など取り組んでまいります。緊急経済対策以外では、気象災害に強い省エネハウスを整備することによって、認定農業者の所得と生産意欲の向上を図るため、県の補助による施設園芸緊急再生対策事業補助金を計上いたしております。また本市出身の音楽家、故小山卯三郎氏のドキュメンタリー番組を制作・放映する「郷土の偉人シリーズ」放映委託料を計上いたしております。吹奏楽の生みの親とも言われ、熊本県吹奏楽連盟の初代理事長でもある小山卯三郎氏にスポットを当て、音楽のすばらしさと共に「音楽の都 玉名」を、市内外にアピールしたいと考えております。さらに寄附金の活用事業といたしまして「元気で長寿のまちづくり事業」や「小中学校・市民図書館」の図書購入等など4事業を今回の補正によって取り組むこととしております。この事業の原資は、「ふるさとを応援したい」「ふるさとに恩返ししたい」という市内外に居住されている方の善意、御好意を寄附という形でお受けし、これまでに延べ105名の方から、累積額で930万円の貴重な財源をいただいております。今年度事業は、平成24年度に県内4名、県外14名の方から御寄附をいただいた総額170万円を活用し、御寄附いただいた方それぞれの思いを事業に生かすものでございます。そのほか4月の職員定期異動及び機構改革に伴います人事配置による職員給与等の調整を計上いたしております。

次に、追加議案といたしまして、玉名市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定1件と新庁舎建設工事に関する工事請負契約の締結について1件、合わせて2件につきましても提案することになりました。このうち、新庁舎建設工事関連でございますが、既に新聞報道で御案内のことと存じますが、このほど新庁舎建設工事の入札を終え、仮契約を終えました。これを受け、今議会に追加案件としてお諮りをし、本工事請負契約の御承認を賜るべく提案申し上げた次第でございます。これまでの議会でも申し上げて

まいりましたとおり、諸般の事情により完成時期を1年前倒しし、計画的に事務を進めてまいりました。しかしながら大型建設工事の請負契約であることから、建築一式工事の建設業許可業者でかつ特定建設業許可を有する単体企業また共同企業体による条件付の一般競争入札であるため、慎重に精査をし先月31日に入札を行ない、落札した相手方と仮契約の締結が整った次第でございます。本来、当初に提案すべき案件であります。ただいま申し上げた理由などから、追加という提案の形を取らざるを得ず、御承認いただいた後、本契約の締結をいたしたく御提案申し上げるものでございます。入札の結果、市民の負担をできる限り抑えたいという思いが実現のものとなり、この庁舎を厳粛に受けとめ、市民に親しまれる庁舎建設に取り組んでいきたいと考えております。この旨何とぞ御理解を賜り、ほかの議案ともども御審議の上、いずれも原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

詳しくは副市長、総務部長から提案理由の説明の中で申し上げます。よろしく願いいたします。

日程第4 議案上程（議第50号から議第71号まで）

○議長（高村四郎君） これより議案を上程いたします。

議第50号専決処分事項の承認について、専決第4号平成24年度玉名市一般会計補正予算（第8号）から、議第71号陸合財産区管理委員の選任についてまでの議案22件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読を、これを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（高村四郎君） ただいまの各議案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 古閑 猛君。

[総務部長 古閑 猛君 登壇]

○総務部長（古閑 猛君） おはようございます。

補正予算関係につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元にお配りいたしております資料の1ページをお願いいたします。初めに議第50号専決処分事項の承認について、専決第4号、平成24年度玉名市一般会計補正予算（第8号）について御説明を申し上げます。これは、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分を行ないましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

主な内容につきましては、地方譲与税及び自動車取得税交付金等各種交付金の決定によりまして補正を行なうとともに、国の経済対策の追加により対象事業の補正を行なっ

たものでございます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ405万8,000円を追加し、総額を290億1,303万4,000円とするものでございます。歳入につきましては2款地方譲与税は2,235万円の減額で、地方揮発油譲与税などによるものでございます。8款自動車取得税交付金は2,143万6,000円の追加、10款地方交付税は1,127万1,000円の追加で、今回の歳入歳出の財源調整分でございます。歳出につきましては6款農林水産業費が405万8,000円の追加で、県営湛水防除事業負担金などによるものでございます。第2表繰越明許費補正につきましては、橋りょう長寿命化事業の金額を変更するものでございます。第3表地方債補正につきましては、土地改良施設整備事業債ほか3件の限度額を変更するものでございます。

資料の2ページでございます。議第54号から議第62号までの平成25年度補正予算関係9件につきまして、御説明を申し上げます。今回、御提案いたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変化と国の経済対策に関連する取り組みに対応するため補正を行なう必要が生じたので御提案するものでございます。

初めに議第54号平成25年度玉名市一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ8億6,906万2,000円を追加し、総額を281億4,806万2,000円とするものでございます。まず歳入の主なものを申し上げますと、14款国庫支出金は2,944万5,000円の追加で、地域経済循環創造事業交付金などによるものでございます。15款県支出金は8億5,276万3,000円の追加で、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金及び強い農業づくり交付金などによるものでございます。18款繰入金は財政調整基金繰入金1,105万2,000円の減額で、今回の歳入歳出の財源調整分でございます。21款市債は660万円の減額で、道路橋りょう整備事業債の追加、公園整備事業債の減額でございます。

次に、歳出につきましては、国の経済対策関連事業として、地域経済循環創造事業ほか6件で、総額8億2,304万4,000円を総務費、民生費、農林水産業費、土木費及び消防費に計上しております。また4月の職員の定期異動及び機構改革等に伴う職員給与の調整、共済費の負担率変更による減額などにより、人件費の総額として4,545万7,000円の減額を計上しており、1款議会費から10款教育費まで調整を行なっております。職員給与以外の主なものにつきましては、1款議会費は305万円の追加。2款総務費は8,747万2,000円の減額で、地域経済循環創造事業交付金などによるものでございます。3款民生費は1億520万8,000円の追加で、介護予防拠点整備補助金などによるもので、これは各地区の公民館で「いきいきふれあい活動」

などの介護予防事業を継続して実施する場合750万円を上限として、公民館建設及び修繕に対し補助するものでございます。4款衛生費は1,060万4,000円の追加で、ふるさと寄附金の活用事業として、環境美化活動団体への補助及び小中学生を対象とした環境学習会開催に係る経費などによるものでございます。6款農林水産業費は8億762万8,000円の追加で、施設園芸緊急再生対策事業補助金、生産総合事業補助金などによるものでございます。7款商工費は128万4,000円の追加。8款土木費は2,500万8,000円の減額で、防災・安全交付金事業として市道8路線の道路舗装工事及び橋りょう2橋の補修工事などでございます。公園整備事業につきましては、平成24年度3月補正予算と25年度当初予算にそれぞれ計上しておりましたが、24年度事業として採択されたことにより全額を減額するものでございます。9款消防費は1,365万4,000円の追加で、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の自動起動装置等の整備などでございます。10款教育費は4,011万4,000円の追加で、玉名中学校武道場改築事業の実施設計業務委託料などでございます。

第2表債務負担行為補正につきましては、子ども・子育て支援事業計画策定業務の期間及び限度額を定めるものでございます。

資料の4ページでございます。第3表地方債補正につきましては、変更が道路橋りょう整備事業、廃止が公園整備事業でございます。

以上が一般会計の補正予算の説明でございます。

次に、議第55号平成25年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ95万6,000円を減額し、総額を95億4,370万9,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整及び職員の育児休業に伴い非常勤職員を任用するものでございます。

次に、議第56号平成25年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,361万2,000円を追加し、総額を68億8,534万3,000円とするものでございます。歳入につきましては、5ページの7款繰入金は486万8,000円の追加。8款繰越金は平成24年度の決算見込みにより、2,874万4,000円を追加するものでございます。歳出につきましては、1款総務費は486万8,000円の追加。7款諸支出金は平成24年度の介護給付費等の精算に伴い、国、県及び支払基金への償還金として2,874万4,000円を追加するものでございます。

次に、議第57号平成25年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ57万7,000円を減額し、総額を4億9,263万1,000円とするもので、定期異

動等に伴う職員給与等の調整でございます。

次に、議第58号平成25年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ496万円を追加し、総額を3億937万4,000円とするもので、6ページの定期異動等に伴う職員給与等の調整でございます。

次に、議第59号平成25年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）でございます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ5万1,000円を減額し、総額を3,427万2,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整でございます。

次に、議第60号平成25年度玉名市九州新幹線湯水等被害対策事業特別会計補正予算（第1号）でございます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ887万5,000円を減額し、総額を11億9,964万7,000円とするもので、7ページの定期異動等に伴う職員給与等の調整でございます。

次に、議第61号平成25年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）でございます。第2条収益的支出の補正につきましては、406万3,000円を追加し、総額を6億9,924万6,000円とするもので、定期移動等に伴う職員給与等の調整によるものでございます。

最後に、議第62号平成25年度玉名市下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。第2条収益的支出の補正につきましては、1,167万9,000円を減額し、総額を10億6,442万4,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整でございます。

以上、主な内容等について御説明申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高村四郎君） 副市長 築森 守君。

[副市長 築森 守君 登壇]

○副市長（築森 守君） おはようございます。私のほうから専決処分をいたしました条例案件3件及び議第63号から議第69号までの提案理由につきまして御説明を申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。議第51号専決処分事項の承認についてでございますが、これは地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、専決処分により玉名市税条例の一部改正を行ないましたので、地方自治法の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

3ページから7ページまでとなります。主な改正内容といたしましては、まず地方税

にかかる延滞金等につきまして、近年の低金利状況を踏まえ、国税において延滞税等の割合の改正が行なわれることにあわせ、地方税においても同様に延滞金、還付金、還付加算金の割合を所定の区分に応じて見直しを行なうもので、これは平成26年1月1日から以後の期間に対応する延滞金等について適用するものでございます。また個人住民税につきまして、地方公共団体に対して行なう寄附、いわゆる「ふるさと寄附金」について、寄附金税額控除の特例控除額の見直しを行なうものでございます。これは平成26年度からの各年度分の個人住民税について適用するものでございます。同じく、個人住民税関連でありますが、住宅ローン控除につきまして平成26年から平成29年までの4年間、控除適用を延長するとともに、さらに消費税率引き上げに伴う影響を緩和するため、居住年が平成26年4月以降のものについて、ローン控除の限度額を拡充するものでございます。これは平成27年度以後の年度分の個人住民税について適用するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。議第52号専決処分事項の承認についてでございますが、これも前号同様に、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、玉名市都市計画税条例の一部改正を行ないましたので、地方自治法の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

9ページをお願いいたします。改正内容といたしましては、地方税法の一部改正によりまして、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫にかかる課税標準の特例措置が新設されたことに伴い、市町村の条例で定めるべき割合を附則第4項として規定するものでございます。また新たに附則を1項追加したことに伴い、附則の項ずれについて、規定の整備を図るものでございます。なお附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の都市計画税から適用するものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。議第53号専決処分事項の承認についてでございますが、これも前2号同様に、地方税法の一部を改正する法律の交付に伴い、玉名市国民健康保険税条例の一部改正を行ないましたので、地方自治法の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

11ページ及び12ページをお願いいたします。主な改正内容といたしましては、国民健康保険税の軽減措置にかかる基準額等の算定において、国民健康保険の被保険者であった者が、満75歳到達により後期高齢者医療制度に移行後5年目までに限り、当該移行した者も含めて算定することとしている措置を恒久化するものでございます。また、同じく国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行により、国民健康保険の単身世帯となった世帯、いわゆる特定世帯について、移行後5年目までの間の世帯別平等割額の2分の1を軽減する措置に加え、移行後6年目から8年目までの間にある世帯を特定継

続世帯として、世帯別平等割額の4分の1を軽減する措置を追加するものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行し、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税から適用するものでございます。

13ページをお願いいたします。議第63号玉名市睦合財産区管理会条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは地方自治法第296条の4第1項の規定に基づき、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の選任及び任期に関する規定並びに委員の再任に関する規定を整備するものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

14ページをお願いいたします。議第64号玉名市九州新幹線湯水等被害対策農業用水施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは新たに農業用水施設を設置するため、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、別表に新たに整備した石貫4区第2号配水池に関する名称、位置等を加えるものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

15ページをお願いいたします。議第65号土地改良事業の計画の概要を定めることについてでございますが、これは市が土地改良事業を実施しようとするときは、土地改良法第96条の2第2項の規定により、その計画の概要について議会の議決を求めるものでございます。計画の内容でございますが、玉名地区の農道及び農業用排水施設の整備を行なうことにより、水田の汎用化及び労力の低減並びに農業経営の安定化を図ることを目的とした事業でございます。

17ページをお願いいたします。議第66号普通財産の無償貸付けについてでございますが、これは地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものでございます。この物件は、昭和58年に東岩崎区の公民館用地として同区に対し30年間無償貸し付けしている物件でありましたが、今回の貸し付け期間の満了に伴い、再度同区に対し無償貸し付けを行なうものでございます。貸し付け期間は、平成25年7月1日から平成55年6月30日まででございます。貸し付けの相手方は、東岩崎区の代表である井上常春氏でございます。

18ページをお願いいたします。議第67号市道路線の廃止及び認定についてでございますが、これは道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定によりまして、議会の承認を得るものでございます。今回廃止する市道路線は、市民会館1号線で、新規認定する市道路線は、上立願寺松尾原線、寺田山口吉丸線、寺田馬名水線でございます。また道路延伸に伴う市道路線の廃止及び認定路線として、元三井保養所配水池線を廃止し、丘の上公園配水池線として路線名も新たにし、認定するものでございます。

22ページをお願いいたします。議第68号工事請負契約の締結についてございま

すが、これは玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。内容といたしましては、九州新幹線湯水等被害対策に伴う三ツ川地区の農業用水確保のため、容量9,300立法メートルの福山地区1号配水池の新設工事を行なうものでございます。契約方法は、土木一式工事の建設業許可業者でかつ特定建設業許可を有する12社にて指名競争入札を実施し、入札の結果、玉名市河崎793番地の3、株式会社中川組が1億2万円で落札をいたしました。現在、同社と仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきまして本契約の締結をするものでございます。

23ページをお願いいたします。議第69号財産の処分についてでございますが、これは玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。内容といたしましては、玉名市への進出企業である愛三熊本株式会社に対し、平成20年9月25日から5年間の期間で土地を無償貸し付けしておりましたが、同株式会社が工場用地として取得するものでございます。処分する土地の所在地は、玉名市北牟田萱原393番1ほか13筆で、面積は4万3,128.51平方メートル、処分予定価格は2億1,564万2,550円、契約の相手方は、愛三熊本株式会社代表取締役の中島邦男氏でございます。

以上の条例案件につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会で御説明を申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認をいただきますようお願いを申し上げ、以上で提案理由の説明を終わります。

失礼しました。議第68号の工事請負契約の締結についての中で、落札金額を私が間違った発表をいたしました。中川組が1億6,002万円で落札をいたしましたところでございます。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 市長 高嵯哲哉君。

〔市長 高嵯哲哉君 登壇〕

○市長（高嵯哲哉君） 本議会に提案しております人事案件2件について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の24ページをお願いいたします。議第70号固定資産評価委員の選任についてでございますが、山口聖氏が税務課長の職を辞したために、後任に本田優志氏を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。議第71号睦合財産区管理委員の選任についてでございますが、本市睦合財産区管理委員、野口正次氏が本年6月30日をもって辞任するため、後任といたしまして木村博氏を選任いたしたく、玉名市睦合財産区管

理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（高村四郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

日程第6 報告7件（報告第2号から報告第8号まで）

○議長（高村四郎君） 次に、報告第2号平成24年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、ほか6件の報告があります。

総務部長 古閑 猛君。

[総務部長 古閑 猛君 登壇]

○総務部長（古閑 猛君） 初めに報告第2号から報告第4号までの繰越計算書の報告につきまして御説明を申し上げます。

議案集の27ページをお願いいたします。一般会計及び農業集落排水事業特別会計につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、また下水事業会計につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

まず報告第2号平成24年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。平成25年度への繰越事業としまして、総務費において1件、民生費において1件、農林水産業費において5件、土木費において6件、教育費において4件の計17件の事業を繰り越したところでございます。繰越総額は13億9,016万5,868円で、その財源内訳は、既収入特定財源643万円、一般財源5,159万8,284円、未収入特定財源のうち国庫支出金4億8,352万8,584円、県支出金が6億3,777万8,000円、地方債が2億780万円、その他で地元の分担金が303万1,000円でございます。

次に、29ページでございます。報告第3号平成24年度玉名市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。平成25年度への繰越事業としまして、農業集落排水資源循環総合事業補助金を繰り越したところでございます。繰越額は1,845万円で、その財源内訳は、未収入特別財源の県支出金922万5,000円、地方債840万円、一般財源82万5,000円でございます。

次に、31ページでございます。報告第4号平成24年度玉名市下水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。平成25年度への繰越事業としまして、公共下水道事業が1件ございます。繰越額は2億6,729万4,000円で、その財源は国庫補助金1億2,199万7,000円、公共下水道事業債1億2,740万円、損益勘定留保資金1,789万7,000円でございます。

次に、32ページをお願いいたします。報告第5号玉名市土地開発公社の経営状況を

説明する書類についてでございます。これは、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものでございます。別冊になっております玉名市土地開発公社の経営状況説明書を御覧いただきたいと思っております。玉名市土地開発公社は平成24年9月議会におきまして解散議決をいただき、同年10月23日付で熊本県知事の解散認可を受けておりますので、同月22日までが平成24年度の決算となります。平成24年度の事業報告でございますが、土地の取得、処分などの事業はございませんでした。平成24年度事業報告及び決算報告書中の2ページをお願いいたします。平成24年度収入支出決算でございますが、収益的収入支出につきましては、収入1万790円で、利息収入でございます。支出は18万3,084円で公社管理事務費でございます。資本的収入支出につきましては、収入支出ともに0円となっております。報告書には損益計算書、貸借対照表、財産目録、キャッシュフロー計算書等が明示されておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、解散についてでございますが、平成24年10月23日の県知事解散認可後、解散及び清算人登記、官報への解散・債権申出公告などの手続きを行ない、平成25年2月4日残余財産を玉名市へ帰属させ、同日付で清算終了を行ない、同年2月12日付で清算終了登記を行なっております。

続きまして、14ページの玉名市土地開発公社清算報告書をお願いいたします。14ページです。なお、玉名市へ帰属させました残余財産につきましては、解散認可時の財産であります預金額2,753万9,882円から清算事務諸費20万1,638円を差し引き、通帳解約の際の利息2,794円を加えた、2,734万1,038円となっております。公社としましては、債権、債務はともにございませんでした。

以上が、玉名市土地開発公社の平成24年度決算と解散についての報告でございます。

議案書の33ページをお願いいたします。報告第6号一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類についてでございます。これも前号同様、地方自治法の規定により議会に報告するものでございます。別冊の一般財団法人玉名市自治振興公社経営状況説明書を御覧いただきたいと思っております。平成24年度事業報告書及び収支決算書中の4ページをお願いいたします。初めに、平成24年度の事業報告でございますが、玉名市より公共施設の管理運営を受託しました施設は、玉名市民会館をはじめとする6施設でございます。それぞれの施設におきまして多くの皆さまに利用されているところでございます。3ページをお願いいたします。文化振興事業では、「第9回たまきな映画の集い」において、日本中が感動し世界が賞賛した小惑星探査機「はやぶさ」プロジェクトの苦難の道のりとその偉業を渡辺謙主演で映画化した「はやぶさ 遙かなる帰還」を2回上映し、子どもから大人まで楽しめる上映会となりました。勤労福祉事業では、エアロビクスをはじめとする13の定期講座及び浴衣着つけを初めとする4つの短

期講座の、合わせて17講座を実施いたしました。

5ページをお願いいたします。平成24年度収支決算でございます。収入合計は8,980万6,871円、支出合計は8,845万6,627円となっております。なお、収支差額135万244円につきましては、次年度に繰り越すことといたしました。

次に、平成25年度事業計画書及び収支予算書中2ページをお願いいたします。平成25年度の主な事業計画でございますが、今年度で自主文化事業は50回の節目を迎えます。そこで文化振興事業としまして、6月には「第4回玉名市民会館カラオケ祭(たまの紅白歌合戦)」を、8月には「第10回たまきな映画の集い」を行なう予定でございます。

次に、勤労者体育センター事業において、中高年のスポーツとして定着してきたラージボール卓球のさらなる普及、発展のため、「第5回ラージボール健康親善卓球大会」を計画しております。

4ページをお願いいたします。平成25年度予算につきましては、経常収益計としまして8,104万4,000円で、その内訳として基本財産運用費が9,000円、事業収益が市から受託しております4施設の管理料収入並びに市民会館、勤労青少年ホーム、勤労者体育センター及び弓道場の利用料収入として6,072万3,000円、玉名市からの補助金収入として1,805万9,000円、雑収入として225万3,000円などとなっております。

続きまして、経常費用計としまして8,103万3,000円で、その内訳として事業費が6,246万3,641円、管理費が1,856万9,359円でございます。当期経常増減額としましては1万1,000円でございます。

以上が、一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況の報告でございます。

議案書の34ページをお願いいたします。報告第7号有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類についてでございます。これも前2号同様、地方自治法の規定により、議会に報告するものでございます。別冊の有限会社横島町特産物振興協会経営状況説明書を御覧いただきたいと思います。平成24年度事業報告及び収支決算書中1ページをお願いいたします。まず、平成24年度の事業報告でございます。玉名市より公共施設の管理運営を受託しました施設は、「ふるさとセンターY・BOX」をはじめとする3施設でございます。それぞれの施設におきまして利用者が安心して利用できるよう努めたところでございます。また主な事業としまして、「Y・BOXいちご祭り」「シンビジュームフェア」「Y・BOX祭」などを開催し、県内外の農産物直売関係のイベントに積極的に参加し、PR活動を行なってまいりました。平成24年度収入収支決算でございますが、収入が1億4,967万3,379円、支出が1億4,762万1,151円で、当期準損益は205万2,228円となり、利益の増加となっております。

す。

次に、平成25年度事業計画及び収支予算書中の1ページをお願いいたします。平成25年度の事業計画でございますが、「Y・BOXいちご祭り」や「Y・BOX祭」などを開催するとともに、昨年以上に積極的にイベントを開催し、また県内外の各種物産イベントに参加していく予定でございます。また福岡市役所ふれあい広場で、毎月「きらり輝けたまなの日」を、また熊本市森都心プラザで隔月「Y・BOX物産展」を開催していくよう計画をしております。

2ページ及び3ページをお願いいたします。収入支出予算でございますが、収入が1億5,011万円、支出が1億4,802万7,018円、当期純利益は208万2,982円を予定しております。

以上が、有限会社横島町特産物振興協会の経営状況の報告でございます。

35ページをお願いいたします。報告第8号専決処分の報告についてでございます。これは地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。内容といたしましては、平成25年3月25日、午後4時30分ごろ、玉名市桃田運動公園内西広場調整池において、相手方の子どもが遊んでいる際、集水ますに立てかけられた脱着式車どめが倒れ、左足を負傷したものでございます。相手方への損害賠償額といたしまして、市は100%にあたる1万3,850円を負担するものでございます。なお、損害賠償金につきましては、全国市長会の市民総合賠償補償保険から全額給付をされます。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 以上で報告の説明は終わりました。

日程第7 請願・陳情の報告（請第1号、陳第1号）

○議長（高村四郎君） 次に、請願・陳情の報告をいたします。今回、請願1件、陳情1件が提出されております。内容については、お手元にその要旨を配付しておりますので、説明を省略いたします。

日程第8 先議（議第70号）

○議長（高村四郎君） 次に、日程の追加についてお諮りいたします。ただいま議題となっております、議第70号固定資産評価員の選任についての人事案件1件については、議事の都合により、これを先議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。

よって日程の追加として、議第70号固定資産評価員の選任についての人事案件1件

を先議することに決定いたしました。

次に、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております、議第70号固定資産評価員の選任についての人事案件1件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。

よって議第70号固定資産評価員の選任についての人事案件1件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議第70号固定資産評価員の選任についての人事案件1件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議第70号固定資産評価員の選任について、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、議第70号については、原案に同意することに決定いたしました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午後 0時01分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 追加議案上程

○議長（高村四郎君） 日程の追加についてお諮りいたします。議第72号玉名市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、議第73号工事請負契約の締結についてを、日程表のとおり日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議第72号玉名市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について。議第73号工事請負契約の締結について、以上、議案2件を一括議題といたします。お手元に配布しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第10 提案理由の説明

○議長（高村四郎君） ただいまの議案2件について、提案理由の説明を求めます。

副市長 築森 守君。

[副市長 築森 守君 登壇]

○副市長（築森 守君） 追加提案いたしました議案2件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

追加議案の1ページをお願いいたします。議第72号玉名市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてでございますが、これは国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に準じて、職員の給与減額支給措置を行なうため条例を制定するものでございます。内容といたしましては、平成25年7月から平成26年3月までの間、職員の給与月額を1級及び2級については100分の3.77を、3級から6級については100分の6.77を、7級については100分の8.77をそれぞれ減額するものでございます。また管理職手当については100分の10を、地域手当については給与の減額率に応じそれぞれ減額するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年7月1日から施行するものでございます。

4ページをお願いいたします。議第73号工事請負契約の締結についてでございますが、これは玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案をするものでございます。内容につきましては、玉名市役所新庁舎建設のため鉄骨鉄筋コンクリート造4階建て、建築面積3,241.52平方メートルの庁舎棟及び鉄筋コンクリート造平家建て、建築面積309.08平方メートルの別棟の建築工事を行なうものでございます。契約方法は、建築一式工事の建設業許可業社でかつ特定建設業許可を有する単体企業又は共同企業体による条件付の一般競争入札を採用しております。入札の結果でございますが、大成建設株式会社九州支店を代表者とし、株式会社熊野組を構成員とする大成・熊野建設工事共同企業体が28億1,400万円で落札をいたしました。現在、同企業体と仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきまして、本契約の締結をするものでございます。

以上、追加議案2件についての提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきまし

ては所管の委員会で御説明を申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認をいただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明6月8日から6月12日までは休会とし、6月13日は定刻より議会を開き、一般質問を行ないます。一般質問を希望しておられる方は、質問の要旨を具体的に記載し、6月10日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午後 0時07分 散会

第 2 号

6 月 1 3 日 (木)

平成25年第2回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

平成25年6月13日（木曜日）午前10時01分開議

日程第1 一般質問

- 1 7番 近松 議員
 - 2 25番 松田 議員
 - 3 6番 横手 議員
 - 4 19番 青木 議員
 - 5 5番 北本 議員
- 散会 宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 7番 近松 議員
 - 1 子宮頸がん予防ワクチンについて
 - 2 若年の子宮頸がん予防対策について
 - 3 子どもの交通事故の実態と対策について
- 2 25番 松田 議員
 - 1 新庁舎建設について
 - (1) 入札に当たっての配慮は
 - (2) 入札結果の追加提案の経緯は
 - (3) 県道玉名立花線の庁舎へのアクセスは考えておられるか
 - 2 農業問題について
 - (1) TPPに対する考え方と対策について
- 3 6番 横手 議員
 - 1 市長選出馬について
 - 2 さらなる本市の発展充実に向けて市長の考えは
- 4 19番 青木 議員
 - 1 市が取り組まなければならない子育て環境について
 - 2 耕作放棄地の再生について
 - 3 災害時の特別警報の運用について
 - 4 立願寺公園内のしらさぎの湯（足湯）の維持管理について
- 5 5番 北本 議員
 - 1 ずっと住みたいまちづくり

- (1) 日本一おいしい給食について
- (2) 小中一貫教育について
- (3) 高齢者になっても安心して暮らせる取り組みについて
- (4) 玉名市障がい者計画について

散 会 宣 告

出席議員（25名）

- | | | | |
|------|------------|------|-------------|
| 1 番 | 藏 原 隆 浩 君 | 2 番 | 福 田 友 明 君 |
| 3 番 | 内 田 靖 信 君 | 4 番 | 江 田 計 司 君 |
| 5 番 | 北 本 節 代 さん | 6 番 | 横 手 良 弘 君 |
| 7 番 | 近 松 恵美子 さん | 8 番 | 福 嶋 譲 治 君 |
| 9 番 | 永 野 忠 弘 君 | 10 番 | 宮 田 知 美 君 |
| 11 番 | 前 田 正 治 君 | 12 番 | 作 本 幸 男 君 |
| 13 番 | 森 川 和 博 君 | 14 番 | 高 村 四 郎 君 |
| 15 番 | 松 本 重 美 君 | 16 番 | 多田隈 保 宏 君 |
| 17 番 | 高 木 重 之 君 | 18 番 | 中 尾 嘉 男 君 |
| 19 番 | 青 木 壽 君 | 20 番 | 大 崎 勇 君 |
| 21 番 | 田 畑 久 吉 君 | 22 番 | 小 屋 野 幸 隆 君 |
| 23 番 | 竹 下 幸 治 君 | 24 番 | 吉 田 喜 徳 君 |
| 25 番 | 松 田 憲 明 君 | | |

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

- | | | | |
|---------|-----------|-----------|------------|
| 事 務 局 長 | 辛 島 政 弘 君 | 事 務 局 次 長 | 神 谷 峰 弘 君 |
| 書 記 | 平 田 光 紀 君 | 書 記 | 前 田 もと子 さん |
| 書 記 | 松 尾 和 俊 君 | 書 記 | 富 田 享 助 君 |

説明のため出席した者

- | | | | |
|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 市 長 | 高 崙 哲 哉 君 | 副 市 長 | 築 森 守 君 |
| 総 務 部 長 | 古 閑 猛 君 | 企 画 経 営 部 長 | 原 口 和 義 君 |
| 市 民 生 活 部 長 | 北 本 義 博 君 | 健 康 福 祉 部 長 | 前 川 哲 也 君 |
| 産 業 経 済 部 長 | 森 本 生 介 君 | 建 設 部 長 | 坂 口 信 夫 君 |

会計管理者	原 田 政 樹 君	企業局長	植 原 宏 君
教育委員長	池 田 誠 一 君	教 育 長	森 義 臣 君
教育次長	西 田 美 徳 君	監 査 委 員	有 働 利 昭 君

○議長（高村四郎君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（高村四郎君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） おはようございます。7番議員の近松です。

きょうは子宮頸がん予防ワクチンと、それから子どもの交通事故の実態と対策についてと2点についてお伺いしますが、ちょっと順番を入れかえさせていただきまして、最初に子どもの交通事故の実態と対策についてお伺いいたします。

玉名市内を車でいろいろ回ってみますと、まだまだ歩道が整備されていないところが多く、さらに信号設置が望まれるところがたくさんあります。このような状況の中で、本当に子どもの通学を安全にしていくことは非常に難しいこともあるかと思っておりますが、玉名市内で交通事故の実態はどういうふうになっているのか。何件あるのか。そしてまた、そのために子どもを守るためにどういうふうなことが対策としてされているか、そのことについてまずお伺いいたします。

○議長（高村四郎君） 市民生活部長 北本義博君。

[市民生活部長 北本義博君 登壇]

○市民生活部長（北本義博君） おはようございます。

近松議員の子どもの交通事故の実態と対策についての御質問にお答えいたします。

熊本県警察本部の交通事故統計によりますと、高校生を含む子どもの交通事故の死傷者数は、平成22年は1,219人、平成23年は1,172人、平成24年は1,068人となっており、減少傾向にあるものの、この間の死者は7名となっております。

同じように玉名市における子どもの死傷者数は、平成22年は53人、平成23年は57人、平成24年は42人となっており、この間の死者はございません。

また、県内の子どもの交通事故の発生状況を見ますと、事故の原因は歩行中の飛び出しが54人、自転車乗車中で、安全不確認によるものが96人となっており、運転者側の不注意による事故に巻き込まれる場合もあり、全体の4分の1が通学中に発生しています。通学時の交通対策といたしましては、市職員による青パトでの交通巡回、それと62名の交通指導員による朝の街頭指導を実施しております。交通指導員は、朝の通学

時間に通学路に立ち、園児や児童・生徒を重点に、歩行者の保護・誘導や中・高生の自転車通学生徒に対する正しい通行指導を行なっております。そしてそのほかに交通指導員の主な活動といたしましては、春と秋の交通安全運動期間中の街頭指導や運転者に安全運転を呼びかけるキャンペーンの実施、玉名地区交通安全協会講習部とともに、小学校の安全教室に出向き、児童に対する歩行指導や自転車の安全な乗り方の指導を行なっているところでございます。

この交通安全協会講習部による交通安全教室は、幼児から高齢者まで各年齢層に応じた交通安全教育を実施しておりまして、玉名市内で、平成24年度が年間85回開催しており、うち幼児から高校生を対象にしたものは36回開催し、合計で4,833名が受講されております。また昨年中は全国的に通学路の安全点検が実施されており、玉名市におきましても、警察署、学校、道路管理者等、行政機関が連携して小・中学校の通学路危険箇所の一斉点検を実施し、安全対策を講じているところでございます。

ここ数年、通学時における園児・児童の死亡事故は発生していませんが、今後も玉名警察署や交通安全協会、交通指導員、学校関係者、交通ボランティアの方々と連携を取りながら子供たちの交通安全指導と事故防止に努めてまいります。

以上です。

○議長（高村四郎君） 7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 県内の交通事故も、それから玉名市内の交通事故、子どもの交通事故が減っているということを今、お伺いしまして、関係各位の方の御努力が実っているものと思います。きめ細かにいろいろ対策をなされていることをお伺いしましたが、職員が支所から引き上げましてから、交通指導員さんと職員さんとの連携と申しますか、話し合う機会がやはり減ってきていると思いますので、その辺留意なされて、ぜひ一丸となって、子どもを守る交通指導に力を入れていきたいということを切にお願いしておきます。

では次に、子宮頸がん予防ワクチンについて、2の若年の子宮頸がん予防対策についてお伺いいたします。

私は、この子宮頸がん予防ワクチン接種を一時中止すべきではないかという論点で質問いたします。実は私は、玉名市でこのワクチンを導入することになった時から、何か大きなものにだまされているような不安を感じていました。そこで3月の文教厚生委員会においてもこのワクチンについては慎重に情報収集をお願いしたわけでございます。ところが不安の中、ワクチン接種者の増加とともに、日本国内においても副反応による被害者がふえて、今年の5月には「全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会」の方々が厚生労働省に出向き、被害の現状報告と接種中止、接種者の追跡調査の早期実施、公表、被害

者救済制度による補償などを求める訴えを提出されました。しかし、国としては、ワクチン接種を中止はしないが、被害状況についての詳しい調査を始めるということでございます。

ここで子宮頸がん予防ワクチンについて余り御存じない方もおられると思いますので、少し説明させていただきます。

1983年、今から約30年ほど前に、ドイツのウイルス学者、ハラルド・ツア・ハウゼン氏がヒトパピローマウイルスに感染することで、子宮頸がんになると発表され、つまり、子宮頸がんの原因はこのウイルスの一種によるものであるとされたのです。その後、このウイルスに対するワクチンが開発され、日本では2009年に承認され、本年より定期予防接種と位置づけられました。しかし、このワクチンは子宮頸がんを予防するものではなく、HPVウイルスの16型、18型の2つを予防するワクチンであるというのが正しい表現です。夢のようなワクチンと思いきや、実際は重篤な副反応が出ていることや、効果が疑問視されていることから当初より非常に物議を醸しているワクチンであります。

まず、最初に副反応について申し上げますと、薬事法などに基づく医師や製薬会社からの報告によれば、子宮頸がんワクチンの副反応は2009年の販売開始から昨年末までに約2,000例。その中でも重篤な症状を持つ人は861名と、ある新聞に書いてありました。ちなみに、厚労省の発表では、重篤な副反応は106件となっています。重篤といいますのは、全身の痛みが続いたり、歩行困難などです。この重篤副反応の報告数は、インフルエンザワクチンの約40倍であり、海外の発生頻度に比べ、日本では多いと言われています。また被害者の会からの報告が、製薬会社で把握してる事例の中に入っていない方もおり、被害の実態はもっと多いと考えられます。

さらに今年の5月28日には、国はグラクソ・スミスクライン社の「サーバリックス」について、3年間でギランバレー症候群が5人、このギランバレー症候群と言いますのは、女優の大原麗子さんが亡くなった病気です。急性散在性脳脊髄炎3名が発症したと発表し、新たな副反応に加えるように告知しました。つまり、最近になってさらにまた新たな重篤な副反応と認められたものがあったということです。そのほかには記憶障害、意識消失、接種後急に倒れて前歯を折ってしまった子どももいるそうです。肝機能異常、意識レベル低下、視力低下、などなど数々の報告があり、読むだけで恐ろしくなります。このような実態を知っている人は絶対に子どもにワクチンを接種させることはしないだろうと思います。

さらに今後、副反応について調査をしていくうちにもっと多くの症例が表面化するに相違ありません。アメリカでは約800万人の女性に注射し、副反応があった人は2万6,050人、入院2,669人、回復しない者5,319人、てんかん・けいれん1,2

16人、死亡114人となっています。実際には、この数倍の犠牲者が存在すると言われていています。最も深刻なのは突然死です。しかしながら、がんの予防ワクチンであるということで、あっという間に日本でも定期予防接種に加えられてしまいました。

2番目に先ほどの副反応に加えて、このワクチンが果たして効果があるのかどうかという基本的な問題について述べさせていただきます。このワクチンの効果は、最長でも6、7年だろうと言われていています。正確に言いますと、予防効果の持続期間は確立していないと、メーカーの添付書類にはっきりと書いてあります。この最長をもし10年としたところで、10歳で接種した時に、20歳になった時には、この予防ワクチンの効果はなくなっているということです。これは性的な接触によってウイルスに感染すると言われてしますので、20歳以降が非常にウイルス感染の機会が多いにもかかわらず、20歳になった時には、このワクチンの効果はなくなるということで、これでは副反応の危険性も知りながら命がけで接種する意味は全くないわけです。

次の問題はウイルスの種類です。インフルエンザと一緒に、ウイルスの型が合わなければ効果がないのです。HPVウイルスは500種類ぐらいあると言われてっていますが、その中で、この16、18型以外には予防効果はないということです。そして、日本人の研究で、日本人にはこの型は多くないと。3月28日の参議院の労働委員会の質疑において、日本人研究者が海外の医学雑誌に発表した報告では、日本の一般女性がHPVに感染する割合は、16型が0.5%、18型が0.2%と二つ合わせても1%に満たない感染率であることが明らかにされています。ワクチンを打っても定期検診は欠かせない。ワクチンを打ったからといって過信するならもっと大変なことになるという事実は認識すべきだと思います。

もう一つの疑問点は、果たしてウイルスが原因かということです。子宮がんの方を調べたら、一般の方よりこのウイルスが多かったということで、このウイルスが子宮がんの原因とされたようですが、だれだってインフルエンザのウイルスですべての人がインフルエンザになるとは思いません。体が弱っているときに感染することは周知のとおりです。子宮がんも同じように、体の免疫力が落ちているからウイルスが増殖するわけであり、免疫力があればものともしないわけです。実際、8割かそれ以上の人はこのウイルスを排除できているし、さらにこのウイルスが残っているからといって発病する人はまれであると言われていています。さらに若年の子宮がんがふえているとおどしていますが、実際、そんなにふえているのでしょうか。

そこでお尋ねいたします。玉名市において、20代、30代の子宮がん死亡者はふえているのかどうかについてお尋ねいたします。それから、このワクチンの効果の限界、副反応、禁忌事項について、保護者、関係機関にどのくらい周知してあるのかについてお尋ねいたします。

3番目は、接種率と玉名市での副反応の実態についてお伺いいたします。

4番目、たとえ若年の子宮頸がんがふえてきているとしたら、それはワクチンをすれば済むということではなくて、若い方の抵抗力が低下している。つまり、老化が進んでいると言いますが、進んでいるということ自体が大きな問題であると思います。子宮頸がんがふえてきたとするなら、なぜふえてきたのか。その背景が非常に問題であると思います。ウイルスのせいで病気になるのではなく、ウイルスに対抗できない体の人がふえてきたということ自体が大きな問題なのです。

そこで、免疫力のバロメータとなる体温調査で、低体温が2割という結果を出された教育委員会としては、その後どのような指導をされて、対策をとられているのかをお伺いいたします。

さらに、このような実態を考慮され、玉名市としては「一時中断する」という決断をする考えはないかお伺いいたします。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 前川哲也君。

〔健康福祉部長 前川哲也君 登壇〕

○健康福祉部長（前川哲也君） おはようございます。

近松議員の子宮頸がん予防ワクチンの御質問にお答えいたします。具体的な説明を行なう前に、子宮頸がんはどのような病気なのか、少し御説明をさせていただきます。子宮頸がんとは、子宮の出口付近にある子宮頸部にできるがんで、子宮の中にできる子宮体がんとは異なります。子宮頸がんにかかる原因のほぼ100%がHPVというヒトパピローマウイルスの感染によって起こるものでございます。多くの場合、このウイルスは性交渉によって、人から人へ感染し、女性の約80%の方が、一生に一度は感染していると推定されております。

近年、20代後半から30代の女性に急増し、発症率は増加傾向にあります。現在、がんによる死亡原因の第3位で、女性特有のがんの中では、乳がんについて第2位です。特に20代から30代の女性においては、発症するすべてのがんの中で第1位となっている状況にあります。

本市におきましては、平成23年2月から子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業として、このウイルスに感染しないようにワクチン接種が始まりました。ワクチン接種は2種類のワクチンがあり、同一のワクチンを標準として6カ月間に3回接種いたします。子宮頸がん予防ワクチンの副反応は、注射部位の痛み、赤み、腫れが10%以上の頻度で起こることが多く、重い副反応として、失神、意識喪失、過敏症反応などがあります。

先ほど近松議員が質問の中でおっしゃいましたけども、子宮頸がんの予防ワクチンの国の副作用の報告を見てみますと、平成21年12月の発売から、平成25年3月まで合計1,964件の報告がっております。そのうち、全身の痛みなど重い症例は10

6件でございますが、接種100万回当たり約12.3件となっております。インフルエンザワクチンや不活化ポリオワクチンよりは高いですが、日本脳炎ワクチンよりは低い状況でございます。本市においての子宮頸がん副反応の状況把握についてでございますけれども、予防接種をお願いしている医療機関より、副反応報告書による報告を受けることにしております。接種開始後より現在まで、医療機関からの副反応報告書は上がっておりません。

周知についてでございますが、標準接種対象として中学校1年生相当の女子に、接種についてのお知らせ文書を、接種における副反応や定期的な検診の必要性等記載のパンフレット資料を、玉名市立中学校通学者には、中学校を通して配付し、それ以外の対象者には郵送しているところでございます。本市のワクチン接種率は、中学1年生から高校2年生相当の女子を対象に事業を開始した平成23年2月から、昨年度末の平成25年3月までにおいて77.2%でございます。

また、本市における子宮頸がんでの死亡の状況でございますが、平成20年度から24年度までに、合計10人の方が死亡されており、そのうち、65歳未満の方が、平成22年に2人24年に2人の4人の死亡となっております。子宮頸がん予防ワクチンは、子宮頸がんのみではなく、膣がん、外陰がん、肛門がんについても有効性を示した報告があり、一定の効果を示す可能性は示唆されています。子宮頸がん予防ワクチンのこれまで確認されている持続期間でございますが、約10年となっております。抗体価、つまり抗体が体の中にどれくらい残っているかの推移は、ワクチン接種後2年程度までは低下していきませんが、その後はほぼ一定の値で推移し、抗体価は自然感染後の抗体価を大きく上回ります。子宮頸がん患者及び死亡数を40%から70%減少させることができると推計も報告されております。

子宮頸がんの予防接種は、平成24年度までは任意の予防接種でありましたけれども、平成25年度からは定期接種、つまり市の責務において行なうこととなっており、市としては推進の方向で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 教育次長 西田美徳君。

〔教育次長 西田美徳君 登壇〕

○教育次長（西田美徳君） おはようございます。

近松議員の若年の子宮頸がん予防ワクチンについての御質問にお答えいたします。

まず、子宮頸がん予防ワクチン接種についてでございますが、当該ワクチン接種は、予防接種法の中で定期予防接種に規定されており、市町村長の責任により実施されることとなっております。その趣旨に沿って教育委員会といたしましては、対応をしているところでございます。

御指摘の子宮頸がん予防ワクチン接種についてのお知らせにつきましても、市長名で中学1年生の保護者を対象に関係資料の配付依頼がっておりますので、法の趣旨に沿って依頼に応じた対応をとっているところです。

次に、低体温症ということで教育委員会の対策ということでございますけれども、平成23年1月に小中学校の児童・生徒を対象に、健康実態調査を実施いたしました結果、一般的に低体温と言われる36度未満の児童・生徒の割合は、小学校で約12%、中学校で約19%となっております。平成22年の12月議会での近松議員の一般質問においても答弁をさせていただきましたが、学校保健では低体温についてまだ明確な定義がございません。しかし、生活リズムの乱れ、朝食の欠食や運動不足などが、その原因ではないかとされております。子供たちに規則正しい生活を送るように、早寝・早起き・朝御飯運動の推進により、基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、全校体育や教科体育の充実により、子供たちの健康づくりに努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 今のお答えに対して、私なりの考えを述べさせていただきます。

ちょっと順不同になりますけども、この副反応が日本脳炎より低いということでございましたけども、これは何をもって低いとされているのか私はわかりません。また、このワクチンは始まって定期予防接種になったばかりですので、これからもっと解明されてくるんじゃないかと。先ほど申し上げましたように、新しく副反応がふえてきたと認められたということは、今後もっとふえるんじゃないかと、だから日本脳炎より低いから大丈夫ということは言えないというふうに思っております。

それから、玉名市において副反応の被害はありませんでしたということでございましたけども、どれをもって副反応と保護者が理解しているかどうかはわからないなと思っておりますことと、やはり死亡者が日本で2人、今までのところ定期予防接種になる前にもう2人いるわけですけども、まだ接種者が玉名で少ないから出ていないんであります。割合から言えば3年に1回ぐらいは重篤な人が出るんじゃないかと思っております。そういうことで、決して油断はできない、もし1人であっても障害が残るような子が出た場合、非常に責任が重いというふうに考えていただきたいというふうに思います。

それからちょっと具体的に伺わなかったのですが、これは再質問したいんですけども、国が20、30代の子宮がんがふえていると盛んに言っておりますけども、本当に玉名でも20代の子宮がんの死亡はいるんですかと。そしてこれはふえているんですかということでお伺いしたんでございます。65歳未満ということで、一くくりで回答をいただ

きましたけども、この点について再度質問いたします。

それから、大事なことは、文書を出されているということでしたけども、このワクチンの効果の限界ということをきちっと保護者に知らせておかないと、今10年と言われましたけども、サーバリックスの添付文書には確定されていないというふうに書いてございます。つまり20歳を過ぎた時には、定期検診をしないと、予防ワクチンをしたから大丈夫というふうに思ったらかえって危ないんだということ、ここをしっかりと保護者に知らせておかないといけないと思うんですけども、どういう文書になってますでしょうか。

それから、副反応。こういうものが出ますと意識がなくなって急激に倒れて歯を折った人もいる、転んだ人もいる、ですから打ったあとは安静にしておかなくてはいけなとか、だれかが付き添っておかなくちゃいけないとか。それから亡くなった方の場合、もう少し早く病院に行けばよかったかなということもありますので、その辺の養護の先生も含めて、副反応の理解をどのくらい関係者がされているのか、周知してあるのか。

それからまた、禁忌事項。こういう人は打ってはいけませんとそういうことが書いてございます。心疾患とか、肝疾患とかいろいろ書いてございます。このあたりはどういうふうに周知していかれるのでしょうか。この何年に1回であっても、予防接種をすることで障害を残すことを市が続けていくという姿勢であるならば、決して副反応、重篤な副反応を出してはいけないということが大事になっていきますけど、そのためにはやはりこのふさわしくない人、予防接種をするにふさわしくない人、既往症が、いろんな意味で既往症がある人をどうやって子どもの場合見つけていくのか。例えば、大人でしたら検診を受けている人が多いですから「肝臓の病気はありません」とか「心臓は検査を受けて異常がありませんでした」とかありますけど、これはどういうふうにしていかれるのかお伺いいたします。

それから、教育委員会に対してお伺いいたします。

低体温について、その学校、学校というんですか、学校保健委員会というんですか、そういうことについて低体温をどう考えるか、それがまだわかっていないから対策を立ててないんだというふうに私は理解しましたが、皆さんが勉強されたらいいんじゃないかと私は思います。小学生で12%、中学生19%ということは、どんどんふえてきているわけです。玉名市内の高校生を調査したところでも20%以上ありました。この基本的な自分の体温も上げられない状態の子ども、それをどうにかして上げるということが非常に大事じゃないかと思うんですけども。国が指針を出すからとか、出さないとかじゃなくて、今、ネットで開けばいろんな情報がありますので、いいということは何でもやってみるという姿勢が私はほしいなというふうに思います。

済みません。大事なことでするので、ちょっとゆっくり考えさせてください。

再質問したいのをまとめますと、若年の子宮がんは本当にふえているのかという、20代、30代はどうかということ、私は質問したつもりですので、それについてお答えくださいということと、それから保護者への判断材料の提供はどのようなふうになっているのか。また、医師・保護者、そして手渡す方、学校で配られる場合もあると言われましたので、その学校関係者に対して、十分理解してこの禁忌と副反応について、そしてまた、この効果の限界について、この3つについて、十分理解していただけるような方策をされているのかどうかということをお伺いしたいということ。それとこのふさわしくない人、予防接種を受けることができないという者、心臓血管系の病を持つ者、腎疾患を持つ者、肝疾患を持つ者、血液疾患を持つ者、発育障害などの基礎疾患を有する者、こういう方は対象外になっていますが、こういう方こそ副反応、大きな副反応が出る可能性があると思いますので、これはどのようなふうにして、これを判断していかれるのかということです。おつもりかお伺いします。

教育委員会については、もし生活習慣の改善ということを全部ひっくるめてされているということ、確かにそうだと思います。すべてがかかわっていると思います。早寝早起きであったり、運動であったり、食事であったりと。もしそうであるとするなら、そのやったことをどうやって評価されているのかという点でお伺いしたいと思います。

本当にやる気があるんだったら、前が中学校20%だったら、また調査してみて10%だったと、そういうふうな取り組みをしていただきたいほど大きな問題であると。昔は37度ぐらい当たり前だったのに、35度台の子どもがいるということは、非常に心身にとって大きな問題なんだと、鬱とかそういう問題にとっても、不登校にとっても、それからがんの予防にとっても非常に大きなことなんだと、私はそういうふう認識しているんですけども、どのようなふうなお考えでしょうか。

私は、命の教育とか、命を大切にするとか、学校で取り組んでおられますけども、命を大切にすることというのは、どのようなふうに教えてあるんでしょうか。私は、自分の体を、体温ぐらい、自分の生活で上げることができる。それが命を大切にすると、自分を大切にすると、まず第一歩ではないかというふうに思っていますので、このことについて、さらにお伺いいたします。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 前川哲也君。

〔健康福祉部長 前川哲也君 登壇〕

○健康福祉部長（前川哲也君） 近松議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目、若年の子宮がんの話でございますけども、本市におきます子宮がんの死亡は、先ほど申し上げましたように20年から24年まで10件でございます。年齢で65歳未満というふうに表現をいたしましたけども、20代の死亡者はございません。40代、50代の死亡でございます。発生については、ちょっと統計がございませんの

で、死亡のほうだけしか把握いたしておりません。

それから保護者への周知でございますけども、保護者への周知につきましては、定期接種になりまして、中学校1年生を対象に実施いたしております。学校を通して、予防ワクチンの効果、また有効性効果、リスク等をわかるような資料を添付して説明会で行なっているところでございます。

子宮頸がんワクチン、先ほど近松議員おっしゃいましたように、いろんな型がありまして、効果として100%ではございません。あくまで国のほうでも40%から70%ぐらいの効果は見込めるというようなことで判断をして定期接種に踏み切っております。予防ワクチンだけではなく、やはり子宮頸がん予防には、子宮頸がんの検診、これとセットでの受診がやはり効果を上げると考えております。ただ、子宮頸がんワクチン、やはり年間9,800人ぐらいの方が全国で発症されまして、2,700人ぐらいが死亡するという大きながんの要素でございますので、やはり市といたしましても、効果の限界はございますけども、やはり市民の方が定期接種で受けた方が受けられるような体制は確保すべきではないかと考えております。

先ほど議員がおっしゃいましたようなことをもう一つ検討しまして、ワクチンは強制ではございませんけども、各個人の方が判断できるような周知を強化を努めて進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高村四郎君） 教育長 森 義臣君。

〔教育長 森 義臣君 登壇〕

○教育長（森 義臣君） おはようございます。

今、近松議員のほうから学校教育に対しての子宮頸がん、それから低体温等の生活のことについて再質問がございましたけれども、子宮頸がんと本当に大事なことにつきましては、私どもも法律に沿って、そしてそれをしっかりとらえながら実施、そして文書を流すということ、万全を期す努力はしております。

それから、子供たちがやはりそうしたがんとかあるいはいろんなウイルスに負けないだけの健康な体づくりというのは、もう学校は養護教員もそうですし、栄養教員もそうです。学校全体、教育委員会も本当に、年に数回ずつ研修も重ねながらできる限りの努力はしているのが現状でございます。

そこで、議員の皆さまにもぜひお願いしたいことは、これは学校だけでは決してやはり100%解決には至りません。学校は全力でそういうことに対して細かいところまで気を使いながら行なっていきますけれども、どうか家庭、あるいは地域の力もお借りしながら一緒にやっていきたいというふうに思いますので、そういう点も、議員の皆さまのお力をお借りしたいということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（高村四郎君） 7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 子宮がんの死亡の推移については、今後ともぜひ、注視していただきたいと、全国的にはふえていると言われますけど「玉名市はどうなんだ」と、「玉名市はふやさないぞ」と、そういう気持ちでぜひ、仕事をしていていただきたいというふうに思います。

原因があってふえるんであって、私たちは考え違いをしているんです。ウイルスのせいで病気になると。私たちのせいではないと。違うんです。私たちが変わったからウイルスにやられるんです。そこの考えをしっかりとって、玉名市はふやさないぞという、そういうつもりで統計もとっていただきたいし、していただきたいなというふうに思います。

それから、正しい情報を伝えるということは、市町村によってこの子宮頸がんワクチンに対するお知らせ・内容が違いますので、いろいろ吟味されまして、何回も申し上げますけども、この限界と副反応、あと1つ何か、3つありましたけど、禁忌事項ですね。こういう人はしないほうがいいですよ。心疾患のある人がしたから、心疾患で注射後すぐに亡くなっているんです。そういうふうなこともぜひ、考慮していただきたいと思います。真剣に考えるなら非常に難しいワクチンであるというふうに思います。

それから、法律に沿ってされているということ。確かに法律に沿ってすることは大事なんですけど、時として、国と市民とどちらが大事かという考えもしていかななくてはいけないというふうに私は思います。私は職員でいました時に、3カ月で結果を出せないなら、それはいい仕事じゃないと言われてやってきました。私は低体温の問題というのは、3カ月あれば結果の出ることなので、ぜひ、取り組んでいただきたいという気持ちはずっと持っております。学校だけではできないという今、お話ありましたけども、確かにこの間、教職員のアンケートをとらせていただきましたけども、70時間以上の残業されている先生も結構いらっしゃる中で、本当に今、学校の現場は大変なんだろうなというふうに思っております。ただ、学校保健、養護の先生もいらっしゃいます。そして、保健体育という授業もあります。その中でやれるんじゃないかと。やれないだろうかという思いが私の中にあります。そして学校だけではできないということもありますけども、それをじゃあ社会でどうしていくのか、教育長さんの下には、学校教育だけではなくて、社会教育も抱えておられるはずですよ。学校で限界があるのでしたら、そこも動かしてぜひ、数字で出していただきたいというふうに私は思います。

私はこの低体温の問題はそんなに難しい問題じゃないと、自分の体験から思っております。学校で1カ月、子供たちに寄り添って食育をした、その体温をずっとはかってきた、その経験からそんなに難しいことじゃない。やる気があればできるとそういう問題

だというふうに思っておりますので、担任の先生だけじゃなくて、養護の先生も含めて考えていただきたい問題だというふうに思います。

市としてはこれは継続していくということでしたけども、私としては、このワクチンそのものが非常に導入が不透明であると、効果も非常に正しい情報が伝わっていない。先ほど40%か70%くらい効果があるというふうなお話ありましたけども、なかなかこのいろんな利害が絡まっている中で、発表しにくいのか、日本の学者は海外の雑誌に「いや、このHPV16型、18型の日本人はほとんどいないんだ」ということを発表しているという事実を思うと、実際の効果はもっと低いのかもしないです。

さらに数カ月前、このワクチン評価委員会というものが開催されています。このメンバー6人中4人が製薬会社から資金提供を受けていたということが、中日新聞、北陸中日、東京新聞等に掲載されました。熊日には報道されなかったのかもしないけども。そして、この小委員会で協議された9つのワクチンのうちに、献金していた3つの製薬メーカーのワクチンが定期予防接種と決まったわけです。子宮頸がんワクチンのグラクソ・スミスクライン社、インフルエンザ菌b型の武田薬品工業、小児用肺炎球菌のファイザー社、これはちゃんと厚労省のホームページに、この評価委員のだれが幾ら献金をもらったかということも公表されておりますので、これは定期予防接種に決まった経過も非常にブラックボックスだなというふうに思っております。

世の中の経済というものは、欲望を募らせて消費をあおるか、不安を募らせて消費をあおるかで経済が成り立っているというふうに言われます。物が満たされてきたら、不安を募らせて消費をあおることに、世の中シフトしてきてるんじゃないかなということ非常に危惧しております。

今、国民の多くは不安ばかりです。がんになるのではないかと、寝たきりになるのではないかと、認知症になるのではないかと、こんな豊かな社会なのに、せめて我々は不安をあおる事業ではなく、安心して自信を持って人生を生きることができる、真に自立した人間づくりを念頭に置いて、事業展開をお願いしたいというふうに思っております。

このワクチンについては、私は今後も女性の代表として、この中止に向けて活動していこうと思っております。せめて玉名市で副反応のお子さんが出ないように、そしてまたこのワクチンを受けたことで過信して、手おくれの子宮がんが見つかることのないように、その辺のところの配慮をしっかりとお願いして、またこのワクチンの動向についても注視していただきたいというふうに思ひまして、私の質問を終わります。

○議長（高村四郎君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

25番 松田憲明君。

[25番 松田憲明君 登壇]

○25番（松田憲明君） おはようございます。

25番、自友クラブの松田憲明君でございます。通告に従い、一般質問を行ないます。

新庁舎建設についての質問を通告しておりますけれども、この問題につきましては、今回、何人かの方々の通告がっております。したがって深くはお尋ねいたしませんので、いわば露払いか、太刀持ちの役目を果たせたらいいのかなという思いで質問させていただきます。

新庁舎建設につきましては、1市3町合併の最大のテーマとして、建設地は中心となります旧玉名市に建設するまでは決まっておりました。その後平成17年10月新市発足時から、今期まで約8年近く、紆余曲折ございました。御承知のとおりでございます。今定例議会に追加として庁舎入札についての提案がなされております。私も長い間議会にお世話になっておりますが、このような大事業にかかわったことは初めての経験であります。しかも特例債を受けての建設であります。事の重大さ、そしてまた責任の重さに身の引き締まる思いで質問をいたしております。まさしく100年に一度の大事業と受けとめております。発注者となります高崙市長の心の中いかばかりかと予測づけがたいものがございます。

そこで3点につきお尋ねをいたしたいと思っております。まず、入札に当たってどのような点に配慮されたのか。そして、入札結果の追加提案となった経緯についてお尋ねをしたいと思います。そして3点目に県道玉名立花線が、新幹線、玉陵中の間を抜けて、国道208号バイパスに接続されて、その先が切れております。したがって、新庁舎建設に伴って、県にお願いして県道玉名立花線を延長していただけないものか。この3点につき答弁をいただき、また答弁によって再質問をさせていただきます。

○議長（高村四郎君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 皆さんおはようございます。まず、松田議員の新庁舎建設事業について、お答えをいたします。

まず、入札に当たっての配慮についてでございますが、議員御指摘のとおり大規模な事業でございますので、当初はそういった大型公共事業の実績と技術力を有する大手ゼネコンを対象として公募する予定でございました。しかしながら、これだけの大工事にもかかわらず、地元建設業者がそうした工事に携われる機会を初めから奪ってしまうと

いうことはいかなるものかという配慮から、大手ゼネコンと市内建設業との共同企業体に対しても受注の機会を広げるため、建設工事一式及び特定建設業許可を有する単体企業又は共同企業体を対象に条件付の一般競争入札公告を行なったところでございまして、単体企業6社、共同企業体2社の応募があり、その8社におきまして入札を行ないました。結果として市内業者との共同企業体が落札をし、工事請負契約の締結についての議案を本議会に上程しているところでございます。

なお、公告の際の条件といたしましては、そのほかに経営事項審査の総合評価評定値が1,700点以上、平成15年度以降に同等以上の工事の実績があり、資格を有する配置予定技術者の配置が可能かどうかも条件といたしております。その際、山鹿市の新庁舎建設工事の事例も参考とさせていただいたところでございます。

次に、入札結果の追加提案の経緯についてでございますが、公告から入札までの一連のスケジュールを申し上げますと、4月3日の指名審査会での審査のあと、8日に条件付一般競争入札の公告を行ない、市ホームページ等にも掲載をいたしました。その後、参加希望者の受け付けを行ない、仕様書を閲覧させ、入札金額算定のための期間を設けますが、特に共同企業体の編成期間も考慮した上で、疑義の受付期間も通常より長く取らざるを得ませんでしたので、5月31日の入札まで54日間を要しております。入札後は落札予定について事後審査を行ないますので、結果として落札者が決定するには2日ほど期間を必要とし、議会開会までに仮契約を済ませる必要がございましたので、議員御指摘のとおり、これほどの大型公共工事を追加提案で上程した理由といたしましては、当初議案の提出までの期間的な理由があったためでございます。落札予定者が決定した後は、速やかに議案を提出し今回の追加議案となったものでございます。

この点につきましては、何とぞ御理解をいただきますようお願い申し上げます。
以上でございます。

○議長（高村四郎君） 建設部長 坂口信夫君。

[建設部長 坂口信夫君 登壇]

○建設部長（坂口信夫君） 松田議員御質問の県道玉名立花線の庁舎へのアクセスは考えているかのご質問にお答えをいたします。

まず、県道玉名立花線の整備につきましては、現状を申し上げますと、国道208号玉名バイパスの開通後、新玉名駅開業に間に合わせるため、玉名バイパス以北の白石堰の間までほぼ完成をいたしております。議員お尋ねの玉名バイパス以南の区間につきましては、現道のままで本年3月に地元の河崎区からこの区間の整備に対する要望書が県と市に提出をされております。また、本市でも玉名バイパス以南の整備について、早期に着手していただくよう、玉名立花線建設促進期成会を通じて、毎年県へ要望をしているところでございます。また、新庁舎への別のアクセスということで、現在、新玉名駅

前を通ります通称東西道路、これは県道玉名八女線でございますが、を考えてございます。この道路は、延長が950メートルございます。そのうち現在、東側の500メートルにつきましては既に完成をいたしており、事業費ベースで約6割の進捗とのごとでございます。なお、残りの西側の区間が450メートルございますが、1日も早く供用できますよう県へ要望しているところでございます。

この道路が完成をいたしますと、玉名バイパスとともに新玉名駅前の東西軸の道路ができて、より利便性の高い道路網の構築ができると考えております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 松田議員の御質問の新庁舎建設予定地の北側から県道玉名立花線に直結してアクセスし、新幹線新玉名駅の利便性の向上にも寄与する新規道路の整備構想についてお答えいたします。

議員が御提案された新庁舎と県道玉名立花線を直結する新たな道路計画については、現時点において計画はございません。しかしながら、将来この地域の交通量がふえることも予想されますので、今後につきましては、時代の変化に応じた周辺の土地利用、それに伴う道路のあり方についてさらに調査研究をいたしまして、今後のまちづくりを見据えた道路計画を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高村四郎君） 25番 松田憲明君。

〔25番 松田憲明君 登壇〕

○25番（松田憲明君） 庁舎問題につきまして、御説明いただきました。

やはりもう少し情報が私たちにも入ればですね、いいのだがなという感もいたしておったわけでございます。そういう点からしますと、この入札に当たっての市長の配慮とか、入札結果が追加提案になった経緯とか、いろいろ立花線についてとかの考えもある程度把握しております。この点につきましては、最後にまとめとして、私の考えを申し添えたいと思いますので、次の2点目の質問に移らせていただきます。

農業問題でございます。TPPに対する対策についてと題しております。今議会冒頭、市長あいさつの中にもありましたように、全国市長会の中でもTPP交渉参加の問題が提起されたと報告がっております。私たち市議といたしましても、2年に一度県下議長会主催によりますセミナーが去る2月21日熊本市で行なわれました。講師としてジャーナリストの櫻井よしこ先生を迎えての講演会がございまして、その中で、櫻井先生御指摘のTPP反対の寄生虫になってはいけませんよということでございました。また前総理野田佳彦総理、そして現安倍晋三総理等がTPP参加を表明され、連日TPP

P記事がメディアにおいて報じられております。貿易立国日本の国益を考えると、T P P参加もやむなしの感も否めないものがございます。

ところで大なり小なりの影響が懸念されますが、本市は園芸・果樹の県下有数の産地であります。国におきましても日本農業がT P P参加により、多分の影響を受けるものとして試算がなされておると聞いておりますが、データとしてあれば熊本県又は玉名市でどれぐらいの額になるのか、担当課においてお示しをいただければと思っております。そしてまた、減額の補てん・補助策などがあれば、それもお尋ねしたいと思えます。

○議長（高村四郎君） 産業経済部長 森本生介君。

[産業経済部長 森本生介君 登壇]

○産業経済部長（森本生介君） 松田議員のT P Pに対する考えと対策についての御質問にお答えいたします。

T P P交渉につきましては、本年3月15日に安倍首相が参加を表明し、4月20日には、全参加国が日本との協議を終了し、参加了承となり、今年7月の交渉会合に参加見込みとなっております。日本は途中からの交渉参加となりますので、10月に大筋合意を目指していることから、どこまで日本の主張が通るか疑問視をされている状況にあります。この間、農業への影響額が公表され、国においては約3兆円、また熊本県におきましては、農業算出額の27.4%に当たる854億円が減少すると試算をされております。さらには食品添加物、遺伝子組み換え食品、残留農薬などの規制緩和により、食の安全が脅かされるのではないかと懸念もございます。本市におきましても、県の試算結果をもとに影響額を算出してみますと、12.5%に当たります約26億円が減少する試算となります。

本市の主力作物であります野菜や果樹などが関税率が低く試算の対象となっていないため、国・県の試算結果と比べますと影響率は低い結果となっておりますものの、米・麦を中心とした土地利用型農業や畜産農家への影響は大きく、農業を基幹産業とする本市にとりましては、多大な影響があるものと思われまます。

このような状況の中、自由民主党の農林部会におきましては、このたび、農業農村所得倍増目標10カ年戦略を取りまとめられます。それによりますと、基本対策として担い手への農地集積、耕作放棄地対策、新規就農者の倍増、農林水産物などの輸出倍増、日本型直接支払い制度の法制化などが盛り込まれております。また品目別の政策としましては、本市の主力作物である野菜・果樹などについて、機械化、規模拡大などの生産流通体制の整備により、加工・業務向け野菜出荷量の5割増加、施設園芸の団地化、高品質化支援策の強化などにより、多様な担い手、産地による低コスト、高収益の生産構造をつくること盛り込まれております。

市といたしましては、これらの戦略をもとに、今後創出されると思われる対策や事業を活用しながら、日本がTPPに参加した場合においても、本市農業が持続可能な対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 25番 松田憲明君。

[25番 松田憲明君 登壇]

○25番（松田憲明君） TPPについて再質問をいたします。

現状につきましては、ある程度把握ができました。今後、いろいろな問題がまた出てくるかと思えます。国におきましても農業救済、また国土保全、環境面からいろんな策も打ち出されるものと考えられますけれども、玉名は玉名として、玉名ブランドを守り育て、そうして競争力をつけるための協議の場を設けてはいかがかと提案するものでございます。担当課において、有識者を人選し、諮問機関、施設あたりを設けてはいかがかと思っておりますので、考えで結構ですので、お尋ねします。

それから、これは高崙市長にお尋ねいたします。これは国内だけでなく、海外のことになりますけれども、今、市におきましては、福岡、大阪そして東京あたりのトップセールスをなされておりますけれども、海外に県におきましても、熊本県のブランドをくまモンを使って売り込むというトップセールスを知事は意欲を燃やしておられると聞いておりますけれども、玉名市のブランドを売り込む考えはないのか、市長がみずから海外に出向いて、トップセールスをする考えはないのか、この2点についてお尋ねいたします。

○議長（高村四郎君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 松田議員のTPPに対する考えと対策についての再質問にお答えをいたします。

今のところ交渉の行方がどのようになるかということについては、なかなかわからない部分が多量に多いと思っております。日本がTPPに参加するとなりますと、農業が基幹産業であります本市にとりましては、その影響は決して少なくないと思っております。また、農業への影響が本市の他産業への影響も及ぼすことが懸念をされております。

ただいま、御提案いただきましたことにつきましては、十分検討していきたいというふうに思っておりますし、またトップセールスとして今、関西方面等々に行っておりますけれども、これからはやはり海外等へもトップセールスをするということにつきましても考えてまいりたいというふうに思っております。

そのほかにつきましては、担当部長が答弁したとおりでございますけれども、今後の交渉の行方や国の対策を注視しながら、必要な対策を講じてまいりたいというふうに思っ

ております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 25番 松田憲明君。

[25番 松田憲明君 登壇]

○25番（松田憲明君） 御答弁ありがとうございました。

今回の質問に対して、私のまとめとして、私の考えを申し添えたいと思います。

原口部長のほうから立花線については、今、考えがないと、立花線の庁舎への延長については考えてないということでございますけれども、非常にこう立花線につきましてはですね、何かこう非常に重要な路線であろうと思っております。新幹線玉名駅が開業したことによって、行政視察がですね、非常に議会事務局にはこれまでの倍以上も来て、議長も副議長も対応に苦慮されておると思っております。今後、庁舎建設した暁にはですね、それは相当な行政視察が来られるものと思っております。そういった立花線のですね、引き込みというのは、今後いろいろな問題で重要になってくるかと思っておりますので、その点もまた御検討をいただければと思っております。

それからまとめとして、高寄市政この4年の企画を見るなかでですね、建設につきましては、最後の最後まで迷走の連続であったかと察しております。一貫して通されたのは、建設費の削減であったと思います。私は安ければよいとは決して思っておりません。百年の計をもつての建設であるからであります。

さきの委員会研修で、品川の日野学園、これは小中一貫校のモデル校でもございます。1,000人規模の小中一貫の先駆け校でありました。ちなみに校舎の建設費は60億円ございました。若き校長が案内して回られる中で、いろいろ話を聞かされたけども、職員会の中で、過去を絶対、会議の中で話してはいけませんと、未来に向けて話をしなければできないということを、何か決まりのようになされておったのが印象的でした。

また、庁舎建設も未来に向けて前向きに、そして広域的な観点から、庁舎建設を考えるべきだと思っております。庁舎が完成すれば文化の拠点となります市民会館の建設も待っております。その先に来るのが道州制があります。何年先かわかりませんが、県がなくなり、拠点都市構想が浮上してきます。そのための庁舎建設であり、立花線延長であると私は思っております。何かこう議場で夢のようなことを言うようでございますけれども、夢を語るのも議場であると思っております。そして、夢の中から希望と目標を議論しながら、行く末のためにですね、立派な今、現場にいる者の務めとして、責任を果たすべきであろうと思っております。夢と希望と目標があれば、あのような80歳の快挙も実現するわけでございます。すべてチェンジじゃなく、挑戦であります。皆さまの夢と希望と目標に向けてチャレンジされることを祈念し、私の一般質問を締めた

いと思います。

ありがとうございました。

○議長（高村四郎君） 以上で、松田憲明君の質問は終わりました。

6番 横手良弘君。

[6番 横手良弘君 登壇]

○6番（横手良弘君） おはようございます。市民クラブの横手です。

今年も恒例になりました、また新たな趣向も取り入れて現在行なわれている「花しょうぶまつり」であります。今年、私が行ったときは、花の咲きもきれいだったように感じました。また、週末には多くの観光客の皆さんが見物に来てもらっているように感じましたが、例年よりもどうなのでしょう。ぜひ、多くの皆さんに玉名に足を運んでもらい、また財布のひもを緩めてもらい、玉名に多くの経済効果があることを期待しながら、早速通告に従いながら一般質問に入りたいと思います。

まず、今年の秋に予定されております市長選挙について、市議会議員も同時選挙ではありませんけれども、質問いたします。

高寄市長におかれては、平成21年10月の選挙において、「チェンジ玉名」のローガンのもと、「市民が輝き、都市が輝き、夢がひろがる玉名」の実現に向けて、市長選に出馬され、多くの市民の支持を得て、見事第2代玉名市長に就任されました。私は旧玉名市の時から、市議会議員、玉名市長、そして今の玉名市長としての手腕を拝見してまいりました。以前、民間企業の経営者として培われた経験や感覚、また旧態依然とした役所の体質にとらわれない、改革すべきところは改革し、無駄を省き、常に市民目線で、常に市民中心の市政運営に努力してこられました。以来、3年7カ月が過ぎこの間いろいろな改革をしてこられました。例を挙げますと、一つ。まず1番目に先ごろ新聞にも発表され、今議会に関連議案が上程されていますが、新庁舎建設費の削減です。このほど実施された入札の結果、その額は当初、基本設計段階の事業費59億8,000万円だったものを約20億円下回る、概算で約39億円とされています。設計段階から徹底的な無駄を省き、また消費税率改正前の建設前倒しや、国土交通省から造成に伴う盛り土の無償提供など、以前、企業の経営経験者として培われた手腕により、大きな結果が導き出されたものであると思います。ちまたでは20億円の削減は無理だろうという悲観的な空気もありましたが、こうして現実のものになることに感銘を受けています。

次に、市長就任直後からみずからの身を削って、給料の30%のカットを実践されたことは、ここにも市財政のかじ取りをする決意の強さを身を持って示されておるのではないのでしょうか。

次に、健康福祉分野を見てみますと、市長就任前までは、小学校入学前までの医療費

の無償化を、小学校6年生にまで拡充されました。子どもを持つ親にとりましては、非常に喜ばしくまた助かることではないでしょうか。

次に、商工分野においては企業誘致が挙げられます。市長就任以来、これまでに5件の企業を誘致されました。現在は、アベノミクスが功を奏している影響からか、地方と違って中央の一部においては、少し明るい光も差しつつあるという状況ですが、まだまだ地方においては景気好転の兆しは感じる事ができない状況下である中にもかかわらず、このように企業誘致を推し進められていることに、一市民としても頭が下がる思いであります。

次に、産業分野においては6次産業の推進が挙げられるかと思えます。就任後、全国に先駆け6次産業推進室を設置され、農・水産物に付加価値をつけ、販売までを行なうという、行なうことを支援されてきました。それが今では33もの商品化が実現され、ミカンジュースや晩柑ゼリーなどは、国内の有名百貨店で販売されるまでになっております。それに、本市の重要な基幹産業の農業においても、近代的な農業機械の導入においても、県の予算が難しかったときも、独自の補正予算などをつけたりされております。

ほかに例を挙げればきりがありませんが、このような改革や企業経営者の視点から見た行政の無駄使いの根絶と、事務事業の見直しが図られた結果、特に県下でも下位に位置していた財政の弾力性を示す経常収支比率は、市長就任当時、県下14の市の中で、13番目という硬直した財政状況から、現在では8番目に位置するまでに改善されたと聞き及んでおります。

さらには、段階的に削減となる地方交付税に耐え得る財政基盤の適正化を図るため、財政調整基金の積立てを確実にしない、今後の財源不足が確実視される財政状況に十分耐え得る財政基盤を構築されるなど、先見の明を持たれています。

高嵯市長の思いの根底には、財政を含め常に市民を中心にした市民のための市政運営に努めることであろうと確信しています。この3年7カ月の間で、多くの功績を残されてこられております。まだまだ取り組んでいただかなければならない事業が施策を含めて残っておりますので、高嵯市長にはぜひ、今年の秋に予定されております市長選挙には出馬をいただき、市民目線の市民のための市政運営に引き続き取り組んでいただきますように、きょうこの場で明確に出馬の意向を表明していただきますよう、それとさらなる本市の発展・充実に向けて市長の考えをお聞かせ願ひまして、私の質問にしたいと思ひます。

○議長（高村四郎君） 市長 高嵯哲哉君。

〔市長 高嵯哲哉君 登壇〕

○市長（高嵯哲哉君） 横手議員の質問にお答えをいたします。

ただ今、次期市長選挙出馬について、力強い激励の言葉をいただきました。誠に身に余る光栄であります。

私は常々、人を大切にする市政、市民が主人公である市政、そういうものを実現したいという強い思いを持っておりました。そして4年前、新庁舎建設の見直しや行政改革などを盛り込んだ「チェンジ玉名」をスローガンといたしまして、市政の刷新を掲げ、市長選に出馬をいたしました。庁舎建設についても公開討論を初め、あらゆる場で市民の皆さんに問いかけ、議論を重ねてまいりました。その結果、市民の皆さまから大きな支持をいただいて、当選を果たし、市長を務めさせていただいておるところでございます。

市の財源であります市民の皆さまからお預かりしている大切な税金を、市政へ有効的に投入するとき、常に市民の目線に立ち、最小の経費で最大の効果を導くことを旨としながら、自分の財布からお金を出すときのように、慎重に考えて大切に使うという気持ちを市職員が一体となって共有し、無駄のない最も効率的な執行に努めてまいりました。これは、市民感覚に照らし合わせても至極当たり前のことであり、当然のことであるというふうに考えております。この3年7カ月私は公約に掲げた新庁舎の見直し、健全な財政の確立を初めとするさまざまな施策に着手してきました。特に新庁舎建設につきましては、諸般の事情などから完成時期を1年前倒し行なうことを決断をいたしました。そして過日、仮契約が整い、今議会において承認をいただいた後、正式な契約を行ないたいといたしているところでございます。

議員の質問にありましたように、健全な財政運営の見地から、これまで第一次行政改革大綱に基づき、行財政改革推進の取り組みや、行政体制の整備、財政健全化に努めてまいりました。平成28年度以降、市に交付される普通交付税のうち約20億円程度が段階的に削減され、平成30年代の前半になりますと財源不足が生じてまいります。本市は厳しい財政運営を強られる可能性があることから、将来にわたって持続可能な行政運営体制構築が重要な課題であることは皆さんも十分に御承知のことだろうと思っております。そのため、歳入歳出両面から、あらゆる事務事業の見直しを行なっていかなければならない状況から、将来を見通した行政ニーズや急激に変貌する社会情勢の変化に対し、的確かつ柔軟に対応できる財政基盤の確立に努めているところでございます。

公約に掲げた中には、すぐに成果として見えてくるものもございませし、また長いスパンで考えていかなければいけないものもございませ。まだまだ、道半ばのものもございませ。しかし、これらの改革に一定の道筋をつけることができた大きな理由の一つは、時代の変化を的確にとらえていること。市政刷新を求める市民の声をとらえていることが支えていると、支えになっているということは事実でございます。自分には関係ないと市政に対して無関心だったり、だれがしても同じと諦めたりする他人任せ主義か

ら脱却し、市民の皆さん一人一人が行政や議会の活動を真摯にチェックし、市民のために存在する市政を行なっていかなければならないと考えております。

例を挙げますと、現在行なっている情報公開もできる限り、市民目線で応じるべく、一定のルールのもとで情報開示を進めていく必要があると考えております。市のホームページや「広報たまな」による公共工事の入札結果を初め、紙面等による幅広い情報を公開してまいります。もちろん、市政改革を大きく支えてくれている職員の日々の努力・協力と共に、議会の御理解があったことは言うまでもありません。

本市も既に超高齢化の時代に入っております。そういう中で、これからも子供たちの輝かしい未来が展望される老若男女、市民のだれもが将来にわたって住み続けたいと思える豊かな玉名市の未来を築いていきたいと考えております。

この3年7カ月間の中で、着実に歩みだした市政改革を逆戻りさせることなく、しっかりと定着させ、玉名が持つ潜在的な力、魅力を最大限発揮し、市民が誇りを感じ、全国から憧れと敬意をもって賞賛される都市へと発展させるべく、引き続き全力で市政運営を担わせていただこうと決意を新たにいたしております。

市議会の皆さまを初め、市民の皆さまの御理解とさらなる御支援をお願い申し上げ、再選への挑戦の決意の報告と、横手議員の御質問に対する答弁にかえさせていただきます。

○議長（高村四郎君） 以上で、横手良弘君の質問は終わりました。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時05分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

19番 青木 壽君。

[19番 青木 壽君 登壇]

○19番（青木 壽君） こんにちは。公明党の青木 壽でございます。通告に従いまして、一般質問いたします。

1番目、市が取り組まなければならない子育て環境の整備。これはちょっと足りなかったんですけど、3月に一般質問しました子ども・子育て関連3法の推進であります。前回3月議会でも同様の質問をいたしました。余り具体的な行動計画がまとまっておりませんでしたので、今回、一般質問を続けます。

この制度の趣旨でありますけども、民主・自民・公明による3党合意を踏まえて、消費税の引き上げによる財源およそ約1兆円を活用し、市が主体となって幼児教育、いわゆる幼稚園、保育いわゆる保育所、地域の子育て支援の質・量の充実を図るのが目的で

あります。制度のポイントは、認定こども園制度の改善、幼保連携型の認定こども園について、認可・指導・監督の一本化を図る。認定こども園、幼稚園、保育所に対する共通の給付制度の創設。またこの制度の仕組みは、制度のまず主体は市町村であります。市町村は地域のニーズに基づいた子育てに関する事業計画を策定した上で、給付制度等の子育て支援を実施するものです。そのため、市町村に合議制機関。これは地方版子ども・子育て会議の設置が必要となってくるわけです。今後、幼稚園と保育所の機能をあわせもつ認定こども園を初め、待機児童の解消に向けて小規模保育や保育ママなどの家庭的保育を含む多様な保育が拡充されます。

さらに大きな課題になっている保育士の待遇改善を進めます。こうした施策を後押しするために、財政支援制度も新たに創設されております。さまざまな角度から実施される子育て支援策の実施は、先ほど言いましたように市町村です。以前にもまして、自治体の主体性が問われることとなります。新たな支援策を実施するに当たり、自治体は子ども・子育て支援事業計画を作る必要があります。そのためには地域の子どもや子育てに関するニーズをきちんと把握することが何よりも大切であります。

教育保育施設の認可はもとより、市町村の対応が難しいと思われる問題。例えば、保育士などの人材確保の支援にも当たります。児童虐待対策に関しても、都道府県の取り組みが重要になってきます。この会議は、計画をつくる上で非常に重要な役割を果たしますが、設置は努力義務となっております。つまり、自治体の裁量に委ねられています。地域ごとに子育て支援に関するニーズは相当違うはずですが、それぞれの市町村でどのような考え方にに基づき、子育て支援の充実に取り組むか、スケジュールは、予算はどのようなのか。などなど一つ一つ詰めていく必要があります。

先ほど言いましたように、3月議会で同様な質問をしました。しかしまだ余り県の方針も示されておらず、玉名市の答弁はこうでした。「市の役割は、平成27年度実施に向けて、国の基本計画を定める基本的事項などを踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を策定し、地域の実情に応じた体制の整備を図ります。平成25年度予算についてでございますが、県からの具体的な説明があり次第補正予算で対応させていただきたいと考えております。平成27年度の制度実施までのスケジュールにつきましては、本市では、次世代育成支援行動計画であるたまな子育てプランを有効に活用しながら実施体制の整備を図ってまいりたいと思います。」これが答弁でした。一歩進んで、今回については、3点ほどお尋ねします。

制度の本格実施は平成27年度ですが、それまでの全体スケジュール。2番目に平成25年度予算における予算確保です。これについては2点。地方版子ども・子育て会議設置のための経費はどうなっているか。2番目には、子育てに関する事業計画策定に向けた実態調査のための経費をお示してください。

2番目に続きます。耕作放棄地の再生について。近年、耕作放棄地、これ1年以上作付されず、今後、耕作される見通しのない農地でありますけども、増加が深刻化しております。農林水産省では、農業主体者への支援を拡充させ、耕作放棄地の早期解消を図るために、平成21年度から5年計画で、耕作放棄地再生利用緊急対策事業を展開しておりますが、明年3月で本事業実施期間が終了してしまうことから、耕作放棄地再生利用対策の積極的な利活用を図るよう提案するものです。

耕作放棄地は、病虫害の発生源、またイノシシなどの有害鳥獣のすみか、廃棄物の不法投棄の誘発など、農業生産への支障を来すだけでなく、農村景観にさまざまな悪影響を及ぼしています。地域住民の生活環境を守り、農業生産の基盤である農地を確保するためには、荒廃した農地の再生利用を加速させることが重要であります。平成22年の時点で、全国の耕作放棄地は39.6万ヘクタール。これは埼玉県の面積に匹敵します。その後、昭和60年まではおよそ13万ヘクタールと横ばいでしたが、平成2年以降から増加傾向に転じ、この20年間で約3倍にまで広がっております。耕作放棄地の最も大きな発生要因は、農業者の高齢化の進行と後継者の不在、農業農作物の価格の低迷などで経営が続けられなくなっていることです。農林水産省によると今後5年で約250万人いる農家のうち70万人以上が引退する見込みとなっており、高齢農家の農地をいかに意欲ある若い農家や農業生産法人に引き継いでいくかが最大の課題となっております。農林水産省では、農業主体者への支援を拡充させ、耕作放棄地の早期解消を図るために、平成21年度から5年計画で耕作放棄地再生利用緊急対策事業を開始しました。この事業は引き受け手が行なう耕作放棄地の再生や土づくり、再生農地を利用する就業者への研修、作付・加工・販売の施行、必要な施設の整備、権利関係の調査・調整等に交付金を支給する制度で、今日まで多くの地域が交付金を活用して農地を再生しております。農林水産省の平成25年度予算には、重点項目として耕作放棄地再生緊急対策交付金が約45億円盛り込まれております。対策年度の最終年度となっており、明年3月で本事業実施時期が終了してまいります。

そこで、玉名市の耕作放棄地や遊休農地の面積の推移、また耕作放棄地再生利用緊急対策事業が来年で切れます。今日までの再生利用策をお示しし、また今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 前川哲也君。

〔健康福祉部長 前川哲也君 登壇〕

○健康福祉部長（前川哲也君） 青木議員の市が取り組まなければならない子育て環境についての御質問にお答えをいたします。国におきましては、少子化社会対策会議で定められた「子ども・子育て新システムの基本制度」に基づき、関連3法が昨年8月に成立いたしております。新制度では、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育ての

支援を総合的に進める仕組みを導入し、消費税率の引き上げによる財源によって、幼児教育、保育、子育て支援の質・量を拡充させるものでございます。

本市では国の基本指針で定める提供体制の確保等に関する基本的事項や、参考となる指標等を踏まえ、地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で新制度の給付事業の需要見込み量、供給体制の確保の内容及び実施時期などを盛り込んだ子ども・子育て支援事業計画を策定し、給付事業を実施することになります。本6月議会に子ども・子育て支援事業計画策定費として、調査分析の費用248万9,000円をお願いしているところでございます。8月から地域ごとに調査を行ない、現状分析を行なう予定でございませう。また、子ども・子育て支援事業計画の策定費として、債務負担行為で、平成26年度までの債務負担行為で、支援事業計画の策定費をお願いしているところでございませう。こちらについては債務負担行為額で154万4,000円でございます。また9月には子ども・子育て会議の要綱等を整備し、平成26年9月までに計画を策定する予定でございませう。平成27年度からの実施に当たっては、計画に基づき地域型保育事業者の認可や適正な給付の維持のため、施設、事業に対し指導監督を行なうこととなります。

計画策定に当たっては、議員の皆さまにも御意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高村四郎君） 産業経済部長 森本生介君。

[産業経済部長 森本生介君 登壇]

○産業経済部長（森本生介君） 青木議員の耕作放棄地の再生についてお答えいたします。

我が国においては、農業者の高齢化、農業後継者の減少などによりまして耕作放棄地が増加し、農業生産力の向上や多面的機能の発揮の点などからも、耕作放棄地を含む農地の活用が課題となっております。本市の耕作放棄地の推移につきましては、農業委員会調べによりますと、平成22年度が593ヘクタール、平成23年度が612ヘクタール、平成24年度が595ヘクタールとなっております。このような状況を踏まえ平成21年度に耕作放棄地の復元に取り組む農家等に対しまして、補助金を交付し支援するため、国においては先ほど議員申されましたとおり耕作放棄地再生利用緊急対策が、また県におきましては、耕作放棄地解消緊急対策事業が始まりました。市といたしましても耕作放棄地解消を加速させるために、国・県補助事業の対象となった場合において、同年度から市単独での上乗せ補助を行なっております。

現在の補助事業について申し上げますと、再生作業につきましては、国の事業が10アール当たり5万円、県の事業が自己所有地以外が3万円、自己所有地が2万円で、市補助として1万円を上乗せをしております。その実績といたしましては、平成22年度

30件、15.2ヘクタール、平成23年度15件、10.9ヘクタール、平成24年度には9件、4.8ヘクタールの解消が図られております。耕作放棄地の大幅な減少には至っておりませんが、増加の抑制には貢献しているものと思っております。

このような中、国の耕作放棄地再生利用緊急対策は本年度をもって終了予定でありますので、市といたしましては、積極的な活用を図りたいと思っております。なお、このたび公表されました自由民主党農業農村所得倍増目標10カ年戦略におきましても、耕作放棄地対策が基本対策として盛り込まれております。当該事業終了後も何らかの対策の創設も予想されますので、市といたしましては今後の政策動向を注視しながら、耕作放棄地の解消に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 19番 青木 壽君。

[19番 青木 壽君 登壇]

○19番（青木 壽君） 子育て3法については、8月から地域ごとにそれぞれの声というのを聞くということでございます。先ほど言いましたように、これはやっぱり地域ごとにいろいろなニーズがあると思いますので、その酌み取り、そしてさらに推進をお願いしたいと思います。またこの子育て3法について実施計画、いろいろ議員の意見も聞きたいということなんで、大変結構なことだと思います。耕作放棄地についても、着実に推進しているというお話でした。これはさらに耕作放棄地の再生に加速をかけていただきたいと思います。

3番目、4番目続けます。3番目には、特別警報の運用について。九州北部水害からやがて1年が過ぎ去ろうとしております。しかし、いまだに2名の方の行方不明が判明せず、事の重大さを感じます。さて、気象庁は遅くとも平成25年8月下旬までに重大な災害が起こる可能性が高まっていることを広く知らせる特別警報の運用を開始する計画であります。今まで聞いたことのない全く新しい言葉であります。特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表されるということです。また、特別警報の運用開始以降も、警報や注意報はこれまでどおり発表されます。その中で、3点お尋ねいたします。1つ目、特別警報と警報、注意報の関係について。2番目、特別警報が発表されたら、市民は一体どういう対応をとったらいいのか。3番目、特別警報をまだ周知徹底をされておられません。広く市民に周知する方策はないのか。お尋ねします。

4番目、立願寺公園内の「しらさぎの湯」、いわゆる足湯の維持管理についてです。この足湯についていろいろ情報収集をしました。この足湯は2004年に立願寺公園内の中に完成し、これまでの常識を覆す驚きの広さである、インターネットで調べますと、「日本最大級の大きさを誇る足湯」と書いてありました。その足湯は全部周縁を延ばすとなんとこの足湯は25メートルあるそうです。足つぼを刺激する小石を敷き詰めた健康園路や、腰かけも随所にあり、さらに女性用の着がえをするスペース「あずま

や」も完備され、一度に多くの人々が利用できる施設であります。

私も体験しました。少し熱めの湯に足をつけるとじんわりと暖かさが伝わってきます。10分ほど足を浸してみたら「入浴後は本当に足が軽くなった」そういう感じを受けました。泉質もよく料金はもちろん無料。バリアフリー施設は車いす対応トイレや盲導犬受け入れも可能です。

そこで質問ですが、現在、一体だれが清掃などの管理をされているのか。また、足湯周辺にはたばこの吸い殻や飲食物の残りかす、空き缶などは現在大変散乱しております。もちろん禁煙、飲食の禁止などの入口などの看板が、入口に立っております。これはしかし全く目立たない、そういうところに立っております。まさに放置状態であります。今後、景観を保つ維持するために対策をお尋ねします。

最後にその執行部の方は、検証をされていますが「日本最大級の足湯」広く全国に発信すべきと思いますが、その方策をお示してください。

○議長（高村四郎君） 総務部長 古閑 猛君。

〔総務部長 古閑 猛君 登壇〕

○総務部長（古閑 猛君） 青木議員の災害時の特別警報の運用についての御質問にお答えをいたします。

今回の特別警報につきましては、気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律が、本年5月31日に公布されたことに伴うものでございまして、現在、気象庁におきまして、特別警報に係る発表基準等の制度策定に関する意見を全国都道府県及び市町村から集約し、8月下旬の運用開始に向けて取り組みが行なわれているところでございます。

そこでまず、特別警報と警報及び注意報のそれぞれの関係につきましてでございますが、注意報は災害を発生する恐れがある場合に発表され、警報は重大な災害に発生する恐れがある場合に発表されます。さらに今回の特別警報の発表基準は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量や暴風雨が吹くと予想される場合や震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合、もしくは高いところで3メートルを超える津波が予想される場合など、警報の発表基準をはるかに超える現象が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、気象庁から行政機関やさまざまなメディアを通して、市民の皆さまに情報を発信されることになっております。

この特別警報の制度趣旨につきましては、7月下旬ごろに気象庁から詳細について公表される予定でございます。市民の皆さまにはその後「広報たまな」や「玉名市のホームページ」によって周知に努めてまいります。昨年7月の阿蘇地方や熊本地方を中心に、甚大な被害をもたらしました九州北部豪雨のような、これまでに経験したことのない激しい豪雨や暴風雨など、異常気象に伴う現象が今後も予想されるような状況でござ

います。このような状況下において特別警報が発表された場合、本市といたしましては、市民の皆さまに対し、防災行政無線や玉名市安心メールなどを活用し周知をいたしますが、市民の皆さま一人一人が日ごろから防災に対する認識を強く持っていただき、周囲の状況や行政機関から発表される避難勧告等の情報に十分留意し、速やかに非難するなど、身を守る最善を尽くしていただきたいと考えております。

本年も先月27日に梅雨入りしておりますが、今後とも市民の皆さまの安心・安全のため、関係機関と連携を図り、さらなる防災力向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 建設部長 坂口信夫君。

[建設部長 坂口信夫君 登壇]

○建設部長（坂口信夫君） 青木議員御質問の立願寺公園内の「しらさぎの湯」足湯の維持管理についてお答えをいたします。

しらさぎの足湯は、観光客や市民の憩いの場・触れ合いの場として国のまちづくり総合支援事業を活用し整備された立願寺公園の施設として現在も多くの皆さまに利用していただいております。議員御質問のしらさぎの足湯の維持管理につきましては、足湯は地元の温泉旅館組合などの要望によりできた経緯もございまして、温泉旅館組合がシルバー人材センターに委託をし、毎週火曜日に足湯の清掃が実施されております。これとは別に、本市でもシルバー人材センターに委託し、通常月に1回、6月から10月までの間は、月に2回足湯の清掃を行なうとともに、月2回トイレの清掃を実施しております。また、地元温泉区に立願寺公園の清掃を委託し、管理に協力をしていただいているところでございます。

次に、足湯に空き缶やたばこの吸い殻が散らばっていることに対する対策といたしまして、これまであずまやの中や、公園内の広場に啓発の看板を設置いたしました。今後、さらに足湯利用者のマナー向上のため、啓発と清掃管理に努めていきたいと考えております。

最後に、しらさぎの足湯のPRにつきましては、関係課に確認いたしましたところ、玉名温泉観光旅館協同組合を初め、玉名観光協会、商工観光課において、玉名温泉のシンボルマーク、癒やしのスポットとしてPRに努めてきたいとのことですが、今後さらに関係課と協力をし、PRに努め、適切な管理を行ない、来訪者や市民の皆さまに親しんでいただけるよう努めてまいります。

○議長（高村四郎君） 19番 青木 壽君。

[19番 青木 壽君 登壇]

○19番（青木 壽君） 特別警報、ちょっと角度は違いますけども、先日阿蘇で1年を迎える北部水害に対する、緊急といたしますか、訓練があったそうです。その時はサイ

レンが鳴り響いて、本当にこのように、あの時にサイレンがきちんと聞こえたら、こんな大きな災害にはならなかったなというのは皆さんおっしゃっておられました。

どうか災害に対する周知というのは大変だと思いますけども、一番大事なことだと思います。周知ととるべき行動、これをきちんとして把握していただきたいと思います。立願寺の「しらさぎの湯」。いろいろ玉名市はいろいろ財産があります。ただこれも本当に大きな玉名市の私は財産だと思います。極端な話、日本最大級だと。日本最大級ということは、私は世界にあんまり足湯があるところはありませんので、もっと言えば世界最大級の足湯が玉名市にあるというような感じを持っています。どうかどこにもない、誇れる足湯でございます。どうか本当に親しまれる足湯をさらに推進していただくようお願いをしまして、一般質問を終了します。

○議長（高村四郎君） 以上で、青木 壽君の質問は終わりました。

5番 北本節代さん。

[5番 北本節代さん 登壇]

○5番（北本節代さん） 皆さん長時間にわたりお疲れのところを残すところ私一人ですので、よろしく願いいたします。市民クラブの北本節代です。通告に従いまして一般質問を始めます。

市議会2期目も残すところ今議会と9月議会の2回となりました。私は6つの政策の実現を目指して議員活動を進めてまいりました。ずっと住みたいまちづくりとして一人一人が大切にされ、地域の中で自分らしく暮らせるまちづくり。障がい者・高齢者・子育て問題を、また子供たちに未来ある豊かな資源を残そうと環境問題。すべての子供たちの人権が保障され、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会。経済活性化、農業と安全な食べ物を守る地産地消のまちづくり。平和の取り組みを柱としてきました。

今回の一般質問は、先月集中して議員研修が行なわれました。今回は議員研修の中から一般質問を考えてみました。ずっと住みたいまちづくりの政策の実現を踏まえて質問をいたします。

今期、文教厚生委員会では、東京の足立区・品川区・渋谷区の3カ所を視察し、高齢福祉、小中一貫教育実施校・子育て支援・日本一おいしい学校給食の研修に行かせていただきました。なかなか委員会視察の発表の場がなく、今回は一般質問の中で取り上げることとしております。

まず初めに、日本一おいしい給食、足立区の取り組み。2番目に小中一貫教育について、品川区の取り組みから質問をいたします。それでは、足立区のおいしい給食の取り組みについて。おいしい給食とは、区長マニュフェストに食べ残しゼロを目指し、さらにおいしい栄養バランスのとれた給食を実施するとともに、食育を通して小中学生の健

健康管理に努めることを目指しているとのことでした。おいしい給食とは単に味がよいとか、贅沢をさせることではなく、自然の恵みや生産者・調理員など給食にかかわる人々の感謝の気持ちを育み、心豊かにすることができる給食と考えていますとあり、おいしい給食の推進事業としては、子ども教育委員会が設置されて、子ども教育委員会からは、子どもが自分たちのテーブルで協議をされたことを実際生かしていることにも大変感動いたしました。その中から紹介しますと、リクエスト給食の日は、クラスで決めた献立を出してくれる。誕生日のときは、ほかの子と違うデザートが出てくる。学校の農園でとれた野菜が入っている。宿題を忘れるとおかわりをできないルールがある。魚沼市に体験自然教室で生産者との交流など、必ず進める。地産地消では、生産物の代表的なもの、これは足立区ですが、コマツナの給食の日が決められていて、コマツナについては植えつけ、収穫、料理の内容等事業の一環としてあります。給食は自校式を取り入れられ、調理はすべて委託です。おいしい給食の取り組み、給食だけでなく、生きた学習ができることを実感し、地域のネットワークや保護者との連携や信頼関係も結ばれていることがわかりました。

また、一般の人々にもおいしい給食を食べられるように、庁舎内の食堂に毎日メニューが30食限定だったと思いますが、ありました。私たちの文教厚生委員会もそこで試食をさせていただきました。学校給食では、学校給食だけではなくて、お弁当の日もあり子供たちが自分自身で材料の買い物、そして自分で購入したもので自分がつくる。そのお弁当はコンクールがあり、受賞したものは給食の献立に用いられるということで、家族との交流会も開催されているということでした。その足立区で食べ残しを1人当たり5グラム以内にすることが目標にされていました。この質問に当たり、私も近隣市を学校給食の残菜調査をしてみました。学校のすべてが学校給食センターでつくられていますA市の残菜量は、中学校では大分大差がありましたが、少ないところからは5グラムから多いところは32.8グラムでした。自校式が多いY市の場合はパーセントになっておりましたが、残菜量はほとんど一桁のパーセントでした。足立区でも小学校での平均は4グラム、中学校では8グラムでした。玉名市でも担当課の職員の方に数値を出していただきました。平成24年度玉名中央給食センターでの1人当たりの残菜量は9グラム、自校式の玉名町小学校では4グラムと、日本一おいしい学校と比べましたら、小学校では同じ、中学校では1グラムの差でした。大変足立区と同じだったことに驚いたこともそうですが、玉名市でも自然の恵みや地産地消の取り組み、そして現場の調理員さんや栄養士さんが大変努力されているのかなというふうに思いました。

しかも、玉名中央給食センターでは平成22年は16グラムだったのが、23年では12グラム、そして昨年は9グラムになっていること。玉名町小では、22年では日本一おいしい給食の4グラムを抜いて3グラムだったということも数値でわかりました。

もちろん水分量を含んでいるということに驚かされました。残菜量から見ても十分おいしい給食を出されていることがよくわかります。玉名市の学校給食において、次のことを取り入れてはどうかという質問、そしてまた検討されたことがあるのか。さらになければ実施してはどうかということを質問いたします。

1つ目に、給食材料の農作物、加工品、調味料など生産者との交流体験は取り入れられているのか。また、取り入れている事例はないのか。足立区ではですね、豆腐屋さんに朝早くから行って、40人から60人の子どもさんが豆腐をつくる体験をされるというふうな説明がありました。学校の農園を持っていて、実際に使っている学校はないのか。また学校給食でそれを食べていらっしゃる場所はないのかですね。それから配膳の工夫はされているのかどうか。近隣市では、先ほどパーセントが一桁と言いましたが、配膳時にやはり食が細い子はそれなりに少しの配膳をするから、残菜が少なくなるというふうに言われましたので、そういった配慮がなされているのか。それから、誕生日の取り組みや弁当の日の取り組みを実践モデルとして始めることはできないのか。最後に足立区は71校ある小学校、37校ある中学校はすべて自校式とおっしゃいました。先ほど申しましたが、調理は業務委託です。私は子供たちの学校給食において、素材、地産地消をしていくとしたら給食センター方式では、量的なものがそろわないとか、計画的にできないとかいうのがありますので、地域の中でつくる自校式だと思っております。熊本県も熊本地産地消推進条例がこのほど採択されました。これから先、玉名市において安心・安全な子供たちの食育、地域とのつながりの給食を目指して自校式を検討していただくことを考えていただきたいと思います。お答えください。

続きまして、小中一貫教育の取り組みをされている品川区の日野学園を視察いたしました。先ほど松田議員のほうからもありましたが、校長先生が取り組みを丁寧に教えていただきました。現在、8年になるそうですが、まだ数多くの手直しが残っているということでした。日野学園の校訓が「つかれたという言葉はその人をつかれさせ、もうだめだという気持ちはその人をだめにする。瞬間だけに生き、その余韻に満足することは停滞のはじまりである。くずれたあたたかみで心をうめつくすな。常にひとすじの意志をもとう。すきとおった心をもとう」というのが学校の校訓でした。なぜか心を打たれました。私は12月議会で小中一貫校及び学校適正化の問題は、現場の先生方や保護者へのアンケート調査を実施してほしいという要望をしておりましたが、まだ取られていない御様子で、しかし今回は、この日野学園の視察を終えましたあとに、文教厚生委員会のほうで小中全学校の先生方のアンケート調査をすることが決まり、現在集約をしているところですが、今回はその集約途中も質問の中に織りまぜながら質問をいたします。

私は、学校規模適正化と小中一貫校を同時に進めることは無理があるのではないかと

いうことはいまだ変わっておりません。日野学園では平成10年から教育改革「プラン21」として検討を始められ、平成18年4月に開校されています。平成17年に開校される前は、小中一貫教育の英語科・理科・市民科の副教材を完成させておられます。教育改革「プラン21」は、1の視点では、指導内容・教材・指導方法。2の視点では、学校の社会的位置づけに関する見直し。3の視点では、学校教育制度のあり方に関する見直しとあり、私も大変驚きましたが、内容的にはですね、地域から何の努力もなしに入ってくる小学校ですね、小学校が何の努力もなしに入ってくる。小学校では、中学校で学びつなげるということを意識し、小学校で基礎学力を中学校につなげるんだということを意識されずに、小学校の学びを完了させていることで事足りてきた。しかし、中学校では、小学校で基礎的な学習を、基礎的な能力をですね、定着しないまま中学校に上がってくることに腹を立てていらっしゃる中学校の先生方が多いということですが、小学校の学習のやり方に、やり直しに追われて、これではいくら頑張っても中学校ではですね、発揮できないと嘆きで終わっていたということ。このように責任転嫁をされる構造がつくられていることを、小中一貫教育をさせることによって解消したいというふうなことでやりましたというふうなことでした。品川は小学校が38校のうち3校実施されている。中学校も16校のうち3校ですね、しかし、玉名では全校の小中一貫校を教育長は今すぐにでも実施したいというお考えでした。平成25年に準備、平成26年から一貫教育が形的にはですね、分離をされてても進められるということです。

また中1ギャップが小中一貫教育の解消にという答弁がされてきましたが、現場の先生方のアンケートの中では、中1ギャップが解消されるという、まだ途中ですけど、できると答えられた方は2%でした。少しはできるだろうとお答えになった方が37%、今回の視察では、大きく違うことは品川区とは違って、検討の時間や委員会でのですね、さまざまな委員会での時間が十分に取られていないということが、玉名市とは違うんじゃないかと感じております。視察では、なされなかった、視察ではですね、先生が途中、校長先生が6年生の小学校課程で卒業証書授与式というのが途中で出てくるんですけど、この学校では途中、今の校長先生にかわられてから卒業証書授与式はやめておられるということでした。途中で混乱が生じ、大変したこともはなされました。玉名市においてはどうされるのでしょうか。また、中学校の先生が小学校の免許を持っていないということもとても大変な問題になっていて、中学校の先生が小学校を教えても単位に換算されないということも、その時の研修でわかりました。教員免許上の制度を変えられないといけないし、玉名市においてはどうなのか。そのことについても質問いたします。

また、小中一貫校は8年たった今でもまだまだ混乱が続いているということを伝えられました。逆にメリットは何でしょうかという質問もやってまいりました。今、小中

一貫校になって8年というふうに言いましたが、8年間ですね、1年生から入ってきた子供たちに関しては、不登校はないというふうに断定してお答えになりました。

今回、実施しましたアンケートの中で、もう1つ、1クラスの人数編成が35人未満というのが100%に近い数字でした。中でも20人未満からが42%。1クラスの編成は30人未満を視野に入れられないか。もう20人未満がやっぱり半数をしているということは、40人2クラス以上というのはやっぱり多いんじゃないかというふうに思いますので、そのことに対しても質問をいたします。また、日野学園では少人数制を取られて、35人クラスなんですけど3つのクラスに分けて、私たちが行った時に理科の実験だったと思いますが、10名ちょっとでされているのも見てまいりました。とても子供たちが意欲的にされてたかなというふうに思います。

以上のことから、もう少し丁寧な検討や準備がいていると思っておりますが、どのように考えておられますかということ。小中一貫教育の中で、小学校がなくなるという、地域コミュニティがなくなる、これはもう何人もの議員が質問しておりますけど、災害時には避難場所でもあるということがありますが、現在の跡地ですね、跡地を並行して進めていく必要があると思っておりますが、それに関してもいかがでしょうか。答弁をお聞きして再質問に移らせていただきます。

○議長（高村四郎君） 教育次長 西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○教育次長（西田美徳君） 北本議員の御質問にお答えいたします。

まず、日本一おいしい給食についての御質問でございますが、議員のお話の中で、玉名中央学校給食センターと自校式の玉名町小学校の給食残菜の量が、日本一おいしい給食を目指している足立区の学校給食と変わらないというふうなお話がありました。情報を紹介していただきありがとうございます。

御承知のとおり、玉名市では3カ所の学校給食センターと2校の自校式給食により、安心・安全な給食の提供に努めるとともに、食育の精神を図っているところです。しかしながら、ただいま御紹介のありました足立区のような取り組みについては、現在のところ本市においては十分な取り組みはできていない状況です。

まず、本市では学校田や学校農園での農業体験や、地域の農業者との交流を実施し、そこで生産された農産物を食の教育の一環として、家庭科の授業や学校行事等で食材として使用する取り組みを行なっている学校はあります。しかし、食材の十分な確保、あるいは計画的な購入の必要性、さらには安全面といった問題があり、学校給食の食材としては利用しておりません。

次に、配膳の工夫についても、それぞれの学校で工夫をしておりますが、統一的な取り組みではありません。一例ですが、ある学校では、まず最初に均等に配膳し、いた

く前に自分の食に応じて分量を調整するといった工夫をしております。また、誕生日の取り組みや弁当の日の取り組みについてでございますが、本市においてもマイ弁当デーと称し、自分でおかずをつくり学校田で収穫したお米を炊いてみんなで食べるといった取り組みをしている学校もあるなど、学校ごとに実情に応じた工夫をして食育に取り組んでいるところです。

なお、本市の学校給食の取り組みといたしまして、残菜を少なくするためにはおいしい給食を提供することはもちろんですが、毎日のランチメモや「食育だより」等による食材情報の提供により、生産者や調理員に対する感謝の気持ちを育て、食について興味・関心を持ってもらい、健康のため大切な食事を選ぶことができる子どもを育てることができるよう食育指導を推進しております。また、食育指導の一環として、学校単位あるいは学年・学級単位で給食集会や試食会などが開催され、学校栄養職員を初めとする給食現場の職員と児童・生徒と及び保護者との交流が図られており、その中で学校給食についての意見や要望などを集約し、献立検討の参考にしております。

最後にセンター給食から自校式給食への切りかえについてでございますが、天水学校給食センターが平成11年、岱明学校給食センター及び玉名中央学校給食センターが平成16年の建設で、まだ建設されて10年前後の新しい施設ということもあり、現在のところ自校式給食への切りかえは考えておりません。

続きまして、小中一貫教育に関する質問にお答えいたします。まず、小学校の先生と中学校の先生がお互いに責任を転嫁しているという点につきまして、そういった意識こそが子供たちの健全な成長と先生方自身の教師としての成長を妨げる要因の一つになっているととらえております。今後、小中一貫の姿勢に立った教育活動を展開するということは、義務教育の9年間に対し、それぞれが責任を持たなければならないということになりますので、小中一貫教育に取り組むことによって、まずは教職員の意識を大きく変えることができると考えております。小中一貫教育の導入に当たって、教職員の意識を変えるというのは、大きな狙いの一つであります。

次に、中学校教員が小学校の授業を担当した場合についてです。国のほうも小中学校の乗り入れ授業等が行ないやすいように免許法を改正し、小学校教員の免許を持たない中学校教員でも、所有する免許教科及び総合的な学習の時間においては授業をすることができるとしております。また、当然一つの授業として成立しますので、授業時数としてカウントされるということになります。小学校の卒業証書の授与については、私どもとしまして節目は大切にしたいと思っておりますので、きちんとした形で卒業証書を授与したいと考えております。

次に、学校規模配置適正化基本計画の中で示した、望まれる学校規模基準の1学級の人数についてですが、その部分につきましては、国及び県の基準に沿って、数を示して

います。国も段階的に35人学級を導入していくと言っていましたが、現在は凍結している状態です。玉名市教育委員会としましては、35人学級が実現できるような方向で考えております。また、熊本県教育委員会では少人数指導の加配を積極的に要請していくなど、少人数による指導体制も整えることができるように最大限の努力をしております。また、学校再編を進めていく上で、地域コミュニティの編成、災害時の避難場所の確保、跡地活用等が課題となってきますが、それらの点につきましては、現在、新しい学校づくり委員会の中の、保存・継承跡地利用部会の中で検討を始めたところです。また、それと並行し、関係6課で組織する庁内跡地利用検討会議においても玉名市公共施設適正配置計画の観点から検討を始めたところでございます。小学校そのものが地域コミュニティの核として存在し、災害時の避難場所としての機能を有しているため、今後とも地域の意見を十分に尊重しながら、学校再編と同時に進めていき、再編後に地域が衰退しないように取り組んでいきたいと思っております。

最後に、学校再編と小中一貫教育と同時に進めようとしていることへの危惧、加えて早過ぎるのではないかと危惧されている点についてでございますが、学校再編は御存じのように、玉陵中学校区が最初になりますが、平成29年の4月の開校を目指しています。小中一貫教育については、来年度平成26年度からの一斉導入を目指して、現在、中学校区ごとに準備を進めているところです。例えば、学習の決まりや生活の決まりをそろえるなど、ソフト面の共通化を図りながら、まずはできる部分から取り組みを始め、常に改善を加え、充実させていけたらと思っております。玉陵中学校においては、その延長線上に一体型での取り組みがなされていくわけですので、決して早過ぎるということはないととらえております。周到な準備をしながら進めていきたいと考えています。

○議長（高村四郎君） 5番 北本節代さん。

[5番 北本節代さん 登壇]

○5番（北本節代さん） 答弁をいただきました。決して早過ぎるんじゃない。それが学校給食のところからですね、学校給食のところは私たち委員も全員驚いたんですけど、魚沼市にですね、約1億円ぐらいかけて田植えの体験に、上学年だと思えますけど行かれるんですね。民泊をして、田植えから収穫までですね、それを学校給食で出すんですけど、もちろん高いからちょっとしか出せないというふうな、全部は出せないというふうにおっしゃってましたけど、玉名はですね、もう自然、田んぼの中に学校があるところが多いぐらいですね、ぜひ私はその体験を食育の観点で取り入れていただきたいなというふうに思います。1億円は絶対にかからないし、みな提供されるかなと思いますし、上学年になるとですね、またそれぞれの働き、喜びみたいなのところもできるかなというふうに思っておりますので、そういったのを給食の中に入れていただくというのをもし

か、足立区はされてるのかな。そしてこんなに環境が恵まれてる私たちのところは予算をかけずにできるわけだから、そういったところはぜひ入れていていただきたいなと思います。

それから、やっぱりグラム数が3グラムとか4グラムとかですね、に努力されているというのは先ほど次長からもおっしゃられましたけど、いろんな委員会の取り組みや栄養士さんのですね、交流とか子供たちとの意見を聞く場もあるというふうなことでした。とてもそれが大切かなというふうに思いますので、ぜひ継続されていて、日本一おいしい給食に負けないですね、日本一おいしい給食玉名を目指していただきたいなというふうに思います。

それから、日野学園に関しましては、再質問をしたいんですが、ちょっと教材の副本を見せていただいたんですね。市民科という本があって、理科と何か幾つかあったと思います。校長先生は全部つくりたくないかなて。義務教育の6・3制の教科書ではちょっと9年制をするに当たって、こういったのが要りますよというふうなことをおっしゃってたというふうに思いますけど、そういったところの準備とですね。

それから子供たちはまだしも、どちらかというなら校長先生ちょっと辛口で、先生方も頭が固いから、6・3の学校で過ごされてきた先生は、なかなか9年の小中一貫校の頭にはならないんで、もうどちらかというなら若い先生方を入れられてますというふうなお答えをされたんです。それがいいとか、悪いとかじゃなくて、やっぱり私たちも日々生活している中では、なかなか難しいなというふうに思います。いろんな制度が変わっていくのに、今でもわからないことがたくさんあるから。現場の教育の先生方に御指導はどんなふうにされるんだろうかと、今度アンケートを実施しました中でもわからないという回答が大分あったんですね。わからないという回答ということはやっぱり、校長先生がおっしゃるように、もしかしたら現場の先生方とのその研修というか、それに向かっていく姿というかですね、そういったことが準備がどうなんだろうかというふうに私は思いました。国の35人も凍結してるんですけど、できたら35人を国がね、進めるほうにも玉名は目指したいということでしたけど、国に先駆けて私はやっぱり35人以下の学級を目指していかれてほしいというふうに思いますので、もしお答えがありましたら、よろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。次はですね、渋谷区の取り組みで高齢者向けのサービスの中から、ホームヘルプサービスの緊急型派遣のホームヘルプサービスですね、それから高齢者になっても安心して暮らせる取り組みについての玉名の取り組みについてお尋ねしたいんですが、渋谷区の高齢化率は18%。18%でも人口にすると3万8,000人ぐらいいましたので、玉名のですね、ほとんどの世帯が高齢化というふうになります、緊急派遣の派遣型のホームヘルプサービスというのは、どんなことかと

言うと、介護保険非該当ですね、90歳になっても100歳になっても介護保険の非該当はいらっしゃるんですね、自立されてるちゆうことですよ。それから未申請。まだ申請をされていない方に、それから申請の真っ最中の方、の65歳の以上の方に、高齢者で本人あるいは同居の家族の疾病や負傷などのために緊急にホームヘルパーの必要が生じた場合に、調理や洗濯、掃除など生活援助。また食事介助や入浴介助、通院介助などですね、身体の介護1回につき290円。時間帯によっては最高430円が利用者負担で、週3回まで利用できるという制度です。

もう1つは、独自のホームヘルプサービスで、今はですね、介護保険1時間とか1時間半の時間をオーバーしたら事業所負担になってしまって、なかなか事業所の方ももうけが少ないならそらやらないとって帰っていらっしゃる方のほうが多いと思いますけど、そのはみ出し分ですね、はみ出しそれも1回につき200円から300円、30分から1時間の延長サービスが受けられるようになってます。これははみ出し分で利用者の最小限の負担で済まれるように区が取り組んでいる内容です。介護保険制度におきましても4月に新聞各紙で取り上げられましたように、介護要支援のですね、要支援の1、2の方を介護保険制度から切り離して、市町村独自の事業で行なうということが厚生労働省から打ち出されました。このことによって4月22日にありました社会保障制度改革国民会議において、保険給付から市町村事業に移行すべきだという提案がなされたことによっております。また、つい先日6月4日に政府の骨太方針で素案が出され、14日に閣議決定される予定になっております。玉名市の人口の推移は、人口問題研究所によりますと2020年が6万5,455人、平成25年には6万2,620人、2030年には6万を下回り、5万9,670人になると推定されています。同時に高齢化率は2020年には33.6%、35年には37.2%になる推定がされております。この人口問題研究所のデータからも、玉名市全体の人口は減少し、高齢化人口は増加ますます進んでいくということです。玉名市として高齢者の独自の制度を今後どのように取り組んでいくのか。今、されてる事業がですね、実際に安心。安心して高齢者の暮らしを進んでいく取り組みがされてるのかどうか質問をいたします。

また、最後にですね、関連ですけど、昨年度250万円ほどの予算を使って、初めて実現しました大学との連携で、人材育成の市民後見人の後見人がこの春終了し、市民後見制度の育成を受けた49人が生まれました。これからですね、市民後見制度を大学とどのようにタイアップし、今後の継続の研修はどのようにされていくのか質問いたします。

よろしく申し上げます。

○議長（高村四郎君） 教育長 森 義臣君。

〔教育長 森 義臣君 登壇〕

○**教育長（森 義臣君）** 北本議員の再質問、小中一貫教育のことについて、再質問にお答えしたいと存じます。確かに施設に行かれたように、品川区の小中一貫教育。それから広島県の呉市の小中一貫教育、非常に充実しております、そうしたところ十分参考にさせていただきながらやっております。やはり先進地は非常に苦労されているようですが、ただ最近文部科学省も随分、例えば小学校、中学校に教えいくと、兼務して教えるというようなことへの免許に関することもそれを緩やかになってきていると思います。玉名市としましても特色ある取り組みとして、「玉名学」「エンジョイ・イングリッシュ」と、この導入を目指しております。現在、現場の先生の力をお借りしながら作成を進めているところであります。特に「玉名学」と「エンジョイ・イングリッシュ」ということにつきましては、来年度から研究指定校を設け、そこで研究・実践を行なうという予定にしております。研究指定校で研究を実践し、それを検証した上で玉名市内の小中学校の先生方に発信し、啓発を行なってまいります。そしてその後、市内全部の小中学校へ導入をする予定であります。

小中一貫教育につきましては、先ほどの次長の答弁でも申しましたけれども、来年度から市内全部の中学校区で導入をしていきたいと思っております。現在、中学校区ごとに準備を進めているところであります。学校の規模配置適正化ということにつきましても、昨年の10月に出了した基本計画に基づいて、玉名市内全体で進めていきます。玉陵中学校だけがこれらの取り組みを推進しているわけではございませんので、これはすべての玉名市内の子供たちに向けて教育を充実させていくということで御理解をいただきたいと思っております。また、小中一貫教育の研修、これも管理職、校長や教頭あるいは教務主任、小中一貫教育の、教育のコーディネータ、これは各学校に1名ずつコーディネータがおりますけれども、こうしたところでの研修、そしてさらに玉名市内に新しく異動してきた先生方、こういうことも含めて、中学校区、小学校単位でも研修を充実させていかなければならないと考えております。8月には玉名市内の教職員を対象に研修をもちろん行ないまして、そして11月には教職員に加えて、地域住民の方もぜひ御理解いただきたいと思ひまして、小中一貫教育の推進フォーラムを開催する予定でございます。いろんな機会を通して啓発を図り、理解を求めていきたいと考えます。

なお、35人学級につきましては、これは玉名市教育委員会としてはぜひ実現ができるように、市長にもこれは進言をして、提案をさせていただいているところでもございます。

以上です。

○**議長（高村四郎君）** 健康福祉部長 前川哲也君。

[健康福祉部長 前川哲也君 登壇]

○**健康福祉部長（前川哲也君）** 北本議員の高齢者になっても安心して暮らせる取組

みについての御質問にお答えをいたします。

平成24年度末で、玉名市の介護認定者数は4,392名でございます。申請があったものの非該当となった方は33名という状況でございます。現在、要支援の方は1,291名で、そのうち935名、約75%の方が介護サービスを利用されております。利用サービスの内容は、訪問介護が375名、通所介護が654名となっております。要支援該当者を含め、玉名市では介護認定にかかわらない市の独自サービス事業として、外出支援サービス事業を実施し、医療機関、公共施設への送迎を行っております。平成24年度の実績は、利用者数延べ1,006人、利用回数延べ2,912回で、要支援認定の方々が75名の方々が登録利用されております。

要支援と認定された人への独自のサービスとしては、実施いたしておりませんが、要支援、要介護認定を持たない65歳以上の非該当者を対象に、高齢者在宅福祉事業の中で、生活管理指導員派遣事業として、日常生活・家事に対する支援として、社会福祉協議会からホームヘルパーを派遣しております。実績は、利用者11名、延べ475時間です。また、ふれあい生活支援事業として、シルバー人材センターの会員を派遣し、日常生活上の軽易な援助を行っており、利用者8名、延べ317時間となっております。さらに、そのほか「生きがい活動支援通所事業（デイサービス）」や「生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ）」などの事業を展開しております。ただし、これらにつきましては、サービス対象者要件が決まっております、判定会議での利用の可否を決定している状況でございます。

玉名市の今後の取り組みにつきましては、家に閉じこもりがちな高齢者が要介護状態になることを予防するための在宅福祉事業と、要支援状態が悪化するのを防ぎ自立支援に向けた介護予防サービスのすみ分けをして利用者本人ができることをふやし、生き生きとした自立した生活がいつまでも継続できるよういつまでも継続できるよう支援していきたいと考えております。

次に、市民後見人育成が終了したが、その後の継続研修等についてお答えいたします。昨年度の国の補助事業、認知症対策等総合支援事業の中で、市民後見推進事業を九州看護福祉大学に委託を行ない、市民後見人養成のための研修を実施し、49名の方が修了されたところでございます。今年度以降は、昨年受講された方のフォローアップ研修、新規の方の研修や、昨年研修を受講された方を中心に市民後見人の活動を安定的に実施するため、関係機関と協議の上、組織体制の構築を推進していく予定でございます。

○議長（高村四郎君） 5番 北本節代さん。

[5番 北本節代さん 登壇]

○5番（北本節代さん） 教育長答弁いただきました。しっかり考えて進めているとい

うことでしたので、アンケートがまた文教厚生委員会のほうでまとまりましたら、また執行部の方々と話し合いを交えながらやっていきたいなというふうに思います。

それから、介護ですね、先ほど私も要支援の方の1、2が外されるとというのが、国が方針を出して、もちろん閣議決定されるだろうというふうなことを言ったんですが、部長のほうからは、要支援についての取り組みはあってません、限った取り組みはあってませんというようなお答えでしたが、これは再質問としてしたいんですが、もし意見があったら言っていただきたいというのと、私は玉名市はこんなふうな方向で進んだらどうだろうかというふうなことを、日常生活支援総合事業について取り組まれたらどうだろうかというふうなことを提案をしたいと思います。

日常生活支援総合事業とは、要支援認定者とその予備軍の高齢者に対して、介護保険の要支援の予防給付と市独自のサービスの生活支援などを切れ目なく組み合わせることで、自宅や住みなれた場所での自助・共助を活用して元気に生活を続けていくことを目的としている事業で、もう進められてる市町村は何市町村かはありますが、これを先駆的に、玉名市は取り入れられて家族や高齢者が安心して生活できるような取り組みを、住民参加型のまちづくりとして展開してはどうだろうかというふうに思います。この素案の中で、財政再建の指標である国と地方の基礎的財政収支、プライマリーバランスですね、2020年までに黒字化するという国際公約を守るということを明記した目標達成に向けて、医療・介護や年金など社会保障支出にしても聖域とせず見直しに取り組むことが盛り込まれています。この背景に今後も増大し続ける社会保障費に対する危惧がありますし、要支援認定を受けてる高齢者の介護保険から切り離すということは、サービスの質の低下、事業として運営していくための限界も問題になってくると思いますので、高齢者人口が増加するというのがもうわかっておりますから、要支援・要介護高齢者もふえ続けていく玉名市に、在宅の生活を維持できないというふうなことも見えておりますし、もっと言えば家族の介護負担が増加してきます。これから5年、10年先もこのまま要支援・要介護の方が介護保険制度に乗っかっていくという保障はもう全くないし、市も費用が増大し続けるだけだろうというふうに思いますので、これ以上いかなる要支援や要介護のみならず、在宅で自立した生活をしていくというふうなところでは、積極的に日常生活支援総合事業に取り組まれていったらいかがだろうかというふうに思います。

日常生活支援総合事業にすれば、市の負担は一時的にはふえるかもしれませんが、総合的には介護保険の事業の費用が、費用負担が少なくなるというふうに思いますので、取り入れるというふうなことは、今後積極的に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

次の質問にまいります。議運の視察だったと思いますが、広島のほうにも行かせてい

ただきました。広島は皆さん御存じだったかどうかわかりませんが、ちょうど広島菓子博が終わった翌日が議運の視察だったんですね。菓子博があつてるときだったらよかつたなて私も思いましたけど、広島菓子博で御存じでしょうか。4年に1回開かれるスイーツの博覧会ですね。広島中央区で4月19日から5月12日まで開催され、80万7,000人が入場されて、盛大な菓子博だったんですが、ここで次の質問に移る題材になったことですが、電動車いす利用者の入場を全面的に禁止をされてたことがわかりました。電動車いす利用は禁止ですね。禁止されたあとに電動車いすの方は普通の車いす、手動車いすに移りかえてくださいというふうな案内。それからベビーカーももちろん禁止というふうなことが出されて、電動車いす利用者を初め、障がい者当事者、それから支援者から抗議の声が殺到しました。広島菓子博の実行委員会とかなりもめ合いというか、話の口論になったのですが、電動車いすを理解されてない実行委員会側がこういうふうになったということで、私も広島まで出かけましたけど、執行部がやっぱり8名ぐらいいらっしやっただと思えますが、誠心誠意謝られました。申しわけなかったというふうなことですね。配慮が足らなかったというふうなことだったんですが、配慮が足らなかったんじゃないなくて、私は人権を侵害をしたんじゃないかなというふうに、みんなも思ってたと思います。電動車いすと車いすの違いはですね、電動車いすは電動車いすに乗っているから動けるんですよ。体幹麻痺の方とか、首の麻痺の方たちが電動車いすの中に一部は体を電動車いすにくくりつけながら動いていくんですね。血液の流れなんか悪ければリクライニングで、要するに流れをよくするため、内臓を圧迫する方たちが、やっぱりリクライニングにして動くというのは、もう手足、体の一部なんですよ。それを乗りかえれというふうなところの部分を実際にされたというのは、これは8年前、熊本市でも開催されてる博覧会なんだそうですけど、私は障がい者への理解がやっぱり、執行部は全部広島県の職員と市の職員が、それから商工会議所の方が多かったんですけど、理解されてないなということで、今回ですね、この3番目の最後の質問になるんですけど、広島菓子博であったことは、ただ単に事じゃなくて、やっぱりこの私が今度、今から質問します玉名市障がい者計画についてのお尋ねなんですけど、障害を理解するということは、電動車いすが体の一部なんであるということ自体はやっぱり触れたり、コミュニケーションをとったりいろんなことをするというのも大切なんですけど、もちろん当事者に聞くということがまずできてなかったんじゃないかというふうなことを思ってます。これはやっぱりこれからも検討材料にしながら、あんなに大きな広島で、計画もバリアフリー計画からいろんな計画が進んでいるところですので、残念でしたけど、題材にしていきたいなというふうに思ってます。

玉名市の障がい者計画のお尋ねなんですけど、担当課より玉名市障がい者計画をいただきました。大変よくできていますが、具体的な計画ですね、障がい者福祉計画じゃな

い。障がい者計画ですので、私は障がい者をどう理解するかということが、この5年間で積み上げられていくというのが載っているというふうに理解をしたんですが、なかなかそこまではいってなくて、25年から29年まで5年間、障がい者独自の理解を進めて、当事者のことも含めて、玉名市がどう取り組んでいかれるかというふうなこと。もちろん玉名市は全課が検討されるというのが当たり前じゃないかなと思いますけど、そもそもそれが見えません。

例を挙げますと、バリアフリーの構想でしたら、例えば道路ですので、建設委員会とか、それから学校の施設もありますので、教育委員会とか、市の住宅の改修・改善でしたら住宅課、公職選挙の実施として選挙管理委員会なんかが書き込まれたらよかったですかなと思います。見られたらわかると思いますけど、十分余白あります。広いところは半分以上空いてる余白もありますし、そういったところが書き込まれなかったんだろうかというふうなことで、具体的に質問したほうが市としてはわかりやすいということでしたので、選挙も間近ですので、選挙に対しての合理的配慮や何を理解をしながら市として進めているのかというふうなところ。それから高崙市長は、心のバリアフリーを目指しているのがやっぱり福祉の政策の一番に上がってきておりますけど、心のバリアフリーというのはハード面ですね、ハードをクリアすることじゃなくて、やっぱり目に見えない、要するに心からその障害の方を理解していったって、できないところは私たちが進んでやりますよということが心のバリアフリーというふうに思ってますが、障害を持っている人たちのことを広めていくために、心のバリアフリーでは、これは他市の紹介だったんですが、障がい者計画の中に次のことが掲げられてました。障がい者週間、12月が障がい者週間ですが、身体障がい者、知的障がい者の理解促進、研修会の企画、発達障がい者の理解促進、精神障がい者の理解促進、学校における福祉教育の取り組み、障がい者の理解及び社会参加の推進、心のバリアフリーのイベント、障害ある人もない人も交流し合うイベント開催を丁寧に紹介してありました。一緒につくり上げるというのでは、ハートフルのコンサートなんかがされてると思いますけど、そういったことも私はこの中には出てくるのかなと思ったら、やっぱりそれもできておりませんでした。私はボランティア活動やNPOの活動を推進していくのが必要あるかなと思ってますが、現在に行なわれております手話養成講座、要約筆記の養成講座とか点字の養成講座、アイボランティア、要するに目の悪い方の足となる方たちを育成していくというのが、やっぱりその計画には載ってるんですが、玉名のほうはありませんでした。具体的にしていることがあったら聞かせていただきたいというふうに思います。

心の健康講座、精神面ですね。精神の障害を持たれた方がふえておりますけど、それも健康福祉部で推進されてることが、連携ですね、そういったことも見えませんでした。以下のことを踏まえ、障害者福祉計画が中身が見えることがありましたら、お答え

いただきたいと思えます。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 前川哲也君。

〔健康福祉部長 前川哲也君 登壇〕

○健康福祉部長（前川哲也君） まず、北本議員の再質問のほうから、御提案いただきました介護予防日常生活支給総合事業の取り組みについてお答えを申し上げます。

先般の熊日新聞などに介護の必要性の低い要支援1、2の方を介護保険から切り離し、市町村事業に移行し、ボランティアやNPOなどを活用し、柔軟かつ効率的に実施することにより、介護保険費用を抑制する記事が掲載されておりました。この介護予防・日常生活支援総合事業は、平成24年度から創設され、平成24年度は全国で27の保険者が実施している事業でございます。第5期の介護保険事業計画の中に取り組む予定の保険者は、全国で115保険者となっております。ただ、要支援1、2を介護保険制度から切り離すことは、軽度者への切り捨てとの意見もつよく、今後、国の動きまた先進地等の事例等も十分に踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

次に、玉名市障がい者計画についてお答えいたします。障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づくもので、この度、第2期計画を平成25年3月に策定をいたしました。計画の期間は平成25年度から平成29年度までの5年間でございます。策定に当たりましては、市民からのアンケート調査、関係団体ヒアリングを実施を行ない、また庁内関係各課で構成されたワーキンググループでの協議を行ない、有識者13名で構成された策定委員会で十分に審議をいただき、審議を重ねていただき策定をしたところでございます。基本理念を、「障がい者が住み慣れた地域で、自分らしく暮らせるまち、たまな」と掲げ、福祉サービス見込み量等の数値目標につきましては、23年度に作成しました「玉名市障がい福祉計画」に基づき、現在、事業の推進を図っているところでございます。具体的には、障がい者の社会参加の促進を促すため、文化、レクリエーション、スポーツ等の情報提供や、活動の充実として広報やホームページ及び文書などにより情報提供を行ない、広く参加を呼びかけているところでございます。

次に、情報等のバリアフリー化の一環として、福祉ボランティアの育成を実施しております。平成25年4月から意思疎通支援事業で、手話通訳者養成研修を開講し、現在約20名の方が参加されております。この講座は1回2時間の41回の開催の予定です。また現在、週1回は本庁ロビーに手話通訳者の設置を行なっております。その他ボランティア育成事業に関しても日ごろより社会福祉協議会と連携を推し進めているところでございます。具体的な例で、選挙等における配慮でおきましては、選挙管理委員会と連携を図り、障がい者の利用を想定した低い投票記載台の設置、車いすの配置、点字投票、代理投票、さらに聴覚障がいの方には筆談での対応を行なっております。現状で、投票所のバリアフリー化が未整備の投票所におきましては、選挙従事者の協力により投

票者の利用環境を整えているところでございます。今後は手話通訳者の派遣なども含め、十分検討したいと考えております。

最後に、身体、知的、精神の障害をお持ちの方が、住みなれた地域で安心して暮らせていけるよう、庁内の関係各課と連携を密にとり、障がい者計画の推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 5番 北本節代さん。

[5番 北本節代さん 登壇]

○5番（北本節代さん） 答弁いただきました。

27の市町村が取り組んでいるというふうな再質問のお答えでしたけど、玉名市69億円の介護保険料ですね、もっとももっともちろん30何%まで上がっていくわけだから、上がると思うんですが、やっぱり市民力というか、地域力を生かしながら、どうにかなる工面をするためにこの事業はいい事業だと思ってますので、ぜひ27に次いで、取り組んでいていただきたいなというふうに思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（高村四郎君） 以上で、北本節代さんの質問を終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。明14日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時40分 散会

第 3 号

6 月 1 4 日 (金)

平成25年第2回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

平成25年6月14日（金曜日）午前10時04分開議

日程第1 一般質問

- 1 24番 吉田 議員
 - 2 2番 福田 議員
 - 3 9番 永野 議員
 - 4 3番 内田 議員
 - 5 11番 前田 議員
- 散会 宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 24番 吉田 議員
 - 1 教育問題について
 - (1) 教育改革、政府の「教育再生実行会議」に関連して
 - ア 教育委員会制度について
 - イ 玉名市の小中一貫教育の中での、小学校英語教科化について
 - ウ 教育委員の人選について
 - (2) 学校裏サイトについて
 - 2 安全で安心して暮らせる社会
 - (1) 公立小中学校の災害備蓄について
 - 3 市長の政治理念と政治姿勢について
- 2 2番 福田 議員
 - 1 岱明町公民館について
 - (1) 公民館建設は白紙撤回されたのか
 - (2) 合併時の公約事項をどのように受けとめるのか
 - (3) 今後の事業計画は
 - 2 通学区域について
 - (1) 小中学校の通学区域の現状は
 - (2) 通学区域の見直しの考えはないか
- 3 9番 永野 議員
 - 1 新庁舎建設関連について
 - (1) 基本設計との相違について

- (2) 耐震について
- (3) 水害対策について
- (4) 周辺の土地利用計画について
- 2 玉名市定住化基本構想取り組みへの本気度は。魅力あるまちづくりについて
 - (1) 定住促進関係課連絡会議について
 - (2) 定住化基本構想に対する各部署の考えは
- 4 3番 内 田 議 員
 - 1 新庁舎建設事業について
 - (1) 入札・落札までの経緯について
 - (2) 新庁舎建設事業の概要について
- 5 11番 前 田 議 員
 - 1 生活保護基準引き下げの影響について
 - (1) 現在の生活保護受給世帯で受給ができなくなる世帯はいないか
 - (2) 住民税で、現在は非課税だが課税になる人はいないか。今後その心配はないか
 - (3) 現在の保育料が増額する世帯はいないか。今後その心配はないか
 - (4) 現在の介護保険料が増額する人はいないか。今後その心配はないか
 - (5) 現在の就学援助の内容と受給状況を知りたい。また、就学援助を受けている世帯が受けられなくなることはないか。今後その心配はないか
 - 2 子育て支援について
 - (1) 私立保育園運営について市はどんなにかかわりを持つか（私立保育園運営費負担金）
 - (2) 今回の保育士等処遇改善事業補助金の使途について玉名市はどんなにかかわりを持つか
 - (3) 今回の補助金活用で給料改善がなされると思う。次年度以降も継続するための対策はあるか
 - (4) 子ども医療費助成の拡充は市町村が子育て支援にどれだけ力を入れているかをはかる、大きな目安になると思う。市長が考えている子ども医療費助成制度の位置づけと、県内市町村の助成状況への認識、そして、玉名市子ども医療費助成の今後の取り組みを聞きたい

(5) 平成27年4月から実施予定の子ども・子育て支援法に基づく保育所運営について、どのような準備がなされているか。また、制度変更などによる市民への周知はどうか

3 職員削減・退職者の3分の1採用について

(1) 平成18年4月1日と平成25年4月1日時点での正職員数、非常勤職員数、臨時職員数とそれぞれに係る人件費総額の推移を知りたい。また、平成27年度まで予定どおり採用計画を実施した場合、当初の予定職員数との差はどうか

(2) 合併後の人材確保において、専門職の拡充はどのようになされているか

(3) 業務に対する職員数についてはどの部署で、どのように検討がなされているか

(4) 合併後に成立した誘致企業各社への玉名市の助成状況と、地元雇用の状況を知りたい

(5) 雇用確保の観点から、市役所をどう見るか市長の見解を聞きたい

散 会 宣 告

出席議員（25名）

1番	藏原隆浩君	2番	福田友明君
3番	内田靖信君	4番	江田計司君
5番	北本節代さん	6番	横手良弘君
7番	近松恵美子さん	8番	福嶋譲治君
9番	永野忠弘君	10番	宮田知美君
11番	前田正治君	12番	作本幸男君
13番	森川和博君	14番	高村四郎君
15番	松本重美君	16番	多田隈保宏君
17番	高木重之君	18番	中尾嘉男君
19番	青木 壽君	20番	大崎 勇君
21番	田畑久吉君	22番	小屋野幸隆君
23番	竹下幸治君	24番	吉田喜徳君
25番	松田憲明君		

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	辛島政弘君	事務局次長	神谷峰弘君
書記	平田光紀君	書記	富田享助君

説明のため出席した者

市長	高 崙 哲 哉 君	副市長	築 森 守 君
総務部長	古 閑 猛 君	企画経営部長	原 口 和 義 君
市民生活部長	北 本 義 博 君	健康福祉部長	前 川 哲 也 君
産業経済部長	森 本 生 介 君	建設部長	坂 口 信 夫 君
会計管理者	原 田 政 樹 君	企業局長	植 原 宏 君
教育委員長	池 田 誠 一 君	教育長	森 義 臣 君
教育次長	西 田 美 徳 君	監査委員	有 働 利 昭 君

○議長（高村四郎君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（高村四郎君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

24番 吉田喜徳君。

[24番 吉田喜徳君 登壇]

○24番（吉田喜徳君） おはようございます。1番から2番まで一気に質問したいと思しますので、特に教育委員会については誠意ある答弁をお願いしたいと思います。

前進クラブの吉田喜徳と申します。今回もよろしくお願いたします。

1. 教育問題。教育改革、政府の「教育再生実行会議」について。教育委員会制度、政府の教育再生実行会議第2次提言として、教育長は教育委員の一人として事務局を統括するが、首長、いわゆる首長ですね。首長には指揮命令権がなく、月1回程度開かれる教育委員会による意思決定では、迅速性を欠き、事件やトラブル等への対応が遅れることもあり、責任の所在が曖昧であるとの批判がある中で、玉名市ということではございませんけどですね。首長が教育長を任命することを明示し、教育長が責任を負うことを明確化し、したがって、委員会は教育行政に意見を述べるなどの役割とする見通しであります。すなわち、教育行政のスピードアップ化であります。

教育委員会制度ができたのは、今から65年前1948年、昭和23年ですが、改革の時期が到来しているのではと感じる次第であります。65年前ですね。

次に提言は、都道府県と政令市のみ、教職員の採用や配置の権限を、中核市や自治体にも移譲するとしていますが、これらのことについて御感想や御見解をまず承りたいと思います。

次に提言は、小学校英語を正式教科化としています。小学校の英語教育は2008年3月に小学校の学習指導要領が改定され、11年4月から全国の小学校5、6年で外国語活動、教科じゃないんですね。外国語活動が必修となり、道徳や総合学習と同様に正式な教科ではありません。週に1時間が基本で、音声や基本的な表現に慣れ親しまれ、そしてクラス担任が受け持ち、その英語をですね。あるいは外国語ALTの皆さんのお力を得てやっているというのが現状ではなからうかと思えます。先の第1次提言では道徳を教科に、これも質問いたしました。そして今回は、小学校英語を教科にと現在は正式な教科ではないのでありますが、そこで現在実施検討されている学校規模適正化の検

討の中で、当然小中一貫教育の、昨日も御答弁もありましたが、小中一貫教育の教科、授業時数、日課表等が専門家の先生を中心に検討されているのではないかと思います。そして決定されるわけですから、教育再生会議実行会議のですね、提言は、文科省のこれから専門部会や、中教審の審議、議論を踏まえるものの、近き将来決定されるものと受けとめています。いずれにしても平成29年第一次統廃合、いわゆる仮称・玉陵小学校の誕生までは、再生会議の提言が実現すると確信し、今からその研究や調査検討が日課表等にですね、考えられているのか、その時になってドタバタとというようなことではいけないこういうふうを考えるわけでありまして。その点いかがでありませうか。

今一つは自治体の教育委員の人選で、学校運営に携わる地域の人材を優先的に起用する地域枠の創設を文科省で検討されていますが、これは学校現場の意見を直接吸い上げ、施策に反映させるのが目的で、コミュニケーションスクール、地域運営学校ですね。のみでなく、教育委員の人選についてのことであります。玉名市では現在、旧玉名市2名、岱明、横島、天水3名、5名となっていて、地域的にバランスが取れていると思いますが、将来、玉名中学校区のほかに、1中1小となるのでできれば5名を6名にふやし、人口や児童生徒数が多い、失礼ですけど、断トツに多い玉中校区からの人選とすることはできないものなのかと強く感じるわけでありまして。

そこでいろいろ私なりに調査しましたが、現行制度の教育委員は、市長が議会の同意を得て。原則5人を任命し、その中から委員長と教育長を選ぶ仕組みで、保護者を含むことになっているが、学校の教育活動と関連させる基準はないとなっています。ですから、先ほど申しましたように、6中学校でこれから小中一貫教育、小学校の統廃合、こういうのが先々なされていくとすれば、ちょうど6名になればですね、中学校区から1名とこういうふうに私は考えたのでありますが、それが可能であるのか、ないのか。すぐしてくれとか、1名ふやせとか意味じゃなくてですね、それが可能であるのか、法的に言って整合性があるのか。これをもう少し勉強されてると思いますので、お聞きしたいのであります。

学校裏サイトについて、すなわちインターネット上の掲示板に悪口や個人情報などを書き込む、学校裏サイトの調査が2012年度の結果をまとめたところ、前年度より減少したものの、不適切な書き込みは4,770件あったと発表されています。不適切な書き込みは、レベル高・中・低とか言えばですね、レベル高は、犯罪予告や生命にかかわる緊急性のあるもの、レベル中は、いじめ、中傷、個人情報漏えいなど。レベル低は、緊急性の低いものに分類。玉名市はどのくらいの件数があり、その対策があるのかお尋ねをいたします。

安全で安心して暮らせる社会、公立学校の災害備蓄について。先ごろ、南海トラフ、すなわち東海・東南海・南海の3つの震源域が同時に発生すれば、巨大地震につながる

る、そして経済的被害額が膨大になると発表されていましたが、有明海を擁する影響があるか否かと懸念されるものであります。文部科学省の安全、学校安全ですね。学校安全調査によると、東日本大震災以来、子どもや住民の避難拠点として学校施設の耐震化が進んでいるものの、防災・減災の対策は本市も進められていますが、滞在に備えた対策は、全国に約3万5,000ある公立小中学校のうち、大規模災害を想定して遅れている実態が明らかになりました。私立はその点60%と進んでいるようです。都道府県で見ると本県は、飲料水7%、全国平均は29%、食料3%、全国平均26%、毛布や寝袋8%、全国27%で、熊本県も全国平均より大幅に遅れている中で、本市の公立学校の備蓄状況は、そして今後の考えについてお尋ねをいたします。

防災・減災に対する補助金は、備蓄ですね。補助金としての備蓄には、国の補助金はあるのかないのか。これから国はどう考えているかちょっと聞かないんですけど、その点おわかりになればお答えを願いたいと思います。

○議長（高村四郎君） 教育長、森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） おはようございます。吉田議員の教育委員会制度についての御質問にお答えいたします。

まず、現行の教育委員会制度ということについて説明をいたします。現在の玉名市教育委員会は5人の教育委員で教育委員会を構成しています。代表者である教育委員長を選出し、次に教育長を委員のうちから任命すると、そして教育委員会の決定に基づいて、事務全般を教育長は執行するということになっております。予算につきましては、首長が責任を持ちますけれども、教育行政の重要事項や教育方針の決定権限は教育委員会に属しています。さらに、教職員の給与負担と任命権は熊本県教育委員会にありまして、服務監督権は玉名市教育委員会ということですよ。

このように責任の所在が不明確なために、形骸化して無責任体質になるということよ、教育委員会制度の見直しも提唱されているところでもあります。そもそも現在の教育委員会制度は、戦前の教育への反省が出発点となっています。市民から教育委員を選び、住民の意思と社会の良識を教育に反省させるということの仕組みで、つまりレイマンコントロールと呼ばれるようになって今日の教育委員会の制度が成り立っております。学校で起こりますいじめや体罰は、本来学校の問題であり、予防したり深刻化を食い止めたりするのも、学校の指導の教育、初動対応が非常に重要でありますけれども、大津市の中2の男子の自殺で、教育委員会が問題と指摘されたのも、事後の対応の遅れでありました。このことで現行の教育委員会制度のままでは、緊急事態のスピーディーな対応、いじめや体罰はなくなるのではないかと指摘されたわけですよ。

こうした反省を踏まえまして、自民党政権になって、教育委員会制度の改革が教育再

生実行会議で取り上げられました。教育再生実行会議の結果は、現在、中央教育審議会で検討され、秋までに政府に答申し、年明けの国会に提出されると文部科学省から聞いております。

いずれにしても、改善されようとする教育委員会制度の内容につきましては、現時点では、玉名市の教育長として発言することは控えさせていただきたいと存じます。

次に、玉名市の小中一貫教育の中での小学校英語教科化についてでございますけれども、現在、英語教育の必要性・重要性につきましては十分認識をしております。吉田議員の質問の内容にもありましたように、道徳あるいは小学校の英語教科化というのが、話し合いが始まっておりますけれども、これはまだ話し合いが始まったばかりで、これからの審議を見守らなければならないと思いますが、玉名市でも国際化社会を生き抜く力を持つ子どもたちを育てるために、小学校1年生から英会話学習の導入を目指しております。現在、専任の研究員を配属し、玉名市独自の学習プログラム「エンジョイ・イングリッシュ」を作成し、準備を進めているところです。これは毎日10分間ずつ続けていくというプログラムで、授業とは別に行なうものです。この学習プログラムでは、姉妹都市でありますクラリダ市との協力もいただきながら、ネイティブな会話を日常実行できるようにしていきたいと考えています。また、熊本県の教育委員会で作成されました「I CAN DO IT」というテキスト、これは会話中心のテキストですが、これも参考にしながら現在作成を進めておりますけれども、確かに、玉名市のこの取り組みというのは、全国に先駆けているために、熊本県教育委員会でもこの玉名の「エンジョイ・イングリッシュ」の取り組みということについては、進捗を注目されているところでございますので、その気持ちで十分取り組んでいきたいと考えております。

現在、これと並行した形で、小中一貫教育導入の準備、さらには平成29年4月に開校を予定しています玉陵中学校区の新しい学校づくりということでも準備を進めております。こうした中で、英語の教科化に対しましても、中央教育審議会や文部科学省の今後の動向を見定めながらしっかりと対応していきます。どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（高村四郎君） 教育委員長、池田誠一君。

[教育委員長 池田誠一君 登壇]

○教育委員長（池田誠一君） おはようございます。吉田議員の教育委員の人選についての御質問にお答えいたします。

教育委員会の委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条に規定がありまして、教育委員は5人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところによ

り、都道府県もしくは市又は地方公共団体の組合のうち、都道府県もしくは市が加入するものの教育委員会にあっては、6人以上の委員。町村又は地方公共団体の組合のうち、町村のみが加入するものの教育委員会にあっては、3人以上の委員をもって組織することができるかとあります。

今、地教行法の3条を読み上げましたけれども、前段のところでは5人の委員をもって組織するということにつけ加えまして、ただし書きがついておりました。そこで、現在本市におきましては、先ほどから出てまいりますように、5人の委員が旧玉名市から2名、天水町から1名、岱明町から1名、横島町から1名が任命されております。教育委員会が6人ということであると、条例で定める必要が出てきます。

以上、お答えいたしました。

○議長（高村四郎君） 教育次長、西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○教育次長（西田美徳君） それでは私のほうから学校裏サイトについての御質問にお答えをいたします。

学校裏サイトについては、県の方より報告がなされ、玉名市内の現状が随時把握できるようになっております。犯罪予告や児童・生徒の生命にかかわることなど、緊急性の高い内容をレベル高、緊急性はないものの早期の指導・対応等が望ましい内容をレベル中、緊急性はなく必要に応じて適切な指導・対応等が望ましい内容をレベル低ということで位置づけ、レベル高とレベル中においては、即時報告がなされますが、レベル低においては定期報告という形で、2カ月ごとの報告となっております。

玉名市の場合、平成24年度は年間で42件の報告がありましたが、いずれもレベル低ということで、学校名が書き込まれていたなどの内容がほとんどでありまして、トラブルに巻き込まれている状況ではあっておりません。

現在、情報モラル教育の徹底のために、年間指導計画を立て、小学校段階から取り組んでおります。保護者への啓発も学級懇談会やPTA総会などを利用して行なっております。その成果か、裏サイトの書き込みも平成23年度の68件からは大幅に減少しておりますが、情報社会が進む昨今、子供たちが携帯電話やスマートフォンなどを所持しているケースも多くなるなど、情報モラル教育のさらなる充実と保護者への啓発が今後ますます重要になってくると捉えておるところでございます。

○議長（高村四郎君） 総務部長 古閑 猛君。

[総務部長 古閑 猛君 登壇]

○総務部長（古閑 猛君） 吉田議員の公立小中学校の災害備蓄についての御質問にお答えいたします。

大規模な災害が発生した場合、物流・流通機能等が停止し、被災した市民の安全・安

心を守るためには、あらゆる方面で広域的に関係機関との連携、協力体制が重要であると考えております。

また、被災直後における被害や混乱を最小限にとどめるためには、市民一人一人がみずからの命はみずからで守る。自らの地域はみんなで守るという自助・共助の考え方を基本に、平時から防災意識の高揚に努め、災害時に必要な物資を備蓄しておくことも日ごろの備えとして必要であります。

本市におきましては、地域防災計画により、食料供給計画及び給水計画を策定し、物流企業、飲料メーカーと災害時における救援物資供給に関する協定書を締結し、避難者等に対する供給体制の整備を図っているところでございます。飲料水につきましては、大手飲料メーカー4社と協定の締結を行ない、災害対応型自動販売機内の飲料水の無償提供や飲料水の優先的搬入などの確保を行なっているところでございます。また救援物資に関しましても、物流企業と協定書を締結し、災害時に対し日用品、作業用品等の確保を行なっているところでございます。

玉名市独自の備蓄状況といたしましては、平成24年度から5カ年計画で毛布及び食料品の備蓄を行っており、現在、毛布100枚、アルファ米、非常食でございますけれども、500食を横島支所に確保しております。最終年度の平成28年度には毛布500枚、アルファ米2,500食を各支所に備蓄する計画であります。

本市の地域防災計画において、各地域の主要施設であります公共施設及び地区公民館等206の施設を避難所として指定しております。

吉田議員御質問の各公立小中学校の施設としましても避難所として指定をしております。現在のところ公立小学校には、災害備蓄は確保しておりませんが、避難者等に対しましては、地域防災計画に沿った食料、飲料水の供給体制を構築し、さまざまな事態に的確に対応できるよう、災害時における物資の調達を進めてまいります。

なお、災害備蓄に対する国・県の補助金は今のところございません。今後とも市民の皆さまへの防災意識の啓発、地域における自主防災組織の結成と活動を促進してまいりたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 24番 吉田喜徳君。

[24番 吉田喜徳君 登壇]

○24番（吉田喜徳君） まあ、公の場所で教育長、しかとした自分の考えもですね、自民党政策の安倍内閣における実行会議についてのね、御感想は申しにくいんじゃないかなと思いましたが、私は大いに感じておられるとこういうふうに取り扱っております。ね。まあいいでしょうが、もう言いませんけれど。

それから教育委員長、ですからできないことはないということでもあります。いろいろですね、改正したりいろいろしなきゃなりませんけれども、これは大いにですね、必要

じゃないでしょうか。やはり玉名町の者がですね、ほかの校区のことは本当知らないんですよ。ただこう存在が小学校にあるというぐらいで、庭先まで知らないですよ。また他の人が築山小学校や、町のことはそんな、学校の中ですね、庭先までは知らないんじゃないかと思う。私だって知らないですよ。ほかのところの学校はですね。やっぱり地域、地域で出ておられる議員さんたちの御活躍によってですね、それが浮上していくわけなんですよ。そこで教育委員の方もおそらく、玉中や町小の入学・卒業式等にはほかの教育委員さんが割り当てられて来ておられますけどですね、やはりその出身の人が出ればですね、例えば部課長の人でも出ればやはり「ああ、この人は町小出身だな」とか「ああ、玉中出身だな」となんかそういうようなですね、力強さを感じるわけなんですよ。ですから、それを取りまとめて教育委員というのは中学校がこれからはおそらく6中学校で永遠に行くんじゃないでしょうかね。我々が生きていく限りは。そういうようなことに考えれば、やはり5名を6名にふやしたらどうかと。これは一つの教育を重視する一つの考えでもあるんじゃないかと、こういうふうに考えます。教育委員長、特にその辺よろしく願いをしておきたいと思えます。

幸い、裏サイトに対しては低がですね、ほかに中・高もなかったということで幸いなことですね。これからの努力もお願いしたいと思います。なんせ我々が、ほかの方は知っておられるけど、もうこういう科学技術の進歩に対してついていけないですね。正直言ってですね、携帯電話をさわるのがやってみたくて、恥ずかしい話でありますけれども、しかしやはり勉強はしていかないと、こういうふうに感じているわけですが、そういう発達のためにいろんな災難、あるいはトラブル、そしてまた犯罪等が起きている社会の、日本の社会でありますので、これは大いに小中学校からですね、教育をしていかなきゃならないと、こう強く感じたので申し上げた次第でございます。

小学校に備蓄もできるように鋭意努力。鋭意という言葉じゃなかったですけど、努力するというような言葉でありましたので、期待いたします。また、この話したらいけないと思うんですけども、何回も。700名ですよ。玉名中学校おおよそ700名。今、700名をちょっと町小、あるいは築山小は切っておりますけれども、4年後にはですね、29年ですかね、また710何名となるんですよ、予想では。これは町小のことですよ。築山小も減らないんじゃないかと。ふえることはわかりませんが、そういうような地域にあってですね、現在、それぞれの旧町等でいざという時に備えてやっておられることでありますが、玉名町、築山には間に合わないんじゃないですかね。数のために。もちろん小学生、中学生だけの話じゃないですけど、余計間に合わないんじゃないかな。そこに殺到すれば。だから重要なことではないかと、備蓄はあってはならないけど、昭和28年の6月の大水害ですね、熊本県下、玉名町も私も小学校6年でしたけれども、船で行ったこと思い出します、高瀬の町をですね。だから必ずしも地震だけ

じゃない、津波だけじゃないんじゃないかなと。まあ、堤防等がしっかりしてて、そんなことはあり得ないことかもしれませんが、備えておってもいいんじゃないかなと、こういうふうを感じる次第でございます。

さて、最後の質問であります。月日の流れは本当に早いものであります。私は4歳ずつ年取ってるのかなと、4年に1回でありますので、8期目を目指して頑張る次第でございますけれども、いくら長くて、当選回数を重ねていっても、やはりまだ勉強しなければならないなど、あるいはこの世の中の移ろいについていかなきゃならないというのでありますので、よく生涯学習といったものです。ライフロング エデュケーション (lifelong education) そういうような気持ちで年を重ねていっても頑張らなきゃならないなど、こういうふうに思いますが、いよいよ10月20日になるか27日になるかわかりませんが、やってまいります。

昨日の立候補、市長の表明は市長にとって大先輩であられる名誉市民の金栗四三先生の気力・体力・努力の精神を体得していただくと強く感じ、我がふるさと玉名の市長にふさわしい力強さを感じた次第であります。政治家は、理念、政治姿勢の一貫性がなくてはならないと私も教わってまいりました。それに洞察力、決断と実行力等が問われるのではないのでしょうか。今一つ、私が強調したいのは、その人がどういうふるさとで育まれてきたか、これはふるさとに思いを入れる郷土愛の原動力になると信じてやまないものであります。

市民の目線という市長のキャッチフレーズ、信念が出てまいります。これはそういうところから育まれてきたんじゃないかなと、こういうふうに思います。ふるさとのことを思えば小学校、中学校、高校のこの校訓とか校歌とかこういうものに思いを私はいたしました。町小のことじゃありませんけど、僭越ながら大浜小学校は「やさしく、たくましく、かしこく」という校訓であります。校歌には菊池の流れ、そして二ノ岳、三ノ岳を望み、あるいはそよ風吹く松原続く、これは松原は岱明の松原じゃないだろうなと思って。お聞きしますと元缶詰工場ですかね、今、松原のゲートボール場横、高木議員のところとなります、あそこじゃないだろうかと思うんですね。松原続く海近くと。市長は中学校は大豊中学校、当時のですね。でしょ。豊水と大浜の中学校であります。今は有明中学校となっております。だからその校訓や校歌はちょっと私にはわかりません。おそらくこういう玉名町小も「小岱山の青嵐」玉名高校も「若駒高くいななきて」そういうあとには必ずふるさとの山がある。校歌の歌詞にあります。玉高の校訓は「進取、剛健、至誠」ですかね。これが玉高のやがて100何十年を迎える玉高の校訓であります。そういう自然環境や学校に育った市長は、自然的にふるさとの気風が体得され、備わっているんじゃないかと私は感じたのであります。

1984年に、現在は東海大学の副学長をしておられる、あの有名な山下泰裕選手

は、右足の負傷にもかかわらず無差別級で金星を射てきされました。有名偉人でありませぬ。この人が昨年の10月ごろ、熊日新聞の「私を語る」で言っておられました、書いておられました。ほかの質問に対し、記者さんたちの質問に対し、「あなたはどうして、ああいう強靱な根性というか、そういうものが大会で出ましたか」ということでもあります。「ふるさとに思いを入れて頑張ることができた」と。「おじいちゃんに育てていただき、そして友人が育ててくれた竹馬の友、山や川や海やそういうようなふるさとに思いを寄せ、これが私の原動力として」、はっきり書いておられます。そういう意味におきまして、市長には蒲島知事が知事選の時にそこで演説をされました。玉名市民文化センターの前で、2期目を今、目指して立候補したのは、私の政策がこれでは途絶えてはいけない責任がある。いよいよこの時期に当たってそれを実現し、充実させなければならぬと、こういうようなことをしておられました。考えてみますと、やはりいろんな課題が山積されているのではないのでしょうか。また市長が、市長時代に投げかけられた問題も続行されているんじゃないかと思えます。これを道筋をつけたり、完成させて初めて市民に対する目線、市民に対する責任であられると強く、市長感じております。私はそのように思っているわけでございます。市民の目線というのは、市民党じゃなからうかと思えます。かつて滑石の大偉人でありましたが初代の橋本二郎市長は、自民党では大久保先生、藤田義光先生、大久保武夫先生、のちの大久保武夫先生の北口先生、そして県議では杉谷先生という保守系の方が、大いに自民党の人が応援いたしました。そういうようなことで、5期ですかね、6期務められ名誉市民となられました。

後に登壇はいたしません。市長の力強い、政治理念と政治姿勢にお尋ねして終わりたいと思えます。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（高村四郎君） 市長 高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

○市長（高寄哲哉君） 吉田議員の政治理念と政治姿勢についてお答えをいたします。

昨日の御質問、横手議員の御質問にもお答えいたしました。私の信念とするところは、常に市民が中心の市民のための市政運営を行なうこととあります。日ごろから多くの人々の意見を聞き、論を交わし、将来の玉名市を見据えた中で、どの選択肢が最も最良かという判断をし、適切に決断していく姿勢を基本といたしております。

この基本姿勢をモットーとし、常に市民の目線に立ち、最小の経費で最大の効果を導くことを旨としながら、これからも無駄のない最も効率的な予算執行に努めてまいり所存でございます。

御質問ございました安部総理との会談についての御質問でございますが、本年の1月22日に首相官邸において安倍総理とお会いする機会がございまして、要望してきたと

ところでございます。御案内のとおり、当時は政府の政府案といたしまして、自動車取得税や自動車重量税を25年度から撤廃をすると、また個人住民税のほか、固定資産税など地方税制改正等の動きもございました。地方自治体といたしましては、極めて大きな影響が憂慮されることや、国家公務員給与削減とあわせて地方公務員の給与削減が求められていたことなどから、全国知事会を初め、全国議長会、全国市長会など、地方6団体が一致してこれらの税制改正への反対の立場から、政府などに対し強く主張されてきたところでございます。このような状況から、全国市長会において、各自治体の長に対し、国への働きかけの要請があり、その一環といたしまして、政府が地方公務員の給与水準を国家公務員並みに引き下げようとする地方自治体に求めている件、2つ目に自動車取得税の廃止の件につきまして要望を行なってきたところでございます。安倍総理におかれましては、極めて多忙な身にもかかわらず、約15分間という時間を割いていただき、先ほどの要望のほかに、教育問題等いろいろなお話を交わすことができ、心から感謝申し上げているところでございます。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 以上で、吉田喜徳君の質問は終わりました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時04分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 福田友明君。

[2番 福田友明君 登壇]

○2番（福田友明君） 新玉名クラブの福田でございます。通告に従いまして一般質問いたします。

岱明町中央公民館について質問いたします。岱明町公民館建設は、平成17年度に公民館と図書館の複合施設として、岱明町文化センターの建設に向けて基本計画が作成されております。これまで私は、平成22年3月と平成23年3月にわたり2回質問してまいりました。合併時の公約事項であり、老朽化が進んでいることを指摘されながら、事業計画がいまだに進まないのはどういうことでしょうか。早急なる対応を期待するところであります。

また、平成25年3月議会の全員協議会の中で、玉名市公共施設適正配置計画に関する検討結果についての説明がありました。その中での改善方針では、岱明町公民館は岱明支所へ集約化されるようになっております。このことも踏まえて質問をいたします。

1点目に、公民館建設は白紙撤回されたのでしょうか。新市計画の中で平成19年度

は、7億8,000万円の予算まで計上されながら、平成20年度からは予算はゼロで計上されておりません。このことは市の計画が変わり、新市建設計画を白紙に戻したのではありませんか。

平成23年の3月議会で私の質問に対し、当時の前田教育次長は、平成25年度に予定されていた岱明中学校屋内運動場が耐力度調査の結果、早急な整備が必要となり、運動場が前倒しに建設され、文化センターの建設年度を入れかえた形となり、これが現在に至っている。また、今後の事業計画について財政状況が厳しいときでもあり、新庁舎建設後は岱明総合支所2階の企業局及び3階の教育委員会が新庁舎に移動することから想定すると、支所庁舎の利活用も考えなければならない状況である。新市計画では計上されておりますが、現段階では実施計画には記載されておりません。決して計画が白紙撤回されたわけではないとの答弁でありました。

この答弁からして、計画は白紙に戻し、ゼロから考えていくとのことではなかったでしょうか。玉名市公共施設適正配置計画検討委員会が、平成24年7月より5回行なわれております。岱明公民館についての協議はどのように行なわれていたのか、その協議内容と経過をお聞きいたします。また、十分に地域市民の意見を聞きながら検討されたのかを質問いたします。

2番目として、避難場所としての位置づけから検討されたのかをお聞きいたします。現在、岱明公民館は町の中心に位置し、鍋、高道校区に近く、避難場所として最適な所であります。政府は東日本大震災以降、避難可能区域の距離等変更を検討しているのではないのでしょうか。

鍋、高道校区の避難場所は、鍋小学校、高道小学校及び岱明中学校であります。ここは教育の場であり、あくまでも仮の避難場所と認識しております。公民館が岱明支所に集約化されるならば、鍋、高道校区の市民からは遠くなると思いますが、いかがでしょうか。

また、合併時の公約事項をどのように受け止めているのかをお尋ねいたします。辞書によりますと「公約」とは、「公衆に対して、あることを、政策などを約束すること」と書かれております。だとするならば、理由はどうであれ、新市建設計画を施行しないということは、公約違反と言われても仕方がないのでしょうか。また、市民の理解を得られるのでしょうか。お聞きいたします。

3番目に、今後の事業計画について質問いたします。耐震安全性を指摘されながらも、早急に建設しなかったのはなぜでしょうか。この間ずっと公民館は利用されております。それから平成20年度から予算計上されていないのであります。これは前市長の時からなんですけれども、この時点で事業計画が変更され、支所の利活用ということになり、建設する意思がなかったのではないのでしょうか。今後の事業計画はどうなってい

るのでしょうか。また、購入した用地も含め、跡地利用はどうされるのかをお聞きいたします。

以上よろしく、3点の質問に対して、答弁のほどをよろしくお願ひいたします。

○議長（高村四郎君） 教育次長、西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○教育次長（西田美徳君） 福田議員の御質問の岱明町公民館について、まず第1点目の公民館建設は白紙撤回されたのかについてお答えいたします。

平成22年度第2回岱明町地域協議会におきまして、岱明町公民館の早期建てかえについての建議を受けた経緯がございます。その後の岱明町地域協議会において、合併特例債期限の平成27年度までに新庁舎建設が予定されていること、また岱明玉名線工事等も計画され、予算の確保が厳しい状況にあることから、新庁舎建設後の岱明総合支所の利活用を含めて、再度慎重に検討してまいりますと回答したところでございます。なお、その後の地域協議会の中でも幾度か議論をされております。

また、玉名市公共施設適正配置検討委員会での協議内容や経緯につきましては、議員も御承知のとおり、現在の岱明町公民館は老朽化の進行により、耐震安全性に問題があり、対応を急がなければならない施設であるということは言うまでもございません。そのため、公共施設適正配置計画検討委員会でも、現に先導的なモデル事業として適正な配置を検討する施設として位置づけられているところです。この委員会は岱明町地域協議会長を初め、各自治区や市民団体の代表者等で構成され、建物状況の現地確認や財政や人口等の将来予測を踏まえた全市的な考えから、市に対して早急にマネジメントに取り組む必要があると建議された経緯がございます。これを受けて策定しました適正配置計画において岱明町公民館は隣接の図書館とともに、全機能を新庁舎完成後に余剰が発生する岱明支所庁舎へ集約移転することで、支所庁舎の有効活用と、機能複合化を考えていくとされております。

次に、避難場所として位置づけた検討につきましては、現在の公民館は老朽化の問題や近隣にも設備が充実した他の災害時避難所があることから、指定されていないため、支所庁舎に避難所対応機能も兼ね備えることで、結果として半径700メートル圏内にさらにもう1カ所避難所が確保できることになり、災害時の広域対応等より一層充実するのではないかと考えております。

次に2点目の合併時の公約事項をどのように受けとめるかの御質問でありますけれども、合併時に策定された新市建設計画の事業でありながら、岱明中学校屋内運動場建設工事の先行実施等により、当初計画から相当の年数が経過し、遅れが生じていることは十分承知をしております。しかし一方では、市に建議された検討委員会の御意見にもありますように、将来に負担を先送りすることなく、全市的に見て適正な配置へと方向性

を改善することも重要であると認識をいたしております。実際に、支所庁舎へ公民館を移転する場合には、現状よりさらに利便性や機能性を向上させるなど、新たな付加価値を備えた施設改修を前提に考えております。また、利用者の皆さまを初め、地域住民の皆さまに御理解いただくために、岱明町地域協議会や支館長会議等の場で内容を説明し、御意見をお聞かせいただきたいと思いますと考えております。

次に3点目の今後の事業計画の御質問についてですけれども、まず耐震安全性を指摘されながら早急に建設しなかったこと及び平成20年から市実施計画に予算計上されていないことにつきましては、先ほど申し上げましたとおり岱明中学校体育館の耐震性の問題が急浮上し、体育館建設を先行させたことや岱明玉名線の工事等も計画されており、予算の確保が厳しい状況にあったことが挙げられます。公共施設配置計画で示された改善の方向に基づき、現在、新庁舎建設後の支所余剰スペースの利活用について、庁内検討組織を設置して検討しており、公民館と図書館機能の移転を具体化しているところでございます。ただし、このことは現時点で公民館の建てかえ計画が白紙化されたということではなく、これまでの議会で答弁してきたように、耐震安全性も確保され、バリアフリー対応も完備されている支所庁舎の有効活用を優先して検討させていただきたいと考えております。

また、購入した用地を含めた跡地利用につきましては、市有財産の利活用方針に基づき民間活用、売却、賃貸等を含めて実行性の高い利活用策について検討をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（高村四郎君） 2番 福田友明君。

〔2番 福田友明君 登壇〕

○2番（福田友明君） 答弁ありがとうございました。

今、教育次長の方からその答弁の中で、岱明町地域協議会において合併特例債期限の平成27年度までに新庁舎建設が予定されている。そしてまた岱明玉名線の工事計画がされ、予算の確保が厳しい状況にある。そして新庁舎建設後の岱明支所の利活用を含めて再度検討してみたいとの答弁でありました。

しかし、私が思うにはこれは合併当初からわかっていたことではないでしょうか。その対策として、合理化を図り、職員の削減を行ないました。現在進行中でございますけれども。そのほかに議員も30名から26名、そしてまた今年度の3月議会におきまして24名の定員に削減する努力を、議員みずから行なっております。新庁舎建設においても市長の努力によりまして、当初の60億円の予算から、約39億円との建設計画が施工されている途中であります。私が思うには、なんかすりかえたような感じがいたします。岱明公民館建設については、当初予算は3億8,000万円から市民の要望によりまして、可動式座席の設置など、計画が膨れ上がり7億8,000万円となり、また

先ほど次長がおっしゃたように、屋内運動場の耐力度調査の入れかえがあり、結果として実施計画がされず、支所の有効利用ということで、建設計画が白紙になったんじゃないでしょうか。白紙撤回ではないと言いながら、結果として支所を利用するということであるならば、私はすりかえられたような気がいたします。

公民館は老朽化により安全性の問題があると、現在多くの方が利用している状況であります。そうであるならば、対応を急がなければならなかったんじゃないでしょうか、この施設については。建設計画が屋内体育館ですね、これが建設後速やかに公民館建設をすることが必要だったのではないのでしょうか。私はそのように思っておりますが、新庁舎建設が27年度ですよ。あと2年間は安全性が悪い公民館の利用をしなければなりません。もう少しはっきりとですね、私は白紙撤回でこのような方向に行くと言われた方がよかったような気がいたします。

続きまして、質問に移りたいと思います。避難場所に関連して質問しますけれども、昨年、岱明町におきまして避難訓練が鍋、高道校区で行なわれました。校区ごとの避難訓練にかかった所要時間はどうだったのでしょうか。また、避難訓練の結果が、玉名市公共施設適正配置計画検討委員会に反映されているかをお尋ねいたします。

それから玉名市の避難場所は、歩行距離と避難時間はどのくらいを想定しているのかをお尋ねいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（高村四郎君） 総務部長 古閑 猛君。

[総務部長 古閑 猛君 登壇]

○総務部長（古閑 猛君） 福田議員の再質問にお答えいたします。

災害関係、防災関係でございますので、私の方から答弁させていただきます。昨年11月25日に玉名市防災訓練を岱明地区の高道校区、鍋校区で実施をしたところでございます。東日本大震災の教訓からも重要な点となる避難することの大切さ、有効性に重点をおき、地震・津波を想定した避難訓練への地元住民の参加及び防災講話等によって、防災意識の向上と防災知識の普及を図るとともに、防災関係機関の連携及び災害対応力向上を目的に実施をしたものでございます。

訓練内容といたしましては、地震の発生と津波警報が発表されたとして、海岸沿いの住民の皆さんが避難する避難訓練を実施し、消防団においても高道、鍋地区の団員を中心に、大野、睦合地区の幹部団員の参加も加え、避難誘導等の訓練に当たっていただきました。

徒歩で避難された方で速い方は数分、遅い方で約20分で避難が完了したところでございます。この訓練を体験していただくことで、防災意識の向上と、非常時に役立つ内容を習得していただけたと思っております。また、玉名市公共施設適正配置計画検討委

員会では、平成24年度に鍋校区及び高道校区で実施された避難訓練の結果や、これにより見出された課題などについての発言や議論はなかったと聞いております。しかしながら、公民館が災害発生などの緊急事態において市民の避難場所となることについては、当然のこととして踏まえるべき事柄であり、現在、新庁舎建設後に生じる各支所の余剰スペースの利活用を検討している庁内組織の玉名市役所現庁舎跡地等利活用検討プロジェクトチームにおいて、岱明地区における避難先としての有効性を認め、その機能向上を図る手立ても含め、議論を深めているところでございます。

それから、本市の避難所につきましては、玉名市民会館、玉名市文化センターなどの公共施設や、各小中学校、地区公民館など、各地区における主要な公共施設を中心に地域住民の皆さまが迅速に避難できるような施設を指定しております。

以上です。

○議長（高村四郎君） 2番 福田友明君。

[2番 福田友明君 登壇]

○2番（福田友明君） 答弁ありがとうございました。

避難場所の避難距離がちょっと言われなかったような気がいたしますけれども、避難時間は数分から20分程度だったということであります。

今、政府が防災関係の資料によりますと、歩行距離は約2キロそしてまた避難時間が1時間、これはやっと歩ける人の場合を想定してるんですけどね。これを今、検討中で見直ししていると。そういう中で高道小学校と鍋小学校は1階の教室を含めて全然使えないのが現状であります。要は、2階以上でないと避難場所の対応になってないと。これが現在、ふれあい健康センターもそれからB&Gが避難場所となっておりますけれども、鍋校区の一番端からはもう2キロ既に超えちゃってるんですね。防災マップから見ると。だからこそ私は単なる財政が厳しいとか、すりかえだけじゃなくって、防災面からですね、避難場所としての確保。そして十分なる用地買収も行なっておりますから、そういうことから検討する価値があったんじゃないかなと、私はつくづく思います。大野校区にとりましてはね、支所を使えば問題ないと思いますけれども、どう考えたって遠くからですよ、私だって鍋校区の一番端の方から歩くんだったら、おそらく支所までは4、50分かかるんじゃないでしょうかね。もう少し考える余地があるのではないかと思います。

それから、今回の答弁につきましては、なんか釈然としないような答弁だった気がいたします。私はこの公民館建設についての答弁は、現段階ではですね、本当はどうなんですかね、教育次長じゃなくって、企画課長、あるいは先ほど総務部長が答弁されたけどもそちらの方の答弁がよかったかなと思っております。また教育次長は先ほど、総務部長も含めてですね、市庁舎の有効利用を優先させて検討させていただきたいとの答弁

でありました。そういうことであるならば、新庁舎建設終了までにこのまま既存の公民館を利用し、やはり私は建設は白紙となり、その後は支所へ機能集約する方向と理解いたしました。今後、市民の意見に十分耳を傾けながら、早急に方向性を示していただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。通学区域について質問いたします。日本各地で通学時の事故が起きております。中でも京都府亀岡市での昨年4月に無免許運転の車が集団登校中の児童らの列に突っ込み、10人が死傷した暴走事故は記憶に新しいところであります。時代とともに交通量の増加やインフラ整備により車の流れも変化しております。それに対応した安全対策が必要であると思いますが、いかがでしょうか。

玉名市では、交通指導員による交通事故予防のほか、岱明町ではガーディアン大野の青色パトロール隊やほかに各地域で小中学校生の登下校時、児童の安全のためにボランティア活動が行なわれております。非常にありがたいことではありますが、しかしながらそれだけでは十分とは言えないと思います。交通量の多い国道を横断したり、近くに学校があるというのに、校区が違うというため通えない現状もあります。登校時の児童の事故が心配でありますけれども、玉名市の通学について質問をいたします。

小中学校の通学区域の現状はどうなっているのでしょうか。いじめ等により転校は可能なのでしょうか。

2点目に通学区域の見直しについて質問いたします。先ほども申しましたとおり、インフラ整備、交通の流れの変化や生活環境が大きく変化しています。交通事故等考えると、子どもの安全確保が第一と考えますが、安全性を考慮した通学区域の検討をしてほしいものであります。

行政区域外の通学の考えはないかをお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（高村四郎君） 教育長、森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） 福田議員のまず、小中学校通学区域の現状ということについてお答えをいたしたいと思います。

まず初めに、小中学校の通学区域の現状でございますけれども、これは学校教育法の施行令の規定によって玉名市教育委員会は児童・生徒の就学すべき小学校及び中学校を指定するということになっております。本市におきましては、平成17年の合併時に玉名市立小中学校の通学区域を定める規則を制定して、現行の通学区域割を定めております。小学校におきましては、行政区域を基本として、そしてそのまま中学校につきましても、小学校区の区割りに基づいて就学すべき学校の指定を行なっております。規則ではどちらの学校を選択してもよいという区域も持っております。それを「調整区域」といいます。小学校で4地区、中学校で3地区設けております。地域の実情や地理的条件

を考慮しながら、保護者の意向を配慮するというで、いろいろ工夫を行なっているところでもあります。

例えば、小学校区の4つの区域というのを申し上げますと、例えば、伊倉の一本松地区、八嘉、向津留、桃田の地区、それから大坊地区の玉名バイパスの南側、岱明北野口地区ということが、参考にさせていただけたらよろしいかと思えます。また、区域外の就学、いわゆる保護者が、就学指定学校の変更を希望される場合の審査基準というのを定めました玉名市立小中学校の指定学校変更及び区域外就学に関する要綱を指定しております。審査対象となる事由といたしましては、住居移転、住宅新築等一時的な転出、身体的理由、家庭環境、いじめ等の特別な配慮を要するものがあります。一定の許可基準を設けて、審査の上、適切と認めた場合に許可を出しております。これも参考までに申し上げますと、現在83名ほどでありますけれども、これは常に変動しておりますので、これも申し添えたいと思えます。玉名市教育委員会には調整区からの相談だけではなくて、年間を通してより自宅に近い学校を希望されたり、あるいは放課後の児童教育所の問題などから、多くの相談が寄せられております。その際は、本市の状況、そして取り決め内容というのをいろいろ詳しく説明を申し上げて、御相談をし、御理解をいただきながら判断をいただくというような経緯であります。

この通学区域の見直しという考えでございますけれども、玉名市が合併しまして8年目に入っておりますけれども、これまで保護者等からの相談に、現行の規則及び要綱の範囲では大体対応できていると考えております。厳格に、なるべく保護者の尊重もしているところでもありますので、これ以上何を見直すかということには、現時点では検討をいたしておりません。

ただ、文部科学省も「通学区域制度の弾力的運用に関する通知」というのも出されておりますので、こうしたことも尊重はしているところでございます。例えば、地理的な理由や、身体的な理由、いじめの対応を理由とする場合のほか、児童・生徒等の具体的な事情に即して、相当と認められるときは、保護者の申し立てにより認めることができるとなっております。また学校指定等につきましても、広く保護者に周知するというとも求められております。

福田議員の御指摘のとおり、国道208号線沿いの岱明町の北野口と、玉名市の築地地区につきましては、交通量の多い国道を横断する児童・生徒、これもたくさんいると認識しております。ほかにも玉名町小学校区もそうであります。今後はこうしたことをしっかり踏まえながら、児童・生徒を、そしてその保護者にも安心して通わせることができる環境を鋭意整え努力していきたいと存じます。

以上です。

○議長（高村四郎君） 以上で、福田友明君の質問は終わりました。

9 番 永野忠弘君。

[9 番 永野忠弘君 登壇]

○9 番 (永野忠弘君) こんにちは、9 番の無会派の永野忠弘です。よろしくお願ひします。通告に従ひ質問をしたいと思ひます。

最初に、新庁舎建設関連についてであります。新庁舎建設につきましては、御存じのとおり先の市長選挙の争点でありました。この3年半議会でも新庁舎建設特別委員会で検討を重ねられてきた案件でもあります。また、事業費が焦点であり、前市長が示した基本設計段階で総事業費は59億8,000万円でありました。高崎市長は選挙中と選挙後の発言の内容が違ふようでありましたが、20億円の削減、30億円削減は目標でありました。6月6日の熊日の報道にありましたとおり、20億円減の総事業費が39億円となるようであります。数字的にはぴったしカンカンであります。見方によっては数字合わせだけではないのかと疑問も残るところでもあります。

私も税金を使うとき、少なくなることに反対するものではなく、少なくて済むよう努力するのも当然と考えており、本件の新庁舎建設につきましても当然、少なくて済む建設費は大歓迎であります。その努力も当然のことと思ひます。私は、新庁舎建設特別委員会の委員でもなく、同じ会派の青木議員より委員会での報告資料などいただき拝見しておりましたが、百年の計で検討すべき大事業案件を、その時の議員として感じることを発言すべきと考え質問をしている次第であります。そういう意味合いで新庁舎建設についてお伺ひします。

1. 基本計画との相違について。延床面積、建築単価、それと総面積の違いですね。
2. 耐震についてであります。耐震構造であるが、免震構造にしなかつた理由はなぜか。
3. 入札での分離発注は、なぜできなかつたのか。
4. 建設用地周辺は、水害危険区域であると指摘されていた場所であります。水害への対策は進んでいるのか。また、岩崎排水機場はその地域の水害予防からなくてはならない機場と考えます。老朽化している当機場への対応をお伺ひします。
5. 都市計画道路も開通し、新庁舎も完成すれば、当地域周辺の土地利用計画など必要と考えるが、その計画はないのかお伺ひします。

○議長 (高村四郎君) 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長 (原口和義君) 永野議員の新庁舎建設に関する質問にお答えをいたします。

まず、基本設計との相違点であります。大きく変わりましたのは庁舎の形状であります。基本設計では、1階、2階の低層階が南北に広く、3階以上がそれに対して狭い

階段状の建物であったのに対しまして、実施設計で見直した形状は直方体の建物となっております。これは吹き抜けの位置づけや階段や水回り、いわゆるコアと呼ばれる部分のまとめ方と位置取りを効率的な配置としたことによります。また、基本設計では最大19.2メートルありました柱のスパンを14.4メートルに変更をしております。

延床面積は、庁舎本体と補足棟を合わせまして、基本設計では1万1,867平方メートルであったのに対しまして、今回、1万489平方メートルとなっております。総務省の起債の標準面積と比較しても、必要な面積は確保しておるところでございます。

また、建築単価でございますけれども、基本設計では平方メートル当たり約33万円であったのに対しまして、実施設計で約31万円、入札結果により約27万円というふうになりました。

敷地面積については、当初の計画から全く変わってはおりません。

続いて、新庁舎本体の構造についてでございますけれども、庁舎のような建造物の構造、工法には、耐震・制震・免震とありまして、それぞれに特徴があります。議員御質問の免震の場合は、地面と建物の間、地下に専用の装置を設置することによりまして地震エネルギーを吸収して、地震による揺れを建物に伝わりにくくする工法でございます。最も強く、東海地方や東日本など地震の多い地域では、近年用いられる工法でもあります。ただ反面、建設コストが最も高く、免震装置を定期的にメンテナンスする必要があるまして、ランニングコストも発生いたします。これに対しまして、新庁舎で採用した耐震工法は、建物の構造自体の強度を高め、頑丈にすることによって地震の揺れに耐えられるよう建築する工法でございます。

耐震工法を採用した理由でございますけれども、本市を含む周辺地域は、東海地方や東日本と違い、大規模な地震が起こる可能性が高くないことと、耐震工法でも重要度係数を最高レベルとし、想定される最大震度6弱が起こったとしても、建物の被害は軽微でおさまるからであります。また、建設コストは、定額で特にランニングコストも必要となりません。4階建ては高層ではなく、本市の新庁舎の場合は、耐震工法がこの場所と建築規模に見合った工法であると判断した結果でございます。

また、入札方法についてでございますけれども、分離発注の考えはなかったのかという御質問でございますけれども、コスト増につながるということから一括での発注といたしております。他市の事例においては分離発注に限らず、一括発注した中でも地元下請けなどの条件を付した事例がございますけれども、本市の場合は、造成や外構など業務がありまして、こちらを地元で配慮した発注方法により進めております。

最後に、水害対策に関する質問でございますけれども、御指摘の岩崎排水機場は昭和30年の建築で築57年を経過し、老朽化が著しくなっていることは市及び熊本県においても十分承知しているところでございます。その対応については、協議中でございます

が、ただこの岩崎排水機場が農用地を守る目的であるため、農政サイドの補助に乗せるには、新たな営農計画の見直しが必要になる他、圃場整備が済んでいない地区という現状から非常に困難な状況であります。この周辺には、あと2カ所、裏川と河崎に排水機場がありまして、これらを結ぶ導水路については順次改修が進んでおりますので、改修の効果を実感できるようになったところでございます。この効果が十分発揮できるよう、機場の改修更新につきましても何らかの方法がないか検討をしているところでございます。

済みません、最後じゃありませんでした。(4) 今度が最後ですけども、失礼しました。新庁舎建設予定地周辺の土地利用についてお答えをいたします。

この地区の将来的な開発につながる整備構想や、土地利用計画につきましては現時点においては具体的な計画は策定しておらず、昨年3月議会において永野議員の質問に対しまして答弁した状況から進展はございません。

御存じのとおり、この地区は本市の有数の農地が広がる田園地帯でありまして、総合的に農業の振興を図る必要がある地域として、土地利用計画上の位置づけがなされております。がしかし一方で、新庁舎とともに近隣には、国の合同庁舎などの行政施設、市民会館や博物館などの文化施設などがありまして、公共施設が集中するエリアとなっている状況も踏まえまして、将来的には新たな土地利用のあり方を考える必要があると認識をしております。

また、埋蔵文化財の包蔵地でもあることから、その保護の観点からも十分な配慮が必要であり、加えまして、排水路や道路の整備についても要望や課題があり、地域の実情に即した計画的な土地利用の転換が求められている地域でもあります。現時点では農用地としての価値を損なう秩序のない開発を抑制することを最優先に行ないますけども、今後は適宜、都市機能の立地誘導を推進していくための用途地域の見直しであったり、建築形態規制などについて検討をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高村四郎君） 9番 永野忠弘君。

[9番 永野忠弘君 登壇]

○9番（永野忠弘君） 答弁をいただきました。

最初の延床面積は12%カット、単価といたしましては基本設計より実施設計も削減であります。この基本設計より実施設計が削減ということは、建物自体が安価でできるんじゃないかと、材料は安いものを使用することであるのではないかと推測します。

それと免震についてですが、これは2年前の東日本大震災以降ですね、その前もそうだったですけど、未曾有の東日本大震災でありましたが、御存じのように、今も毎日のように日本中で地震が起きております。昨夜だったですかね、夜中に天草でも震度3ぐ

らいのがあってたように思います。これは私思うのに、天の警告じゃないかと思うんですね。ですから耐震じゃなくて、やっぱり最上の免震ぐらいはやっぱりこの際、百年の計で考えるならばやっておくべきじゃないかというふうに私は提言をさせていただきます。

入札についてですが、これも答弁にあってるように、コスト増を抑えるために、分離発注はコスト増になるからしなかったというふうなことでございますけど、これもやっぱり電気、排水工事等を考えたときに、やっぱり地元の業者あたりにぴしゃっとした業者あたりに施工をしてもらったほうが、その後のメンテナンスあたりも十分できるんじゃないかというふうに思うんです。ただ単に安くするための入札ではいかがなものかというふうに思います。その時は安いかもしれませんが、長期的に見ればこれはどうかなというふうに感じます。

こうやって一つ一つ分析してみますと、本当にこう予算の削減に精いっぱい取り組んでいらっしゃるのことがわかりますけど、安くすることがすべていいのかというのは、またこれは別問題だろうと私は思っております。そういうことで、新庁舎は、それとですね、建設用地は水害の多い地域というふうに、これは市長も選挙の時に随分おっしゃってましたよね。その辺は認識してらっしゃると思いますが、建設はその辺はぴしゃっとしたもんをできているのか、それともう一つ、この辺の水害の最終的に岩崎排水機場これがないと安心できないというふうに私は考えております。従って、これは知っている人は知ってらっしゃると思いますが、玉名警察署の南側にある岩崎排水機場ですけどね、もう外見的にも老朽化してもうちょっとずつですね、昔で言う幽霊屋敷みたいな感じになっております。環境的にもあまりよくないと思うんですね。それとそういうことで水害の時に、最終的にはやっぱりこの岩崎排水機場が機能せんと本当に安心しないんですよ。平成17年、18年みたいな水害がくれば本当にわからんですけど、そういうことを考えますと、これはどうしてもやっぱり改修更新、これが必要じゃないかというふうに思います。で、回答は農政サイドでこれはできてるものだから、農業営農計画の見直しあたりがぜひ必要と、これがなければ農政サイドの予算がつかないということらしいですね。これは私も、前年度も一般質問してまして、同じような回答だったんですが、ということは全然進んどらんとですよ。で、ならばですね、県サイドはそういうふうででけんなら、やっぱり単費でもですね、こらなんとかせにやいかん問題じゃなかろうかというふうに思います。

そこで私思うんですが、行政のトップである市長の出番じゃなかろうかというふうに思うんですね。その辺を、やっぱり県のそういうふうなあれがだめならですね、ほかの事業になんかぶつけられんかとか、県がどうしてもだめなら市の単費でもなんとかでけんかとかですね、この辺はやっぱり担当者だけではこれは判断できない問題だろうとい

うふうに思います。

何回も言いますように、この地区は市長も選挙の前におっしゃっていたように水害の地域であります。拠点であります新庁舎ができあがる前にですね、その辺もなんとか解決すべく努力を市長みずからなされたらいかがなもんかと思うわけです。強くそれを要望したいと思います。そのことに対して、市長にこのことに対して再質問をさせていただきます。

それでは、新庁舎は今後の玉名市の災害時の拠点であり、行政の拠点でもあるわけがあります。また、長いスパンで考えてみますと、道州制も考えられているように、今後も近隣の自治体との合併もあると考えるのは当然であります。県北の拠点都市となることは間違いないでしょう。そういう時代背景を見据えての新庁舎建設であるべきと考える次第です。ただ単に、建設費などを見ますとただ単に事業費の削減にこだわりすぎて、近視眼的に新庁舎建設を捉えているのではと感じるところであります。どういう建設理念で新庁舎建設はできているのか、わかりづらいところがあります。基本設計から延床面積を圧縮し、建築単価を削り、予算の削減の努力はわかりますが、そのことだけに努力をしたようにしか見えません。どんな庁舎にしたかったのか、市長も建設に当たりましての理念などをお伺いしたいと思います。これは再質問としたいと思います。

再質問は2点あったと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高村四郎君） 永野議員の一般質問の途中でございますが、昼食のために午後1時まで休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時01分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 高崎哲哉君。

[市長 高崎哲哉君 登壇]

○市長（高崎哲哉君） 永野議員の再質問にお答えをいたします。

まず、岩崎排水機場についてでございますが、確かに農政サイドの補助に載せることは大変厳しいといえますが、非常に困難な状況であります。だからといって放置するというものではございませんし、何度となく県との話し合いを進めたこともございます。しかしながら解決の糸口を見つけないというような状況でありますけれども、今後は、別の事業の可能性も含めて、引き続き協議を進めることといたしたいというふうに思っております。

次に、新庁舎建設の理念についてお答えをいたします。事業費を抑えるということだけが目的ではなかったのかという御趣旨でございますが、新庁舎の件につきましては、

新庁舎の建設により、次の時代を担う市民が、過大な負担を強いることはできないという考えのもとに、本市にとって適正な規模とすることを最優先に取り組んでまいりました。取り組む上では、まず基本設計の見直しをいたしました。そのコンセプトを全面的に否定したわけではなく、基本理念のほとんどは遂行し、例えば、市民の利便性向上を目指す開かれた庁舎づくりやランニングコストを抑制するなど、経済性の高い質実な庁舎づくりなど、市民目線での考え方は生かした見直しとし、市民負担の軽減と利用者にとっての利便性を確保した庁舎を目指しております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 9番 永野忠弘君。

[9番 永野忠弘君 登壇]

○9番（永野忠弘君） ありがとうございます。

岩崎排水機場の件につきましては、市長みずから検討するというところでございますので、現に担当者レベルではなかなか前に進まない状況に来ているふうに思いますので、ぜひ市長も加わって検討していただければというふうに思います。よろしく願いしておきます。

それから、新庁舎建設の理念に対しては、本当に立派な理念で進めていらっしゃることを聞きまして安心いたしました。あとは、いい建設をしていただきましてですね、建物を見るだけだと思います。

結論としては、今後を見据えたところの県北の拠点都市としての庁舎にふさわしい立派な新庁舎の完成を願うものであります。評価は後にはっきり出ることでありますので、その時の人たちで思いを語っていただくことになるかと考えるところであります。建設はこれからであります。完成までしっかりと指導・監督が必要であると思っておりますので、担当課、関係者の最後まで努力をお願いするところであります。

以上で次に進みたいと思います。

定住化構想への本気度についてであります。魅力あるまちづくりについてであります。この件につきましては、昨年3月議会でも質問しているところであります。日本の総人口が減少している時代で、定住化に対する取り組みは多くの地方自治体が真剣に取り組んでいる課題と考える次第です。

玉名市におきましても、スマイル構想として定住化に向けた事業展開をされており、本年度も住宅取得補助金、新幹線通勤券購入補助金など予定をされております。前年度の質問の内容であります。より定住化を充実させるにはもっと生活に直接関係するいろいろな事業展開が必要ではないかと提案したところであります。そのためには、各関係各課での協議の場が必要ではないか、その考え、計画などはないかなど、お伺いしたところであります。その答弁として、当時の企画経営部長の答弁は、立派なものでござ

いました。内容ですが「定住化に当たりましては、基本的かつ重要なことは、生活する場としての地域の魅力を高めることであることは十分理解しております。今、玉名市に住んでいる方が、住んでよかった、将来も住み続けたいと思える魅力あるまちづくりでなければ、どんな補助金を用意しても移り住もうなどと思ってもらえないと考えております。そのためには、住みやすい環境、雇用、子育てや教育環境、医療など人が定住する条件を多岐にわたり、それぞれが相互に関連してこそ定住化に結びつくことから、市民サービスの向上が定住促進のエンジンであるという強い意識を、庁内各部署で共有するため、関係課による定住促進連絡会議を年度初めにも行ないたいと考えております。」との答弁でありました。私としましては、定住化に対する要点を理解されているし、それに向けた庁内での会議なども考えているとのこと期待したわけでありました。

そこで1点目に定住促進連絡会議など、進展はあるのかお伺いします。

2点目ですが、現在、玉名市の各課での施策、事業等で定住化につなげるような魅力あるまちづくりなど、こんなことは近隣の自治体より進んだ、魅力ある事業展開をしていると考える事例がありましたら、お聞かせください。

3点目は、今後の取り組みについてお伺いします。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 永野議員の玉名市定住化基本構想取り組みへの本気度は。魅力あるまちづくりについてにお答えをいたします。

最初に、定住促進関係課連絡会議についてでございますが、今年4月に総務省が発表いたしました平成24年10月時点における推計人口で、我が国の総人口が1年間に28万4,000人減少し、2年連続で大きく減少しております。また、将来の人口推計につきましても、国立社会保障・人口問題研究所によると、30年後には玉名市の人口は約27%減少し、5万1,000人程度と予想されております。

このように人口減少傾向が続く中で、全国的な田舎暮らしのブームを背景に、本市は定住人口増加に向けて取り組みを進めているところでございます。

定住促進に当たりまして、大切に思っていることでございますけど、先ほど議員がおっしゃったとおり、前部長の踏襲となりますけども、玉名市に住んでよかった、将来も玉名市に住み続けたいと思ってもらえる魅力がまちにあることであります。そのためには、生活に密着した分野での取り組みが鍵を握っております。

そこで先月、市民サービスの向上が定住促進に結びつくという意識の共有を強化するということを目的に、関係課長を集めた定住促進関係課連絡会議を実施いたしました。その場で意見交換を行なったところでございます。これからも必要に応じましてこのような会議を開催し、定住促進に向けて庁内の意識を高めてまいりたいというふうな考え

ております。

2点目の定住化基本構想に対する各部署の考えはについてお答えいたします。

九州新幹線新玉名駅を開業を契機に策定いたしました玉名市定住化基本構想におきましても、先ほど申しました考え方と同様に、住んでみたいと思っていただけるような、また地域で生活している人たちが、住み続けたいと思っていただけるような施策展開で、さらに本市の魅力をアップすることや、地域の情報を積極的に首都圏等で発信することを必要という内容で、定住促進に向けた方向性を整理をいたしております。

本市の生活に密着した分野における優れた定住に結びつく行政サービスとしまして、一例を挙げますと、充実した子育て広場や全小学校をカバーする学童保育、中学就学前まで助成する子ども医療費助成制度、小学校1年生に対する黄色い帽子配布事業、また公民館におきます高齢者教室事業など、子育て世代から高齢者にも事業を展開しているところでございます。また情報発信につきましては、今後も引き続き市民の生活に関係する各部署の事業とあわせまして、市内での買い物や病院、レジャーなど玉名市への移住に結びつく情報を紹介したパンフレットを随時リニューアルいたしまして、東京、大阪、福岡で実施いたします定住相談会等で活用したり、あるいはホームページを通じて全国に発信するなど、本市の魅力を積極的にアピールし定住促進につないでいきたいというふうに考えております。

○議長（高村四郎君） 9番 永野忠弘君。

[9番 永野忠弘君 登壇]

○9番（永野忠弘君） 定住化促進とは、つまり魅力あるまちづくりと思います。魅力あるまちづくりは、住んでよかった、住み続けたいまちづくりと考えるところであります。それには雇用の場も必要であるし、何といたっても安心・安全なまちであり、子育ても安心してでき、高齢者にも楽しく過ごせるまち実現には、一つや二つの課では難しく、多くの課また全職員の共通の認識が必要と考えます。そんな大きな課題と考えるわけです。そう考えるとどうしてもトップである市長の認識、取り組みの姿勢が一番重要と思ひ至るわけであります。市長も常々、魅力あるまちづくりの発言をなさっておりますし、本年度の賀詞交換会でのあいさつの中でも、玉名市の人口減の話がありました。魅力あるまちづくりには関心を持たれ、人口減にも発言されてるほど定住化には行政の長として気に入ってるなと感じるところであります。

しかし、執行部のほうを見たときに、魅力あるまちづくりの要点も理解し、取り組みの必要性も認識して、ことを進めようと定住促進関係課連絡会議なるものを行ないたいとの答弁から、1年間進んでいないことに不安もありますが、疑問を感じるところであります。

執行部と市長の間に意思疎通ができてきているのか、それとも言葉ばかりで本気でやる気

があるのか疑問を感じるものであります。私はこのことに対しての市長はもっと執行部に対して、明確な方針を示し、リーダーシップを取られたら執行部のほうも動きやすく、一貫性のある強力で迅速に取り組めると考える次第であります。

そこで、行政の長である高崙市長にお伺いします。再質問になります。定住化促進、魅力あるまちづくりに対する市長の考え、思いについてお伺いします。

2番。このことについて行政の長として、リーダーシップが取れているとお考えか、お伺いします。

○議長（高村四郎君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 永野議員の再質問にお答えをいたします。

私は市長に就任して以来、常に市民の目線に沿った市民が必要とする施策展開を考え実行することで、子供たちの輝かしい未来が展望でき、市民のだれもが将来にわたって住み続けたいと思えるまちづくりを進めていくことに注力してまいりました。その思いを総合計画後期計画や「チェンジ玉名」に現すことで、それぞれの部署が一丸となって、市の魅力を高める事業が着実に遂行されていると理解をいたしております。

また、私自身も福岡や大阪に出向き、県人会や経済界を初め、各方面に向けて市の魅力を伝えるためのトップセールスにも力を入れているところでございます。私は、玉名市に生まれ、玉名市に育てられ、玉名を愛する市民でございます。ふるさとを愛する気持ちを大切にしながら、今後も市民の皆さまとともに、行政と市民がそれぞれの役割を担いながら、さまざまな分野において市の魅力を高めながら、住みたくなるまちづくりを進め、住んでよかったと実感してもらえる玉名市を実現させる取り組みを進め、定住化の促進につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 9番 永野忠弘君。

[9番 永野忠弘君 登壇]

○9番（永野忠弘君） ありがとうございます。

何か力強い答弁でありました。しかし、何か本当に一生懸命やっているというようなことではありますが、その割には今、言ったようにですね、1年間も前に進まないという、これはどういうもんかというのが私の一番の聞きたいところでありました。

しかし、力強い答弁でありましたので、今後期待したいというふうに思います。市長のリーダーシップのもと、全職員が本当の市政発展のため、市民のため努力できれば素晴らしい未来が玉名市には来ると信じております。みんなで玉名市発展を願うものであります。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（高村四郎君） 以上で、永野忠弘君の質問は終わりました。

3番 内田靖信君。

[3番 内田靖信君 登壇]

○3番（内田靖信君） 自友クラブの内田です。新庁舎建設事業について一般質問を行ないます。

まず、入札・落札までの経緯について伺います。平成21年10月に執行されました玉名市長選挙の立候補の大きな動機として、高寄市長は住民から合併しなければよかったという声を聞き、1市3町の合併協議を進めてきた当事者として、支所の有効活用などで住民サービスを高めたい。また、新庁舎建設事業については、総事業費約60億円に上るこの事業を一時凍結して見直すと言われ、新庁舎建設事業に係る建設位置や、その事業規模が最大の争点でございました。

市長が真剣に受け止められた「合併しなければよかった」との声は、恐らく旧岱明、横島、天水の市民の方々の声を酌み取られてのことと考えております。この4年間の高寄市政による支所の有効活用による住民サービスの向上は、当初の市長の意思には反し、相次ぐ機構改革の名のもとに後退の一途をたどり、昨年6月定例会においてそれまで総務課と市民福祉課の2課体制でどうにか業務を行なっていましたものを、行政の効率化と職員削減の名のもとにそれぞれ旧3町の総合支所機能を廃止されたところです。

現在、支所においては農業委員会分室は、議会や市民の強い要望により配置をされていますものの、市民生活部の課長がそれぞれ配置をされ、各証明書の発行や住民異動等の事務を行なうのみとなりました。市長の支所の有効活用などで住民サービスを高めたいとの発言とは裏腹に、行政の効率化の名のもとに、住民サービスは著しく低下し、旧3町ではその期待が落胆に変わっているようでございます。

先ほど市長は市民が中心の市政運営を旨とすると申されましたが、その理念は、私には空疎に響きました。合併した先進地の事例では、市民の生命や財産を守る業務である防災、消防、防犯、交通安全対策などは直接支所に配置し、市道や農道あるいは公民館や体育館などの公共施設の軽微な補修等の予算を各所に配分し、即応できるよう配慮している自治体もあります。このようなことも今後検討が必要となります。

さて、新庁舎建設事業の入札と落札までの経緯について伺います。平成21年10月に執行されました市長選挙において、自民党県連が当時の島津市長を推薦し、民主党県連と社民党が、今は色あせましたスローガンですが、市民の生活が第一と考えてくれる候補者として高寄市長を推薦し、先ほど申し上げましたような合併した1市3町の融和を図るとしての総合支所機能の有効活用や新庁舎建設の事業規模や、庁舎の位置が大きな争点として選挙が展開されました。

告示日直前に行なわれました公開討論会においては、当時の総事業費約59億8,0

00万円の新庁舎建設事業について、当時の新聞報道によりますと高寄市長は、市民会館付近は水害の恐れがある、現在地に建てかえるなら用地代はいらぬ、費用は30億円程度の削減を目標にすると、計画見直しを表明されております。このような背景のもと、21年8月の衆議院選挙における政権交代による民主党の追い風もあり、「チェンジ玉名」をアピールされた高寄市長が当選されたところでございます。高寄市長は当選後に新庁舎建設検討委員会を設置され、建設地と規模縮小を中心に諮問をされました。この諮問を受けて有権者でつくる検討委員会は、平成22年9月現市庁舎跡と市民会館付近の2カ所を候補地とすること、事業費の削減案を市長に答申をしたところです。

この答申を受けて市長はその後、なぜか凸版敷地を候補地として追加をされましたものの、当時の議会特別委員会の意向や各地区の陳情などを総合的に判断して、最良と位置づけたとして、平成23年1月21日の臨時議会におきまして、新庁舎の建設地を玉名市民会館付近とする方針を明らかにされたところでございます。

その後、建設予定地の用地取得や造成工事もほぼ順調に進み、平成25年度当初予算において、新庁舎建設の本体事業の予算が計上され、5月31日に入札が実施され、今議会に、議第73号工事請負契約の締結についてとして、契約議案が提案をされております。

そこで質問をいたします。まず、今回の入札までどのような手順を踏まれているのかを伺います。

次に、今回の入札において、どのような要件のもとに公募をされたのかを伺います。また、応募した企業は何社で、どのような企業であったのかを伺います。

次に、今回の入札における落札業者は、全国的な大手企業と地元の企業とのJVとなっておりますが、本体工事と電気工事や給排水工事などの分離発注は検討されたのか。また、玉名市内の地元事業者より分離発注の要望、要請はあったのかを伺います。

次に、今回の入札はどのような入札結果だったのかを各企業の入札金額を伺います。また、予定価格とそれに対する落札率はどの程度であったのか。また最低制限価格はどの程度であったのかを伺います。

次に、新庁舎建設事業の概要について質問をいたします。まず、今回の新庁舎本体の事業費は約39億円となっておりますが、基本設計、実施設計、管理委託料、用地取得費、附帯工事費、備品購入費等のそれぞれの事業費はどの程度となっているのかを伺います。

次に、本体工事の延べ面積とその坪当たりの単価は幾らであったのかを伺います。また、最近の各自治体の庁舎は、バリアフリーや環境対策また市民サービスの向上などに重点を置いて建設をされておりますが、玉名市の新庁舎においては、どのような特段の対策をされているのかを伺います。

次に、4階建ての新庁舎となりますが、1階から3階までのそれぞれの部署の配置はどのような計画となっているのか。また、4階は議会棟と伺っておりますが、先進地の議会では、議会改革の一環として、一般質問の一问一答方式の導入に伴う対面式のマイク設備や常任委員会のインターネット放映などが実施をされております。玉名市の改選後の議会、あるいは10年、20年後の玉名市議会のあり方を見据えた施設の整備が必要なものとなっておりますが、議会棟の施設整備はどのように計画をされているのか伺います。

次に、市長は先ほど述べられましたように、市民会館付近は水害の恐れがあるとの認識を持たれておりましたが、新庁舎の位置の決定を相当の期間がたっておりますが、その水害対策についてどのような特別な対策をされたのか伺います。

次に、全国的に公共施設における禁煙が実施をされつつありますが、新庁舎においてはどのような措置を考えておられるのか伺います。また、合併後の新庁舎建設に取り組んでいる山鹿市などを初め、それぞれ先進的な自治体にあっては東日本大震災を教訓に、また今後起こるであろう大震災を想定しまして、新庁舎を建設する場合、従来の耐震構造から免震構造を取り入れた庁舎になりつつありますが、玉名市の新庁舎においてはどのような構造になっているのかを伺います。

次に、既に議会開会前に玉名市の新庁舎の入札並びに落札、あるいは事業の概要についての新聞報道があっておりました。今回の新庁舎建設に係る契約議案の議会上程は、入札が5月31日に実施されましたが、これだけの大事業であり、市民も特に関心の深い事業でもあることにもかかわらず、執行部は当初、一般質問が終了する17日に追加提案される予定でございました。この件については、議長からもまた議会運営委員会からも、この契約議案の提出日が余りにも遅過ぎるとの意見が大勢を占め、定例会開会日の6月7日にやっと追加提案がなされました。このような大事業に係る契約議案を一般質問が終了したあとに提案されようと言われたのは、いかにも私には不自然なものと思われました。仮契約後できるだけ早急に議会へ議案を上程されるのが、誠実な行政のあるべき姿と考えておりますが、執行部の見解をいただきます。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） まず、内田議員の入札・落札までの経緯についてお答えをいたします。

まず初めに、今回の入札までどのような手順を踏まえたか、また、どのような要件のもと公募されたかでございますけれども、今回の入札に当たりましては、大規模な工事、また重要な事業であり市民サービスにも大きな影響があることから、入札のあり方について慎重に審議を重ね、県の指導を受け、近隣の山鹿市の庁舎建設が先行しており

ましたので参考にしながら検討し、入札参加者を公募いたしました。

入札参加者の要件といたしましては、九州管内に本店又は営業所で登録されているもの、建設業法の規定による建築工事業の特定建設業許可を有するもの、経営事項審査の総合評定が1,700点以上であるもの、延床面積1万平方メートル以上、鉄筋コンクリート造で地上4階建て以上の建築工事を元請けとして単体で受注した実績を有するもの等々を要件といたしたところでございます。また、地元業者の規制の観点から、玉名市建設工事共同企業体運用基準要綱に基づきまして、JVによる入札参加も可能としたところであります。

次に、応募した企業といたしましては、前田建設工業、戸田建設、安藤・間、大林組、東急建設、清水建設の6単体企業と大成・熊野建設工事共同企業体、西松・岩下建設工事共同企業体の2共同企業体で、計8社でございます。

続きまして、分離発注しなかった理由、また地元事業者からの要望書の件でございますけれども、要望書の件につきましては本年1月、玉名商工会議所から市庁舎建設に伴う地元企業への発注に関する要望書が提出をされております。

しかしながら、この発注につきましては、コスト増につながるということから、検討の結果一括での発注といたしたところであります。他市の事例におきましては、分離発注に限らず一括発注した中でも地元への条件を付したものがございますが、本市の場合は、造成や外構などの業務がありまして、また備品の発注の予定もあります。これらを地元配慮した方法により、今後も進めていきたいというふうに思っております。

次に、入札の結果でございますけれども、前田建設工業が28億4,400万円、戸田建設が32億7,620万円、安藤・間が28億7,149万円、大林組が27億9,380万円、東急建設が27億9,800万円、清水建設が27億5,000万円、西松・岩下建設工事共同企業体が28億8,700万円であり、大成・熊野建設工事共同企業体が26億8,000万円で落札をいたしまして、契約金額は消費税込みで28億1,400万円でございます。

最後に、予定価格とそれに対する落札率また最低制限価格はどの程度だったのかにつきましては、玉名市建設工事及び業務委託に係る予定価格の公表に関する要綱第4条におきまして、事後に発表する場合は、契約を行なったとき以降にするとした規定がございます。本件につきましては、本議会議決後の契約となりますので、この場での公表は控えさせていただきますが、契約後は公表をいたします。

続きまして、新庁舎建設事業の概要についての質問にお答えをいたします。

まず、総事業費39億円の内訳でございますけれども、庁舎本体の建築費が28億1,000万円、造成、駐車場、外構などの費用が2億6,000万円、用地取得費が5億8,000万円、設計・監理委託料、地質調査、備品購入費、事務費等の費用が合わせ

て2億5,000万円となります。

次に、本体工事の延床面積は、庁舎棟が1万179.96平方メートルと東側の別棟が309.08平方メートル、合計で1万489.04平方メートルとなります。この建設単価でございますが、入札結果では、平方メートル当たり26万8,280円、坪単価に換算いたしますと88万5,324円となります。

続きまして、バリアフリー等の対策でございますけれども、熊本県のユニバーサルデザイン指針に基づき、すべての人に使いやすいものとなるようにしております。市民サービスにおいては、主要な窓口業務を1階に集約いたしまして、可能な限りワンストップ・ワンフロアでの対応ができるようにいたしております。なお、環境対策につきましては、長目のひさしによる日射抑制でございますとか、地下ピットの地中熱を空調に利用するクールトレンチという方法を採用しております。基本設計の段階で予定しておりました太陽光発電などは、費用対効果を検討した結果、採用を見送ったところでございます。

次に、各階の配置についてお答えをいたします。1階は、窓口業務を集約しておりますして、市民・福祉部門のほか、税務及び会計部門を配置し、2階には、建設部及び産業経済部、企業局などの事業部門のほか、教育委員会事務局を配置いたしております。3階には、市長室周りのほか、総務・企画の管理部門と情報管理のサーバー室などを配置し、4階には議場を初め、議会関係室及び監査委員事務局のほか、書類倉庫や会議室を配置することとしております。また、議会関係の設備についてでありますけれども、議会運営の方法が対面式など変更になっても対応できるよう、議場に限らず委員会室等で必要と思われるもの、例えば、質問席や個別のマイク、残時間表示、電子投票などの設備を設置する予定でございます。

続いて、水害対策に関する御質問でございますけれども、庁舎自体は造成によりまして盛り土し、大雨による浸水の心配はありませんが、この件については全体的な玉名平野の排水対策として取り組むべきことであり、これまでも水路の改修等を順次進めてきました。しかしながら、排水機場の老朽化により更新が必要な時期となっております。関係機関と調整し、何らかの方法を検討しているところでございます。

次に、禁煙についてでありますけれども、健康増進法の施行後、近年、公共施設においては、ほとんどが禁煙となっているのが実情であります。新庁舎におきましても、建物内は禁煙といたしますが、敷地内禁煙とまでは考えておりません。建物の外に喫煙所を設ける予定でございます。

続きまして、庁舎の構造についてであります。免震構造でなく耐震構造といたしております。その理由は、本市を含む周辺地域に大地震が起こる可能性が低いことと、耐震のレベルを最高とし、震度6弱の地震でも建物の被害は軽微でおさまること、また、

建設コスト、ランニングコストも必要とならないことなどから、本市の新庁舎の場合は、耐震工法が適当であるというふうに判断をいたしました。

最後に、本議会における工事請負締結についての議案の提出時期についてであります。当初は、初日の6月7日に追加議案として提案する予定でございましたけども、初日からの追加議案というのは通常でなく、最終日の24日に提案するのが通例でございます。そこで、一般質問の終わる17日は、議員さん皆さま方御集合なので、17日に提案すれば通常の総務委員会で審議をいただけるのではないかというふうな考えでございました。しかし、このような大規模な公共事業で市民の関心も高い事業でございますので、いち早く提案すべきとの議会からの意見がございまして、初日の追加提案となった次第でございます。このことは公告から入札までの期間をできるだけ長く取る必要があります。当初議案に盛り込むことができなかった理由でございます。

以上です。

○議長（高村四郎君） 3番 内田靖信君。

[3番 内田靖信君 登壇]

○3番（内田靖信君） 再質問を行ないます。

まず、予定価格の公表に関する要綱第4条により現時点では公表できないとのことですが、その要綱はいつ定められたのか伺います。また要綱そのものはこれは法的拘束力はなく、公表したとしても罰を受けるものではないと認識しておりますが、執行部の見解を伺います。また落札率が予定価格に異常に近いもの、また落札額が最低制限価格に異常に近いものは、これは適切な入札とは言えないとされております。今議会に提出されておりますこの契約議案の正当性を確かなものにするためにも、また玉名市議会の判断を仰ぐためにも大まかな落札率は公表すべきものと考えております。おおよその数値が公表されなくては、今回の契約議案の賛否を判断する材料がございません。幅のある数値でも結構ですので、公表される必要があるものと考えておりますが、答弁を求めます。

次に、新庁舎の禁煙について伺います。現在の新幹線ホーム等では喫煙ボックスが設置をされております。玉名市の場合、喫煙所を設ける予定とのことですが、単に玄関脇や裏口付近に灰皿などを設置しますと、それを中心に私を初め喫煙者がたむろすることとなります。受動喫煙や景観の観点からもそれは避けるものと考えておりますが、どのような喫煙所を設置されるのかを伺います。

次に、玉名市の新庁舎は免震構造でなく耐震構造とのこと、その説明によりますと、この玉名地方では大地震が起こる可能性が低いとのことですが、従来、阪神地帯は地震の少ない地域と言われておりましたが、あの痛ましい阪神・淡路大震災が発生しました。私は、市執行部の災害や地震に対する認識が低いのではなかろうかと危惧をし

ております。新庁舎は少なくとも50年あるいはそれ以上にわたり、防災対策の拠点施設として、また市民サービスの拠点施設であり、新庁舎は免震構造とすべきだったと考えておりますが、執行部の見解を伺いたいと思います。また、事業費を圧縮したい余りに耐震構造とされたのか、あるいは人命よりも財政を優先されたのか、免震構造にすれば建設コスト、ランニングコストがかかるとのことですが、免震構造とした場合、どの程度の事業費が増となったのかを伺います。

次に、追加提案の件について伺います。今回の入札が5月31日に実施をされ、6月6日には仮契約がなされております。6月7日の定例会初日に上程する時間的余裕は十分にあったはずですが、答弁では初日提案が通常なかったとの答弁ですが、議会関係の諸法令では、開会初日の上程を妨げるものは何もございません。今までにこのような事例がなかっただけでございます。どうぞ前例主義に陥らずに、議会関係諸法令の範囲内で、初日に上程があってしかるべきものと考えております。今後十分御注意をいただきたいと思っております。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

まず初めに、玉名市建設工事及び業務委託に係る予定価格の公表に関する要綱。これはいつ制定されたのかということでございますけれども、これは旧玉名市からありまして、平成17年10月3日合併時ですけれども、新たにまた施行されております。そのあと平成21年12月24日に改正をされております。平成21年12月24日です。

それと、この要綱について法的拘束力や罰則はあるのかということですが、要綱でございますので、法的拘束力や罰則はありません。しかしながら、職員への行政的指導的なものでございますので、議員おっしゃる幅を持たせた表現、公表というのは控えさせていただきたいと思っております。

それから3番目の喫煙者の件でございますけれども、建物内部の喫煙につきましては、健康増進法の施行により、受動喫煙を防止するため現在の庁舎でも新庁舎においても禁煙といたします。室内を仕切った喫煙所もございません。また受動喫煙防止のために、建物の外であっても人通りが多い場所を喫煙所とすることはあまり好ましくありませんので、一般の人たちの出入口付近に設ける予定も今のところはございません。建物外に仕切りを設けた喫煙所といった意見でございますが、喫煙所の場所、形状、形態につきましては、来庁者の便宜も考えまして、今後十分検討し、開庁までは準備いたしたいというふうに考えております。

それから、免震の件でございますけれども、免震でなく耐震とした理由につきましては先ほど申したとおりでありますけれども、議員がおっしゃる命より経済性を優先したとい

うことではなく、耐震工法が新庁舎には適当であるというふうに判断した結果でございます。現在までの特別委員会にもその旨説明をしてきておりますので御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（高村四郎君） 3番 内田靖信君。

[3番 内田靖信君 登壇]

○3番（内田靖信君） それでは、最後の質問となります。

今回、議第68号において湧水対策事業の一環としまして、福山地区一号配水池設置工事1億6,002万円の工事請負契約議案が提案をされております。この議案を審査しました議会運営委員会におきましては、予定価格もまた落札価格も公表をされました。私は湧水対策事業についての工事請負契約については、適切と思える落札と受け止めております。このことについては、議会に判断を仰ぐ行政体の姿勢として、私は高く評価をしております。ただ、同一議会において、二つの契約議案が提案されている中で、かつ湧水対策事業については公表し、新庁舎建設事業については公表しないこととなりますと、全く整合性が取れません。適切な入札手順を踏まえ、適切な入札を行なったとしながら、恐らくそうでしょう。ただ拘束力のない要綱を盾として、公表をされないことはこの議案の正当性を欠くものと考えられますが、答弁をいただきたいと思えます。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

予定価格の公表の件でございますけれども、湧水事業の工事請負締結の説明の時点では、確かに私が予定価格を口頭で申しました。と言いますのも、この要綱というのがあるのを知らないという勉強不足のためでございます。そのあとの特別委員会等におきましては、この要綱の中で事後の公表については契約後ということを知りまして、当然、予定価格、最低制限価格を削除したところで皆さまに資料を配付したところでございます。

これにつきましては、皆さんに御迷惑をかけたのは、私の勉強不足ということでございます。御迷惑かけました。

○議長（高村四郎君） 部長、差額はまだ出んと。

○企画経営部長（原口和義君） わかりました。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 失礼しました。

先ほど耐震と免震の事業費の差はどうかという質問でございますけれども、一般的に免震になりますと、5%から6%程度は高くなるというふうに言われております。

○議長（高村四郎君） 以上で、内田靖信君の質問は終わりました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 1時56分 休憩

午後 2時12分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 前田正治君。

[11番 前田正治君 登壇]

○11番（前田正治君） こんにちは、日本共産党の前田正治です。通告に沿って一般質問をします。

まず第一、生活保護基準引き下げの影響についてであります。安倍政権のもとで生活保護の生活扶助費を3年間で6.5%引き下げることと決定しました。物価下落を反映するということとありますが、物価が下がっている主なものは、テレビ、パソコンなどであり、食料品、電気、ガス、燃料などは逆に上がっています。さらにアベノミクスのもとで、物価上昇率2%を目指す政策でありまして、国民の生活はさらに厳しいものとなります。そういう中で、8月から生活扶助費の削減が実施されます。生活保護受給者のみならず、他の制度にも波及して市民生活にも影響が広がり、市民生活全体を追い詰める結果になります。5点について質問します。

①現在の生活保護受給世帯で受給ができなくなる世帯はないか。

②個人住民税で、現在は非課税だが課税になる人はいないか。今後その心配はないか。

③現在の保育料が増額する世帯はいないか。今後、その心配はないか。

④現在の介護保険料が増額する人はいないか。今後、その心配はないか。

⑤現在の就学援助の内容と受給状況を教えていただきたい。また、就学援助を受けている世帯が受けられなくなることはないか。今後、その心配はないか。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 前川哲也君。

[健康福祉部長 前川哲也君 登壇]

○健康福祉部長（前川哲也君） 前田議員の生活保護基準引き下げの影響についての御質問にお答えをいたします。

まず1点目の、現在の生活保護受給世帯で受給ができなくなる世帯はないかのお尋ねでございますけれども、生活保護の停止・廃止につきましては、生活保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点におけるその世帯に現に生じている需要等を考慮した上

で判定することとされております。このため、生活保護を廃止した場合、国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険、自立支援医療等も含む保険料、自己負担金等を負担してもなお、今後の生活を維持できるか十分配慮した上で、生活保護の停止や廃止を行なうこととなります。

今回の生活扶助基準の見直しに伴い、保護を脱却することとなるのは、収入が生活扶助のみならず、医療扶助や介護扶助等の諸扶助を含めた最低生活費を上回る場合であり、そうした生活保護受給世帯はほとんどないものと見込んでおります。

次に、保育料への影響についてお答えいたします。保育料は、児童の保護者の前年度分所得税額及び前年度市町村民税額をもとに算出しており、生活保護受給世帯は無料となっております。現在の保育所入所児童のうち6人、3世帯が保護の受給をしておられますけれども、保育料は無料でございます。このような現状において、本年8月に生活保護基準が引き下げになった場合でございますけれども、生活保護から外れますと保育料が無料でなくなることもございます。しかし、前に申しあげました3世帯につきましては、所得の状況から見ますと、生活保護基準引き下げの影響は受けない見込みでございます。また、生活保護を受給しているこの3世帯のうちの2世帯は、ひとり親の非課税世帯でございますので、もしも生活保護から外れた場合でも、申請により保育料は無料になります。

次に、生活保護受給世帯以外の入所児童の保育料への影響についてでございます。生活保護基準の引き下げにより、市町村民税の非課税限度額が影響を受け、非課税から課税に変更になる人が出てくるのは、平成26年度以降となります。国においては、平成26年度以降の税制改正を踏まえて対応することとなっていることから、現時点でのどの程度の影響があるかということとは未定でございます。

次に、現在の介護保険料が増加する人はいないか。今後、その心配はないかということでございますが、介護保険料につきましては、介護保険法施行令第39条の特別の基準により保険料の算定に従い保険料を決定しているところでございます。本市の介護保険料の所得段階は7段階に分かれ、住民税の課税状況及び所得金額で段階が決定され、保険料額が安いほうの段階の第1段階から第3段階までは、世帯全員が市町村民税非課税である必要がございます。今回の国の制度の見直しにより、生活保護の基準が引き下げられますと、住民税の非課税限度額が下がることが予想されます。その結果、介護保険料の所得段階の判定にも影響が出てくるかと考えられますが、介護保険料に影響が出てくるのも、これもまた平成26年度以降でございます。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 市民生活部長 北本義博君。

〔市民生活部長 北本義博君 登壇〕

○**市民生活部長（北本義博君）** 前田議員の生活保護基準引き下げの影響について、2の住民税で、現在は非課税だが課税になる人はいないか。その後その心配はないかについての御質問にお答えします。

現在、生活保護受給者は住民税が賦課されませんが、受給者でなくても、前年の合計所得金額が条例で定める限度額以下であれば、住民税は非課税になります。この限度額は、生活保護基準を勘案して、法令に従い条例で定めるものでございます。

本市におきましては、本人のみの場合、前年の合計所得金額が28万円以下であれば住民税を課さないと定めております。今回、国の制度見直しにより生活保護基準が下げられますと、住民税の非課税限度額が下がることが予想されます。その結果、非課税から課税になる人が出てくるものと考えられますが、住民税に影響が出るのは平成26年度以後でございます。また、住民税非課税限度額を参照しているものにつきましても、平成26年度以降の税制改正を踏まえて対応されます。本市におきましても、この国の方針にのっとり適正に対応してまいります。

○**議長（高村四郎君）** 教育次長、西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○**教育次長（西田美徳君）** 私のほうからは就学援助についての御質問にお答えをいたします。

就学援助は、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、必要な援助を行なうものでございます。現在、本市で行なっている就学援助の内容につきましては、生活保護受給世帯である要保護者に加え、生活保護の停止・廃止を受けている世帯や市民税の非課税世帯、国民年金保険料の減免を受けている世帯、国民健康保険税の減免等を受けている世帯、児童扶養手当の支給を受けている世帯、生活保護基準の1.3倍以下の低所得世帯などの準要保護者を対象に、学用品費や通学用品費、新入学児童・生徒学用品費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、給食費、医療費について国が示す基準に基づいて支給をしております。

また、受給状況についてですが、本年度の就学援助費の受給者となる要保護者及び準要保護者の認定を行なったところ、6月1日現在で、小学校が408名、全児童の約11%、中学校が258名、全生徒の約14%となっております。

また、生活保護基準の見直しに伴う、就学援助への影響につきましては、国からの情報提供によりますと、平成25年度当初に要保護者として就学援助を受けていた者については、生活扶助基準の見直し以降も引き続き国による補助の対象とすることとされており、準要保護者に対する就学援助については、国の取り組みの趣旨を理解した上で、各自治体において判断することとされております。

本市におきましては、平成25年度の対象者の認定を、現基準により既に済ませておりますが、国の方針を踏まえ、年度途中の認定見直しを行なう予定はありませんので、保護基準の見直しにより平成25年度に就学援助を受けられなくなる世帯は、発生いたしません。

また、平成26年度以降については、現時点では国からの情報も少なく、判断することは困難な状況ですので、今後の国の方針を注視していきたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 11番 前田正治君。

〔11番 前田正治君 登壇〕

○11番（前田正治君） 国の制度が変わることによりまして、所得は同じなのに個人住民税非課税が課税になる、そういう状況も今の答弁の中から出てくる可能性があるかと、しかしこれは26年度以降にならないとわからないということであります。しかし、個人住民税非課税が、課税になると、介護保険料や保育料の負担が増える。また、受けていた生活保護や就学援助などが受けられなくなるなどが、これは発生するわけでありませぬ。こういったことは明らかに政治の後退というべきものでありまして、私は絶対に容認することはできません。日本共産党は政府に対して、生活扶助費の引き下げによるその影響が、ほかの制度に及ばないような対策を求めています。

まず市長に2点お尋ねします。私は今言いましたようなことで、市民生活に影響が出ることについて、何らかの対策をすべきであると思っております。国の政策だから仕方がないということでは、住民の福祉の向上を目的としている地方自治体の役割を、これは果たしていないというふうに思います。

まず市長に聞く1点目が、玉名市の単独事業の中で影響を受ける制度がないかどうか、調査して、影響がないような対策を講じる必要があると思っておりますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

2点目、その中に含まれると思っておりますが、具体的にその一つが特定健診の健診料であります。個人住民税非課税の人の健診料は500円ですが、住民税が課税になると健診料は1,500円になります。所得は同じでも1,000円上がることになる。所得階層が低いところで、このような負担増が発生するわけですから、これは影響が大きいものであります。負担増を回避する対策を取るべきであると思っておりますが、市長の見解をお聞きします。

次に、教育長にお尋ねします。生活保護の基準が下がることによって、同じ所得でも就学援助を受けられなくなる児童・生徒が出てくる可能性があります。答弁の中で、準要保護者に対する就学援助については、国の取り組みの趣旨を理解した上で、各自治体において判断することとされているというような答弁もありました。就学援助を受けることによって成り立っていた学校生活が成り立たなくなる心配もあり、これはやはり何

らかの救済が必要になるかと思えます。就学援助の基準は生活保護基準の1.3倍に設定してありますので、私はこの基準を引き上げるなどの対策が必要かと思えますが、教育長の見解をお聞きします。

○議長（高村四郎君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 前田議員の再質問にお答えをいたします。

仮に、市民税非課税制度額が引き下げられ、他制度といいますか、介護保険料等に影響が出てきた場合どうするかという御質問でございますが、国の制度改正自体不明確な部分が多く、現段階で言えることではありませんが、国の動きを注視し、適正に対処していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） 前田議員の就学援助についての再質問にお答えいたしたいと思えます。

先ほど次長が申し上げましたのと重複する部分があるかと思えますけれども、生活保護基準の見直しに伴って、平成26年度以降が一応その対象になると思えますけれども、先ほど議員もおっしゃいましたように、就学援助の条件というのは生活保護基準の1.3倍というのが一つの、1.3倍以下であるということと考えておりますけれども、ほかに市民税の非課税世帯であるか否か、国民年金保険料や国民健康保険税の減免等を受けているか否か、そういった間接的な条件、ほかの制度の影響を受けている部分もありますので、影響を受けているということがですね、非常に一概にどうだということが言えませんが、現段階ではやはり国の方針というのは非常にこちら教育委員会としてもやはり重視しておりますけれども、文科省もそうですけれども、影響を受けるものが発生する場合には、とにかくできる限り最小限に抑えるという対象要件をですね、検討していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（高村四郎君） 11番 前田正治君。

[11番 前田正治君 登壇]

○11番（前田正治君） 市長に再質問した中で、市長はどうも意味がわかっとなはらんどたっですね。でしょ。大体、生活保護基準が変われば個人住民税の課税・非課税が変わってくるというのは制度上もそぎゃんなるわけですよ。これは26年度以降にしか今、わからんとおっしゃるから、それはそうでしょうと。そこはそれでいいと。しかし、26年度以降は今の非課税、個人住民税非課税の人がですね、場合によっちゃ課税

になる可能性がある、そうなった場合に、玉名市が単独事業でしよる事業で影響が受けることがあると。具体的にはさっきの健診料ですよ。ほかにもありますよ。私不勉強で全部調べていませんので、よくわかりませんが、そういったことを事前に調べて、影響が受けんようにやっぱり取り組むべきじゃないかというふうに言うたわけですよ。

教育長の答弁はちょっと誠意があったかなというふうに受け止めたわけですけど、残念ながら私が言わんとしていることをきちんと受け止めてもらえなかったのかなと。しかし影響が出てくるのは26年度以降ということですので、そこら辺はしっかりですね、せめて単独事業のところは影響が出らんような対策をひとつよろしく願います。

次に、2番目の子育て支援について5点質問します。

①私立保育園運営について市はどんなにかかわりを持つか。

②今議会の補正予算にあります保育士等処遇改善事業補助金の使途について玉名市はどんなにかかわりを持つか。

③保育士等処遇改善事業補助金活用で、保育士1人当たり月額8,000円から1万円の給料改善がなされるかと思いますが、この給料改善が単年度で終わらず、次年度以降も継続するための何らかの対策はあるか。

④私は、子ども医療費助成制度の拡大・充実することは、市町村が子育て支援にどれだけ力を入れているかを図る、大きな目安であると思います。市長は子ども医療費助成制度の位置づけについてどのように考えておられるか。また、県内市町村の子ども医療費の助成状況への認識、そして、玉名市子ども医療費助成の今後の取り組みを聞かせていただきたい。

⑤平成27年4月から実施予定の子ども・子育て支援法に基づく保育所運営について、どのような準備がなされているか。また、制度変更などによる市民への周知はどうするか。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 前川哲也君。

[健康福祉部長 前川哲也君 登壇]

○健康福祉部長（前川哲也君） 前田議員御質問の子育て支援についてお答えを申し上げます。

まず1点目の私立保育園運営について市がどんなにかかわりを持つかということでございますが、児童福祉法の規定によりまして、市町村は、行政の責務として公・私立関係なく、保育所の入所判定や扶養義務者の負担能力に応じた保育料の賦課徴収など、保育の実施義務を担っております。児童の保育を実際に行なうのは、公立保育所及び私立保育園であり、公・私立ともに保育所運営に必要な費用は、本市が負担しております。

具体的には、私立園に対して、毎月、保育園運営費負担金を支払っております。これ

は国が定める標準的な保育を実施するのに必要な入所児童一人当たりの経費、すなわち保育単価に毎月の入所児童数を掛けて算出しております。また、本市では私立保育園運営について、費用を負担しているだけではありません。保育所の設備及び運営については、県がその基準を条例で定めておりますが、入所児童数に応じた適切な保育士の配置や保育室の面積など、この基準を満たしているかどうかについて、必要に応じて確認いたしております。それから、県は、保育所指導監査を毎年実施しておりますが、監査の講評時には市も立ち会っており、監査の結果を把握し、県と連携して適正な保育園運営を行なうよう私立保育園に対して、県と連携して指導を行なっているところでございます。

次に今回の保育士等処遇改善事業補助金の使途についての市のかかわりについてでございますが、今回、予算計上させていただいております保育士等処遇改善事業補助金は、保育の担い手である保育士等の確保が課題となっている現状にあって、保育士の処遇改善に取り組む私立保育園へ補助金の交付を行なうことにより、保育士の確保を進めることを目的といたしております。

今回の私立保育園への補助金は、その使途について賃金等の処遇改善に限定されており、徹底を図るために私立保育園に対して処遇改善計画の作成、計画内容の保育所職員への周知、実績報告書の作成等の条件を付しています。実際に、処遇改善に要した経費が補助金交付が下回る場合は、その差額を返還することになっております。

それから、3番目の保育士等処遇改善事業補助金の次年度以降の対策でございますが、本年度はこの6月議会に予算を計上させていただいておりますが、県からの補助金で保育士等処遇改善事業補助金、これは県の安心子ども基金による全額の補助でございます。

現在のところ、この安心子ども基金、平成25年度までという計画になっておりますけれども、しかしながら、安心子ども基金は毎年延長されてきた経緯がございますので、平成26年度につきましても、継続して県に要望をしてみたいと考えております。また、27年度からにつきましては、子ども・子育て支援新制度へ移行での対応となります。

それから、平成27年4月からの実施予定の子ども・子育て支援法に基づく準備及び市民への周知の件でございますけれども、昨日、お答えした内容と重複する部分があるかと思っておりますけれども、国におきましては、少子化社会対策会議で定められた子ども・子育て新システムの基本制度に基づき、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入し、消費税率の引き上げによる財源によって、幼児教育、保育、子育て支援の質・量を充実させるものでございます。

取り組みスケジュールでございますが、6月議会に子ども・子育て支援事業計画策定

費をお願いしているところでございます。8月に地域ごとの保育利用数や子育て支援事業量の把握をするためのニーズ調査を行ない、現状分析をいたします。9月には子ども・子育て会議の要綱等を整備し、平成26年9月まで子ども・子育て支援事業計画を策定し、平成27年度実施に向けて取り組んでまいります。

市民への周知につきましては、パブリックコメント、子育て関係事業所の説明会、保護者向け説明会など、事業実施に当たり支障が起きないように努めてまいりますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（高村四郎君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 前田議員の質問にお答えをいたします。

子ども医療費助成制度についての御質問にお答えをいたします。子ども医療費助成は、安心して子どもを産み育てる環境づくりの一環として、子どもの疾病の早期発見、早期治療を促進するとともに、子どもの医療費に係る保護者の経済的負担の軽減を図り、若い世代の定住化にもつなげております。子育て支援サービスは、母子手帳交付から、健康診断、予防接種、子育ての仲間づくり、保育関係など、子どものための環境整備は幅広く、各子育て支援サービスの充実を図ってきております。その中でも急な出費となることが多い子どもの医療費負担は、子どもの健やかな成長のため重要な位置づけでございます。子ども医療費助成は、各自治体において実施の範囲、内容、方法等が独自に判断されているところでございます。県内14市において、4月1日現在で、就学前これが3自治体、小学3年生までが5自治体、小学6年生までが4自治体、中学3年生までが2自治体でございます。今後の取り組みにつきましては、限られた財源の中で、適切な運営を行なうため、保護者が安心して子育てできるよう慎重に考えてまいります。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 11番 前田正治君。

[11番 前田正治君 登壇]

○11番（前田正治君） 保育士の処遇改善事業についての補助金、来年度以降も県へ要望するというところでございましたので、ぜひひとつ続いて継続されるようお願いいたします。

それと、再質問をします。子供たちが健やかに育ち、保護者が安心して子育てできるまちづくりを進めるために「たまな子育てプラン」というのがあります。後期計画が現在進行中でありまして、この計画を作成するに当たってニーズ調査がされておまして、これもそのプランの中に全部書いてあつてですよ。その中を今しゃべってるわけですけど、ニーズ調査では、少子化対策として必要だと思うことの中で、経済的な支援と答え

た人が約8割にのぼっています。子ども医療費助成の対象年齢を、玉名の場合は現在小学校6年生であります。県内の状況は今、14市の状況をおっしゃいましたけど、県内45市町村の中では対象年齢はもう中学校3年生までが4月時点で24自治体あって、恐らくそれに今度は大津町とかあさぎり町なんかも中学生まで拡充するという話を聞きましたので、大方は中学校3年生までというのが、今、県内の状況です。

また支払い方法については、私何回も言ってますけど、4月1日時点では45自治体の中で、償還払いと現物給付併用という形で、現物給付を取り入れたところが37自治体になっとなつてですけど、その中で山鹿市が10月から取り入れるということですので、恐らく38か7かそれぐらいに、大半が現物給付を取り入れるようになってくると。償還払いのみから、現物給付を取り入れたりすることは、子育てプランを計画どおりに実施する上では、経済的な支援という点から欠かすことができない、これは政策であると思います。私が再三、現物給付を取り入れることを提案していることに対して、高崙市長は償還払い方式をとることで、受給者が子ども医療費総額を把握し、公費が幾ら使われているかということを確認していただくのも必要であるというふうに考えていると再三答弁をされます。医療費総額が幾らで、公費が幾らかかったかということでは、これは国保でも社会保険でも共済でも市長が心配しなくてもいいようにですね、今、明細が各家庭に送ってきます。玉名市の予算にも医療費通知ということで97万円が組んでありまして、年3回必ずこれが送ってきます。玉名市子ども医療費助成に関する条例の目的、これはさっきもおっしゃいました子どもの疾病の早期治療を促進して、その健康の保持及び健全な育成と子育て支援を図る云々となっております。

償還払いから現物給付を実施するということは、保護者が財布の中身を心配することなく、病院を受診できることからこの条例の目的に全く合致していると思います。だからこそ県内市町村では先ほど言いましたように現物給付を取り入れるところが現在8割を超えました。14市の中では玉名市だけが償還払いのみに固執する状況に今なっております。

再質問のこれから聞きますので、医療費を各家庭に通知する事業があるにもかかわらず、受給者が子ども医療費総額を把握し、公費が幾ら使われているかということを確認していただくのも必要であるという答弁を市長が再三繰り返すのは、これは一体全体どのような効果を目的としているのか。子ども医療費助成に関する条例に照らして、あるいはその他の条例に照らしての説明を求めます。

再質問の次で、合併当初に公立保育所と私立保育園、合計19園の中で、公立は12園ありました。ところが今日では、公立と私立保育園20園の中、公立は7園になりました。そして公立保育所の民営化はさらに進める計画であります。このことについて2点質問いたします。

①保護者の保育・子育てに対する要求を的確に把握して、市の政策に生かしていくためには、公立保育所の役割は大きなものがあると思います。今後、公立保育所の存在はどうなるのか。すべて民営化する計画なのか。公立保育所の存続配置についての見解をお聞きします。

②新制度移行後も、新制度というのは先ほどの平成27年7月からの子ども・子育て支援法に基づく新制度移行後も現在の保育料は変わらないのか。私は、制度移行に合わせて保育料の引き上げがないことを求めるわけでありまして。玉名市の保育料は条例でなく、規則で定めてありますので、これは議会にかかりません。いつ改定になったのか気がつかないことがあります。保育料の条例化と便乗値上げについての見解をお聞きします。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 前川哲也君。

〔健康福祉部長 前川哲也君 登壇〕

○健康福祉部長（前川哲也君） 前田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、医療費通知及び条例との関係でございますけども、これまでの答弁のとおり受給者が子ども医療費を把握され、認識していただくのは必要かと考えております。医療費通知でございますけど、これは各保険者の通知でございます。年3回、健康や医療に対する理解を深めることと、適正に請求されているかどうかの確認が目的とされ通知されております。医療費通知は7カ月から4カ月前の受診した分の医療関係分の支払い分がレセプトに基づいて記載されておりますけども、全体の、全部が載ってくるわけではございません。全体の一部分ですけども、3%程度ですが、医療費機関からのレセプトの月遅れ、また支払基金に請求された再審査の分とかがシステム上載ってこない、漏れるという場合もございます。また、今の医療費通知の形では医療機関名等が載っておりません。歯科、入院外とかそういう形での診療区分のところで医療機関名などが記載がないことや、月ごとの合計額が表示されていないというなかなかわかりにくい場合もございます。

本市から子ども医療費支払通知書をお送りしておりますけども、こちらについては申請があった助成額を指定口座に振り込む、指定口座へ支払う助成額支払いの確認の通知でございます。各通知書はそれぞれの目的等に応じて作成されており、大切な通知でございます。

子ども医療費に関する助成に関する条例につきましては、子どもの疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成と子育て支援を図るという趣旨のとおり、適切な運営を行なっているところでございます。

償還払いから現物給付の移行につきましては、国の考えは一般的に医療費の増大が見られるところで、国民健康保険国庫負担金の調整措置を講じなければ、法定とおり医療

費自己負担分を徴収している市町村との間に不公平が生じるから、減額するという見解でございます。

本市におきましては、未熟児、慢性疾患児など手厚い援護が必要な児童には、公費助成を実施しております。国保加入者の負担や、子育て支援サービスの調整は必要なことと考えております。

次に、公立保育所の存続・配置についての見解ということでございましたけども、昨年度から玉名市保育所民営化検討委員会を立ち上げ、前田議員の御質問の今後の公立保育園の存続・配置についても同委員会に審議をお願いしているところでございます。

民営化検討委員会は、本年度に市長に対して、今後の公立保育所のあり方も含めた民営化計画についての建議書を提出する予定となっております。市といたしましては、建議書が提出されましてから、その内容を十分に踏まえまして、保育所民営化及び公立保育所のあり方について、議会のほうにもお示しします予定ですので、御理解のほうをよろしくお願い申し上げます。

それから、もう一点、保育料、新制度に移ってからも保育料は変わらないのかという御質問でございますけども、現在の玉名市が設定しております保育料は、認可保育所についてのみのものであり、扶養義務者の負担能力に応じたものとなっております。国の基準に沿う形をとっておりますが、より負担が軽くなるように金額を設定し、他市同様条例規則、条例施行規則に定めております。新制度に移行しましても児童福祉法第24条によります、保育所の入所判定、同法56条によります扶養義務者の負担能力に応じた保育料の賦課徴収は、市町村の責務としてそのまま残ることになっております。認可保育所の保育料につきましては、新制度移行後もこれまで同様と、同様のやり方で行なうように考えております。

認定子ども園や小規模の地域型保育事業につきましては、料金も含めまして事業者と保護者との直接契約となる予定です。市としましては、保育行政としての責務を行なうてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高村四郎君） 市長 高崙哲哉君。

〔市長 高崙哲哉君 登壇〕

○市長（高崙哲哉君） 前田議員の再質問でございますが、期待される子育て支援策といたしまして、医療費助成など家計に直結するものが求められていることは承知をいたしております。子供たちが健やかに育てることができるよう「たまな子育てプラン」に基づき取り組んでいるところであります。

子ども医療費助成につきましては、適切な運営を行なっているところでございます。どうぞ御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高村四郎君） 11番 前田正治君。

[11番 前田正治君 登壇]

○11番（前田正治君） 子ども医療費助成については、私は今日も理解できませんでした。残念ながら、済みません。引き続き検討課題に。それとですね、保育所の問題については民営化ですね、検討委員会に委ねるということですけど、これはですね、行政側の主体性が全く感じられないと。先ほど保育の実施責任という点でも部長が答えられました、その保育の実施責任をどう果たしていくのか。その方向性をやっぱりきちんと確立すべきだと。検討委員会に諮問する場合もですね、ほんなら「市長は公立保育所をあと何園にしたいと思うんですか」という逆にそぎゃん質問はこんとですかね。やっぱり公立を3園は必ず残すとか、4園は残すとかですね、そういった方向性を確立すべきだということを改めて再度申し述べておきたいと思います。

次に、職員削減・退職者の3分の1採用について5点質問します。

①平成18年4月1日と平成25年4月1日時点での正職員数、非常勤職員数、臨時職員数と、それぞれにかかる人件費総額の推移を示していただきたい。また、平成27年度まで予定どおり採用計画を実施した場合、当初の予定職員数との差はどうなるか。

②合併後の人材確保において、専門職の拡充はどのようになされているか。

③業務に対する職員数については、どの部署で、どのように検討がなされているか。

④合併後に成立した誘致企業各社への玉名市の助成状況と、地元雇用の状況を知りたい。

⑤市長は、雇用を確保するという観点から、この市役所の職場をどのようにとらえているのか、市長の見解をお聞きします。

○議長（高村四郎君） 総務部長 古閑 猛君。

[総務部長 古閑 猛君 登壇]

○総務部長（古閑 猛君） 前田議員の職員削減・退職者の3分の1採用についてお答えをいたします。

まず、お聞きでした平成18年4月1日からの非常勤職員、臨時職員につきましては、本庁初め、各総合支所でのそれぞれ任用管理を行なっていた関係で、データがございませんので、平成19年4月1日時点でのデータをお答えさせていただきます。

平成19年4月1日時点での正職員数は664人、人件費は当初予算ベースで5億4,588万4,000円でございます。非常勤職員、臨時職員の数は合わせて175人、人件費は当初予算ベースで2億4,255万8,000円でございます。

また、平成25年4月1日時点での正職員の数544人、人件費は当初予算ベースで4億4,913万3,000円でございます。それから非常勤職員、臨時職員の数は

合わせて274人、人件費が当初予算ベースで3億8,958万6,000円でございます。

また、平成27年度まで退職者の3分の1を新規採用するという形で予定どおりに採用計画を実施した場合は、想定される職員数は500人となり、第二次玉名市職員適正化計画の目標値であります504人と比較しますと4人少なくなる状況でございます。

次に、合併後の人材確保において、専門職の拡充はどのようになされるのかということにつきましては、専門職の任用状況につきましては、市の各部署の要請に基づき、適宜必要な人材確保に努めており、保健師につきましては必要性を考慮しながら平成20年度に1人と平成24年度に1人採用し、栄養士につきましては、退職の状況に応じ平成22年度に1人採用しております。

また、行政の高度化、多様化に的確に対応するため、任期つき職員としまして平成24年7月に社会福祉士を、平成25年4月に心理相談員とマーケティングプロデューサーをそれぞれ1人採用しております。

さらに民間企業等で培われた豊富な知識と経験を生かし、即戦力として行政内部において活躍してもらうために、平成25年度には民間企業等職務経験の枠組みの中で1級建築士を1人採用しております。今後も必要に応じ、職種により民間企業等職務経験者の採用を進めていく予定でございます。

以上です。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 前田議員の業務に対する職員数については、どの部署で、どのように検討がなされているのかについてお答えをいたします。

各業務に対する職員数の配置につきましては、現在、企画経営課で所管いたしております。庁内協議に基づく職員配置の案を作成いたしまして、その後、市長を本部長とする行政改革推進本部に諮りまして、決定をいたしております。

職員配置の計画案作成に当たりましては、人事課と合同で実施いたします課長ヒアリングにおいて、組織機構や定数、定員配置の見直しに必要な情報を収集いたしまして、各部又は各課における重要事務や事業の把握、また次年度以降の事務量の増減等を正確にとらえ、考慮することといたしております。

以上です。

○議長（高村四郎君） 産業経済部長 森本生介君。

[産業経済部長 森本生介君 登壇]

○産業経済部長（森本生介君） 前田議員の合併後に成立した誘致企業各社への玉名市の助成状況と、地元雇用の状況についての御質問にお答えをいたします。

まず、合併後に成立しました誘致企業は、愛三熊本株式会社、株式会社エヌエーエスコポーレーション玉名工場、愛知通商株式会社玉名支店、株式会社シェフコ九州工場、有限会社池端うずら園、株式会社五葉フーズの6社あり、既に奨励金として支出している企業は4社ございます。内訳といたしまして設置奨励金は、納めていただいた固定資産税を所定の割合に応じて3カ年支出するもので2社合計1,084万7,000円、雇用奨励金は1年以上引き続き雇用した正規職員1人当たり30万円を支出するもので4社合計1,110万円、用地取得奨励金は用地を取得したときに取得価格の30%を支出するもので3社合計6,842万3,000円、大型企業誘致促進奨励金は、特定工場に支出するもので3社合計5,518万4,000円、総合計1億4,555万4,000円でございます。

本年度につきましても、愛三熊本株式会社の用地取得奨励金を初めとした奨励金を4社合計で7,630万円を支出する予定でございます。

次に、地元雇用の状況でございます。現在、市内誘致企業数は22社あり、市町合併後の新たな6社と生産能力を増強された既存の誘致企業3社を含めまして、この8年間で9社合わせて147人の雇用増、内、パート職員は1割弱と確認しております。90人の市内居住者の雇用が創出されているところでございます。

○議長（高村四郎君） 市長 高崎哲哉君。

〔市長 高崎哲哉君 登壇〕

○市長（高崎哲哉君） 雇用確保の観点から市役所をどう見るか、私の見解を聞きたいということでございますが、財政状況が非常に厳しい中、限られた財源と人員の有効活用を図り、最小の経費で最大の効果を上げることが求められております。正規職員としては合併後10年間は、退職者の3分の1を新規採用するということでございます。そういう計画を進めておりますので、その部分だけを見れば雇用の縮小という形になるかもわかりませんが、一方では指定管理や民間委託、民営化を進めることで、多くの新たな雇を生み出しているのも事実でございます。また先ほど答弁がございましたように、臨時職員、非常勤職員の数は大幅に増加をいたしておりますので、市役所における雇用機会の確保及び拡大につながっていると言えるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 11番 前田正治君。

〔11番 前田正治君 登壇〕

○11番（前田正治君） 3番目の退職者の3分の1採用についての質問で、市長は、玉名市役所をどう見るかという点では、臨時職員はふやしとっじゃないかということなんですけど、雇用もその分ふえとると。私はですね、やっぱり市役所はそういう意味では、とてもいい、いわゆる一流のですね、やっぱり職場だと思うんですよ。そういう意

味じゃ臨時職員じゃなくて、いつ職がなくなるかわからんような臨時職員じゃなくてですね、やっぱり正規の職員をきちっとふやすべき。トップとしてはですね、そういった点は十分踏まえて運営に当たってほしいと思うわけです。

再質問を一つします。合併後の正規職員の減少は、平成18年4月1日から25年4月1日現在で、138人ですかね、職員が減少しております。反対に非常勤職員は82名多くなっております。公立保育所における臨時職員の割合は、以前に増してさらに高くなってきていると。正規職員の減少が予定以上に進行しておりますして、平成25年4月1日時点では、当初予定してあった数より18人も超過達成しているような状況にあるわけです。このような正規職員の減少は、人件費の削減に直接影響はしますが、正規職員の減少・削減が、天水、横島、岱明の総合支所をそれぞれ維持できない状態をつくり出し、市民から見ると住民サービスの低下につながっていると思います。合併せんがよかったという声に象徴されています。

3分の1採用計画を予定どおり進めた場合の平成28年4月1日での職員数、504名という答弁でありました。当初の計画ではですね、これは517名でなっとったんですよ。やっぱり予定以上に進みよるけん、そこら辺が途中で修正があつてるかと思いますが、職員が減ったからといってですね、業務量が合併以前より決して少なくなっているということはありません。むしろ権限移譲などでふえているのではないかと思います。正規職員が減る中、臨時職員は増加傾向にあることなどを考えると、26年度からは、ですから今年の採用ですね、26年度からは3分の1採用計画を見直す必要があるのではないかと思います。市長のお考えをお聞きします。

○議長（高村四郎君） 市長 高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

○市長（高寄哲哉君） 前田議員の再質問にお答えをいたします。

議員御承知のとおり、職員の定員適正化計画に基づいた削減は交付税の削減を見据えた根幹となる取り組みでございます。皆さん御承知のように、平成27年以降につきましては交付税が20億円削減されると、段階的にされるということは議員も御承知のことだろうと思っております。

このままの状況でいきますと、どこかの部分がお金が足りない部分は、どこかで削らなければならないということになってきて、それが市民サービスの低下につながるということは大いに言えるんじゃないかなと思っております。そういうことを目指して、この人員の適正化ということで、今、3分の1採用をしているというような状況でございます。平成27年度までは3分の1採用ということで、職員の定数を削減するという一方で、そういうものに対して乗り切っていきたいというふうに思っております。

職員数は多く採用したほうが、多いほうがいいのかというふうに思いますけども、ある

面では、財源的な部分も考えていかなければならないというのが、これが経営の一つじゃないかなというふうに思いますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高村四郎君） 11番 前田正治君。

[11番 前田正治君 登壇]

○11番（前田正治君） 合併後20億円が減る、減ると言われるけど、これは天から降ってきたような話じゃなくて、合併以前からですね、これはもうちょうど合併を決めた時、私、落選しとって議員じゃありませんでしたけど、合併を議論する中では、高寄市長とも何遍かやり取りしたことあると思いますけど、私はですね、20億円減るなら今の年間予算が270億円規模ですけど、これもやっぱり本当にいいのかなと、そういった観点からの検討もですね、やっぱり必要じゃないかなと。そのために事業評価制度、事業評価事業なんかも、事業評価なんだったかな。何かそういったこともされてると思います。そこはそのままにしてですね、減るけん、20億円減るけん大変だ、大変だというのはちょっとやっぱりいかがかなと。職員の削減で、人件費が減り、結果的に基金も今、予定以上に積み立ててあります。ところが一方で、総合支所の機能を果たしきれず、合併せんがよかったというような声が出るようでは、これは本末転倒じゃなかろうかなと。市民の側から見て、合併効果がはっきりと感じ取れるような市政運営を強く要求して私の一般質問を終わります。

○議長（高村四郎君） 以上で、前田正治君の質問を終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。明15日から16日までは休会とし、17日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3時22分 散会

第 4 号

6月17日（月）

平成25年第2回玉名市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

平成25年6月17日（月曜日）午前10時02分開議

日程第1 一般質問

- 1 18番 中尾議員
- 2 15番 松本議員
- 3 10番 宮田議員
- 4 8番 福嶋議員
- 5 4番 江田議員

日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託

散会宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 18番 中尾議員
 - 1 広報たまな配布について
 - 2 機構改革に伴う窓口業務等の対応について
 - (1) 支所対応と状況
 - (2) 玉名市遺族連合会事務について
 - (3) 横島体育館及び横島小学校体育館利用受け付けについて
 - 3 新設排水路整備（底盤）について
- 2 15番 松本議員
 - 1 消防団員の定員不足について
 - (1) 学生消防団員の募集は
 - 2 6次産業政策における情報の収集と発信について
 - (1) 情報収集の力点と多様化する発信力
 - 3 高崙市政の足跡について
 - (1) 市民目線の市政とは
- 3 10番 宮田議員
 - 1 玉名駅に小島橋を通る農免道路と国道208号をつなぐ高架橋をかける計画はないか
 - 2 学校規模・配置適正化及び小中一貫校について
- 4 8番 福嶋議員
 - 1 新庁舎建設について

- (1) 入札等について
- 2 自治振興公社について
 - (1) 人事、運営等について
- 5 4番 江田 議員
 - 1 これでもいいのか新庁舎建設
 - (1) 庁舎はどうあるべきか、どんな建物にしたかったのか、市長に問う
 - (2) 今までの経緯と結果そして今後は
 - (3) 現庁舎の跡地活用はどうなっているか
 - 2 災害対策はどうなっているか
 - (1) 高道海岸長保地区の高潮対策の進捗状況は
 - (2) 大野下地区の冠水対策の進捗状況は

日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託

散 会 宣 告

出席議員（25名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 藏原隆浩君 | 2番 | 福田友明君 |
| 3番 | 内田靖信君 | 4番 | 江田計司君 |
| 5番 | 北本節代さん | 6番 | 横手良弘君 |
| 7番 | 近松恵美子さん | 8番 | 福島譲治君 |
| 9番 | 永野忠弘君 | 10番 | 宮田知美君 |
| 11番 | 前田正治君 | 12番 | 作本幸男君 |
| 13番 | 森川和博君 | 14番 | 高村四郎君 |
| 15番 | 松本重美君 | 16番 | 多田隈保宏君 |
| 17番 | 高木重之君 | 18番 | 中尾嘉男君 |
| 19番 | 青木 壽君 | 20番 | 大崎 勇君 |
| 21番 | 田畑久吉君 | 22番 | 小屋野幸隆君 |
| 23番 | 竹下幸治君 | 24番 | 吉田喜徳君 |
| 25番 | 松田憲明君 | | |

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局 長 辛島政弘君 事務局次長 神谷峰弘君

書 記 平 田 光 紀 君 書 記 富 田 享 助 君

説明のため出席した者

市 長	高 崙 哲 哉 君	副 市 長	築 森 守 君
総 務 部 長	古 閑 猛 君	企画経営部長	原 口 和 義 君
市民生活部長	北 本 義 博 君	健康福祉部長	前 川 哲 也 君
産業経済部長	森 本 生 介 君	建設部長	坂 口 信 夫 君
会計管理者	原 田 政 樹 君	企業局長	植 原 宏 君
教 育 長	森 義 臣 君	教育次長	西 田 美 徳 君
監 査 委 員	有 働 利 昭 君		

午前10時02分 開議

○議長（高村四郎君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（高村四郎君） それではこれより日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

18番 中尾嘉男君。

[18番 中尾嘉男君 登壇]

○18番（中尾嘉男君） 皆さん、おはようございます。18番有明クラブ中尾でございます。

今回の質問のテーマは、去る4月26日、恒例になっております横島町区長会参加者30名との地元選出の議員との懇談会、またその懇談会後に懇親会がありました。その中の質問から今回は質問をさせていただきます。

まず、その区長会の中で、高寄市長が部落懇談会というのを開催をされております。その中の部落懇談会に対してもいろいろ賛否はありました。最終的にそのおっしゃることは、部落懇談会があっても率直な意見がなかなか言えないと、というような話ですね、大分ありました。中にはやっぱり懇談会、市長と膝を交えてですね、直接地元の意見、また今後の玉名市に対してのいろんな要望なり、なんなりを言う場では、いい場になっているという方もおられます。

そこで、区長さんたちがおっしゃるのが、前もってそのなんですか、懇談会のテーマといいますか、そういうのを文書で出しかなんいかんと、言うようなことですね、そういうのもう直接その時のですね、やっぱり区長さんあたりの意見が市長に直接渡って、私はその会合に参加したことはないけども、区長さんの話では、執行部あたりも大勢来られて、一方的じゃないけども、そのような感じがする部落懇談会というようなことをおっしゃられておられました。

また、今回の質問は、市長が常日ごろ言われている、やっぱり市民目線の意見ですので、明確な答弁をお願いいたします。

まず、最初に「広報たまな」配布についてお尋ねをいたします。今現在、発行が月に2回となっております。またこの経緯を説明してもらいたいと思います。また、発行がなぜ月に1回でいのか。この辺もお願いしておきます。

現在の年間の経費どのくらいかかっているのか。また1回の発行になるとどのくらいのページ数といいますか、それと金額云々はどのくらい誤差が出るのか。それもお願いしておきます。

「広報たまな」の記事についてですけども、いろんな催し、イベント、お知らせとさまざま記載はされております。その中に、新聞の折り込みですかね、月末、月初めの翌月のいろんなイベント云々お知らせというのを、月ごとに発行されています。それとかなりやっぱりその重複した点があるというようなことでもございました。中身についてももう少し検討する余地があるんじゃないかというようなことをおっしゃられておりました。

また、区長への配布ですね、今現在は1日、15日というようなことで2回あってます。それをその行政の方から区長の方にどのくらい前にその届けるのかというようなことがちょっと疑問に、問題になってですね、通常では二、三日前に区長さんのところに届けるというようなのが現状だとお聞きしております。またそうなれば、特に旧町はですね、区長さんが水環境保全の会長として今現在やっておられます。なかなかその水環境のほうの仕事がやっぱり大変で、私の部落もそうなんですけど、区長さんはできるならば農業の経験又はその農業に従事しておられる方は、区長さんとしてやってくださいというような部落の趣旨です。大変その水環境保全云々には苦勞があります。そういうようなことで、特に3町に関しては、いろいろと区長さん、そういうことで区長さんがやはりまだ現職、ほとんど農家云々を第一等で仕切って仕事をされてる中に、二、三日前の配布、これはもう家族全員でですね、いろいろ折り込みをされとるわけでもございます。当然もう、区長さん一人の力ではですね、二、三日前に持ってきて、1日、15日に配布するというのはなかなか不可能です。そういうことでやはりその家族全員。その区長さんの話では「俺の仕事ば、家族全員ですっていうともいかなもんかいな」というようなことをしきりにおっしゃられております。その点についてお尋ねをします。

また、答弁後やりますので。

○議長（高村四郎君） 総務部長 古閑 猛君。

[総務部長 古閑 猛君 登壇]

○総務部長（古閑 猛君） おはようございます。

中尾議員の広報たまなの配布についての質問にお答えをいたします。

広報たまなは、紙を媒体に本市の行政情報などを発信し、また共有していくための一番身近で確実な手段として発行をしております。

まず、広報たまなの発行が月2回になった経緯としましては、合併前の旧玉名市が月2回、旧岱明、横島、天水町におきましては、月1回の発行がされておりました。そして合併協議会の中で協議されました結果、住民サービスを重視する観点から、合併後は月2回の発行ということで決定し、現在に至っております。

次に、経費等削減についてでございますけども、平成24年度の決算で約1,380万円でございます。現在1日号と15日号の2回を発行しておりますが、これを1日号

1回にした場合、15日号に掲載している情報を1日号に上乘せをしなければなりません。仮に、15日号の平均15ページのうち8ページ分を1日号に上乘せして試算をしてみますと、約240万円の削減が見込まれます。しかしながら、月1回の発行になりますと、これまでの情報量から毎号広報紙が30ページを超えることも予想され、高齢者の方々を初め、市民の皆さまには非常に読みにくくなることなども考えられます。より多い情報発信が望まれている現代社会におきまして、広報紙の大切な役割は、行政情報をよりわかりやすく、しかもタイムリーな情報をお届けすることによって、市民に有効に活用されるものと思います。その結果、市民と行政との良好な関係が築かれ、地域の関心と愛着を持つ人を増やし、まちづくりに参画する人を増やしていくことなど、広報紙の意義があると考えております。このような観点においても、現在のところ発行回数の変更は考えておりません。

次に、広報の記事に工夫がほしいということですが、今後とも限られた紙面を有効に使い、それぞれの広報内容を精査し、市民の方が読みやすく、わかりやすい広報紙づくりに努めていきたいと考えております。

広報たまなの配布につきましては、各月の1日号、15日号とも原則3日前までに届くよう、遅くとも2日前までには嘱託員の方にお届けするところで、年間計画をしております。この年間計画は年度末に次年度の広報紙の発行計画を含み、調整しているものでありまして、平成25年度分につきましては既に4月15日号の広報紙配布時に、各嘱託員に年間計画表を配布しているところでございます。この計画表を基に年間活動計画を計画されている行政区もでございますので、平成26年度の計画を立てる際には、議員の御意見を考慮して各計画をしたいと考えております。

以上です。

○議長（高村四郎君） 18番 中尾嘉男君。

[18番 中尾嘉男君 登壇]

○18番（中尾嘉男君） 2回目の質問いたします。

広報たまなについては、行政情報発信、また市民と共有していくための発行手段としては、私も一番いいかなとは思っております。市民の皆さん楽しみにしている人もいるし、また全然目にも止めないで、前回、前々回と区長さんが持っていったところに置いたままというようなことも見受けられます。そういった中で、年間1,380万円と、これを月1回にした場合240万円の減というような説明がありました。またその広報たまなは、私も先ほど申しましたように、大事なこの発信号だろうと思います。その中でも、最近はいろいろケーブルTVとか、パソコンとかでいろいろ発信をされております。やはり話によりますと、なかなか読むとよりも耳で聞いたほうがいいという人もおられます。1回にして年間約240万円減額になるのであれば、そういった情報の提供

なりにそのようにそのお金を利用したほうがいいんじゃないかという気もいたします。そういうことで、この発行についてはさまざまな意見があろうかと思しますので、ただいまの説明によりますと、今年度の発行の予定といたしますか、計画といたしますか、区長さんに通じて、もうこのようなことで25年度は今の計画で行くんじゃないかと思えます。またそれに合わせて、26年度から内容を変更して、またこの市民アンケートをとって、その案をたたき台として、今後26年度からの広報たまな配布ということで、やってもらいたいなというふうに思います。その辺を答弁をお願いいたします。

それに続きまして、機構改革に伴う窓口業務等の対応についてお尋ねいたします。支所対応と状況について、まずお尋ねいたします。本年4月より機構改革により市民生活課長が支所長として兼務されていますが、対応はいかがなものかと思えます。また、市や地域主催の事業の参加など支所長としてどのような対応をとられているのか。また、本庁から支所、支所から本庁への連絡はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

それから、先月議会運営委員会で、広島県安芸高田市の方に研修に参りました。その中で議長さんの説明では、その安芸高田市も6町で合併をされて、この高田市という新市になっております。その中で、市長の考えが合併は当然その機構改革、いろんな問題で職員を減らすのは当然ということで、また職員が減ったから住民サービスが低下をするというわけにはいかんということでですね、直ちに「すぐやる課」を設立されております。その中でも、権限として課長さんには300万円の予算の執行権を与えて、順次いろんな問題が発生した場合、そのお金を活用されております。また、その6つの町がその300万円をいろんなことで共有しておられました。これは非常にいいことだと思えます。各支所の全体予算というのは本庁の方である程度仕切られると思えますけども、そうやってその身近なところ、かゆいところに手が届くと、わずかな金額と思えます300万円は、でもその町に対して300万円がある、ない。またそのいろいろ決裁を取るとに、本庁に対してですね、いろいろしてですよ。そのサービスが遅くなる。そういう考えじゃいかんというようなことで市長が「すぐやる課」ということをやられて、300万円の予算を組まれてやっておられました。私もちょっと記憶にありますけども、この玉名市も、合併後一つの町に対して500万円だったかな、そのくらいの所長の決裁といたしますか、権限があることをちょっと記憶にしております。今現在は全然そういうことはないというようなことでした。そういう考えは、この玉名市も他県にとっては遅れてはおらんわけです。そういういいことをやっておって、なぜそれを変えたかということも答弁をお願いいたします。

それから、玉名市遺族連合会の事務についてお尋ねいたします。これも横島の区長会の中の問題点として発言がありました。近年、会員さんが亡くなられたり、またその高

齢化により減少しているのが現状らしいです。またその会長さんの話によると、役員の交代時期に来ているのに、やっぱり人選ができないというようなことをおっしゃられています。それはなぜかといえば、今までは地元の社会福祉協議会が事務局として行なってきましたが、平成24年3月に契約が終わり、今、会計事務など校区の遺族会、また遺族連合会の事務局というようなことでなされているということです。また、質問ですけど、どのようなことでこの契約が打ち切りになったのか。またその以前と同様に社会福祉協議会と契約ができないかを質問いたします。

それともう一つ、横島体育館及び横島小学校体育館利用の受け付けについてお尋ねをいたします。町民体育館を利用する場合、横島公民館で申請をし、使用料金を納入いたします。この場合は公民館1カ所で終わります。また、小学校体育館を利用の場合は、まず小学校に行き、空き状況を確認し、使用申込書を横島町公民館に持って行って使用料金を納入し、また小学校に戻って手続きをして完了です。なぜ同じその体育館として利用するに当たって、なぜこのような違いがあるのか。その辺をお尋ねいたします。

1回目終わります。

○議長（高村四郎君） 総務部長 古閑 猛君。

[総務部長 古閑 猛君 登壇]

○総務部長（古閑 猛君） 中尾議員の再質問にお答えをいたします。

まず、嘱託員の皆さまには、広報たまなの配布につきまして大変御苦勞をおかけし、感謝を申し上げます。

広報たまなは、玉名市のホームページにも掲載をしておりますけども、現在インターネットの普及もだんだんと進んでおりまして、平成23年度末の総務省のデータが出ておりますけども、人口に対する普及率は79.1%という数字が出ております。しかし、まだ紙媒体の広報紙の補完的な部分が今のところは大きいと思います。その辺も含めまして、先ほど中尾議員おっしゃいましたアンケート調査等を含めまして、今後の課題として検討してまいりたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 中尾議員の支所対応と状況についてお答えをいたします。

昨年10月に総合支所から支所へ移行し、本年4月にはそれまでの2課2係体制を、1課2係体制に組織機構を改編し、現在、各支所には市民生活部に所属する市民生活課の市民係と福祉係を設置しております。職員数では、岱明支所が16人、横島支所と天水支所が同数の12人で、支所業務に従事しておるところでございます。各支所で提供しております住民サービスは、住民異動、医療、介護、福祉、子育て等の申請受け付

け、各種証明書の発行など、特に市民に密接な関係にある窓口業務が中心となっております。

合併以降、定員適正化計画に基づき、順次職員数を削減し、行政組織のスリム化を図っているところであります。しかし、支所の機能をより効率的で効果的なものとし、提供する市民サービスの質を低下させないことを前提に、各支所長を交えた庁内検討を行なった結果、現在は約30の業務をそれぞれが所掌をしております。

現在の支所長への市民からの要望等の対応状況でございますけども、各支所長は市民生活課長が兼務をし、あわせまして地域自治区の事務所長も兼任していることから、それぞれの地域振興に関係の深いまちづくり委員会の主催事業や、地域自治に関係のある玉名市地域警察連絡協議会支部会議等に出席している状況にあります。いずれも各支所又は自治区を代表しての出席でございますけども、今後は本庁のそれぞれの担当部署にて対応していくのが望ましいのではないかとこのように考えるところでございます。

また、本年4月の機構改革後、それぞれの支所における課題や問題について調査をいたしました。その結果、市イベント等に関する市民からの問い合わせに対してまして、支所と本庁の間で十分に情報の共有がなされていなかったために対応が遅れた等の事例が報告をされております。これらの多くは、支所と本庁との連携や調整の不足が要因と考えられます。この改善は可能なものだというふうに考えております。

また、議員の話にありました広島県安芸高田市の各支所に設置されております「すぐやる課」でございますけども、この支所長は本市で言います首席審議員級に当たる職員が配置をされ、その支所長の専決事項として支所単独の予算を与え、農林水産施設や道路、橋りょう、河川等の維持管理や補修を行なっているようでございます。本市におきましても、平成21年度に庁内組織であります行政事務改善委員会におきまして、安芸高田市と同様に各支所長の専決事項といたしまして、一定額の予算を付与するという検討が行なわれたことがございます。その協議の中で、既に本庁の各課への予算と決裁権が集約され、一元化への見直しが進められていたこと、支所長単独の判断では決裁の適否が見極め難いなどの理由から、最終的には見送りとなった経緯がございます。

最後になりますけども、今後は所属部長を介した庁議内容に限った情報共有のみではなく、支所と本庁の相互が積極的に情報の収集と提供に努めることが大事で、連携強化を図り、支所を利用される市民の皆さまにとって良質で充実した住民サービスとなるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 前川哲也君。

〔健康福祉部長 前川哲也君 登壇〕

○健康福祉部長（前川哲也君） 玉名市遺族連合会事務についてお答えをいたします。

遺族連合会につきましては、合併後の平成18年1月に総会が行なわれ、20校区の遺族会が玉名市遺族連合会として一本化し、一つの組織として現在に至るまで活動を行なわれているところでございます。

議員御質問の横島校区におきましては、平成20年度より23年度まで、社会福祉協議会と契約を交わし、社会福祉協議会が事務局となり行なわれてきました。しかし、24年3月契約が終わり、校区の会計事務など一部は校区の遺族会でなされ、その他は24年4月から玉名市遺族連合会事務局でなされております。市といたしましては、連合会事務の分担はできないものの、玉名市遺族連合会への補助金を初め、毎年4月下旬に市主催で行なっている戦没者玉名市合同慰霊祭などは、継続してまいります。さらに今後予想される一例として、会員の高齢化に伴う会員の減少に対しましては、会長初め事務局と連携を密にし、慰霊祭などにおける参加者の増員が少しでも図られるよう支援してまいりたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 教育次長 西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○教育次長（西田美徳君） 中尾議員の横島体育館及び横島小学校体育館利用受け付けについてお答えをいたします。

横島体育館及び横島小学校体育館の施設の使用及び使用料の徴収は、それぞれ玉名市体育館条例及び玉名市立小中学校体育館施設等使用料条例に基づいて行なっております。

まず、横島体育館を利用する場合、利用者は横島公民館において体育館の空き状況を確認し、体育館施設使用申請書により申請すると同時に使用料の納入をお願いしております。

次に、横島小学校体育館については、体育の授業や放課後の部活動が優先され、利用時間帯は平日の夜間や休日に限られることになり、その空き時間を市民に開放しております。利用希望者は、最初に小学校において体育館の空き状況を確認した後に、学校施設使用申込書を記載し、その申請書を横島公民館に持参していただき使用料の納入をお願いしているところです。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 18番 中尾嘉男君。

[18番 中尾嘉男君 登壇]

○18番（中尾嘉男君） まず、支所対応と状況ですけれども、今の説明では2課2係を1課2係体制へ、職員数も岱明では16人、横島、天水で12名ということです。業務については問題はないと感じましたが、ただ課長が今までの業務に当たっていることが町を代表しての参加と思います。それであれば、元の部長級で庁議に参加し、各町の状

況説明や庁議の内容も知るには各町に重要なことでもあります。また1市3町が対等合併し、業務のスリム化はわかりますが、本来支所長の役目は旧町の町長の立場ではないかと思えます。その中でやはりいろんな問題は、今まで同様なことで課長がやる、それからそれに対して地位は課長というようなことで、なんかおかしいなと思うわけでございます。また先ほども申したように、合併後、まさかこういう形で旧町の代表職員といたしますか、そういう方が部長級としておられて、そこをその町を、各町をその職員が見つめながら今後の市の発展へ結びつけるのが大きな役目じゃないかと私は思っております。私が今、部長の説明を聞いたとき思いますと、身勝手ですね、どうも3町は旧玉名の付録じゃないかなというような気もするわけです。付録というと御無礼に当たるかと思えますけども、そういう感じがいたします。やはり、もう少し旧町の思いといたしますか、そういうところにですね、今でもその執行部あたりに言えば市も旧町も同じこったいというようなことになってますが、やはり今現在、その今までは例を話しますと、今までは横島出身の部長がおった。今現在は誰もおらんと言うようなことにもなっております。なんかちょっとさみしいわけですね。これは合併の時、対等で合併をしとつとだから、そのような形でやっぱり部長て言えば、一つの職員の目標にもなるかと思えます。そういう中で、ぜひ従来どおりの部長級ということをもう一回考えてみてはいかがなもんかと思えます。また、それによって、市民が安心・安全な町、また、誇りに思える町にですね、行政の指導でそういう方向に導かないかという気がいたします。

次の遺族連合会の事務ですけど、これは今までの状況はいろいろわかりましたけども、これは、この玉名市遺族会というのは特別な組織でもあります。我々日本国の先人が日本を守るために戦争に行ってですよ、犠牲になられたのであります。そのために我々が今現在こうやってですね、この場でもこういう発言をされとるかなというふうに思います。なかなか事務をするに当たってもですね、会長さんは本当に苦慮されとるわけです。もう年々やっぱり年をとって大変ということ。また一つは、旧3町あたりの会長さんによると、どうしてもやっぱり以前から役場ですね、今支所この感覚がどうも切れないわけです。それでいろんな問題があるときには役場さん行くとよかというような認識があるもんだけですね、また今現在、遺族会の連合会の事務局がありますけども、どうしてもそこに行くのはおっくうになって、やっぱり地元のそういうところに頼りたいわけです。それはそれとして、なんらかの事務局あたりの手助けが必要じゃないかと思えます。

その点でまた再質問をいたします。

それから、体育館施設の受け付けですけども、それぞれの条例があるのはわかりました。社会体育の一環で利用することなので、同じ体育館、公共施設として、これはぜひ一本化で受け付けができるようお願いをしたいわけです。やはり小学校の体育館は、

昼間は大体その学生が利用しておるわけです。やっぱり夜間になると、夜間とか休日になるとどうしてもやっぱり市民、町民体育館ではできないからですね、利用者が多くて、いろんな面でやっぱり小学校の体育館を使ってあるわけです。相当多いです。私も時たまですね、近所ですもので見に行くわけです。そういうことで両方同時に借られる団体の方もおられるわけです。片や町民体育館を借りるときには公民館に行って、小学校の体育館の時には小学校にまず行って、それから手続きして、また公民館に来て、また小学校というようなことですので、これを一本化というような方向でもっていてもいいと思います。

2回目の答弁を聞いて再度質問します。

○議長（高村四郎君） 健康福祉部長 前川哲也君。

[健康福祉部長 前川哲也君 登壇]

○健康福祉部長（前川哲也君） 中尾議員の再質問でございますけども、遺族会の連合会の件でございますけども、先ほど御説明申し上げましたとおり、社会福祉協議会の方において横島の分は3年間の契約で話し合われて、3年間で満了したという経過でございます。ほかの旧1市2町については、もう17年の合併の時からされているというような状況でございます。

議員おっしゃられたように、戦争の犠牲になられた方々の親族の方という形の特別な組織で、高齢化しつつあるというのは十分承知をいたしておりますけれども、なかなか行政が直接事務の補助とかそういう形は非常に、一応独立した別の団体でございますので、厳しいようなふう感じております。できるだけ手助けができるようなそういう応援のほうは十分してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 教育次長 西田美徳君。

[教育次長 西田美徳君 登壇]

○教育次長（西田美徳君） 中尾議員の再質問、横島小学校体育館について一本化、つまり申請と納入を同時にできないかという質問にお答えいたします。

横島小学校の事務につきましては、現在は、県費負担の職員しかおりません。体育館の申請をする場合、空き状況の確認と申請書の記載のみの事務をお願いしております。その納入については、市の職員がいる隣接した横島町公民館での納入をお願いすることにより、教職員の負担感を少しでも減らせるような事務体制を整えているところでございます。

御質問の申請と納入の一本化に向けては、他の市町村の状況を参考にしながら、体育館の申請、それから納入の方法について、より良い方法の調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 18番 中尾嘉男君。

[18番 中尾嘉男君 登壇]

○18番（中尾嘉男君） それぞれ2回目の答弁をもらいました。総務部長は答弁はなされませんでした。置くことはできないか、部長級を支所長として置くことはできないかという質問をしましたけども、答弁はなされませんでした。そのような気持ちで町を見ておられるんですか。私はそういうふうに捉えましたよ。

○総務部長（古閑 猛君） 再質問の要請がなかったけん、せんだったです。

○18番（中尾嘉男君） 言うたでしょうが。まあ、よかです。

体育館使用の一本化、なんか教職員がおるため、なかなか受け付けができないというようなことでしたけども、やはり健康の一環のそのなんですね、やっぱりいろんな体育をされて、病気もせんごつされよつとていうふうに思います。病気よりも県職員を重視されとるかなというふうな気もしましたけども、今後ですね、一本化に向けて努力をされていってほしいと思います。

最後になりましたけども、新設の排水路整備。これ底盤、底についてお尋ねいたします。平成24年度から排水路の底が栗石で施工されております。今定例会にも土地改良事業計画の提出をされています。また同じ土地改良事業で、水路底をコンクリート工法で施工、今回の工事は栗石のことで、地元の土地改良では最重大問題になっております。なぜ、施工方法が変わったのか説明をお願いします。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 中尾議員の質問の中に、再質問というふうな理解を私しませんでしたので、お答えしませんでしたけども、今からお答えいたします。よろしいですか。

市民の皆さまにとって総合支所から支所に移行する前と現在を比較しまして、不便や迷惑をお掛けすることのないよう、支所の機能性や業務の効率性などを十分に配慮し、慎重に検討してきたところでございます。その結果、無駄のない組織体制や市民が真に必要な身近な住民サービスを一番近い支所で提供できるよう改めさせていただいたところでございます。

そのために、可能な限りの職員数を配置いたしまして、支所長の件でございますけども、職位はわかりましたけども支所長には地域自治区が存在することから、支所長と自治区事務所長としての役割と責任を担っております。今後支所での対応状況や現状の調査等により、問題や課題等を把握し、必要に応じて改善や調整を行ない、より良い支所のあり方を考えてまいります。

○議長（高村四郎君） 産業経済部長 森本生介君。

[産業経済部長 森本生介君 登壇]

○産業経済部長（森本生介君） 中尾議員御質問の新設排水路整備、いわゆる底盤についてお答えをいたします。

現在の農業農村整備事業は、環境保全や生物多様化保全の観点から、環境との調和に配慮した農業農村整備計画を立てることになっております。その中で洪水による農業被害を防ぐための排水路整備についても環境との調和に配慮した整備を進めることとなっており、具体的には、コンクリート三面張りの整備では、排水路内で生育する魚類等生物の生育環境を損なう可能性が指摘されております。よって過去の整備では、コンクリート三面張りの整備を行なっている排水路もございしますが、昨年度より排水路を柵渠工法で整備し、底張りコンクリートを施工せず、底張りにつきましてはグリ石などで敷きならしを行ない、環境との調和に配慮した整備を進めております。

維持管理面では、土砂の堆積など三面張りに比べ多少困難になることもありますが、基本的には環境保全や生物多様化保全の観点から排水路の底張りをしないこととなっており、県からもそのような指導を受けているような状況でございます。

○議長（高村四郎君） 18番 中尾嘉男君。

[18番 中尾嘉男君 登壇]

○18番（中尾嘉男君） 先ほど私が総務部長と言いましたけど、失礼しましたちょっと企画経営部長の間違いで、気悪せんでください。

新設排水路整備について2回目の質問をいたします。ただいまの説明は何も以前と全然変わっておりません。以前からそういうことはしきりにおっしゃられておりました。環境保全またノリ養殖、シラスに影響があるからコンクリート打つなというようなことをおっしゃっておられました。なんかそれと違う大事なその要点があつてですね、今回のその事業は栗石というようなことになったのかという気がしましたので、お尋ねしたところ何も変わっちゃおらんわけですよ。

これをですね、やはりその栗石とコンクリートの違いは、やっぱり施工するに当たっても栗石の場合は勾配を余分にとらないかん、コンクリートだったらそが勾配とらんでも流れるというようなこともあります。また、栗石でした場合、相当な汚泥といいますか、そういうのが溜まって、後々の管理これは大変なんですよ。もう昨年10月からされた施工のあとを見てみると、やっぱり藻なんか非常に発生して、これはどがつかせんといかんというふうに思うわけです。また、今回横島の方で、議案に提出されております土地改良事業、役場通りの道を挟んで、今までは東側を六十丁ということで完了しました。今回はその道路を挟んで西側を計画をするわけ、事業するわけです。その箇所については栗石というようなことが言われとるからですね、本当その地元のほう

また地権者あたりがですね、本来の三法張りが目的に達しとらんじゃないかと、底をコンクリートで打たんからですね。ほんならば同じこっていうわけじゃないけども、やっぱり水のサッと流れるようにやっぱりコンクリートですね、底盤を打ってやっぱり施工をやっていきたいと思います。また以前は、そういうことで行政の方から環境保全とか、ノリとかシラスに対してのなんて言いますか、その思いがあってですね、やはり企業あたりにも徹底した指導をされて、コンクリ打設をしたあとのその排水なんかはですね、一回タンクあたりに貯めて、それを自然に沈下させてですね、コンクリートのアク何かを出さないような施工方法を取られておりました。そういうことで、前回まではコンクリート、今度からは栗石というようなことですので、どうか地元の意向が酌まれるような指導を取られ、県・国あたりに申し入れをされて、すばらしい本来の排水路目的の、雨が降ってサッと水が流れるような排水路整備に努めてもらいたいと思います。

以上でございます。

○産業経済部長（森本生介君） 議長。再質問にお答えいたします。

○議長（高村四郎君） 産業経済部長 森本生介君。

[産業経済部長 森本生介君 登壇]

○産業経済部長（森本生介君） 再質問にお答えいたします。

底張り工法につきましては、基本的には補助事業、市の単独事業とも同一の考え方で事業を進めているところでございますが、今、議員もおっしゃいましたように、今後、地元との調整を行ない、維持管理等を考えた検討もしていきたいと思います。

○議長（高村四郎君） 以上で、中尾嘉男君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時14分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

15番 松本重美君。

[15番 松本重美君 登壇]

○15番（松本重美君） 15番新生クラブの松本です。

消防団員の定員不足について。学生消防団員の募集というテーマで質問いたします。この20数年来、日本の製造業は人件費、部品コスト、法人税など、諸経費高、円高などの要因で生き残りのため積極的に海外へ進出していきました。そのため、日本の地方は企業誘致が困難となり、若者は就職、進学でふるさとを後にするほかありませんでした。このことが地方都市における人口減少の最大の要因となっているところです。その結果、消防団に若者の補充がうまくいかず、高齢化、団員不足という場面になっていま

す。札幌市ではそれを解消すべく行政と大学が連携して、大学生が地域社会を知り学ぶことは有意義であるとして、消防団への入団を勧め成果を上げているとのこと。

2、3年の短期間ではありますが、多様な職業人との交わりがあり、社会人になる前のインターンシップ的な役割も考えられます。

2月10日肥後伊倉駅ツツジ植栽プロジェクトでは、傾斜のきつい面の植栽を足腰の強い消防団員が担当してくれたのは大助かりでございました。

一方、ギャップイヤーの勧めという考えが近年広まっています。ギャップイヤーとは、空白の年月又は期間という意味です。小中学校を優秀な成績で卒業、有名高校へ進学して、有名大学を経て、一流企業に就職、定年まで一直線の人生という価値観が、この変化の激しい時代では通用しなくなりました。そのため多様で幅広い社会を見てこなかったエリートは精神的にもろく、挫折した時大きな絶望感に襲われ、ついには自殺してしまうと言われていています。これが年間3万人にも及ぶ自殺者のかなりのウェイトを占めており、人材の大きな損失となっています。大学を休学して海外留学というのがギャップイヤーの一般的なところですが、国内においても農林水産業、選択技ではない職人技の体験など様々なものがあります。いろんな世界、職業、人生、社会から複眼的思考とたくましい精神力を身につけることがギャップイヤーの狙いです。

しかし、これら休学は親にとってもは大きな経済的負担となり、学生にとっても就職活動に遅れをとってしまうのではという不安があります。その点、学生消防団員というのは、学生時代に空白期間が生じることなく、社会貢献活動という履歴書上のプラスポイントとアルバイト相当の手当もあり、大学生にもメリットがあるのではないかと思います。

以上のことを勘案して、玉名市も九州看護福祉大や熊本市内の大学とも連携、地元出身者を中心に学生消防団員を募集する考えはないかお尋ねいたします。

また、全国の女性消防団員は10年前から倍増して約2万人と言われていています。8割が主婦で主に家庭を念頭に入れた救命活動や広報業務に活躍しているようです。玉名市における女性消防団員の現状もあわせて答弁をお願いいたします。

次に、6次産業政策における情報の収集と発信について。情報収集の力点と多様化する発信力ということでお尋ねします。マーケティングプロデューサーの採用は、玉名の農水産物と加工品、玉名ブランドなどを効果的に販売促進して、生産者の所得向上に結びつけようという趣旨で、この4月から始動したわけですが、その狙いどころはさまざまにあるところです。

先だって、全国のこだわり生産者の農産物を東京の高級品スーパーに売り込むすご腕の女性農産品プロデューサーの活躍がテレビで放映されていました。生産・加工・販売はそれぞれ異質なもので、農業法人ならともかく、一人の人間や家族がスイッチを切り

かえながら3役をこなすことは、平均年齢67歳の農業者にとってはどだい無理な話です。6次産業という言葉は机上の空論でしかないと思いながら見ていました。民主党の凋落とともに色あせた6次産業の旗を捨ててしましましょう。現実的な方策として、玉名市は主にどのような情報収集に力点を置いているのか。またそれに対応した情報発信の準備・多様化はできているのか。例えば、大阪を中心とした関西市場が主要マーケットなのか。それとも東京市場も視野に入れているのか。国内有数のトマト産地としてイタリア料理店向けの売り込みはあるのか。一般消費者向けのスーパー店頭の農産物なのか。弁当・惣菜向けの加工用の需要はあるのか。出荷数量・品質・好みなどでいくつか狙う的があるかと思いますが、目指すところはどこなのか。3月議会ではこれからということで具体的な答弁はなかったので、この辺で方向性・コンセプトをお聞かせください。

また、情報発信については、先の3月議会では、武雄市のフェイスブックとは問題点もあり連携はしない、玉名市独自のブランド化ネット発信ですとの答弁でした。ところが4月下旬、静岡県三島市での会派研修の一項目、三島ブランドの戦略についての説明の中で、武雄市のフェイスブックと連携を図り、全国発信しているとのことでした。三島市は負けない自信があったのか。一方、玉名市は、全国大会のようなフェイスブック上では埋没してしまうと思い避けたのかと思いました。多様な手段が存在するなら臆することなく参戦すべきではないのか。戦国時代でも豊富な情報収集力と確かな分析能力を持った武将が混迷の時代を勝ち抜いていきました。負け組は情報戦で劣り、唯我独尊の的外れな戦略で敗れ去っております。情報を軽視するものは、必ず負け組となります。玉名市独自の情報収集の力点と、多様化する発信力の現状はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（高村四郎君） 総務部長 古閑 猛君。

[総務部長 古閑 猛君 登壇]

○総務部長（古閑 猛君） 松本議員の消防団員の定数不足についての御質問にお答えいたします。

まず、消防団員を取り巻く現状でございますが、少子高齢化に伴う若年層の減少や職業のサラリーマン化等の要因にもよりまして、全国的にも消防団員数が年々減少し、それに呼応して団員定数に対する団員実数の割合である充足率につきましても年々低下し、平成24年10月現在の全国平均で93.5%の充足率となっているところでございます。

さて、本市につきましても、全国的な傾向と同様平成17年の市町合併後、消防団員数が減少し続け、それとあわせて充足率も年々低下しているところでございます。そのような中、団員の減少を食い止める方策として、平成23年度に分団再編検討委員会を

設置し、約2カ年かけて団員の確保の方策について検討を行ったところでございます。

その内容としましては、分団を統合し、その枠組みを広げることで、団員確保の可能性を広げ、また、支援団員制度を創設することで、一旦退団された団員の方に改めて入団していただき、地域の火災に特化した活動を行なっていただくこととし、本年の4月からその制度を施行しているところでございます。その結果、本年度の4月1日現在の団員数につきましては、団員定数1,694人に対しまして、実数が1,577人、117人の定員が不足しておりますけれども、昨年度より17人増員し、充足率も県並みの93.1%に増加したところでございます。

さて、議員御質問の消防団員の定数不足の解消策として、主に大学生また女性団員のさらなる確保を検討してはとのことでございますが、まず、大学生の活用につきましては、先進地の事例といたしまして、消火活動は行なわないものの大規模災害時における避難所等での応急救護や物資配布など、一定の任務を支援する団員として活動している消防団がございます。本市におきましても、九州看護福祉大学がございますが、今後消防・防災活動を遂行する上で、学生が果たす役割、地域との連携を十分考慮し、地域の実情に即した確保策について検討してまいりたいと思います。

また、女性消防団員のさらなる確保につきましては、現在定数15人に対し、9人の女性消防団員が活動を行なっているところでございます。主な任務といたしましては、防火思想の普及啓発を中心に、保育所等を訪問しての防火寸劇の実施や住宅用火災警報器の街頭啓発活動等、女性ならではの視点で活躍をいただいているところでございます。女性消防団員につきましては、今後もその役割を期待するところが多く、団員の加入促進を行ない、あわせて活動内容のさらなる充実を図っていく所存でございます。

○議長（高村四郎君） 産業経済部長 森本生介君。

[産業経済部長 森本生介君 登壇]

○産業経済部長（森本生介君） 松本議員の6次産業政策における情報の収集と発信についてお答えいたします。

玉名市6次産品につきましては、現在、新玉名駅構内の「たまらら」におきまして、玉名市6次産品ブースを設けて、8事業者24の商品が足並みをそろえて販売するとともに、地元直売所を初めといたしまして、デパート、ネットにて33の商品が販売をされております。おかげさまで昨年開催されました県内の各種コンクールにおきましては、3事業者が賞を受賞するなど、一つの成果として表れているところでございます。

このような状況で今年度は、6次産業の出口となる部分、いわゆる販路について重点を置き、任期付職員を採用し、新商品開発の助言や指導、販売促進による流通支援を行なうこととしております。その前段といたしまして、商品の特長や品質、生産数量、現在の出荷先などの把握、最終的には販売先の意向を確認する目的で、事業者ヒアリング

を先般実施したところであります。11事業者の6次産品についてヒアリングを行なった結果、商品としての仕上がりもまだまばらであることや、希望する販売先がそれぞれ異なることから、支援のあり方といたしましては、商品の品質改善や流通支援を個別に行なう必要があるものと考えております。今後、事業者の意向に沿った的確な販売支援を行なってまいりたいと思います。

次に、独自の情報収集の力点と多様化する発信力の現状ということではありますが、フェイスブックを活用した情報発信につきましては、不特定多数に対してその対応が迫られることや、商品の品質保証などの観点から、事業者自身の活用による販売促進が効果的であると考えます。行政としまして、支援可能な情報発信の手段として、催事イベント、あるいはコンクール、また商談会への参加促進を図ることにより、内外に対して情報を発信したいと考えております。

今後も新商品に関する助言指導を行ない、玉名市6次産品のPR、あるいは販路開拓を進めてまいりたいと思います。

○議長（高村四郎君） 15番 松本重美君。

[15番 松本重美君 登壇]

○15番（松本重美君） はい、答弁をいただきました。

消防団員の不足ということについて、市民の安心・安全のため、これからも前向きに検討していただきたいと思います。

6次産品のことにつきましては、いろいろ事業者ヒアリングとか、支援催事イベントとか聞きました。細かい努力は必要かと思いますが、なかなか商品というのは消費者の好みで移ろいやすいところがございますので、タイムリーな展開もこれからもお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問といたしまして、高寄市政の足跡について質問いたします。「市民目線の市政とは」。高寄市政誕生から時系列的に追っていきたいと思います。

高寄市政の誕生は、平成11年10月の市長選初当選でありました。松本虎之助市政の長期政権を批判、「権腐十年」、政権が長期にわたると権力は腐敗するとして、自分はアメリカ大統領のように2期8年でやるべきことを、スピード感を持って成し遂げると公約、大方の予想を覆し初当選されました。

まず手始めに、市民目線改革として市営住宅入居申込改善策を実施しました。市営住宅は市民共有の財産であるから、いかなる口利きも廃止し、公明正大にくじ引きでやる。これには市民も納得、高い評価を受けたところです。

次に、「一区一輝運動」当時、大分県の平松知事が提唱していた「一村一品運動」から思いついたところでしょう。市民自らの視点で、地域の歴史・文化・宝を掘り起こすとの気概で、当初勢いは良かったのですが、一応の目標を達成すると燃え尽き症候群と

なり、人材がしばみ五分五分の内野安打というところでしょうか。

次に、三本目の矢がヒットすれば猛打賞のはずでしたが、記憶にありません。

平成13年頃からは合併気運が徐々に高まっていき、平成15年の市長選には対抗馬もなく2期目を迎えました。2期目は合併協議に忙殺され、政策の目玉をつくって推進する余裕はなく、合併協議一色というありさまでした。その協議会において、協議会会長でありながら、高寄市長は周辺町部との友好関係を築けず、孤立感を深めていったと聞き及びました。その頃から市長としての器量に疑問の赤ランプがつくようになり、県や周辺市町ともいまだに関係のパイプが細く、疎遠だとも聞きます。それを実感する場面はあります。自民党系議員団で結成した防衛議員連盟ですが、自衛隊の演習や行事、式典、交流会に出席すると、防議連を結成していない市や町の首長も出席して、災害発生時に出動要請した時はよろしくと自衛隊幹部との交誼を結ぶのに余念がない場面を目にします。高寄市長を目にしたことは一度もありません。先月28日、熊本市のホテルで、九州沖縄防衛議員連盟総会が、今年は熊本県の担当でありました。玉名市からは3名の出席でしたが、高村議長が出席されたので、やっと面目を保ったところです。ちなみに、玉名・荒尾方面で、重大な災害が発生したときは、北熊本駐屯地の第8師団所属第42普通科連隊迫撃砲中隊130名が真っ先に駆けつける手はずになっています。周辺市や町とは広域行政事務組合、主要交通体系の構築、産業・観光行政など、密接な間柄でなければならない。また、自衛隊とは市民の安心・安全を確保するために交誼を深めておかねばならない、いわば外交努力の場です。県北の都、城北の中核都市を目指すならば、このような地道な努力は市民が望む市民目線の仕事ではないかと思うところです。まさか玉名市外の事柄は自分にメリットが少ないから努力はほどほどのつもりなら、市民はがっかりするところでしょう。

市長は答弁では毎度、「市民目線に立った市政運営に努めている」と抽象的な言葉を繰り返していますが、私には自分目線、カメラ目線としか見えません。「チェンジ玉名」もことさら言うほどのことはなく、言葉遊びにしか聞こえず、具体的にはどのような事柄が市民目線の政策であったのか、お示しいただきたい。

これが第一の質問でありまして、答弁書は棒読みで結構です。

追伸的な言葉になりますが、このあとの発言には過去の答弁があり、変わりようがありませんので、答弁は要りませんが、最後にもう一つあります。これは、市長の心境を問うもので、自分の言葉でお願いいたします。

さて、新玉名駅前のあかずの駐車場への苦情は、以前にもまして聞きますが、最近是在来線の玉名駅裏の無料駐車場についても、有料にしてでも何とかしろとお叱りを受けています。需要と供給の関係、需要が多ければ価値が生まれ、料金が発生するのが経済の原則です。駅前開発は民間活力に期待するというのなら、なぜ駐車場ビジネスがスタ

ートできるように有料化しないのか。駐車台数が減るどころか、関連ビジネスも派生し、一段と発展の可能性が期待できるというものです。熊本駅を凌駕する有料駐車場800台から1,000台、熊本市に一矢を報いるものがあるのもいいと思っています。アクセスの良さと乗降客が倍増すれば、売店、食堂の売上アップ、「さくら号」停車も上下3本から6本へ展望できるというものです。

この市民目線の施策こそが3本目の矢のホームランと自覚すべきところを、無料を継続すると発言するようでは、見逃し三振ではないか。無料というのは一見ありがたいように見えるが、社会主義的な発想は、経済原理が働かず、民間活力をだめにしてしまう悪魔のささやき、ただより高いものはない。受益者負担が原則であり、大きなチャンスを生かせない市長に市民は10月に何と答えるのでしょうか。

また、粛々と進めるべきであった市庁舎建設事業を政争の具にして迷走したり、金をためるばかりで、玉名市浮揚の画期的戦略は出せず、児童の医療費支払手段もほかの市や町に遅れをとったりと、市民目線との乖離が大きい最近の市政運営には大きな疑問を抱くものです。

これから最後の質問点になります。よく聞いておいてください。初心の心、公約は2期8年でありました。ところが通算10年、その間14年の歳月が流れています。とくに賞味期限は過ぎました。そんな昔のことは忘れたとばかりの先日の出馬表明は、明らかに公約に背くものでしょう。退陣するなら今でしょう。自分こそ権力の虜となって晩節を汚しているとしか思えません。この部分は市長の出馬表明を聞かねば書けなかったところですので、原稿を読むのではなく、自分の言葉で答弁していただきたいと思います。

以上、お尋ねいたします。

○議長（高村四郎君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 松本議員の市民目線の市政とはと、御質問にお答えをいたします。

私の市政運営、姿勢についての考えや思いについて申し上げ、答弁に代えさせていただきます。

私の信念といたしております市政運営は、常に市民が中心の市政運営であり、この信念こそが市民目線の市政であると確信をいたしております。お役所的な考え方を排除し、常に市民の立場で物事を見、できるだけ多くの市民の皆さまが共感できること、また支持していただける感覚と尺度を持ち、市政に望むことが最も大切であるという思いで努めております。

とりわけ行政が市民の皆様に提供する多種多様のサービスは、可能な限り高品質のサ

ービスを、さらにほかの自治体と同様のサービスであれば、より低コストで提供したいという考え方に立ち、そして実行できる行政組織に改善していくことが不可欠であると思っております。私はこのようなことを市政の運営において、最も重きを置くべき基本的な方針の一つであるという信念のもと、市政の舵取りを行なってまいりました。

市長に就き、約3年7カ月が経過しようとしています。今議会には、新庁舎建設工事請負契約の締結を上程させていただきました。結果として、20億円削減になったこと、また職員定員の適正化計画の削減目標を先行する中での行政組織の改革なども、その一つの結果であり、少なからず市民の目線に沿った、すなわち市政運営の基本姿勢でございますが、今後、地方交付税の段階的な削減などから、厳しい財政運営を強いられる可能性もあることを見据えたものであります。このほか、市民課では市民の皆さまの利便性の向上や個人情報保護のため、平成24年3月から番号案内表示機を導入した窓口対応や、来庁された方が迷わずスムーズに目的の要件や手続きを済ませるよう総合案内所を開設、また、子育て中のお母さん方のために、1階子育て支援課前に、気軽にむつ替えや授乳などができる赤ちゃんの駅を設置をいたしております。いずれにいたしましても、市民の皆さまからお預かりした大切な税金は、日ごろから自分の財布からお金を出すときのように、慎重に考え大切に執行するよう心がけ、また、この考えは市の職員にも徹底し、指導しております。これも市民目線の一つであり、市民感覚に照らし合わせましても至極当たり前のことであると思っております。私は今後もこの信念を常とし、真摯に市政運営に取り組んでまいりたいと思っております。

また、対外的な会合にも出席されたらどうかということでございますが、これまでいろいろな行事等へ日程の調整がつく限り積極的に出席をしております。玉名市議会防衛議員連盟の会長を務めておられます松本議員におかれましては、自衛隊に対するその思いが特に強くあるかというふうに存じますが、健軍・清水の両自衛隊駐屯地で毎年行なわれている創立記念式典行事には、旧市からこれまで幾度か出席をいたしておりますし、また、毎年行なわれております自衛隊の新入隊員を激励する荒尾・玉名合同の激励会や、自衛隊の子供たちを持っております親御さんの父兄で構成をいたします自衛隊父兄会支部総会「隊友会」の総会など、松本議員も御出席の時がありますけれども、同席することが多いかと思っておりますけれども、公務に支障がない限り、必ず出席をいたしております。今後とも、かような行事に可能な限り努めて参りたいと考えております。

出馬表明を先刻いたしましたけれども、今回の出馬表明は、私にとりましては2期目の再出馬の表明でございますので、皆さん方のこれからも御支援をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。答弁といたします。

以上です。

○議長（高村四郎君） 15番 松本重美君。

[15番 松本重美君 登壇]

○15番(松本重美君) はい、答弁をいただきました。

再質問はありません。市長の信念というか、相変わらず抽象的な表現でございまして、行政組織の改革とか、そういうのはどこもやっていることで、事務的なことであって、ことさら玉名市だけということではないと思います。

出馬表明のことについては、新市になってから2期目だからその前はちょっと関係ないだろうというような、そんな感じでございましたが、一応、見解の相違というところで受け止めておきます。

全体的に、ずっとこの10何年間見てまいりましたが、高寄市長の政治哲学というのは、なんかさよならだけが人生さというか、全ては流れだという意味なのでしょうか。4年前は民主党の追い風と、応援で流れに乗り市長になりました。しかし、今や民主党はあまりに稚拙な政権運営で消滅の危機にあります。そこで今度は、泥船からアベノミクスに乗りかえるとばかり、ある会合で安倍総理のマスクをかぶって登場されたそうです。会場は啞然として、市長は民主党ではなかったのかと大ひんしゆくを買ったと聞きました。忠義より一生懸命のためなら、寝返り、裏切り、なんでもありの鎌倉南北朝時代ではありません。節操が問われる時代です。変節はなりません。たとえ出馬しても、民主党の旗の下、自らの正義に殉ずるべきであります。自民党色に染まることにはなりません。負け戦とわかっていても華々しく散るのが武士道の美学。男も女もその生き方は美しくなければなりません。私は美しさを重ねる男、重美と申します。

お後がよろしいようで。ここで質問を終わります。

○議長(高村四郎君) 以上で、松本重美君の質問は終わりました。

ここで昼食のため、午後1時まで暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時03分 開議

○議長(高村四郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番 宮田知美君。

[10番 宮田知美君 登壇]

○10番(宮田知美君) 新玉名クラブ、宮田知美、6月議会一般質問を行ないます。

1番、玉名駅に小島橋を通る農免道路と国道208号をつなぐ高架橋をかける計画はないか。このたび、高寄市長並びに多くの関係者の方々の御努力で、農免道路尾田北牟田線が開通し、玉名駅付近までの所要時間が短縮され、交通渋滞も緩和されて市民の皆さまも非常に便利になったと喜んでおられます。しかし、この農免道路は、玉名駅裏側の交差点が終点になっておりますので、玉名市市街地に行くには、左右どちらかに行か

なければなりません、どちらも狭い住宅地を通るために、なにか中途半端な感じがいたします。

そこで1番目、玉名駅に高架橋をかけて208号線とつなぎ、よりスムーズに往来できるような計画はないのか、質問いたします。

2番目、そのほか玉名市街地への乗り入れがスムーズにいくように整備するルートの計画はあるのか質問をいたします。

○議長（高村四郎君） 建設部長 坂口信夫君。

[建設部長 坂口信夫君 登壇]

○建設部長（坂口信夫君） 宮田議員御質問の玉名駅に小島橋を通る農免道路と国道208号をつなぐ高架橋をかける計画はないかとの御質問にお答えいたします。

小島橋のある農免道路は、熊本県営小島、小島二期地区の農道整備事業として、当時の河内町、天水町、玉名市などの農産物を玉名駅周辺の集荷倉庫や選果場へ迅速に輸送する目的をもって整備された道路で、現在は一級市道の中小野尻線となっております。

議員御質問の玉名駅に小島橋を通る農免道路と国道208号をつなぐ高架橋をかける計画につきましては、平成13年度に都市計画道路網の調査において、新規路線の一つとして検討したことがございます。この調査は、九州新幹線の新玉名駅設置や近年の都市環境、交通環境の変化を踏まえ、都市計画道路など将来の幹線道路網のあり方を検討したものでございます。この中で、玉名駅から玉名バイパスへ至ります県道玉名停車場立願寺線の玉名高校南付近にございます国道208号との交差点付近から南へ、玉名駅を高架橋でまたぎ小島橋へアクセスさせる計画を検討いたしました。その結果、この交差点と玉名駅との高低差は約10メートルほどございます。JR鹿児島本線をまたぐ高架橋は可能ではございました。しかし、一方で高架橋と駅周辺の道路との取り付けが難しいことなどの多くの課題もございました。また、将来推計交通量が少なく、莫大な事業費も想定され、費用対効果も見込めず、計画が困難であると判断した経緯がございます。しかしながら、最近、天水竹崎地区においてできました農免道路が開通いたしまして、市南部からの交通量が増えることが予想されます。小島橋から国道208号や市街地のアクセスにつきましては、六田松木地区を東西に走っております市道松木六田線を介して、利便性を高めることが必要であると考えております。このため、周辺の市道の改良計画についても今後検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 10番 宮田知美君。

[10番 宮田知美君 登壇]

○10番（宮田知美君） 今、部長のほうから答弁をいただきました。

以前、平成13年ごろ計画をしたが、いろいろ検討もしたが困難ということで断念を

したと。じゃあ次に、玉名市街地への乗り入れがスムーズに行くにはどういふふうにするのかという質問に対しましては、市道松木線を整備して行なうと。ということは、これは今、J R 砂天神踏切なんかの拡幅なんかも入っているわけですかね。じゃあ、その辺のところについてもちょっと再度質問をいたします。

○議長（高村四郎君） 建設部長 坂口信夫君。

[建設部長 坂口信夫君 登壇]

○建設部長（坂口信夫君） 宮田議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど申しました市道の松木六田線と申しますのは、松木六田地区の土地区画整備の中を通っております都市計画道路でございます。東側の方に参りますと、繁根木川の堤防に乗り上げる形になります。繁根木川の堤防道路はまた別路線名でございまして、こちらの方から市街地にアクセスして、砂天神というところに踏切がございます。こちらの砂天神の踏切につきましても現在、J Rあるいは国交省の堤防にもなっていますJ Rの線路がございます。そういう関係機関と協議をしながら拡幅等の可能性を探っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 10番 宮田知美君。

[10番 宮田知美君 登壇]

○10番（宮田知美君） 今、部長の方から説明がありましたように、この都市計画道路を延長して拡幅していくということです。J R 砂天神踏切あたりのほうに聞くとところによりますと、予算がついたというようなことを聞いております。ということは、もう少し先ほど言いました小島橋を渡ってからのところをこう拡幅すれば、まずは都市計画道路のほうに、松木線の方に直結するというようなことです。そうしますと、先ほども部長の方から答弁がありましたように、天水、横島並びに有明海沿岸沿いからの交通量も、今はJ R 砂天神あたりは大体3,000台ぐらいは毎日使っているということなんですが、大幅に交通量が増えてきますので、その先の砂天神を渡ってそしてそれから左右にまた別れますよね、あそこのところもやっぱり広くしないと非常に混雑するし、あの辺は肥後銀行のほうから来ている道なんかはもう、歩道橋もついた道路に拡幅されておりますので、そういうふうにされますことを望み、南側の玄関口として位置づけ、産業の発展並びに交通渋滞の緩和につなげてほしいなと思いますので、よろしく願いいたします。

2番目、学校規模・配置適正化及び小中一貫校について、何度となく質問しておりますが、今回も質問いたします。

私たち文教厚生委員会は、玉名市教育委員会から23年度に示された学校規模・配置適正化及び特色ある学校づくりの一環である小中一貫校を勉強するために、大阪、奈

良、京都、東京などその他、熊本県内、そのほかのところ何カ所となく研修を重ねてまいりました。その中でも東京都の足立区、品川区などでの研修において、小中一貫校を勉強するに当たり、この小中一貫校の難しさを改めて痛感させられました。特に品川区の小中一貫校として8年目を迎える品川区立日野学園においても、昨年度の反省点として英語教育を含めた学習の基礎向上などで、国際社会での自己実現を果たす子どもたちを掲げたにもかかわらず、様々な事件・事故が発生し、その事故処理に追われることが多く、日野学園としても試練の1年であったと報告されております。

原因としては、いじめや体罰、不登校問題などにおける管理職員の管理不行き届き、教職員の職務に対する自覚のなさ、経験の欠如から来る対応の悪さなどにより、保護者や地域への信頼回復の対応に追われた1年であったと校長の青木先生は反省をされております。日野学園の非常にリーダーシップのある情熱あふれる校長の青木先生には、私たちの研修の時には、裏表の大変さを御指導いただきました。小中一貫校を進めるに当たり、何が一番重要かといえば、小中一貫校に疑問を持つ教師は転勤を促し、若い疑問を持たない教師が必要であると言いつつ切られています。日野学園では主に30代で構成されておりました。それでも小中一貫校の成果は、8年前に小学校1年生で入学してきた児童がやっと中学校の卒業を迎えるようになったが、いまだ問題が山積していて、なかなか掲げている国際社会での自己実現を果たす子供たちへの目標は道半ばということでした。

そこで、玉名市文教厚生委員会は、玉名市の進める小中一貫について、もう少し玉名市の学校の現状や、教職員の考え方や地域のことについて検討する必要があると考え、アンケートを取らせていただきました。ただし、このアンケートの内容については、集計や、文教厚生委員会としての見解が出ていませんので、この場での公表は控えさせていただきます。

そこで、今まで私たちは、玉名市教育委員会から少子化による小学校の小規模化により、21校の小学校を7つの小学校に編成し、施設一体型の小中一貫教育の推進と、「玉名学」や「エンジョイ・イングリッシュ」を全市で行ない、中一ギャップや不登校をなくしたいと何度も説明を受けました。しかし、今、現場において学力向上という本来の学校に求められているもの以外に、昔はなかった対応として重大な問題があります。核家族化による家庭の教育力の低下、LDいわゆる学習障害を含む、気になる子どもたちの増加、これは全体6.7%を占めております。そのほかモンスターペアレントなどの保護者対応などがあります。これらのことに対応しながら「小中一貫校」や「玉名学」「エンジョイ・イングリッシュ」と一度に3項目を現場に求めています。先生たちの超過勤務時間は、授業以外に1日平均2時間半の雑務で、時間が無い上に、保護者対応などが加わり神経がぼろぼろだと訴える先生方もおられます。そこにこの3項目が

加わり、多くの部会の会合、書類づくりとその整合性をまた求められることでしょう。いじめや不登校問題解決のために、職員負担軽減を図り、子どもたちと向き合う時間をつくりましょうとうたっていたこととは逆行し、負担倍増です。先生たちはその3項目をしっかりと取り組むことができる時間あるのか質問をいたします。

まずは、これについて答えをお願いします。

○議長（高村四郎君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） 宮田議員の学校規模・配置適正化と小中一貫校ということについてお答えしたいと思います。

まずは、小中一貫教育ということに関しましては、義務教育の9年間で子どもを育てる、そして中学校区で一つになって取り組むということを審議会から建議を受けまして、そのことを基本的姿勢として来年度から各中学校区単位で取り組んでいくということで準備を進めております。

現在、それぞれの中学校区で準備を進めておりますけれども、例えば学習の決まり、生活の決まり、そういうことをそろえる、小学校と中学校の先生がお互いに連携、協力しながら、共通した取り組みを進めております。まずは、できる部分から取り組みを始めて、常に改善を図りながら充実させていきたいと考えております。「玉名学」と「エンジョイ・イングリッシュ」につきましても現在準備を進めております。来年度からは研究指定校を設けて、この2つのプログラムについて研究、実践をし、検証を加えた上で、玉名市内の小中学校の先生方に発信し、啓発を図っていきます。そしてその後、全部の小中学校に導入をするという予定であります。

学校の先生方の余裕がなくなるのではという御意見でございますけれども、現在、先生方は、授業を行なうということの比重と同じくらいに問題行動への対応、問題を抱えた保護者からの対応、そうした授業以外の部分で非常に時間を割かれているという状況にあります。小中一貫教育の導入も、この状況を改善したいという要因も一つとして挙げております。小中一貫教育の視点に立った教育指導、つまり、小中学校の先生方が、協働して9年間を見通した一貫性のある指導をしていくということで、不登校やいじめ問題行動は確実に減少していくととらえているところであります。これにコミュニティスクールも連携させながら、相乗的に教育効果を高めていきたいと思っております。

この小中一貫教育の取り組みは、小中学校の施設が一体となることで、さらに充実してくるかと考えております。期待されている効果もより高くなっていくと捉えております。学校再編を進める玉陵中学校においては、より取り組みが充実し、結果として高い効果が期待される施設一体型で、小中一貫を目指していきたいと思っておりますし、ほかの学校もぜひいい教育ができるという体制を整えるべく、鋭意努力をしているところでござ

います。

以上です。

○議長（高村四郎君） 10番 宮田知美君。

[10番 宮田知美君 登壇]

○10番（宮田知美君） ただいま、教育長から小中一貫校を進めて、先生方のその忙しいところを時間軽減をしていきたいと、改善したいというような答弁がありました。しかしこれは、先ほど言いましたように、それで改善できるという証拠はないんですよ。私聞いたことがありません。今、忙しい上に、また同じこと入れて、同じような雑務を入れて、ですからその辺のところも検証してですね、何か証拠があるならいいけども、まだまだそれは疑問です。

次の質問にいきます。質問2点目、推進される小中一貫校は、小学校1、2年生は35人学級、それ以外は40人学級の複数学級になるように求めています。しかし今現在、はっきりしている支援が必要な児童の増加や家庭の教育力低下におけるきめ細やかな取り組みを行なう必要性から、小学生においては、小規模校の良さを生かした1クラス15人から20人ぐらいのクラスを積極的に進めたほうが、学力の向上を含め安定した学校生活を送れる事案とは非常に逆行しております。

これは、今回の玉陵中学校地域においても、梅林小学校と小田小学校を連携校にし、月瀬小学校と玉名小学校を連携し、石貫小学校と三ツ川小学校の連携校をつくれば、計算上、1クラス16人前後の非常にきめ細やかな対応で、先生たちに余裕ができ、子どもたちや保護者とも向き合う時間ができ、かなりの諸問題がクリアできます。一度に6校なくすのではなく、PDCA＝プラン、ドゥ、チェック、アクションを行ない、成果を見極めながら、次のプランを行なうべきと思いますが、教育長の考え方を再度伺いいたします。

○議長（高村四郎君） 教育長 森 義臣君。

[教育長 森 義臣君 登壇]

○教育長（森 義臣君） 今、ここで宮田議員の御質問ということで、通告のなかった再質問をちょっと承っていなかったために、ちょっと概要という形になるかもしれませんが、まず、証拠があるかということにつきましては、これから取り組むことですので、これは証拠というのは20年、30年先にずっと積み重ねながら改善を加えて、そして先ほどおっしゃったPDCAをしっかり捉えてやっていくと、これはもう最低限のことです。

学級が、35人学級がいいのか20人学級がいいのか、それもしっかり考えていかなければなりません。ただ、現在取り組んでいることのはっきり申し上げたいことは、新しい学校づくり、そしてその中に新しい学校づくり委員会の中に5つの部会を設けて、

地域の方々に、今、玉陵中学校の場合は、玉陵中学校区の小学校も含めた形で、地域の方々に話し合いをしていただいております。それから、学校関係では、小中一貫教育についてということで、各小学校中学校の教務主任クラスの先生たちに集まってもらって、このコーディネータという立場で、この会議を教育の中身についていろいろ今研究を進めているところであります。そうしたことを市の教育委員会は、教育政策係を中心として、その学校、新しい学校づくり委員会や先生たちのコーディネータの会議のことをまとめたり、それから必要に応じてはたたき台をつくるというような作業を進めております。この地域と学校と市の教育委員会が一体となって、私は教育ガバナンスをきちんと構築しながらやっているというふうには確信を持っております。そうした点では、必ず第一番目に取り組んでおります玉陵中学校区はいい成果を生むというふうに思っておりますので、どうか御支援よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高村四郎君） 10番 宮田知美君。

[10番 宮田知美君 登壇]

○10番（宮田知美君） 今、教育長から答弁いただきましたが、教育長もやったことがないのでわからない、やってみないとわからないというようなことをおっしゃいました。しかし、やってみないとわからないようなことをさせるほど、私たちも失うものの大きさに気づいたときにはもう遅いんです。ですからやはりこういうふるさとをなくすような事業、政策というのは、少しずつ皆さんの理解を得ながら、協力を得ながらやっていかなければならないと、私は心から思います。

そこで、教育長にちょっと私、自分なりに一生懸命書いた文章がありますので、皆さんにちょっと言ってみたくと思います。

そもそも行政は、市民の生活を安定させ、子供たちやお年寄りが集い、誰もが安心して暮らせるようにすることが目標ではないでしょうか。小中一貫校により、統合が進められている地域は、どこも実に豊かな自然と人々の食を支える農業が存在しております。適正な規模の校区と言われる校区には、人々がひしめき合っています。アパートも多く、隣は何をする人かも知らないところも多いでしょう。コンビニ、塾、商店、暮らしやすいかもしれません。しかし、自然の豊かさや農業はどうでしょう。行政は豊かな自然や食の安全をうたっているのに、その豊かな自然や農業を守り、大きくしていこうと頑張っている人たちのもとから、その後継者である子どもたちを奪おうとしております。

統合により、子供たちは歩いて登校することなく、ほとんどがスクールバス通学に切り替わります。登下校中に出会う海や山の四季の風景、小川の魚や道端に咲いている草花などの豊かな自然、また近所の御老人とあいさつを交わしたり、いたずらをして怒られ

たりする田舎特有の温かで濃密な人間関係。これらの豊かな直接体験が家の玄関から学校の校門まで、バスに乗って過ごす生活が変わることで、少しずつ減少していくことは残念でなりません。

子供たちは学習でなく、直接的な体験により、故郷を学び故郷を愛する、そしていつかはその故郷を支えていく心構えができていきます。しかし、今のやり方では、地域の方々に触れ合う時間が激減していけば、後継者の育成に困難は増すばかりです。行政は統合が済めば、人口がふえるとも思っているのでしょうか。子どもたちは将来の納税者です。その子供たちをふやす取り組みは目に見えてきません。小学校が減ることのでかなりの予算は削減できます。市長は今回、議会でも言われています。言われております基金はふえるでしょうが、しかし、長い目で見たときに過疎化に拍車がかかり、納税者は減っていき、税の増収は見込めるのでしょうか。過疎で悩み中核の学校を失い、活気がなくなる地域に住む人たちは、どのような思いをもって暮らしていくのでしょうか。玉東や南関は町を挙げて大々的にアピールして、子育て世代を受け入れています。そしてその効果が見えてきているようですが、玉名市の行政は人口が減り続けている地域へのアクションはしているのでしょうか。効果を挙げるのが先決だと私は思います。弱いところから切り捨てていくのが行政でしょうか。今回の小中一貫校における教育委員会の報告はいいことばかりです。陰と陽は一体です。統合によりデメリットはしっかりと見据えるべきなのに、デメリットはないと言い放つのが不思議ではないでしょうか。パンフレットは本当にいいことばかり書いてあります。

市長に提言しておきます。熊本県下でも試行錯誤で始まったばかりの今の学校の現状に逆行している小中一貫校政策を勘案し、全地域対象に行なうことは間違いです。時期尚早です。玉陵中の方々も、説明時期はまだまだ先だろうと思われていて、しかし今では、現実味を帯びてきて、今ごろ反対の方々の声が多く聞こえております。前の市長選で争点になった新庁舎問題のように、このふるさとをなくす政策、小中一貫校政策を今度の選挙の争点にし、民に信を問うべきアンケートを待っている人が多くいます。市長は早速見直しをして、いつも言っておられる市民が中心の、市民目線で現場の現状を捉え、玉名に合った、日本に誇れる、きめ細やかな取り組みをするべきだと思います。

市長及び教育長へ見直しを求めて、私の一般質問を終わります。

○議長（高村四郎君） 答弁は要りませんか。

○10番（宮田知美君） 要りません。

○議長（高村四郎君） 以上で、宮田知美君の質問は終わりました。

8番 福嶋讓治君。

[8番 福嶋讓治君 登壇]

○8番（福嶋讓治君） 8番蒼風会の福嶋です。

先ほど昼食後、ちょっと買い物に外に出ましたら、この市役所前の花壇に黄色とオレンジと輝くようなすばらしい花が咲いておりました。私は名前がわからず、職員に聞きましたところ、マリーゴールドだそうです。一番そちらの人は見えると思います。非常に手入れが行き届いてすばらしいなと思って見ました。

一般質問の1日目に横手議員から、すばらしい称賛の、歯の浮くような称賛の声の中で、市長は再度の挑戦を表明されました。非常に力強い言葉で感銘を受けました。その中で、熊本日日新聞の15日付に、ほかにもあったと思いますけれども、前回選挙では、民主・社民の推薦を受け、チェンジの言葉を共有しながら、民主党と共有しながら選挙を戦っておられます。そして見事当選されましたし、その後もさきの衆議院選挙でも民主党候補を応援されていたように思います。今回の出馬をまさか自民党寄りで出馬とかそういうことはないでしょうから、松本議員の質問にもありましたが、信義を通されるのかなという思いで見えております。

それでは、通告に従いまして質問いたします。まず、新庁舎建設について。

5人が新庁舎建設について質問しておりますので、非常に重なる部分があるとは思いますが、私なりに質問したいと思います。

去る5月31日の入札で新庁舎建設が28億1,400万円で落札されました。基本設計段階の59億8,000万円に比べますと、およそ20億円余り安くしたことになります。高崙市長が選挙の折、掲げられたとおりにになりました。これはもう高崙市長のすばらしい努力で圧縮、市長の申されるとおりの数字が出ているように思います。これが市長が口癖のようにおっしゃる市民目線の政治なののでしょうか。私は少し違った見方をしております。選挙戦のローカルマニフェストと言いますか、主張に合わせただけの、数字を合わせるだけに面積を削り、質を落としての金額削減にすぎず、まあ、庁舎を建てて50年、100年の先を見据えた玉名市民の政治の拠点、防災の拠点となる市庁舎の建設には、ほど遠いという感じをしております。

市民目線、市民目線としょっちゅうおっしゃいますけれども、市民目線というのは市長が思っておられる、頭の中にある、行動されている一方向だけではないんです。私のような考えも一市民目線でありますし、市長に投票されなかった人も市民目線なんです。

幾つか質問させていただきます。まず、議案の提出について。これも内田議員が詳しく質問されたところではあります。最初、24日の提案という話がありました。その後、議運なり議長からの要望と申しますか、意見があって「それはおかしい」という話があって、17日の提案予定に変わったようです。結果として、議会初日の提案になりました。その変遷した理由は何でしょうか。どこにあるのでしょうか。また、こんなに簡単に変わることができるのであれば、最初から何でそういうふうにはできなかったの

か。また、しなかったのか。議会の日程はわかっていたはずですし、当然、市庁舎の建設入札についても当然やらなければいけないことはわかっていたはずです。その辺を質問いたします。

次に、山鹿市との比較について。同じ時期に山鹿市も庁舎建設が進んでおりまして、市の規模が我々の玉名市よりちょっと小さく、建物面積も少ないようです。その山鹿市は、山鹿は44億4,700万円で契約されたと新聞の報道でありました。坪単価でも玉名市の市庁舎とは20万円ほどの違いがあるようですけれども、その理由をお聞かせ願いたい。また山鹿市は、山鹿の市庁舎は免震構造だったように書いてありました。玉名市の新庁舎特別委員会でも、二度ほど研修に行かれたようですけれども、その研修先も免震構造だったと聞いております。2008年の当初の計画のときも、免震構造ではなかったということですが、ただ、その後3.11東日本大震災がっております。そういう中で、市庁舎の中で働く職員、またそこに用事で来ている市民の皆さんの安全のことを考えるならば、当然、免震構造にしてもよかったのではないかと、念には念を入れて、安全を確保するという姿勢があってもよかったのではないかと、そういう気がします。私はそういうふうに思います。それでも免震構造にしなかった理由を聞きます。

次に、事業費縮小のため、市庁舎建物の、建屋の面積を12%以上になるんですか、12%程度縮小してあります。職員が514人ということでしたね、504人でしたか。減らして、その職員数を基準に設計しておられると思いますけれども、実際にはそのほかに非常勤の職員も250人、この間の答弁では250人以上、270何人でしたか、いらっしゃるということで、そういうことも含めて設計は考えなければいけない。そういうふうに思いますけれども、十分な面積が、私は足りているとは思いません。その辺についても答弁をお願いします。

分離発注しなかった理由について。これは答弁の中でもありました。私も再度聞きますけれども、安く上げる、建設費を下げるということで、高くないように分離発注しなかったという答弁がありました。地場産業、地元業者の育成を考えるならば、多少高くなっても分離発注してもよかったのではないかと。地域限定での分離発注でもよかったのではないかと。地元の業者が潰れていくということは、なくなっていくということは、納税者が減っていくということです。働く場がなくなっていくということです。非常にそういうことが懸念される中で、建設費を節約するためだけに、そういう方法を取られたのは非常に疑問を感じます。その辺についての答弁もお願いします。

予定価格、最低制限価格の公表時期について。これも内田議員が詳しく聞かれたようです。事後公表になったのかというのはありました。これは速やかに発表することが、入札の透明性につながるのではないかと、私思っております。きちんとした

提案、設計、そういうことがなされているならば、議会もすんなり通るんじゃないか、議会が通らないと契約ができないから、本契約のあとだということだったですけれども、ちょっと議会の審議もしにくい、そういうふうに思います。その辺の変更は考えておられないのか。そういうことも、まあ、変更はともかくその辺の答弁をお願いいたします。

それから、設備についてということで、これも内田議員の話の中にありましたけれども、私は別の方向から少し聞いてみます。喫煙場所の設置は計画されていません。もう市庁舎の中で、今度、新しい市庁舎では、完全喫煙禁止と考えていいのかなというのを受け取っていました。喫煙場所がないということですね。まあ、社会の趨勢が禁煙の方向に走っておりますし、分煙というのをきちんとするという方向でこの間の話にもありましたけれども、駅舎の中きちんと分煙ができるようにされております。今までのように、今の現状のように見えないところで吸うという形はもう絶対やめるべきだと私は思っております。今まで言いませんでしたけれども常に思っておりました。私も15年前までタバコを吸っておりましたので、たばこを吸う人の気持ちがわからないわけではありませんが、仕事中にいつでもたばこを吸ってもいいという雰囲気は、この市役所ぐらいではないかという感じがしております。私も、肉体労働ですけども、人手を入れて仕事をするときもありますけども、そういう人たちでも仕事中はたばこは持ちません。きちんとした休憩時間に、ほんの少しの休憩時間にたばこのあるところに行ってたばこを吸います。さっとまた仕事に戻ります。職員の皆さんは見えないと思うでしょうけれども、私たちの、私どもの蒼風会の控え室からは、たばこを吸いに出られる、来られる人たちの様子が手に取るようにわかります。しょっちゅう入れかわり立ちかり来られておまして、あんまりこうみっともいという雰囲気ではありません。何分か吸って、さっと帰られたときに、帰ろうとしたときに、また知り合いが来てまた立ち止まって話される。情報交換の場としては、非常にいいのかもしれませんが、民間の職場でそういうことが許されることはないと思います。これはやっぱり喫煙場所をきちんと決めて、みんなの見えるところ、そこに分煙室・喫煙室をぜひ設けていただきたいと思っております。

あるたばこを吸わない職員の方から、1回だけ意見を聞いたことがあります。自分たちの労働時間は30分から1時間、たばこを吸う人と代えてほしいと、ふやしてほしいと、それくらい思っていると。自分たちはたばこを吸わないから机から離れることができな。たばこを吸う人は「ちょっとたばこを吸いに行ってくる」と言って離れていく。吸いますよ。これは玉名市の市役所がずっとそういう流れの中でこられているから、なかなか今までは変わることができなかつたと思いますけれども、今回は、やっぱり新庁舎の中ではそういった対応はきちんとしていただきたいと思っております。たばこを吸

わない人は、今言ったような気持ちでおられる人が多々いらっしゃるということです。

売店や食堂は計画されているのか。今度、新庁舎が建つところの近くには飲食店が少なく、職員の皆さんが昼休みに、例えば食べに行くというときに、非常に不便を感じるんじゃないか。みんなが弁当を持参できる環境にある人ばかりとは考えにくい。いろんな人がいると思いますので、500人プラス200人、700人職員さんがいらっしゃるとして、その何%かは食堂があれば食堂で食べられるんじゃないか。そのほうが効率的なんじゃないかという考えを持っております。

職員用のシャワールームなんかも計画も何にもしてありませんけれども、これから建設する庁舎には必要ではないかという考えを持っております。外回りの仕事、現場の仕事などを作業服を着て出て行かれる職員さんも、男女ともいらっしゃいます。夏の暑いときなどに汗をかいたまま帰ったり、またそのまま事務の仕事につくというのは、酷です。特に女性職員あたりにはそういったことも配慮すべきではないでしょうか。

これらのいろんな設備、その他、考えてない。削られている。事業費節約のため、それだけの理由でいろんなものが削られている。質を落とされているというふうに考えております。

本来の市民目線というのは、そういうことじゃないと私は考えております。職員が気持ちよく働き、一般市民が気持ちよく市役所に来る。そして自分の来た用事がスムーズに済む。職員が気持ちよくサービス業として笑顔で対応できる。そういった市庁舎の建設を望んでおります。

市庁舎建設の中で、今までは担当の答弁でもよろしいんですけども、もちろん市長の答弁も考え方も聞きたいと思いますけれども、次に、建設予定地についてということで、特に市長に質問いたします。

高崙市長は選挙戦の中で、今回の建設場所は水害が予想される地域として、ハザードマップの中で水没危険の地域ということで、建設には適さないということを主張されておりました。建設場所は主張するというようなことを主張されていたように思います。そういう中で、変更すべく検討委員会も設置されました。私も検討委員会の傍聴に行きましたけれども、ある委員さん、市長の、私は近い人なのかなという感じを受けて見ておりましたけれども、周りはみんなもうある一定方向に話が進んでいるのに、「いや、ここでなければいけないんだ。この現市庁舎跡でなければいけないんだよ」ということを異常に主張されている委員がいらっしゃいました。どうしてもここにしかたのかなという思いで、あのときは聞いておりました。また、途中で計画に、みんなの意見には出てこなかった凸版印刷跡地を候補に市長みずから上げてこられました。結局は元の予定地になってしまいました。その間の2年間ですか、1年間ですか。検討期間は何だったのか、時間的ロス、タイム・イズ・マネーですよ。時は金なり。時間が金なんで

す。表には出てないけれども、そういった無駄遣いをしているんです。どれだけの人間が無駄な時間を使ったのでしょうか。このことを市長はどう考えられるのか問います。

答弁をいただいてから、また質問いたします。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 福嶋議員の入札等に関する質問にお答えをいたします。

まず、本議会におきます工事請負契約締結についての議案の提出時期についてでありますけれども、当初は初日の6月7日に追加議案として提案する考えでございましたが、初日からの追加議案は通常でなく、最終日の24日に提案するのが通例であるということでしたが、一般質問の終わる17日に提案をいたしますれば、通常の総務委員会で審議をしていただけるといふふうな思いからでございました。

しかし、このような大規模な公共事業で市民の関心も高い重要事業は、いち早く提案すべきとの議長、議会からの意見で、初日の追加提案となった次第であります。

このことは、公告から入札までの期間をできるだけ長く取る必要があり、当初議案に盛り込むことができなかつた理由でございます。

続きまして、山鹿市との比較について答弁をいたします。まず、山鹿市の新庁舎の場合は、行政棟9,740平方メートルに、市民交流センター2,893平方メートルを併設した複合施設であります。これに現庁舎及び車庫、倉庫の解体のほか、外構工事一式までを加えた一括発注となっております。また、予定価格が事前公表されており、御指摘のとおり、本市と比較しますとかなり高めの数字でございます。ただ、解体と外構工事の費用が少なくとも2億円以上は必要と算定されていると思われまので、建築単価について単純な比較はできないのではないかとこのように考えております。

また、本市の場合と違い、地下を駐車場とし、さらにその下に免震装置を設置するスペースを設けてありますので、それ相応の費用が加算をされます。さらに市街地での建て替え、また現庁舎を運用しながらの建てかえでありますので、本市の場合よりも仮設費や安全対策費が多分に必要となります。もちろんこれらだけで費用の差が埋まるものではございませんけれども、ただいま申しましたさまざまな要因が事業費の差につながっているものというふうに考えております。

山鹿市との金額の比較をもって、建築物の優劣を判断するものではないというふうにも考えております。

また、本市が免震とせずに耐震工法を採用した理由でございますけれども、本市を含む周辺地域に、大地震が起こる可能性が低いことと、耐震のレベルを最高とし、震度6弱。これにつきましては、先日の永野議員と内田議員への回答で、震度6強と申しまし

たけれども、震度6弱でございます。訂正をいたします。震度6弱の地震でも、建物の被害は軽微でおさまること。また建築コスト、ランニングコストも必要とならないことから、本市の新庁舎の場合は、耐震工法が適当であると判断をしたものでございます。

続きまして、分離発注しなかった理由であります。コスト増につながることから一括での発注といたしました。本市の今回の場合は、造成や外構などの業務が多分にありまして、こちらを地元で配慮した発注方法により進めております。

済みません、もう一つ。建物面積については、臨時職員の分のスペースはあるのかという質問ですけれども、臨時職員の分のスペースの余裕もございます。

次に、予定価格、最低制限価格の公表時期についてお答えをいたします。現在の予定価格の事後公表は、平成21年4月3日に「公共工事の入札及び契約手続の更なる改善等について」という国からの通知で、予定価格の事前公表の取りやめについて強い要請がありました。本市ではこれを受けまして、平成21年12月に予定価格を事前公表から事後公表へと移行したところでございます。

また、公表時期につきましては、玉名市建設工事業務委託に係る予定価格の公表に関する要綱におきまして、事後に公表する場合は、契約を行なったとき以降とするといった規定によりまして、本件につきましては、今議会に上程してますとおり、議会の議決案件でございますので、双方契約後の発表と考えております。

次に、喫煙所などの各設備に関する質問でありますけれども、健康増進法の施行を受け、受動喫煙を防止するため、現在の庁舎におきましても建物の内部は禁煙としております。これまで、建物外部の適当な場所に灰皿を置き、喫煙所としておりましたが、議員の御指摘のとおり、長居であったり、頻繁であったりするなど、喫煙する職員へのお叱りの言葉があったことから、喫煙所を少なくした結果、本庁舎屋上に集中してしまう状況となっております。新庁舎におきましても建物内部は禁煙とする予定であり、また受動喫煙防止のためには、外部であっても人通りが多い場所を喫煙所とすることは好ましくないというふうに考えております。

また、一般用の出入口付近に設ける予定も現在のところありません。しかし、来庁者の便宜も考慮いたしまして、今後検討いたしまして、適切な場所に設置をしたいというふうに考えております。

なお、その他の施設、売店については現状どおり、職員の福利厚生施設としての人数分の更衣室を設けることといたしますが、食堂やシャワールームについては、検討しましたが、設置をしないということにいたしました。すべての各設備につきましては、十分検討した結果で、こういった結果になりました。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 福嶋議員の新庁舎建設に関する質問にお答えをいたします。

議員御指摘の公約につきまして、市民会館付近は場所として適しないとしていたという件でございますけども、その件につきましては事実ございません。4年前の市長選の際には、新庁舎の建設につきましては、適正規模を検討するため有識者による検討会を設置して見直しを行ない、また合併特例債の適用期限までに建設するということで臨んでおり、市長就任後もそれに基づき進めてきてまいりました。

建設位置につきましては、検討委員会はもとより、市議会におかれましても特別委員会を設置されて御審議をいただき、そのほか地域協議会など各方面の意見を拝聴した上で市民会館付近と改めて決定したことは、御承知おきと存じます。

新庁舎建設につきましては、次代を担う市民に過大な負担を強いることのないよう、このことを最優先に進めており、また消費税増税の影響を最小限におさめるよう、昨年12月議会において、造成工事の補正を行ない、着々と工事は進捗いたしております。今議会に提案しております建築工事の契約につきましては、御承知いただけましたら7月には着工ができ、その姿が目に見えてくる日も遠くありません。

どうか、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 8番 福嶋議治君。

[8番 福嶋議治君 登壇]

○8番（福嶋議治君） 質問の内容が項目はほとんど同じだったから、答弁もそのまま同じ、当然かもしれませんが、まるっきり同じような答弁もありまして、少しぐらい人間に合わせて変えていただければなど、これはいいですけども。

最初の議案の提出についてですけれども、本当にそんなに簡単に変えることができるんだったら、最初からそういう努力を、当然、議会で審議をしてもらおうというような、そういう努力はしてほしかったと思いますね。できない方法じゃなかった、できないことじゃなかったと思います。最初の議案に、臨時でなくて、できたと思うんですけども、まあそれはもうそれで、そうおっしゃるんで仕方ありませんけれども、そう思ってる議員も多いですよ。私だけじゃないと思っております。

次に、震度6強と言ったのを、震度6弱。山鹿市との比較、免震構造についておっしゃいましたけれども、東北、東日本はもうある程度、津波というのは想定されていたわけですけれども、ただ今回の地震・津波は本当に想定外という言葉が使われておりますし、先日の質問でもあったように、関西の神戸の大地震、淡路島の大地震ですか、ああいうのも想定外なんですね。想定外ということなんです。地震だけじゃなくて、雨でもそうですけれども、ここ近年、想定外の災害が次から次と起こっております。想定外と

いうのを、言葉を使わないで、やっぱり精いっぱいのできる備えをしていかなければいけないんじゃないかと思います。

市民目線、市民目線と言いますけれども、安く上げるのだけが市民目線じゃないんですよ。山鹿市との比較をしていただきましたけれども、私出しましたけれども、ほとんど同じ時期に、市庁舎がちょっと規模があんまり変わらないぐらいの市庁舎が建ちまして、玉名市は非常に安く上げた。建ってすぐはどこもきれいなのが建ちますよ。そのあと、30年、40年たったときにその差は当然出てくるものと私は思っております。市長は、30年、40年市長の座におられるわけじゃなくて、そのときの責任は取らなくていいわけですよ。けれども、やっぱり市長のそのときの市長としての責任、議員としての責任、我々も議員としての責任、十分そういうことは検討し、後世に禍根を残さない、そういうことをお互いに意見を出し合って、きちんとした建て方をしていかなければならないと私は思います。これもこういう考えを持った人はいっぱいいるんです。それも市民目線なんです。市民目線なんです。ここ今の現庁舎は幾つか、1、2、3とありますが、分散して非常に使いにくい、今度は一つの中でやる、非常に使い勝手がよくなるのは当然ですし、ならなきゃいけないんですけれども。後で足りなかった、少し足さなきゃいけないとかそういうふうにならなければいいんですけれども、本当に余裕がなくてもいいけれども、そこそこのスペースはなければいけないと思うんですけれども、本当に足りるんですかね。その辺はこれもさっきの教育議論じゃないんですけれども、できてみなきゃわからないということになるんですかね。できてみて判断するということになるかもしれませんね。

分離発注については、その後配慮するということでしたので、あれですけれども、業者の選定、条件にしても一貫性がないんですよ。最初は単独だけの予定だったように思います。うちの同僚の江田議員がJVは考えないのかという一般質問をされました。その後、JVが入ってきました。じゃあ、みんなJVでやれていうのかと思ったら、どっちでもいいと。県のほうもそれでいいから、いいと言えればいいんですけれども、本当にすべてにおいて一貫性が見えない、その場、その場でその場当たりの対応される。本当に長期的な計画の中で、こういう作業を進められているのか疑問に思います。

喫煙所は考えるということでしたので、これは本当に考えてください。職員の皆さんのためでもありますよ。見えないところで喫煙というのは、絶対にもういけません。これはもうもしそういうことになれば、私は次から次とまた、もし議員でおればですよ、質問いたします。意見を言わせていただきます。

今の時期に、今のこのような時代に、更衣室はあるということでしたけれども、更衣室に2つ、3つシャワールームは1坪あれば2つかできると思いますので、その辺も考えていただいたほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、十分検討されたという

ことですので、先々どうなるかというのを非常に疑問を感じます。

市長はそういう言ったことないと市長の答弁、建設予定地についてですけれども、私もここでほら証拠を出せないもんで、用意してませんから、「ああそうなんですか」とそう言われればそうですけれども、市民の皆さんも聞いてらっしゃいますよ。あれだけの場で討論してやって、あっちこっちで意見を言われて、そういう中での私はこの質問だったんで、私はそういう言葉を言われたと記憶しております。その中で質問させていただきました。このことを市民の皆さんがどう受け取られるかですよ。こういうことは。もう本当にやっぱり何でも証拠としてとっておかなきゃいけませんね、何でもこれからは。今まで言いましたように、すべてのことに一貫性が見えないんです。場当たり的だというふうにしかとらえられません。

事業費を選挙時のローカルマニフェストに合わせるためだけの削減しか考えておらず、市民のために広く玉名の発展を考えた行動とは見えません。長期的な計画そういうのが全然感じられません。最初の計画には屋上緑地やら太陽光発電などエコ対策も組み込まれた計画でありましたけれども、これもやっぱり費用対効果の名のもとに、費用削減のためだけの削除かというふうには私は受け止めます。

それでは次に、自治振興公社について質問いたします。前議会におきまして、私、自治振興公社の人事について質問いたしました。対応次第ではまた質問するということではありましたが、また質問させていただきます。自治公社につきましては、いろんな不満、苦情が耳に入ってきます。前回の質問の職員の採用に対して、最終面接は市長初め4人で対応されたということですが、どういう基準をもって判定されたのか不思議でなりません。市長が口癖のように、口癖じゃない、いつも心から思っただけでしようけども、市民目線で判断するとああいった採用の仕方になるのかなと思う次第であります。その職員の早い成長を期待しております。それは市長権限で採用、市長権限といえますか、そういった方向で採用されたんですから別にいたしまして、局長についての不評が非常にあっちこっちから聞かれます。個人を特定する質問で不本意ではありますけれども、本当に質問しにくい、したくない、質問して嫌になる、嫌な気持ちになる、そういった質問ですけれども、公職につく人のことであり、また看過するには余りのことなのであえて質問させていただきます。

自治公社の中での予算の執行において、職員の予算の執行に対しての指導は、指導と局長本人が執行するやり方が全然違うというような不満が職員の間にあります。また、高齢者を対象とした健康大学と関連したボランティア団体の中で、彼とその奥さん、局長とその奥さんのトラブルについて今言ったようなこと、両方のこと、市長何か聞かれたことがあるか、承知されているか質問いたします。

そのあと、答弁の内容により再質問させていただきます。

○議長（高村四郎君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 福嶋議員の自治振興公社の人事運営等につきましての質問にお答えをいたします。

自治振興公社は、議員御承知のとおり、玉名市から公共施設管理運営の指定管理及び委託を受け、市民、各種団体、青少年等に親しまれる施設としての機能と役割を踏まえ、円滑な業務管理運営に努めることを目的に事業を実施いたしております。

ただいま、議員より御指摘がございました自治振興公社の事務局長に関する諸問題につきましては、承知をいたしておりませんし、予算の執行や業務遂行等に当たっては、事務の長として責任ある立場で、適切な対応がなされているものと確信をいたしておりますが、改善の余地があれば、適宜助言及び指導を行なってまいりたいと思っております。

次に、玉名市健康大学校の運営に関してでございますが、健康大学校は、ダンスや卓球、健康講話などを通じて、一人一人が健康づくり、生きがいづくりを推進し、健康で安心して暮らせる長寿社会を目指して、市が実施しているものでございます。現在23名の受講生がおられ、指導員1名、講師5名、補助員5名が交代で対応いたしております。

議員御指摘の件につきましては、私も承知をいたしておりますし、講座の円滑な運営を図るために改善に向けて早急な対応を行なったところでございます。

最後に、前回の3月議会でも御質問がございました職員に関しましては、日ごろより職員としての人材育成や資質の向上を図ることで、市民サービスの向上につながるよう指導を行なっているところでございます。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 8番 福嶋讓治君。

[8番 福嶋讓治君 登壇]

○8番（福嶋讓治君） ここで2つほどの内容で質問したわけですが、最初のことにしましては、市長は何らのトラブルもないと、何の間違ひもないというような答弁でありました。

何もかも把握しているというわけではありませんので、こういう話があるんだけども調査をするかということで、再質問したいと思います。

職員が小さな今まで慣例的にやっていた予算執行に対して、それじゃだめなんだと。もっといくつもの見積もりをとって、やりなさいということで、小さな金額のも徹底して指導されているということです。ただ、局長みずからがされる予算執行に対して、100万円を超える執行に対しては、特定の一業者にさせて、あとの見積もりも何にも取

らずにそれにさせると。いろいろ周りから注意をしたら、あとで見積もりを、日付のない見積もりを2つほど入れてあると、そういう話を聞きました。もし、そういうことがあるならば、きちんと調査して、市長対応されますか。それはいいです。いろいろあるんですよ。ただ何もかも具体的にあからさまにすることじゃないと思ひまして、なかなか言いにくいんですけども、ただ健康大学につきましては、随分前にちょっと個人的に相談がありまして、また今度はそのリーダーからそういう相談が、最後はリーダーから相談がありまして、「何とかできないか、してくれないか」と「とんでもない問題が起きている」と、あえて内容は言いません。もうわかっていることです。市長も副市長もわかっておられることですから。私は副市長に相談しましたよね。副市長は、これは市長の人気にも評判にも触ることだから、副市長何とかできんですかという相談を申し上げたところ、副市長は非常に内容は言いませんけれども、前向きなことを私におっしゃってくれました。まさにそのとおりにされたものと聞いております。市長もそれに対応されて、両方のトラブルがあった者同士の意見も聞かれて、それなりの対応をされたということを聞いておりました。また私に相談された当人からも、いい方向に向かっているようだという「ありがとう」という電話がありました。話がありました。そしたら、その後また私の知らないところで、今度はトラブルがあったらしくて、市の担当の職員に相談があつてますね。市の担当の職員も一番いい方法をということで、局長の奥さんの話です。個人を出すとはいけませんけれども、公的な仕事の関わりがありますので、ここであえて質問させていただいております。

それで、しばらくちょっと休憩してくれないかと、市の担当が行って対応をしましたところ、その本人はそのまま市長室に行かれまして、市長に直訴されたそうであります。そしてまた復帰されております。これは市民目線とかそういうことを考えたときに、極端には市民目線とは考えられない。それこそ個人目線、市長目線じゃないですか。権力の乱用ですよ。市長、これは対応してください。市長のこれからのもう選挙出馬も発表されましたし、触りますよ。自分の非常に身近な支援者だからといって、何でも許していい。それは市民目線じゃないじゃないですか、まさに。私はここは本当に最初に副市長に相談したときに、早く対応されたほうがいいですよ、あんまり表に出る前に対応されたほうがいいですよということで、市長に進言してくれということで副市長に相談申し上げました。

多分御承知おきのことだろうと思ひますので、さっきのあの本当にもしそういうことがあっているならば調査してきちんと対応されるのか。その辺の答弁をもう一度お願いしまして、まあ、答弁を聞いてまた、立ったほうがよければまた登壇したいと思ひます。

○18番(中尾嘉男君) いっちょんわからんばい。中身の。

○8番（福嶋譲治君） まあ、個人のこともありますので、わかってるわけですから。トラブルがあったということは間違いないんですよ。そういうことで対応を、なかなか進まないんで、対応を公の場でお願いしたいということです。

○議長（高村四郎君） 市長 高嵯哲哉君。

[市長 高嵯哲哉君 登壇]

○市長（高嵯哲哉君） 福嶋議員の再質問にお答えをいたします。

議員御指摘の施設の修繕費等の事務処理につきましては、一般財団法人玉名市自治振興公社財務規程及び同社事務処理規程に基づき、適切な処理を行なっていると確信をいたしております。今後とも疑義が生じることがないように、助言指導を行なってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 8番 福嶋譲治君。

[8番 福嶋譲治君 登壇]

○8番（福嶋譲治君） 今、市長が答弁されましたように、法律的に何ら問題はないのかもしれませんが、非常に道義的なところでおかしいところがあるんじゃないかというふうに私は感じております。

それと健康大学についてですけれども、私は非常に市長の大ヒット作だと思います。この4年間の高嵯市政の大ヒット作の一つだと思っておりますよ。ところがその中で、そのリーダーを中傷したり、足を引っ張ったり「あんたは、高嵯市長の応援をしとらん人と仲がいいからやめれ」とかそういう具体的な話が出てるんですよ。もう内容がわからないとおっしゃるから、これくらいまでは言いますけれども。果たしてそういうことを許していいのか、それが市民目線なのかということを書いて、私の一般質問を終わります。

○議長（高村四郎君） 以上で、福嶋譲治君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時47分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番 江田計司君。

[4番 江田計司君 登壇]

○4番（江田計司君） こんにちは。4番、団長に引き続き蒼風会の江田です。最終日の最後でございますけれども、もう少し御辛抱をお願いします。いつもながら最後まで傍聴いただきまして、ありがとうございます。

ところで、3月の一般質問が入札の指名審査の件で、築森副市長に公平性・競争性・透明性などで審査を行なうと言われました。この結果、今まで一回も建築の指名に入らなかった業者が6月14日に行なわれました玉南有明中学校の武道場の工事の入札に参加ができたそうです。築森副市長の御努力のたまものだと、築森副市長に敬意を表します。

どうかこれからも、透明性、公平性をよろしく御検討をよろしく願いをいたします。

それでは通告に従いまして、質問をいたします。5月31日に新庁舎の本体工事の入札がありました。これは先ほどから何人かの議員さんからも質問がっております。平成19年にプロポーザルによる基本設計者の選定が行なわれ、その基本構想に基づき当時、市民からパブリックコメントを募集して、基本設計に反映させ、平成20年3月に基本設計が市民に示されました。これは皆さん御存じのとおりですね。それが市長選挙の争点の一つになりました。結果は、皆さん御存じのとおりですね。

実施設計においては、プロポーザルによる選定された基本設計者も変更されました。基本設計の規模、内容の変更など行ない、新庁舎実施設計が行なわれたわけですね。これはもう先ほどから何回もお話をされております。見直しの新庁舎建設事業のプロセスや施設内容の変更は、市民には知らされておられません。市の内部において進めてこられました。市民不在型で行なわれ、市民が求めたエントランスホールの交流機能、市民の出会いと交流の場としての市民の場はなくなりました。その位置は執務空間が配置をされ、面積削減の犠牲となったわけですね。新庁舎の当初の構想や基本理念からはかなり後退したものとなったものとなっており、また見直しの新庁舎については、ホームページにも簡単な紹介記事であり、安心と安全な庁舎づくりや先進的エコ庁舎、これは先ほど福嶋議員からもありましたけども、屋上に芝生を植えたりいろんな緑化施設をするというのは、もうなくなったわけですね。その内容は市民には届いておられません。恐らくこれは建設費の縮減だけを求めた、市民不在の新庁舎建設事業だと市民から不満の声も聞かれます。新庁舎としての魅力はなくなり、開かれた庁舎づくりは実現しておらず、いわゆる事務所づくりではないかと言われております。

そこで、①の庁舎とはどうあるべきか、どんな建物にしたかったのか。だれもが基本設計をもとに不必要な枝葉は削ぎ落とし、本当に必要な枝葉だけを残す作業を行ない、事業費の削減だけを求めたのではないか。②として、今までの経緯と結果、そして今後はどうなるのか。高嶋市長にお伺いをいたします。③といたしまして、新庁舎の完成が平成26年末、27年1月に開庁が予定されております。現庁舎跡地利用については、どのように考えておられるのか。プロジェクトの中で検討されているようですが、どのような利活用の考えがあるのか。まだ何も見えていない状況で、もうあと残すところ1

年半に迫った跡地利用については、早急に結論を出すべきじゃないか。中心市街地の空洞化を懸念する周辺住民への説明責任を果たす必要があるのではないか、お伺いします。

以上、答弁をお伺いしてから質問に入ります。

○議長（高村四郎君） 市長 高嵯哲哉君。

[市長 高嵯哲哉君 登壇]

○市長（高嵯哲哉君） 江田議員の新庁舎に関する質問にお答えいたします。

新庁舎をどのような建物にしたかったのかという御質問でございますが、この件につきましては、まず新庁舎の建設により、次の時代を担う市民に過大な負担を強いることができないとの考えのもとに、本市にとって適正な規模の庁舎とすることを目指してまいりました。このことは、市長就任前から一貫して申していることでもあり、当時、発表されました基本設計案の見直しは、当然必要になるものと考えておりました。

そこで、平成23年度に実施設計を発注する段階で、その見直し業務を含むこととし、規模や事業費の削減の可能性を探っております。ただし、基本設計のコンセプトを全否定したわけではなく、基本理念のほとんどは踏襲し、例えば、市民の利便性向上を目指す開かれた庁舎づくりや、ランニングコストを抑制するなど経済性の高い質実な庁舎づくりなど、市民目線での考え方は生かした見直しといたしております。

見直しの結果、庁舎の形状が変わり、延床面積1割程度の削減が図られ、あわせて仕様を見直すことで建築単価も1割程度抑えることができました。また、今議会で追加で提案いたしましたとおり、先月末に行ないました競争入札の結果、庁舎本体の建築工事33億円の予算額に対しまして、28億1,400万円での落札となり、これにより総事業費が39億円程度と見込まれることとなりました。

議員御質問の趣旨は、全額を抑えてしまえばそれなりの建物となってしまうのではないかとといったことと存じますが、落札価格については専門家により、市場価格を把握した上での適正な見積もりであり、また庁舎の耐久性も適切な施工により確保されるものと信じております。

続きまして、これまでの経緯と今後について御答弁をいたします。4年前の市長就任の時点では、基本設計の結果として総事業費が59億8,000万円とありましたので、平成22年度に新庁舎建設検討委員会を立ち上げて再検討を依頼し、委員会からは市民会館付近であれば45億円程度の見込みであるとの報告をいただきました。これを受け、市といたしましても改めて検討した結果、建設位置を市民会館付近と再決定し、平成23年度に実施設計、24年度には農地転用などの許認可申請と並行して、用地買収が完了いたしました。その折に、消費税増税の予定が発表されたため、それによる事業費の増加を少しでも抑えられるようスケジュールを前倒しし、補正予算により造成工

事に着手をいたしました。そこで、本年1月末に発行いたしました「広報たまな」で、その時点での総事業費を44億5,000万円と積算いたしました次第でございます。そして、先ほど申しましたとおり、入札結果によりこれが39億円となりました。

総事業費の削減ができた主な要因は、これまでに建物本体の設計内容を見直したことです。敷地内の調整池の工法を見直したことです。造成に必要な盛り土を国土交通省から受けられるようになったことなどがございます。なお、今後発注します施工監理業務につきましては、熊本県や他市の事例においても、実施設計を受託した業者に発注するのが一般的でありますので、同様の取り扱いとしたいと考えております。また、未発注であります合同庁舎北側の造成工事や、来年度に予定をいたしております外構工事などについては、地元業者を対象とした指名競争入札で発注する考えでございます。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 江田議員の3番目の質問の現庁舎の跡地利用、跡地活用について、検討状況についてお答えをいたします。

現在、平成26年12月の竣工を目標に、市役所本庁の新庁舎建設を進めていることから、平成24年11月、庁舎関係各部署から横断的に人選をいたしました職員による玉名市現庁舎跡地等利活用検討プロジェクトチームを組織いたしまして、現在の本庁舎が新庁舎の建設予定地に移行したあとの現本庁舎の活用方法について、また、これに伴い増加する岱明支所、横島支所、天水支所の余裕スペース活用策もあわせまして、チームとして推奨する具体的な案の検討を進めております。

チームでは、現在までに余剰スペースの見込みとなる現地調査でありますとか、関係各課ヒアリングを初め、延べ5回の会議を開催してございまして、本年3月には検討内容の中間報告を市長に行なったところでございます。

また、本年度に入りましてから、特に各支所の余裕スペースの活用案の検討を実施しているところでございます。なおチームでは、過去既に本市への提言がなされている玉名商工会議所、高瀬周辺、中心市街地まちづくり研究会や崇城大学秋元サテライト研究室などの報告内容も踏まえまして、この検討を進めており、本年11月までをめぐりに報告書を完成し、市長に提出することとしております。

以上です。

○議長（高村四郎君） 4番 江田計司君。

[4番 江田計司君 登壇]

○4番（江田計司君） 答弁をいただきました。市の庁舎は市職員のものでも市長のものでもありません。言うまでもなく新庁舎は市民が建てる施設です。建設費の縮減に努

力しなければならぬことは、市民も理解はしていると思います。しかしながら、単に安くつくるだけで、これからのコミュニティーの場、シビックセンターの核として機能するでしょうか。

特に1階部分の市民サービスは、市民手続きの待ち合い場だけでなく、今までの市庁舎機能から、これからの市庁舎のあり方を追求するべきではなかったのか。公共施設づくりでも市民が期待する夢やまちづくりが必要ではなかっただろうか。計画の見直しでは、基本構想や計画で示されたより以上のものが追求されたものとするが、金額の削減だけを追求する考え方では、これを利用する市民への考え方よりも、市当局だけの意見が反映された計画ではなかったか。高崙市長は建設費の縮減だけを求めて、新庁舎に対する市民の夢や創意を形にできなかったのではないのでしょうか。あれだけ時間をかけ、いろいろな団体の知恵などを使って考えた新庁舎づくりだったのに非常に残念です。

構造体について、今までいろいろ質問がっております。あの東日本大震災後、いろいろ考え方も変わってきました。福島原発においても想定外という言葉が出ましたが、もしかして、まさかを想定してあったならばあのような二次災害にはならなかったのではないのでしょうか。あの原発も恐らく震度以上はないだろうというような話も聞かれました。しかし、実際的にはそれ以上だったわけですね。津波にしてもですね、まさかというような津波だったと思います。これは現地を見られたらわかると思うんですけども、シャッターなんかもですね、津波が来る方向にあるわけですね、そうすると当然津波が来たらシャッターが壊れるのは当たり前ですよ。あれを反対出入口しとったら、まさかそこまでいってないわけですね。まあ、学者さんたちのいろんな話がありました。建設費、最終的には震度7を上げたらですね、建設費はものすごく高くなるわけです。やはり安全には金がかかるわけですね。さっきから、きのうもこの前も話がありましたけども、耐震と免震の話も出ております。お隣の山鹿はですね、免震構造なんですね。これはもう早速、地元の建築士会なんかはですね、見学に行かれております。今、ちょうど地下のその免震の装置をつくっているところだそうですね。

この前行きました特別委員会で、東広島と岩国に行きました。これは二つとも免震構造だったですね。免震構造と耐震構造の違い。これは御存じだろうと思いますけども、耐震構造の場合は、建物自身が震度どれくらいというこれに対して構造を考えたわけですね。免震構造の場合はですね、先ほど言いましたように、免震の施設があるわけですね。だから結局、極端に言いますと、耐震構造の場合、こうがぶるわけですね。免震構造はちょっとこう動くわけです。ですから、震度5か6の地震が来てもですね、免震構造の場合はただ横揺れ、ちょこっとするだけです。あんまり、だからこの前建築士会へ行ったときに比較をされておりました。だから例えば、極端に言いますと、震度5か

6が地震がきた場合ですね、玉名市役所の場合は、結局建物にクラックは入るが倒壊はしないと。しかし中のこの備品、いろんなですね、置いてあるやつが倒れたりなんかするそうです。ところが山鹿市役所の場合は、建物の機能は確保されて、ただちょっと動くだけですからですね。中に置いてある本棚とはパソコンなんかは全然動かないと、そういうそのこの前、比較をされておりました。だから結局、地震がきたときにどういうことになるかという、まあ、構造体は先ほど原口部長が言われてましたけどですね、震度6だったですかね。6、この前は強と言われたけど、弱ですよ。だから震度6弱は、これ絶対こないとは言われんとですよ。ですね。島原の眉山が崩れたときはかなりひどかって、山が崩れるほどですから。ですから、これはもうですね、普通震度6。この前、あそこの福岡できたときは、震度6ぐらいじゃなかったですかね。これはわからんとですよ。地震がどがんなるかですね、今の異常気象ですから。

だから問題は、そういうときにですね、中で仕事している人が安心して仕事ができるかどうかですよ。やっぱり物がつかけてきてですね、壊れたりなんか、けがしたりすることあつとですよ。ですから結局、いろんな地震が来たときに後片づけが大ごとだったりですね、これも大変なんですよ。ですから、おそらく山鹿の場合は、そこまで考えたんじゃないでしょうかね。

高寄市長は、市長就任直後から一貫して言われている「建設費削減」「市民の安全と安心」それはもうずっと一貫して言われてますね。しかし、就任をされた以降、状況は変わりました。先ほどから話もあっておりますけども、あの悪夢のような東日本大震災、これ就任された23年だったですかね、3月は。市長も早速お見舞いに行かれました。恐らく現場は見てこれられていると思うんですね。その結果はどう思われたでしょう。まさか熊本はこぎゃんこつはなかるうと思われたかもしれません。ですから、あのときからですね、まだあのときは、実施設計は発注されとらんとですよ。ですね。恐らく実施設計はそのあとに、だから恐らく山鹿あたりは、そのころ実施設計ば免震に変えたんじゃないかでしょうかね。最終的には、先ほどから言われているように、あくまで金額、免震構造にすつとですね、この前、部長が言われてなんか、5%ぐらい高こうなるとか何とか言いよんなはつたですね。だからまあ、極端に言うと33億円ぐらいが最初の予算だからですね、5%高こうなるなら2億円も高こうならんとですよ。しかし、そっじゃ40億円は切らんわけですね。だから最終的にはですね、そのあくまで40億円ば切る。新聞にもいろいろ載っておりましたけども「20億円削減ができた」これが一番の売り物なんですよ。だから鬼の首を取ったごたるしたふうですよ。予定どおり20億円削減できたんですけんね。しかし、問題は中身ですよ。建物できたけど中身。この前も言うたけどですね、実際的に前のときの基本設計のときは60億円、59億円でしょうか、この中には、結局は太陽光も入つとらん、調整池も入つとらん。面積も小さく

なった。だから当然、そればして45億円ぐらいが最終的に入札で39億円になったわけですよ。だから、高寄市長が言われる、その「チェンジ玉名」の中にあります。「安心と安全」中にも、自然災害に強い都市づくりと言われてます。ですね。平成23年3月の一般質問で私は申し上げました。金額にはこだわらず、災害に強い頑丈な建物にしてくださいとお願いをいたしました。ですね。それはもう、ちょうどあのときはですね、東日本大震災があった後だったからですね。実施設計が入札されました。日総研という会社が半額で落札しました。そしてまた、先ほど市長言われましたけども、結局、設計監理業務ですね、これ建築中を監理する、これも同じ設計した人が監理をするわけです。そういうことは大手ですからないとは思いますが、仮に、日総研とゼネコンが癒着したならどがんなつですか。そら確かに、市役所もおられます。しかしですね、専門分野は専門分野ですよ。地元ですね、設計監理の共同事務所とかあつとですよ。だから地元の人にですね、その監理ばするなら、やっぱり郷土愛があるけんですね、一生懸命になんはなつですよ。地産地消にもなつとですよ。だからそういうことも検討されてはいかがでしょうか。

そこで再質問でありますけども、今度のその新庁舎は、高寄市長としては、大体どれぐらいの程度で考えておられたのかですね。極端に言いますと、寿司でも上とか中とか並とかあつてでしょうが。車でんいろいろあつてですね。だからそのそれを再質問をいたします。

ただ、私たちも少しはこの建設業に携わってきましたけども、オーナーがですね、こんくらいで図面ば引けよというなら、こんくらいの図面になつとですよ。33億円でちゃですね、25億円ぐらいのば引いとけよて、こそつと言うなら、やっぱり忠実だけんそんぐらい合わせてくるばいた。だからわからんですよ、普通の人には20億円の建物か、30億円の建物か、50億円の建物かな。クラウンてちゃな300万円か1,000万円かわからんでしょうが、ただ見ただけじゃ。乗ってもあんまりわからんですよ。あとは持つてる人のあれです。

それと、現庁舎の跡地利用の件を回答いただきましたけども、地元の区長さんたちから、要望も出ております。現庁舎跡地の活用のいかんによっては、商店街の活性化につながります。よく言われます。玉名の中心市街地はどこですか。答えようがなかつてですね。何かばらばらいっぱいあるもんだけんですね、ほんなこてどこが一番核なのか、その核がなかつてですよ。だから一番よかつは、ここばですね、核にしなかつとまた変わってくつとですよ。先ほどちょっと話がありましたけども、JRの砂天神踏切の拡幅化ですね、これが予定されております。だからそれによって、よく言わるとですよ。そこまでは来るけども、それから先はどがんなつとだろかと。市長がここに、この当初、現庁舎跡地ばですね、新庁舎にするとと言われてました。そうするとここに13軒あるわ

けですね、この人たちはもう立ち退いてもよかという、ある程度の意思表示はしとんのはるわけです。この際、この辺一帯のな、まちづくりは考えてもよかつじゃなかですかね。もうこの際です。ですから、まだ合併特例債が5年延びたわけですね、だからそがんとこの使い方によっては使われんとでしょうかね。どうかその辺も考えていただきたいと思います。

6月12日の熊日新聞に載っておりました。高瀬まちづくり協議会が国交大臣表彰を受けられたとですね。2007年から景観形成住民協定を結び、古い町並みの保全や、修復に取り組んでこられた成果が認められたとのこと。官と民とですね、それと恐らく県知事会とかいろいろ皆さんが協力して、頑張ってこられた結果だろうと思います。これも見習うべきじゃないでしょうかね。

次に大きい2番目として、災害対策はどうなっているのかを質問いたします。①として、高道海岸長保地区の高潮対策の進捗状況についてお伺いをいたします。台風シーズンが来ました。もう早くもこの前3号ができましたね、あれはこう曲がりましたけども、ことしはひょっとすると来るかもしれません。長保地区の堤防ですね、もう相当がたがきております。もう中が、ブロックが出ているところもあるですね。だから何回も波消しブロックについては質問いたしております。去年ですね、漁業区域の変更申請の補正がされておりますね。その後どうなっているかお尋ねをいたします。

②として、このまた梅雨に入りましたけども、ちょっと今のところは空梅雨なんですけども、こういう空梅雨のときはゲリラ豪雨というですかね、集中豪雨がよくくるわけです。再三、私もお伺いしてますけども、大野下地区ですね、ここはもうちょっとゲリラ豪雨がすると、すぐ駅のそこまで冠水するわけですね。何回も協議の結果、最終的には基盤整備も絡ませてありますけども、民主党だったころ、今度は自民党になりました。少しは変わってくるんじゃないかと思っておりますけども、どうなっているかお尋ねをいたします。

○議長（高村四郎君） 市長 高嵯哲哉君。

〔市長 高嵯哲哉君 登壇〕

○市長（高嵯哲哉君） 江田議員の再質問に答弁をいたします。

新庁舎のグレードはどのくらいかと、考えているのかという御質問でございますが、決して豪華ではなく華美でもない、経済性の高い質実な庁舎を目指しているものであり、このことは新庁舎の建設により、次の時代を担う市民に過大な負担を強いることはできないとの考えに直結するものであります。

以上でございます。

○議長（高村四郎君） 産業経済部長 森本生介君。

〔産業経済部長 森本生介君 登壇〕

○産業経済部長（森本生介君） 江田議員の高道海岸長保地区の高潮対策の進捗状況はについてお答えをいたします。

高道海岸長保地区は、農地海岸保全区域と漁港区域が重複しており、その解消が必要ということでありました。そのため、昨年10月から申請業務と合わせて、関係機関との事前協議や漁港区域変更申請を行なってまいりました。

今後のスケジュールにつきましては、県において本年7月に海岸保全区域・漁港区域変更についての公告を行ない、12月に県の事業管理委員会において、新規地区採択承認を済ませ、平成26年度からの実施詳細設計を行なう予定でございます。

今後も背後農地の塩害被害軽減や住民の安全・安心対策として、県や関係機関と綿密な調整を図り、早期着手に向けて強く要望してまいりたいと考えております。

次に、大野下地区の冠水対策の進捗状況はについてお答えいたします。現在、大野下地区の駅前や馬場地区におきましては、排水路が未整備であり、また流域面積が広範囲であるために、冠水被害を起こしている状況でございます。

この被害を解消するために、行末川沿いにあります明神排水機場までの排水路の整備を行なう必要があり、現在、県営扇崎・大野下地区経営体育成基盤整備事業として新規事業採択に向け地元や県と協議を進めているところでございます。

採択に向けては、事業経済効果を発揮するための営農計画を策定する必要があり、具体的には、作付を水稻、麦、大豆などの土地利用型作物だけでなく、ミニトマトなどの施設園芸を導入しなければなりません。そこで今年5月に営農検討委員会を立ち上げ、施設園芸導入に向けて協議を進めているところでございます。今年度中にこの営農計画に基づき、農地集積、事前換地、整備計画を作成し、環境情報会議、埋蔵文化財などさまざまな課題を解決し、来年度の新規事業採択に向けて、地元や県と協議を重ねていきたいと考えております。

○議長（高村四郎君） 4番 江田計司君。

[4番 江田計司君 登壇]

○4番（江田計司君） 答弁をいただきました。

一生懸命頑張っておられることと思います。高道海岸長保地区は、平成26年度から実施詳細設計に入ることでもあります。担当の井上主幹が一生懸命に頑張っておられる。どうか一日も早く着手できるようにお願いをしたいと思います。

また、大野下についても今度、民主党から自民党にかわりました。以前のときはですね、森川議員が福嶋先生を連れて、大野下まで来られました。またそのときと様子が変わりましたが、これからはまた早くなるんじゃないかと思っておりますけれども、まあですね、もう13年、14年になつとですね。そうすると世話人の方も、もう全部が御高齢なんです。ですから、一日も早く県の人たちと協力をして解決をしていただきたいと思います。

思います。

一般質問の初日に、高寄市長は出馬の表明をされました。本市庁舎の建設見直しや、財政健全化など挙げて、市政改革を後戻りさせることもなく、玉名市を発展させるためと言われています。先ほどからですね、いろいろこう金額のことを言われています。例えば庁舎にしてもですね、これがその40億円、50億円になった場合に、市民がですね、幾ら負担がふゆっとかですね。極端に言うそうですね、先ほどですよ、これはあとでちょっと今、福岡市長からですね、御指摘を受けたから言いましたけども、その辺はほんなこて考えてあつとですかね。ただ私はもう、その金額のですね、一番最初にマニフェストに最初はですね、高寄市長は、60億円をつくらず、私は30億円をつくりまして、これこれが当然だったですね。これはみんな知つとんはつとですよ。それがあとからそれがだんだんトーンが下がって40億円、しかし恐らく討論会のときにですね、高寄市長とですね、前市長と討論されたときに、島津市長がどがんだ根拠で30億円なつとかいたて言わしたとき、そのときは答弁はようとしとんはらんばいた。な。そうすると我々がそのあとに、12月にですね、ここでみんな新庁舎に関しては言うたです。根拠はどがんだすかて。そんなときまではなかつたつばいた。しかしな、さっきから言うたように、実施設計「おい、幾らでせんかい」てこれはもう、当然、一番の長は言わつとですよ。設計事務所は言われたらな、その図面ば書くばいた。車はクラウンでちゃばいた、いろいろあつとだけん、先ほどはいろいろこう言いなはつたばつてん、そらもう言葉ですよ。言葉遊びですよ。な。実際的にはですね、もう25億円で図面ば引いとけて言うなら、33億円あつたばつてん、25億円で図面な引いてあるかもしれん。こらわからんですよ。素人はわからんばいた。だから私が設計監理をですね、地元の監理業者にさせなつせというのはそこなんです。いくら大手の大成さんでもですね、やっぱりそがんなつまでしてさっさんばいた。先ほど、そのな一括発注、分離て言われましたけども、分離すつと高こうなるて、高こうはならんとばいた。変わらんとですよ。

あのですね、全体の工事の3分の1はですね、結局、電気設備、水道設備、エレベータ、いろいろそれが3分の1あつとですよ。30億円なら10億円そつちであつとですよ。ところが今のこの世の中だけんですね、本体工事の躯体工事はどがんでんよかっすよ。電気屋さん「おい、半分でせれ」て、「エレベータ安かつ持つてけ」て、恐らくだから見積もりの出とるはずですよ。山鹿市はですね、発注されるときにどういう条件をつけられているかという、下請け金額には、見積金額の15%以内にしてくれて、確かそがんなつとるでしょ、調べたら。そがんなつとつとですよ。ということは、電気工事が仮に1億円だったらですね、7,500万円ぐらいで、ということはどういうことかという、15%はこのゼネコンが15%もう最初から経費で取るわけです。

分離発注したら一緒でしょうが。なん安なつとは関係なかつばいた。ですね。その辺なようにわかってですね、ただ分離発注するとですね、本体工事がそが安くでけんわけですよ。26億8,000万円だったかな、税抜きで。だから、こん中の8億円以上は設備関係でしょ。ならそれば半分にせれて、もう恐らく入札あったそのときからですね、地元の業者は電気屋さんはいやらずです。到底でけんですばいて。しかしな、この指止まれて言いよつとだれかきつか者なそれ止まってくつとたいな。予算の1億円しかなかつてちゃな、5,000万円しかなかつたっちゃ、「おい、半分でせれ」て言うつと、もう明日がどがんで言う人たちはですね、やたらしよつと、地元じゃなかとこのどこか来るですよ。

そらですね、ゼネコンはですね、極端に言うつと、恐らく入札の要綱の中に書いてあつてですよ。地元業者を使いなさいて。ところが、ゼネコンは自分ところの子飼いは持つとらずですよ。この人たちが仮にな、安う見積もり書いておるわけたいな。こつてでくつどかて言わすけど、そらでくる単価じゃなかつてですよ。しかし、仕事のなかつときは泣き泣きせなんときもあつとですよ。安できたけんていうつてですね、何もな、厳しい単価ば押しつけてです、最終的には一番泣くつとは、私は何回も言いましたように、下請業者さんですよ。最終的な市の庁舎にはですね、「がん、安うおつどんに下請けばさせて」て怨念の残るですばい。恨みつらみの残るですばい。ほんなこてな、こらもう今まで全部そがんです。紹介さしたばつてん、もうからんばつてんせなんたい。反対にこつち銭ば持つていかなんときにあつとですよ。

だから、最終的にはですね、やっぱり「安物買いの銭うっせ」という言葉がありました。ちまたではそういう話もありよります。「わあ、高崎さんな60億円ば40億円でさしたばいた」という話も評価される話もあるばつてん、「安物買いの銭うっせ」という評価もあつとですよ。

だから結局、言われるようにですね、太陽光発電は廃止、だから相当、そのそういう値段に合わせてあつとですよ。

いろいろ立候補時にありましたけども、財政、この基金も言われましたね。確か24年度は87億円ばかりあつとですかね。こら相当選挙にはよかですよ。「うわ」てな。家庭で言うなら定期預金のごたつとですけん。しかしこら、見てくれはよかばつてんですね、最終的にこら何かと言うつとですね、市民サービスが犠牲になつとつとですよ。な。結局、事業ばしとらんけん、そつだけ基金の残つとつとですよ。そら基金は残るばつてんですね、この前、言いましたばつてん、やたらしよつと玉名市は栄養失調になるかもしれんばいた。な。だから健全な都市ではなくなるかもしれせん。

また、人事に関してもですね、いろいろ不満もあります。果たして、今回の4月の人事もですね、適材適所の配置だったのか。やっぱり職員さんたちはよう知つとんなはつ

とばいた。「あん人が、なんなんならしたばってん、仕事はできらっさんばってん」と、そうすると、一生懸命頑張ってきよらした人は、そんな上にならずとな、果たして働く意欲がずっとだろうかと思うばいた。やる気のうなった人がいっぱいおっとばいた。市長そがんですよ。な。だから、そういう人事もですね、ただ選挙のための人事という噂も流れております。

だから、先ほどからですね、言われているように、市長は「市民の目線」と何回も言われてますけども、これはただ言葉遊びじゃなかろうかという声も聞こえております。市長が就任された平成21年11月13日ですね、市長が登庁されたときに、総務部での出来事ですね、ちまたじゃですね、「ああ、あん人は暴力団じゃなかろうかな」という声も聞こえました。すごいやりとりだったですよ。ですね。いろいろ話を聞きますとですね、熊本県からはですね、玉名はどがん考えとつかいて、良識のある市民からは、こんままじゃ玉名は沈没してしまいやせんどかて、ですね。あんたどましっかりせられて、我々はいつも言われよります。しっかりしとるばってん、なかなかですね、思うごついいかんとが現実です。ある人はがん言いよりました。どこかていますばってん、幾つかの隣の、隣の何とかとかありますけども、その国のごつ独裁じゃなかろうかていうそういう話もありよります。

以上のことを踏まえまして、高寄市長には、玉名の将来は託すことはできません。

以上で終わります。

○議長（高村四郎君） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託

○議長（高村四郎君） 次に、議案及び請願・陳情を付託いたします。

議第50号専決処分事項の承認について、専決第4号平成24年度玉名市一般会計補正予算（第8号）から議第69号財産の処分についてまで、また、議第72号玉名市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてから議第73号工事請負契約の締結についてまでの議案22件及び請願1件・陳情1件については、お手元に配付しております議案及び請願・陳情付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

議案及び請願・陳情付託表

総務委員会

議第50号 専決処分事項の承認について 専決第4号

- 平成24年度玉名市一般会計補正予算（第8号）
（総則・第1表歳入の部・第3表地方債補正 変更）
- 議第51号 専決処分事項の承認について 専決第5号
玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第52号 専決処分事項の承認について 専決第6号
玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第54号 平成25年度玉名市一般会計補正予算（第1号）
（総則・第1表歳入の部・歳出の部、①議会費、②総務費〔3項戸籍住民基本台帳費を除く〕、⑨消防費・第3表地方債補正 変更、廃止）
- 議第63号 玉名市陸合財産区管理会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第66号 普通財産の無償貸付けについて
- 議第68号 工事請負契約の締結について
- 議第72号 玉名市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 議第73号 工事請負契約の締結について
- 陳第1号 地方公務員給与引き下げ要請に伴う、地方交付税削減に対する意見書の提出に関する陳情

産業経済委員会

- 議第50号 専決処分事項の承認について 専決第4号
平成24年度玉名市一般会計補正予算（第8号）
（歳出の部、⑥農林水産業費）
- 議第54号 平成25年度玉名市一般会計補正予算（第1号）
（歳出の部、⑥農林水産業費、⑦商工費）
- 議第60号 平成25年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第64号 玉名市九州新幹線濁水等被害対策農業用水施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第65号 土地改良事業の計画の概要を定めることについて
- 議第69号 財産の処分について

建設委員会

- 議第50号 専決処分事項の承認について 専決第4号
平成24年度玉名市一般会計補正予算（第8号）
（第2表繰越明許費補正 変更、⑧土木費）

- 議第 5 4 号 平成 2 5 年度玉名市一般会計補正予算（第 1 号）
（歳出の部、④衛生費 1 項保健衛生費中 8 目水道費 9 目浄化槽設置整備費、⑧土木費）
- 議第 5 7 号 平成 2 5 年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 5 8 号 平成 2 5 年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 5 9 号 平成 2 5 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 6 1 号 平成 2 5 年度玉名市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議第 6 2 号 平成 2 5 年度玉名市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議第 6 7 号 市道路線の廃止及び認定について

文教厚生委員会

- 議第 5 3 号 専決処分事項の承認について 専決第 7 号
玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 5 4 号 平成 2 5 年度玉名市一般会計補正予算（第 1 号）
（歳出の部、②総務費中 3 項戸籍住民基本台帳費、③民生費、④衛生費〔1 項保健衛生費中 8 目水道費 9 目浄化槽設置整備費を除く〕、⑩教育費・第 2 表債務負担行為補正 追加（1））
- 議第 5 5 号 平成 2 5 年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 5 6 号 平成 2 5 年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 請第 1 号 年金 2. 5 %引き下げの中止を求める意見書の提出に関する請願

○議長（高村四郎君） 付託を決しましたので、各委員会におかれましては、それぞれの会期日程に従い、審査をお願いいたします。

次に、議案の委員会付託の省略について、お諮りいたします。

議第 7 1 号睦合財産区管理委員の選任についての人事案件 1 件につきましては、議事の都合により、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、議第 7 1 号睦合財産区管理委員の選任についての人事案件 1 件につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明 1 8 日から 2 3 日までは、委員会審査のため休会とし、2 4 日は定刻より会議を開

き、各委員会の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時40分 散会

第 5 号

6月24日 (月)

平成25年第2回玉名市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

平成25年6月24日（月曜日）午前10時14分開議

日程第1 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 産業経済委員長報告
- 3 建設委員長報告
- 4 文教厚生委員長報告

日程第2 質疑・討論・採決

日程第3 議案審議（質疑・討論・採決）

議第71号 睦合財産区管理委員の選任について

日程第4 委員長報告

新庁舎建設特別委員長報告

日程第5 質疑・討論・採決

閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

日程第1 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 産業経済委員長報告
- 3 建設委員長報告
- 4 文教厚生委員長報告

日程第2 質疑・討論・採決

日程第3 議案審議（質疑・討論・採決）

日程第4 委員長報告

新庁舎建設特別委員長報告

日程第5 質疑・討論・採決

日程第6 議員提出議案上程

議員提出第2号 玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出第3号 玉名市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について

日程第7 質疑・討論・採決

日程第8 意見書案上程

意見書案第1号 地方公務員給与引き下げ要請に伴う、地方交付税削減に対する意見書の提出について

日程第9 質疑・討論・採決

日程第10 決議案上程

決議案第1号 玉名市学校規模・配置適正化及び小中一貫教育の見直しを求める決議の
提出について

日程第11 提案理由の説明

日程第12 質疑・討論・採決

閉 会 宣 告

出席議員（25名）

1番	藏原隆浩君	2番	福田友明君
3番	内田靖信君	4番	江田計司君
5番	北本節代さん	6番	横手良弘君
7番	近松恵美子さん	8番	福嶋譲治君
9番	永野忠弘君	10番	宮田知美君
11番	前田正治君	12番	作本幸男君
13番	森川和博君	14番	高村四郎君
15番	松本重美君	16番	多田隈保宏君
17番	高木重之君	18番	中尾嘉男君
19番	青木 壽君	20番	大崎 勇君
21番	田畑久吉君	22番	小屋野幸隆君
23番	竹下幸治君	24番	吉田喜徳君
25番	松田憲明君		

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	辛島政弘君	事務局次長	神谷峰弘君
書記	平田光紀君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

説明のため出席した者

市長	高 崙 哲 哉 君	副市長	築 森 守 君
総務部長	古 閑 猛 君	企画経営部長	原 口 和 義 君

市民生活部長	北 本 義 博 君	健康福祉部長	前 川 哲 也 君
産業経済部長	森 本 生 介 君	建設部長	坂 口 信 夫 君
会計管理者	原 田 政 樹 君	企業局長	植 原 宏 君
教育委員長	池 田 誠 一 君	教 育 長	森 義 臣 君
教育次長	西 田 美 徳 君	監 査 委 員	有 働 利 昭 君

午前10時14分 開議

○議長（高村四郎君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告

○議長（高村四郎君） 各委員会に付託してあります全議案、請願1件、陳情1件を一括議題といたします。

審議の方法は、各委員長の報告のあと、質疑、討論ののち採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 作本幸男君。

[総務委員長 作本幸男君 登壇]

○総務委員長（作本幸男君） おはようございます。総務委員会に付託されました案件は議案9件、陳情1件、合計の10件であります。委員会における審査の経過と結果について御報告をいたします。

まず、議第50号専決処分事項の承認について、専決第4号平成24年度玉名市一般会計補正予算（第8号）についてであります。

執行部より、今回の補正は地方譲与税、利子割交付金など各種交付金の決定により補正を行なったものであります。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出の予算総額に、歳入歳出それぞれ405万8,000円を追加し、総額を290億1,303万4,000円とするものであります。

歳入の2款地方譲与税は、地方揮発油譲与税などによる2,235万円の減額、8款自動車取得税交付金は2,143万6,000円の追加、10款地方交付税は1,127万1,000円の追加で、今回の歳入歳出の財源調整分であります。また、第3表地方債補正の変更では、4事業の変更で760万円の限度額の増額をお願いするものであるとの説明を受けております。

委員からは特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第50号については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第51号専決処分事項の承認について、専決第5号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、今回の改正の内容は、延滞金及び還付加算金の利率の引き下げについて、近年の低金利の状況を踏まえ、納税者等の負担を軽減する観点から行なわれる国税の見直しとあわせて、地方税においても延滞金、還付加算金の利率を引き下げることになりました。これは平成26年1月1日以後の期間に対する延滞金などから適用しま

す。また、個人住民税については、ふるさと寄附金に係る特別控除の見直しで、平成25年度から復興特別所得税が課されるため、ふるさと寄附金を行なった人が2,000円を超える金額について、全額を控除できるように特別控除額の見直しを行ないました。住宅ローン控除の拡充及び期間の延長については、平成26年4月から実施される消費税率の引き上げに伴う影響を平準化する観点から、個人住民税における住宅ローン控除の対象期間を平成26年1月1日から平成29年末まで4年間延長し、平成26年4月1日から平成29年末までに住宅を取得した場合の控除限度額を所得税の課税所得総金額の7%、最高13万6,500円に拡充するとの説明を受けております。

委員から、延滞金の率は14.6%あったが、いくらになるのかとの質疑に、執行部から、現行、延滞金は14.6%が9.3%に、還付加算金は7.3%が2%に引き下げられるとの答弁でありました。また委員から、延滞金について玉名市税条例施行規則第17条において延滞金の減免規定があるが、申請はどのくらいあるのか、また、減免するに当たって第17条の各号の規定に該当したケースが近年あったのかとの質疑に、執行部より、平成20年から平成24年の5年間で19件の減免申請がされており、また、その内訳についても答弁がっております。

審査を終了し、採決の結果、議第51号については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第52号専決処分事項の承認について、専決第6号玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、改正内容は、都市再生特別措置法上の都市再生安全確保施設のうち、同法に規定する管理協定の対象となる備蓄倉庫に係る固定資産税及び都市計画税について、地方税法改正にあわせて、玉名市都市計画税条例中の引用条文の整備を行なうものであるとの説明を受けております。

委員からは特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第52号については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第54号平成25年度玉名市一般会計補正予算（第1号）中付託分についてであります。

歳入歳出それぞれ8億6,906万2,000円を追加し、総額を281億4,806万2,000円とするものです。

執行部から、歳入歳出、地方債補正について、それぞれ予算項目ごとに説明を受けたあと、次のような質疑応答がっております。

委員から、玉名21の星事業について今後はどのようになるのか、また、その事業評価はどのようになっているのかとの質疑に、執行部から、この事業は今年度をもって終了予定である。ただし、新年度までに何かの形で残すかどうかの協議を重ね、現在も協

議中であるとの答弁がっております。また、その事業評価については、4つの自治区の地域協議会で申請・評価を行なっている。市としては、実績報告で効果の確認をしているとの答弁でありました。さらに委員から、執行部は、地域のコミュニティーは壊さないように言われるが、地域では花づくり運動などに取り組んでおり、このような地域のコミュニティーを育てるための支援は続ける必要があるのではないかとということで、玉名21の星事業などは、縮小でなく拡充してほしいなどとの意見がっております。さらに委員から、強い農業づくり交付金の中で、ハウス施設設備の補助は今年の3月申請した人が10分の5だったが、今回は国が10分の5、県が10分の4で、合わせて10分の9ということだが、その違いはとの質疑に、執行部から、今回は3月に申請された人も含めて、県の補助がついたので両方とも10分の9になりますとの答弁でした。さらに委員から、グレンミラー音楽祭が中止になったと新聞報道されたが、実行委員会が解散するまでに何らかの方向性を見出すことができなかつたのかとの質疑に、執行部から、10月には実施できるものと思っていたが中止になった。その要因は、米軍のバンドが来るようになっていたが、アメリカの軍事予算の縮小で来られなくなったことを発端として、その後実行委員会や関係者を含めていろいろ検討し、協議も重ね、苦渋の選択で中止を決定した。また、今後の運営のことなども検討されて、実行委員会も解散したとの報告があったとの答弁でありました。さらに、委員から、地域づくりチャレンジ推進補助金について、所管課とその目的はとの質疑に、執行部から、所管課は文化課で、そのテーマは音楽の都玉名づくりを生かした交流促進事業であるとの答弁でありました。

審査を終了し、採決の結果、議第54号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第63号玉名市睦合財産区管理会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部より、現在、管理会の委員は6名で任期は4年となっているが、途中で退職した場合、新しい委員の任期はその残任期間とするとの説明を受けております。

委員からは特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第63号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第66号普通財産の無償貸付けについてであります。

執行部から、東岩崎区公民館用地として、玉名市岩崎字中岩原1060番、敷地面積563.96平方メートルを、平成25年7月1日から平成55年6月30日まで、東岩崎区に無償で貸し付けるものとの説明がっております。

委員から、貸付期間について、期間が長いものから短いものまでいろいろとあるがどうしてか、また、契約者が区長名義になっているが、区長がかわった場合、その契約書

は有効なのかとの質疑に、執行部から、期間は先方との話し合いで決まるが、この場合は最高30年までとなっている。また、区長がかわっても契約書は有効であるとの答弁であっております。さらに委員から、本市の市名義の土地などの無償や有償での貸付けの状況やその経緯、また地縁団体の設立状況や行政区の地縁団体制度の活用について、執行部側のその指導などについて質疑応答があっております。

審査を終了し、採決の結果、議第66号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第68号工事請負契約の締結についてであります。

執行部から、これは新幹線漏水被害対策に伴う三ツ川地区の農業用水確保のため、容量9,300立方メートルの配水池を新設する工事で、玉名市市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案されるものであるとの説明を受けております。

委員から、予定価格、最低制限価格の記入されている開札調書と平成25年度の業者格付け表を審査資料として提出してほしいとの質疑に、執行部から、予定価格については、玉名市建設工事及び業務委託に係る予定価格の公表に関する要綱第4条の規定に、事後に公表する場合は、契約を行なったとき以降となっているため、予定価格、最低制限価格を除いた開札調書と平成25年度業者格付け表は提出できますとの答弁で、その後提出され、審査を終了し、採決の結果、議第68号については、原案のとおり賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第72号玉名市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてであります。

執行部から、これは国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に準じて職員の給与減額措置を行なうため条例を制定をするもので、平成25年7月から平成26年3月までの間、職員給与月額を1級及び2級が100分の3.77、3級から6級が100分の6.77、7級が100分の8.77をそれぞれ減額するものであり、また、管理職手当を100分の10、地域手当を給与の減額分に応じて削減するものであると説明を受けております。

委員から、玉名市の職員の給与の実態はどのようになっているのか、今、給与は上がっているのか、また、市長は3月議会で交付税減額が絡む地方公務員の給与引き下げについていかなものかと発言されていたが、今も気持ちは変わらないのか、あえて苦渋の選択で、議案を上程されたのかとの質疑に、執行部から、職員の給与は毎年1月1日に定期昇給を実施しているので若干は上がっている。また、市長においては、今回の議案の上程は苦渋の選択であったらうとの副市長の答弁もあっております。さらに委員から、否決したときの問題はあるのか、また、県内の状況はどうなっているのかとの質疑

に、執行部から、削減しなかったからといってペナルティはないと国は言っているが、将来的には特別交付税に影響が出ることも考える。また、県内の状況は少なくとも平成24年度のラスパイレス指数が、100を超えない5団体であり、その他の自治体は、県を含めて削減の方向であるとの答弁であっております。さらに委員から、この措置は本当に期間限定であり、一過性のものなのか、給与削減が地域経済に与える影響もあるので、その減額分を地元で消費してほしいなどの意見があっております。

審査を終了し、採決の結果、議第72号については、賛成少数で否決すべきものと決しました。

次に、議第73号工事請負契約の締結についてであります。

執行部から、これは玉名市役所の新庁舎として、鉄骨鉄筋コンクリートづくり4階建て、建築面積3241.52平方メートルの庁舎と、鉄筋コンクリートづくり平屋建て、309.08平方メートルの別棟の建築工事をするもので、玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案されるものであるとの説明を受けております。

委員から、一括発注でなく、地元の経済対策という意味で、管工事、電気工事、設備工事など分離して発注はできなかったかの質疑に、執行部から、分離発注できる外構工事や造成については、地元を指名しておりお願いしている。電気設備など分離をすると建築経費が高くなり、委託している設計業者などとも協議して、その結果、本体工事は一括発注したとの答弁でありました。さらに委員から、一括及び分離で発注した場合、どのくらい経費の違いがあるかとの質疑に、執行部から、詳細な積算はしていないが、分離発注の場合は経費が一般的に高くなるためとの答弁でありました。さらに、施工監理については、今後どのようになるのかとの質疑に、執行部から、県や他の自治体などの担当者からも建築と土木の施工監理は違っているので、実施設計を委託した業者がよいのではないのかなどアドバイスもあり、実施設計を委託した業者をお願いしたいと考えているとの答弁でありました。

審査を終了し、採決の結果、議第73号については、原案のとおり賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、陳第1号地方公務員給与引き下げ要請に伴う、地方交付税削減に対する意見書の提出に関する陳情についてであります。

委員から、ラスパイレス指数についての質疑もありましたが、他に意見もなく、審査を終了し、採決の結果、陳第1号は、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（高村四郎君） 産業経済委員長 福田友明君。

〔産業経済委員長 福田友明君 登壇〕

○産業経済委員長（福田友明君） おはようございます。今期、産業経済委員会に付託されました案件は、議案6件であります。審査の経過と結果について御報告いたします。

まず初めに、議第50号専決処分事項の承認について、専決第4号平成24年度玉名市一般会計補正予算（第8号）中付託分についてであります。

6款農林水産業費に405万8,000円の追加で、小白地区の県営湛水防除事業負担金として305万8,000円、白浜地区の県営畑地帯総合整備事業負担金として100万円であります。これは県農政事業所の事業で、国の緊急経済対策事業の予算により要望を行ってきたが、対象地が熊本市と玉名市であったことから、県は対象地に広い熊本市と打ち合わせを行ない進めていたため、追加要望について玉名市に報告が遅れ、3月の補正で対応できず、専決を行なったものであります。

委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第50号については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第54号平成25年度玉名市一般会計補正予算（第1号）中付託分についてであります。

6款農林水産業費は、8億762万8,000円の追加で、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金、施設園芸緊急再生対策事業補助金、生産総合（強い農業づくり交付金）事業補助金などによるものであります。7款商工費は、128万4,000円の追加で、市写真コンテスト実行委員会補助金などによるものであります。その他4月の職員の定期人事異動及び機構改革等に伴う職員給与等の調整によるものであります。

執行部の説明を受け委員より、今年度から6次産業推進室にこられた任期つき職員としての専門的な立場から、これまでの玉名市の6次産業推進に関する取り組みの印象や今後の取り組みについての質疑があり、これまでのマーケティング業界での経験から感じることは、全国的に見て1次産業者が、2次、3次産業に参入しても、商品売り込む際の役割分担が不明確な事業者が多く、売る体制になっていない状況が見受けられる。しかしながら、玉名市の職員としてこの2カ月の間、事業者とヒアリングを実施する中で感じられたことは、これまでの市の取り組みにより6次産業に取り組みされている事業者11グループ中、1次産業から6次産業の出口をさらに広げて進もうとしている事業者は3グループもあり、残り8グループについても、今後、直売所など近隣での営業展開を望まれていると感じている。また、関西や関東の百貨店で催事等客先を持っている事業者もいる一方で、家族経営での展開から抜け出せず、先を見据えた時に採算性について悩みを持っている業者もいることがわかった。こういったことも踏まえると人件費をかけない販売戦略による販路拡大が必要と考えており、その販売促進の一端として、外食産業へメニューを提案し、商談成立により自信を持ってもらおうと考えてい

る。また、6次産業推進室としては、交流会、活性化委員会、プロジェクト会議の3本立てで事業者を強力に引っ張っていると認識しているとともに、今後の支援のあり方としては、6次産業事業者のレベルがまばらなところもあり、十把一絡げの施策ではできないという思いを持っているとの答弁でありました。また委員より、低コスト耐候性ハウスに関する補助率については、70%もしくは90%ではないのかとの質疑に、執行部から、国の補助率は50%であり、昨年度末の経済対策に伴い国から県に交付される「地域の元気臨時交付金」を活用して上乗せされる予定の県の補助金40%分を上乗せして予算計上している。ただし、県からの補助がどの程度となるのかは確定はしていない。また、当該事業に対する市の上乗せ補助は行なったことはないとの答弁でありました。また、委員より、写真コンテストの入賞賞金について、現金などではなく6次産品やブランド認定品、温泉券など形のある商品にしてはどうかとの質疑に、執行部から、一般の部の賞金は現金だが、学生の部については、賞金額分のハロースタンプ商品券を渡しており、市内の加盟店で購入してもらうようにしているとの答弁でありました。さらに委員から、実行委員会の補助金は当初予算で計上すべきではとの質疑があり、執行部から、当初でも可能であったが、内容を検討していたため今回の補正となった。来年度は当初予算で要求したいとの答弁でありました。

以上審査を終了し、採決の結果、議第54号中付託分については、原案どおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第60号平成25年度玉名市九州新幹線湯水等被害対策事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ887万5,000円を減額し、総額を11億9,964万7,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整であります。

執行部の説明を受け委員より、基金の残額について当初の41億円からどのようになっているのか、また、事業実績はとの質疑があり、執行部からは基金残額は平成25年度3月末時点で、37億9,756万8,286円であり、現時点までの事業実績については、今年度の予算だけでも9億8,000万円ほどあり、全体の約3割を消化しているとの答弁でありました。

以上審査を終了し、採決の結果、議第60号については、原案どおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第64号玉名市九州新幹線湯水等被害対策農業用水施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容につきましては、平成24年度に完成した石貫4区第2号配水池に関するものを条例に加えるものであります。

委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第64号については、原案どおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第65号土地改良事業の計画の概要を定めることについてであります。

執行部の説明を受け委員より、排水路の底盤を栗石にすると勾配があまりない場合、泥がたまり草などが生えるため、維持管理を考慮するとコンクリートによる三面張りのほうがいいのではないかとの質疑があり、執行部から、管理面や排水の効率では三面張りが良いが、水生生物など環境に配慮するように県から指導があっている。また、排水路工の設計基準でも、勾配が緩やかであっても土質が問題なければ底張りや上部までのライニングができないこととなっている。今後は三面張りに関しては、維持管理の負担を含め、県と協議をしていかなければいけないと考えているとの答弁でありました。また委員から、三面張りより栗石のほうが経費がかかるのではとの質疑に、執行部から、底盤コンクリートの値段が高いため、基本的に三面張りの方が高くなるとの答弁でありました。

以上審査を終了し、採決の結果、議第65号については、原案どおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第69号財産の処分についてであります。

内容につきましては、愛三熊本株式会社への工場用地の売却であります。

執行部の説明を受け委員より、これまでの経緯について質疑があり、執行部から、平成20年6月に凸版印刷から市が購入し、その後、本市に進出する愛三工業へ5年間の無償貸し付けを契約しているが、契約の周期が平成25年9月24日であることから、今回、売却することになったとの答弁でありました。また、委員から、凸版から購入した土地は、すべて売却したのかとの質疑に、執行部からは、災害等を未然に防ぐ施設としての調整池や道路等については、市が管理すべきものと考えて売却していないとの答弁でありました。

以上審査を終了し、採決の結果、議第69号については、原案どおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

委員会終了後、先日完成した渇水対策の石貫4区2号配水池と今年度着工予定の福山1号配水池の予定地の現地視察を行ないました。

以上、産業経済委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（高村四郎君） 建設委員長 松本重美君。

〔建設委員長 松本重美君 登壇〕

○建設委員長（松本重美君） 今期、建設委員会に付託されました案件は、議案8件であります。審査の経過と結果について御報告いたします。

まず初めに、議第50号専決処分事項の承認について、専決第4号平成24年度玉名

市一般会計補正予算（第8号）中付託分についてであります。これは地方自治法第179条第1項の規定により行なった専決処分に対し、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

第2表繰越明許費補正で、8款土木費で橋りょう長寿命化事業の金額を1,100万5,000円から、1,563万9,000円に変更するものであります。理由として、平成24年度に橋りょう長寿命化事業計画を発注し、年度内に完了する予定だったが、ことしの3月に国土交通省より道路橋りょう等の総点検要領の改正があり、急遽、点検方法を改め、長寿命化計画に反映させる必要が生じたため、年度内の業務完了が困難となり、繰越明許費補正を専決処分にて行なったものであります。

まず、委員から、繰り越しによる点検の具体的な該当箇所について質疑があり、執行部より、市の橋りょう点検はもともと県の「橋りょう点検マニュアル」に準じており、従来の点検は、高い所に架設された橋りょうは遠望目視点検により、また、その他の小さな橋りょうについては近接目視点検により長寿命化計画を策定していた。しかしながら、昨年12月に発生した「笹子トンネル天井板落下事故」に伴い、今回、国により点検基準が厳しく改正され、橋りょうの高さや規模にかかわらず、すべて近接目視点検によらなければならないとなったとのこと。玉名市道にかかっている橋りょうの数は、全部で859橋あるが、うち839橋は近接目視点検にて実施していたが、20橋は遠望目視点検であったため、その分が今回の変更該当しているとの答弁でした。また、委員から、どのように長寿命化を行なってきたのかとの質疑があり、執行部より、まずひび割れやクラック等の点検、鉄筋の腐食状況の点検等を行ない、短期的に修繕を要するもの・長期的に修繕を要するものなど、その優先順位を決めて橋りょうのかけかえ又は補強や修繕を行なっているとの答弁でした。また委員から、点検の結果、かなりの異常箇所が見つかったのかとの質疑があり、執行部より、緊急的に5年以内に修繕が必要と思われる橋りょうは、小さなものも含めて約60橋あるとのこと。また、今回の長寿命化計画では、打音検査やボルト類の触診までは行なわないが、実施設計の際には詳細な点検・調査を行ない、かけかえたほうがいいのか、または補強や修繕で済むのか、そこまでの設計を行なうとの答弁でした。

以上審査を終了し、採決の結果、議第50号中付託分については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第54号平成25年度玉名市一般会計補正予算（第1号）中付託分についてであります。

4款衛生費1項保健衛生費8目水道費で496万円の増額。9目浄化槽設置整備費で5万1,000円の減額であります。また、8款土木費で防災・安全交付金事業として、市道の8路線の道路舗装工事及び橋りょう2橋の補修工事などで増額。公園整備事

業で、平成24年度3月補正予算と25年度当初予算にそれぞれ計上していたが、24年度事業として採択されたことにより全額減額。総額で2,500万8,000円を減額するものであります。

まず、委員から、市道8路線の道路舗装工事に関し、その場所と延長について質疑があり、執行部より、場所は滑石、上小田、中尾2カ所、築地、大倉、高瀬、横島、工事延長は合計で2,970メートル、一番長いもので延長約1,200メートルであるとの答弁でした。関連して委員より、市道にできた穴が原因で事故が発生し、損害賠償になる事例がある、今回の舗装工事は、防災や安全が目的とのことだが、そうした市道の傷みにも対応されるのかとの質疑があり、執行部より、今回のこの舗装工事は、条件を満たした市道に限定した舗装整備であり、まず工事に入る前に路面性状調査を実施し、その結果、路面のひび割れ率が40%以上及びタイヤのわだちの深さが4センチといった条件が必要となる。条件に該当しない場合は、土木課維持係において、路面に舗装をかけて対応しているとの答弁でした。最後に委員から、古くから市民の生活圏に入り込んでいる細い里道の中には、非常に傷んだところが多くある。そうしたところの舗装は今回の交付金事業の基準では対応できない。同じ集落や生活圏内においても里道の舗装、状況に差が見られる。しかし、生活圏に入り込んだ道路であれば、市道・里道の区別なく対応する必要があるため、その辺を考慮してほしいとの要望が出されました。これを受け執行部より、道路の維持管理も重要だと認識しているため、今後は予算要求に当たっても維持管理に要する大きな予算をつけて要望していきたいとの答弁でした。

以上審査を終了し、採決の結果、議第54号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第57号平成25年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出それぞれ57万7,000円を減額。定期異動等に伴う職員給与等の調整であります。

委員からは特に質疑もなく、採決の結果、議第57号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第58号平成25年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出それぞれ496万円を追加。定期異動等に伴う職員給与等の調整であります。

委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第58号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第59号平成25年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）に

ついてであります。

歳入歳出それぞれ5万1,000円を減額。定期異動等に伴う職員給与等の調整であります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第59号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第61号平成25年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。収益的支出で406万3,000円を追加。定期異動等に伴う職員給与等の調整であります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第61号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第62号平成25年度玉名市下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。収益的支出で1,167万9,000円を減額。定期異動等に伴う職員給与等の調整であります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第62号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第67号市道路線の廃止及び認定についてであります。

これは道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の承認を得るものであります。今回廃止する路線は、市民会館1号線、新規認定する路線は、上立願寺松尾原線、寺田山口吉丸線、寺田馬名水線、また道路延伸に伴う廃止及び認定路線として、元三井保養所配水池線を廃止し、新たに丘の上公園配水池線として路線名も新たにし、認定するものであります。委員から、国の合同庁舎と市の新庁舎職員駐車場予定地の間にある、市民会館1号線について、廃止をしたあとはどういう位置づけになるのかとの質疑があり、執行部より、この路線は現在スロープ状になっているが、スロープを切り下げれば50台ほどの駐車スペースが確保できるため、新庁舎の職員駐車場として有効利用したいとの答弁でした。以上審査を終了し、採決の結果、議第67号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、建設委員会の審査報告を終わります。

○議長（高村四郎君） 文教厚生委員長 永野忠弘君。

[文教厚生委員長 永野忠弘君 登壇]

○文教厚生委員長（永野忠弘君） こんにちは。今期、文教厚生委員会に付託されました議案4件及び請願1件について審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議第53号専決処分事項の承認について、専決第7号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

主な内容として、国民健康保険税の軽減措置に係る基準額等の算定において、国民健康保険の被保険者であった者が、満75歳到達により後期高齢者医療制度に移行後5年目までに限り、当該移行した者を含めて算定することとしている措置を恒久化するもの、また、同じく国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行により、国民健康保険の単

身世帯となった世帯、いわゆる特定世帯について、移行後5年目までの間の世帯別平等割額の2分の1を軽減する措置に加え、移行後6年目から8年目までの間にある世帯を特定継続世帯として、世帯別平等割額の4分の1を軽減する措置を追加するものです。

この件について委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第53号は原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第54号平成25年度玉名市一般会計補正予算（第1号）中付託分についてであります。

歳出の主なものとして、各款にわたり4月の職員の定期異動及び機構改革等に伴う職員給与の調整、共済費の負担率変更による減額など、3款民生費は、介護予防拠点整備補助金の増額補正、これは各地区の公民館でいきいきふれあい活動などの介護予防事業を継続して実施する場合に、750万円を上限として公民館建設及び修繕に対し補助するもの、4款衛生費は、ふるさと寄附金の活用事業として環境美化活動団体への補助金及び小中学生を対象とした環境学習会開催に係る経費計上など、10款教育費は、玉名中学校武道場改築事業の実施設計業務委託料などが主なものです。

この件について委員から、保育士等処遇改善事業補助金の交付対象と今後の保育士確保について質疑があり、執行部より、今回の補助金は私立保育園13園が対象で、主任クラスの職員で月約1万円の賃金上乘せとなる。保育士の確保については、特に公立保育所が厳しい状況で、市の他部門臨時職員賃金と他市の保育士賃金も参考に、今後の人材確保に努めるとの答弁。これに対し委員から、賃金については、民間は1日当たり7,500円、公立は6,850円と格差がある。同じ仕事をこなしているわけだから、仕事量に見合った賃金を真剣に考えるべきとの意見がありました。

また、委員から、産休代がえ職員の採用方法の質疑に、執行部は、基本的に産休代がえ職員を必要とする部署で人材を確保しているが、人事課に相談の上、人材の紹介を受ける場合もあるとの答弁でした。

その他、ふるさと寄附金を活用した環境美化活動事業補助金の交付範囲の拡大の要望や、小中学生を対象とした環境学習、郷土の偉人シリーズ放映、小学校へのエアコン設置についての確認がありました。

以上審査を終了し、採決の結果、議第54号中付託分は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第55号平成25年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出それぞれ95万6,000円を減額し、総額を95億4,370万9,000円とするもので、主なものは、定期異動等に伴う職員給与等の調整及び職員の育児休業に伴う非常勤職員の任用などです。

この件について、委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第55号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第56号平成25年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出それぞれ3,361万2,000円を追加し、総額を68億8,534万3,000円とするもので、主なものは定期異動等に伴う職員給与等の調整によるもの、また、平成24年度の介護給付費等の清算に伴う国・県及び支払基金への償還金です。

委員から、今後の介護保険、玉名市独自の介護サービスの検討についての質疑に、執行部は、高齢化率も28.8%と高い水準になると同時に、介護認定者も増加している。しかしながら、介護サービス受給率はまだ低い状況にあるので、今後、介護保険内サービス及び独自の追加サービスの需要がどの程度あるかを把握したいとの答弁でした。これに対し委員から、在宅扱いとなる有料老人ホームが施設不足を補っている状況だが、月に13万円ほど費用がかかる。所得に関係なく入所サービスを受けられるような施策を今後検討してほしい。また、高齢化に関係なく認知症発症割合がふえてきているという研究結果があるので、あわせて検証をお願いしたいとの要望がありました。

以上審査を終了し、採決の結果、議第56号は、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、請願について報告いたします。

請第1号年金2.5%引き下げの中止を求める意見書の提出に関する請願についてであります。

請願の要旨は、高齢者に欠かすことのできない年金は、継続的にマイナス改定が続いており、この13年間年金受給者の生活を苦しいものになっている。さらに向こう3年間で2.5%削減する法律が成立し、今後実施されると少なくとも毎年0.9%の削減が10年以上にわたり続くことになる。したがって、2.5%削減の中止を求める意見書の提出を求めるものです。

委員からは、高齢者の生活に深くかかわる問題であるため、賛成する意見も出ましたが、一方で、年金は高齢者の生活に欠かすことのできないものであるが、社会情勢の変化を十分に考慮しなければならない点、また最低賃金や生活保護基準、その他の各種制度の基準との関連があるから、十分な検討を行なった上で判断したほうがよいとの意見がっております。

以上審査を終了しましたが、拙速に採決するのでなく、もうしばらく熟慮すべきものとの結論により、採決の結果、請第1号については、賛成多数で継続審査とすべきものと決しました。

その他、委員から、子宮頸がんのワクチン接種に関する市民への周知について、先日

ワクチンの安全性が証明されていないため、国は接種に関する積極的な勧奨は控えるとの報道がなされたが、その周知用チラシには、安全性が証明されていないとのただし書きがあるものの、接種を推進している内容にもとれる。市民が誤解を招かないよう、周知については十分注意してほしいとの強い要望がありました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（高村四郎君） 以上で、各委員長の報告を終わりました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時32分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 質疑・討論・採決

○議長（高村四郎君） ただいままでの各委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。討論の通告がっておりますので、発言を許します。

11番 前田正治君。

〔11番 前田正治君 登壇〕

○11番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。

私は、今議会に提案されています議案の中で、議第72号玉名市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、議第73号工事請負契約の締結について、以上の議案には反対をします。

議第72号であります。これは国家公務員の給与を7.8%削減することに準じて玉名市職員の給与を削減するものであります。地方交付税削減を前提に防災・減災のための予算を公務員給与の削減で行なおうという政府のやり方は、本来は政府が果たすべき役割である国民の安全のための義務を放棄することに等しいものであります。

また、公務員給与は人事院勧告を踏まえて、労使交渉によって決定するというルールにも反することであります。全国市長会緊急アピールでも地方自治、労使自治への不当介入だと厳しく指摘します。高崙市長も去る3月議会の発言の中で、到底容認できるものではないという全国議長会や全国市長会など地方6団体が一致して反対の立場から政府に強く主張したことを紹介しています。市長自身の考えもそれと相違ないと確信するものであります。

政府はデフレ脱却から財界に労働者の報酬引き上げを要請しました。一方で、巨額の

人件費削減を地方に要請することは全く矛盾しています。地方自治体に給与削減を強要することは、地域経済の実情や玉名市独自の3分の1採用による総人件費削減などの実態を無視したものであります。市職員の退職金も政府主導で、平成25年度1人当たり平均140万円減少、26年度270万円減少、27年度400万円減少、3年間で総額1億6,250万円の減額であり、玉名市の地域経済にも非常に大きな影響があります。働く者・労働者の給与を削減することは、本人や家族の生活を脅かすものでもあり、私は絶対に容認できません。

したがって、議第72号に反対をいたします。

次に、議第73号工事請負契約の締結についてであります。

これは、新庁舎建設工事の契約であります。私はこの工事が一括発注してあることに異議があります。一括ではなく分離発注することにより、2次、3次、4次などの下請けの重層構造による単価切り下げを防ぐことが可能であると考えからであります。そして、地元の事業者にも受注の機会が生まれ、地元の経済対策にもより大きな効果が期待できると思います。

したがって、私は、議第73号に反対をいたします。

以上で討論終わります。

○議長（高村四郎君） 18番 中尾嘉男君。

[18番 中尾嘉男君 登壇]

○18番（中尾嘉男君） 有明クラブ、中尾です。

議第72号玉名市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、議第73号工事請負契約の締結について、反対の立場から討論をいたします。

議第72号玉名市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、平成24年2月前民主党政権時に国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律が制定され、25年度までの2年間で国家公務員給与で平均7.8%を引き下げ、国の厳しい財政状況や東日本大震災に対処することが目的とされています。しかし、その重要な財源を大災害の復興と関係ない事業へ流用しているというマスコミからの指摘が大きな問題となっております。そんな中、国家公務員給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指標として、ラスパイレス指数が国家公務員の100を超えるからというようなすりかえに変わってきている今日、この指数自体に大きな矛盾点があります。

1年目の職員からトップである部長に至る全職員が対象となりますが、国では、本省課長級まで比較対象となり、本省次長以上の幹部職員や専門スタッフ適用者の約1,000人は高い給与水準の俸給表が適用されるにもかかわらず、比較の対象とされないためラスパイレスの指数を基準とすること自体が問題であり、国が地方自治体に対し、国に倣って地方公務員の給与削減を強制することについても、そもそも国家公務員の給与

の改定及び臨時特例に関する法律の附則第12条及び地方公務員法第24条第3項で、地方公務員の給与については、地方公共団体において自主的にかつ適正に対応されるものとすると言われていたことから、地方公務員の給与削減を強制したり、国が一方的に下げ幅を決め、実施を強制する前提で、地方交付税減額とすることは、この原則を踏みにじる行為だと言えます。

地方交付税が改革の中で、総理は交付税は地方の固有財源であると答弁をされているにもかかわらず、こういった暴挙を地方は容認していいのでしょうか。地方自治体は厳しい財政状況を踏まえ、ここ10年以上にわたって、国に先駆けて市町村合併や職員の削減、給与の削減など行政改革並びに財政健全化に取り組んでおり、総務省の統計でも1998年から2012年までに、966の自治体が自主的に給与の削減に取り組み、その総額は2兆1,000億円に達するとしています。

こういった中、全国市長会では現行のデフレ基調の中、厳しい地域経済を回復基調に乗せるためにも、地方公務員の給与削減は極めて問題であると主張しています。

一方、民間については、政府は長引く不況から脱するために給与を引き上げ、購買力を高めることが官民間問わず労働者や国民の強い要望となっている情勢のもと、地方公務員の給与削減は、政府が目指す賃金増額へ逆行するものであり、民間労働者の給与へ及ぼす影響は多大なものと考えられます。消費の低迷や地域経済の需要が冷え込み、物が売れずに一層冷え込ませるマイナスの連鎖となり、企業への影響が広がり深刻な社会情勢に対して、さらに追い打ちをかけているものとなり、いわゆるデフレスパイラルに拍車をかけるものであります。

地域経済の活性化と地方自治、地方分権を進める上でも、地方自治体の自主性を阻害するものであることから、本件については反対とし討論をいたします。

続きまして、議第73号工事請負契約の締結について、反対の立場から討論をいたします。

平成21年10月に行なわれた玉名市長選、新庁舎等が選挙の争点となり、市長が言われておられた豪華な庁舎はいらないと言われたことが市民の民意であり当選をされ、今回、発注契約締結の運びとなりましたが、私は3点ほど疑問があります。

①免震構造、②分離発注、③委員会への必要な書類の拒否。

免震構造や分離発注で工事費が高くなるのが豪華でしょうか。庁舎の役割、業者の育成など行政の義務です。そのようなことで、本件について反対といたします。

以上です。

- 議長（高村四郎君） ほかに討論はありませんか。
- 8番（福嶋讓治君） はい。
- 議長（高村四郎君） 8番 福嶋讓治君。

[8 番 福嶋讓治君 登壇]

○ 8 番 (福嶋讓治君) 余りうまくまとめておりませんので、お聞きづらいことがあるかと思いますが、心を込めて反対討論をいたします。

議第 7 3 号工事請負契約の締結について、このことに対して反対の立場で討論をいたします。

まず、新庁舎建設そのものに反対することではないことを冒頭に申し添えます。

新庁舎建設事業は、平成 1 9 年プロポーザルによる基本設計者の選定を行ないました。そして、基本構想に基づき、市民からパブリックコメントを募集して、基本設計に反映させ、平成 2 0 年 3 月に基本設計が市民に示されたところでありました。しかし、高崙市長が誕生されて、市庁舎の規模や建設位置などについて見直しがなされました。しかしながらその中で、見直しの新庁舎建設事業のプロセスや施設内容の変更は、市民には知らされず、市内部において進めてこられました。市民参加型で進められてこられた新庁舎建設事業は凍結、見直しの段階からその内容変更は市民不在型で行なわれてきております。

平面計画を見ると、市民が求めたエントランスホールの交流機能、市民の出会いと交流の場としての市民の間はなくなり、その位置は執務空間が配置され、面積削減の犠牲となっております。

市のシンボルとしての新市庁舎の魅力はなくなり、開かれた庁舎づくりの実現はしておりません。いわゆる事務所づくりとなっております。当初の構想や基本理念からは、かなり後退したものとなっております。

そこで、前田議員、中尾議員の意見とも重複いたしますけれども、まずこの 3. 1 1 後、それ以前からでもありますけれども、この市庁舎とかそういった大きいものは、もう免震構造でほとんど行なわれております。新庁舎特別委員会の研修で行かれたところも、もちろん 2 カ所とも免震構造で建てられてあるということでありました。また、近隣の山鹿庁舎も免震構造であります。市の防災拠点ともなる市庁舎が、一般質問時の答弁では、震度 6 弱を想定しているということではありましたが、近年の災害は、雨にしましても、地震にしましても、津波にしましても想定外の非常に規模の大きな災害が起こっております。それに対応する庁舎の建設だとは思われません。それもこれも市長が選挙時の公約でなされました 3 0 億円、 2 0 億円の削減の数字合わせで庁舎の質が落ちていると思わざるを得ません。

それと、先ほども出ましたけれども、分離発注について。

これが非常にこう、金額に影響するとは思えませんし、また市長が常に言っておられます「市民に負担をかけない」「将来にわたってかけない」という言葉もありますけれども、市民への負担が一体どれだけふえるのでしょうか。その辺の、私が考えるに、市

民税がふえる。このことで価格を上げたことでふえるとは考えられません。

以上のような理由で、議第73号工事請負契約の締結については、反対いたします。

○議長（高村四郎君） ほかに討論はありませんか。

○21番（田畑久吉君） はい。

○議長（高村四郎君） 21番 田畑久吉君。

[21番 田畑久吉君 登壇]

○21番（田畑久吉君） 私は、議第72号玉名市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、議第73号工事請負契約の締結について、反対いたします。

前者の3人が十分内容については述べられましたので、簡単に申し上げたいと思います。

まず、議第72号について反対いたします。こういうことにはよその状況を見ますとですね、執行部の方も負担するという、そういった姿勢も必要じゃないかと思えます。私自身、議員としてもですね、何らかの形でやっぱり負担していくのが常識と思うんですけども、前もっての調整ができませんでしたので、これは本当に申し訳ないと思っておりますけども、地方公務員の一般職の職員の方のみにですね、負担を強いるのは私の生活信条からして反対いたします。

それから、議第73号工事請負契約の締結について、これはもう立派な業者さんがですね、請負落札しておりますので、業者さんそのものに反対ということではございませんので、前もって申し上げておきます。

先日の一般質問でも、どなたかの質問に対して、執行部の方がある契約については、工事についてはですね、最低限の金額を公言されて自分の勉強不足だということであるわけをされました。しかし、その要綱がね、勉強不足ぐらいで公言していいものであるのか、本当に条例でもない要綱はいい加減なもので、やはりですね、執行部のそういった姿勢。私はその執行部の業務遂行の過程においてですね、非常に不信感が多々あり、私自身の地方議員の議員ではございますけれども、政治理念、生活信条に合致しない点が多々あります。そういったことで現状ではその賛意を示せないというのが私の反対の意見でございます。

以上で終わります。

○議長（高村四郎君） ほかに討論はありませんか。

○7番（近松恵美子さん） はい。

○議長（高村四郎君） 7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 7番議員の近松です。

私は、議第72号玉名市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、賛

成の立場で討論いたします。

先ほど提案理由にありましたけども、市長も非常に苦渋の決断だったということ、本当に私は心中お察しいたします。私も非常に苦渋の決断でありまして、だからこそどうという理由で賛成するのかということ述べさせていただきます。

まず、この1億何千万円でしたでしょうか。この予算を捻出するためには、例えば子ども医療費、0歳から8歳ぐらいまでを有料にしないでいけなくちゃいけないという、そういうふうな金額でございます。実際基金からおろすということでもできるわけですが、具体的にどういふ影響かということは考えますと、市民に対してそういう影響があるということが現実の問題でございます。

それと私が本当に職員さんに申し訳ないといういっばいの気持ちの中でこれを賛成しますのは、皆さんも御存じのとおり、もう国保も、国民健康保険ももう底をついております。そして介護保険も上げざるを得ないような状況になっていると思います。本当に、日本そのものが、この医療、福祉、この扶助費で崖っ縁にきているというのが今日の姿ではないかということを感じていただきたいと思います。この危機感をやはり感じていただきたい。公務員の皆さんに、玉名を引っ張っていただく職員の皆さんに、この危機感を感じていただきたいという、そういう思いで、今回、私も苦渋の決断でございますけれども、これに対して賛成いたします。

○議長（高村四郎君） ほかに討論はありませんか。

○2番（福田友明君） はい。

○議長（高村四郎君） 2番 福田友明君。

[2番 福田友明君 登壇]

○2番（福田友明君） 私は、議第72号玉名市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

今回のこの提案は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に準じて、職員の給与削減支給措置を行なうために条例を制定するものであります。

確かに、国の地方税の減額措置を受けて、自治体の職員給与減額支給を措置することを行なうものでありますけれども、国の措置は給与の自主決定権や地方財源である地方交付税の減額という、到底受け入れがたく遺憾ではあります。東日本大震災の復興財源に充てるということでもあります。国家公務員の給与減額により玉名市職員の給与が国を上回る状況であります。大変厳しい中ではあります。復興はみんな協力し、支え合わなければなりません。今回の議案には、県や熊本市も賛成の立場であります。また、組合との労使交渉で合意された事項でもあります。

それから、議員や三役についても今から提案してもよろしいんじゃないでしょうか。

よって私は、この議第72号玉名市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定に

ついて、賛成討論といたします。

○議長（高村四郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（高村四郎君） 議事の都合により、ここで昼食のため午後1時まで休憩といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時06分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより採決に入ります。

議第50号 専決処分事項の承認について 専決第4号

平成24年度玉名市一般会計補正予算（第8号）

議第54号 平成25年度玉名市一般会計補正予算（第1号）

議第55号 平成25年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議第56号 平成25年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議第57号 平成25年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議第58号 平成25年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第59号 平成25年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

議第60号 平成25年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算
（第1号）

議第61号 平成25年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）

議第62号 平成25年度玉名市下水道事業会計補正予算（第1号）

以上、予算議案10件については、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第72号 玉名市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

以上、条例議案1件については、異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第51号 専決処分事項の承認について 専決第5号

玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について

議第52号 専決処分事項の承認について 専決第6号

- 玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
議第53号 専決処分事項の承認について 専決第7号
玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議第63号 玉名市陸合財産区管理会条例の一部を改正する条例の制定について
議第64号 玉名市九州新幹線漏水等被害対策農業用水施設条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案5件については、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第72号 玉名市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定については、異議がありますので、起立により採決いたします。

議第72号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（高村四郎君） 起立多数であります。よって、議第72号については、原案のとおり決定いたしました。

議第68号 工事請負契約の締結について

議第73号 工事請負契約の締結について

以上、議案2件につきましては、異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第65号 土地改良事業の計画の概要を定めることについて

議第66号 普通財産の無償貸付けについて

議第67号 市道路線の廃止及び認定について

議第69号 財産の処分について

以上、議案4件については、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第68号 工事請負契約の締結については、異議がありますので、起立により採決いたします。

議第68号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（高村四郎君） 起立多数であります。よって、議第68号については、原案の

とおり決定いたしました。

議第73号 工事請負契約の締結については、異議がありますので、起立により採決いたします。

議第73号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高村四郎君） 起立多数であります。よって、議第73号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、請願について

請第1号 年金2.5%引き下げの中止を求める意見書の提出に関する請願については、委員長の報告は継続審査であります。異議がありますので、継続審査について、起立により採決いたします。

請第1号につきましては、委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高村四郎君） 起立多数であります。よって、請第1号については、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情について

陳第1号 地方公務員給与引き下げ要請に伴う、地方交付税削減に対する意見書の提出に関する陳情

以上の陳情1件については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よってさよう決定いたしました。

日程第3 議案審議（質疑・討論・採決）

○議長（高村四郎君） 次に、議第71号睦合財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

これより、議第71号睦合財産区管理委員の選任についての人事案件1件について審議に入ります。

議第71号睦合財産区管理委員の選任についての人事案件1件について、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高村四郎君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議第71号陸合財産区管理委員の選任について、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、議第71号については、原案に同意することに決定いたしました。

日程第4 委員長報告

○議長（高村四郎君） 次に、新庁舎建設特別委員会に付託してあります調査事項を議題といたします。

審議の方法は、委員長の報告のあと、質疑、討論の後採決いたします。委員長の報告を求めます。

新庁舎建設特別委員長 大崎 勇君。

〔新庁舎建設特別委員長 大崎 勇君 登壇〕

○新庁舎建設特別委員長（大崎 勇君） 新庁舎建設特別委員会の報告をいたします。

去る6月4日に開催いたしました新庁舎建設特別委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

最初に、新庁舎建設計画について執行部より庁舎建設工事に係る業者選定方法、入札の経緯について説明がありました。

まず、建設工事に係る業者の選定方法について、条件つき一般競争入札により実施、その条件として主なものは、単体企業での参加要件と、地元企業に配慮した結果、玉名市内の建築工事A等級の業者を含む、特定建設工事共同企業体での参加要件を設けた。あわせて、参加する単体企業及び特定建設工事共同企業体の代表者いずれの場合も、経営事項審査結果通知書の総合評価値が1,700点以上であることなどとしています。

次に、入札の経緯について4月8日の入札公告から通常は2週間程度の参加受付期間としているが、今回は共同企業体も参加可能なことから、期間が必要であるため、約1カ月間参加希望を募った結果、9社の申し込みがあり、うち2社が市内業者との共同企業体であった。その後、疑義を受け付けし、回答を経て、5月31日に入札を行なった結果、大成・熊野建設工事共同企業体が、消費税込28億1,400万円で落札したとの報告がありました。

この件について委員から、約28億円の落札金額は本体建築工事分一括発注なのか、それとも空調工事などの分離発注するのか。また、この入札結果により設計費、用地

費、造成費等を含めた総額は幾らになるのかとの質疑に、執行部から、今回の入札は本体工事に、電気や空調機器等を含めた一括発注である。また、事業費の総額は約39億円と見込まれ、内訳として用地取得費5億8,000万円、本体工事費28億1,000万円、造成・付帯工事2億6,000万円、その他設計・施工監理費及び備品購入費等で2億5,000万円となるとの答弁。

また、委員から、施工監理については、地元の荒玉設計監理協会などへ委託してみてもどうかとの問いに、熊本県や他市の事例においても施工監理は実施設計を行なった業者が行なうのが一般的であるとの答弁でした。

そのほか、「予定価格と最低制限価格について」、「市内業者だけでなく、県内業者を含む共同企業体の検討はなかったか」「総合評価値の妥当性」など多岐にわたる質疑と答弁がありました。

さらに5月23、24日に広島県東広島市、山口県岩国市を訪れ実施した行政視察での研修視察内容をもとに、委員から、雨水利用設備や市民や、当市訪問者への案内用スクリーンの設置について質疑があり、雨水利用設備は、基本設計の段階で検討した結果、設置するとなると上水道利用の価格より高くなるというコストの点から設置に至らなかった。また、市民、来訪者向けのスクリーンやプロジェクターについては、後づけでも可能との答弁がっております。

そのほか、「駐車場の車どめについて」、「市民が利用するスペースや売店について」などの質疑や「設置するエレベーター」などについての意見が出ております。

なお、入札後のスケジュールとして、6月6日に仮契約、市議会については、6月7日の開会日に工事請負契約の締結についてとして、追加議案を提出する予定との説明がありました。

今後は、7月中旬に起工式、着工の予定であり、工期を平成26年12月26日までとし、完成後直ちに新庁舎への引っ越しを行なうとの説明でした。

また、造成工事分についてですが、現在、造成工事中の庁舎工区は約65%の進捗状況で、文化財発掘調査と東側の用排水路工事は終了しているとのこと。合同庁舎北側の駐車場工区については、現在、菊池川河川工事の発生土を仮置きしており、地元業者を対象とした指名競争入札を経て、本年10月ごろまでに造成完了予定との説明がっております。

最後に、今後も新庁舎建設の進捗状況等につきまして、慎重審議を期するため引き続き調査をする必要がありますので、全員一致をもって閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、新庁舎建設特別委員会の報告を終わります。

○議長（高村四郎君） 以上で、新庁舎建設特別委員長の報告は終わりました。

日程第5 質疑・討論・採決

○議長（高村四郎君） ただいまの委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。ただいまの委員長報告のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、これを閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

総務委員長から総務部及び企画経営部の所管に関する調査事項、産業経済委員長から産業経済部の所管に関する調査事項、建設委員長から建設部及び企業局の所管に関する調査事項、文教厚生委員長から教育委員会、市民生活部及び健康福祉部の所管に関する調査事項、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び調査事項について、それぞれ閉会中の継続審査の申し出がっておりますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおりこれを閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時27分 休憩

午後 3時44分 開議

○議長（高村四郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

日程第6 議員提出議案上程

○議長（高村四郎君） 日程の追加について、お諮りいたします。

議員提出第2号 玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出第3号 玉名市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について

意見書案第1号 地方公務員給与引き下げ要請に伴う、地方交付税削減に対する意見書の提出について

決議案第1号 玉名市学校規模・配置適正化及び小中一貫教育の見直しを求める決議の提出についてを、日程表のとおり日程に追加し、議題にいたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（高村四郎君） これより、議員提出議案を上程いたします。

議員提出第2号 玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出第3号 玉名市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について

以上、議員提出議案2件を一括議題といたします。

これより、議員提出議案の審議に入ります。お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議員提出第2号玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてから、議員提出第3号玉名市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についてまでの、議員提出議案2件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出第2号から議員提出第3号までの議員提出議案2件については、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第7 質疑・討論・採決

○議長（高村四郎君） 議員提出第2号から議員提出第3号までの議員提出議案2件については、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 質疑なしと認めます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議員提出第2号玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議員提出第3号玉名市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

日程第8 意見書案上程

○議長（高村四郎君） これより意見書案の審議に入ります。

意見書案第1号 地方公務員給与引き下げ要請に伴う、地方交付税削減に対する意見書の提出について

以上、意見書案1件を議題といたします。お手元に配付しております意見書案の朗読は、これを省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、意見書案1件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第9 質疑・討論・採決

○議長（高村四郎君） 意見書案第1号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 質疑なしと認めます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

意見書案第1号地方公務員給与引き下げ要請に伴う、地方交付税削減に対する意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

日程第10 決議案上程

○議長（高村四郎君） これより、決議案の審議に入ります。

決議案第1号 玉名市学校規模・配置適正化及び小中一貫教育の見直しを求める決議の提出について

以上、決議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております決議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第11 提案理由の説明

○議長（高村四郎君） ただいまの決議案について提案理由の説明を求めます。

文教厚生委員長 永野忠弘君。

〔文教厚生委員長 永野忠弘君 登壇〕

○文教厚生委員長（永野忠弘君） こんにちは。決議案の提出に当たり、提案理由を述べさせていただきます。

玉名市でも少子化により多くの学校が小規模となり、規模・配置適正化を推進している状況であります。また、義務教育9年間を見通した一貫性の学習指導、生徒指導を行なう小中一貫教育検討準備を行ない、平成26年4月には市内全小中学校において、小中一貫教育を開始予定であります。

しかしながら、我々住みなれた地域の拠点、生活・文化の核となる小学校の統廃合計画が市民の理解が余り得られていない様子をかいま見ると同時に、将来を大きく左右する学校規模・配置適正化及び小中一貫教育が、市民にとって本当によりよきものになるのか。事を急ぎ過ぎてはいないか。危惧しているところであります。そういう思いの中、我々文教厚生委員会では、委員会ではもちろん、研修、勉強会などで協議・検討を重ねてまいりました。

そこで、教育現場で今後小中一貫教育が進んだ際は、その担い手として指導に当たる教職員を対象にアンケート調査を行ないました。その結果、市内小中学校勤務433名にアンケート調査を配付し、約4割に当たる172名からの回答をいただき、その中には、子供たちが住みなれた地域の中で育つ大切さへの思い、学校がなくなり地域とのつながりが途絶え、過疎化に一層の拍車がかかる懸念、一人一人の児童・生徒と向かい合

うために理想と考える学級人数、授業や生徒指導、保護者対応、校務分掌、部活動指導に迫られ、睡眠時間を削る毎日など、教育現場の環境が書かれ、そこで働く教職員の切実な思いが記されておりました。

玉名市教育委員会は、今後も玉名市学校規模・適正化基本計画及び玉名市小中一貫教育推進計画に沿った教育施策を推進していくと考えますが、両計画に対する市民の不安並びに将来にわたる教育現場を担っていく今回の教職員の訴えから、決議事項を熟慮しました。

玉名市学校規模・配置適正化及び小中一貫教育の見直しを我々は強く要望するものであります。地域に根差した学校がよりよい環境となるよう文教厚生委員会の全委員で決議書を作成したものであります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高村四郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。なお、委員会提出の議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託しないことになっております。

したがって、決議案第1号については、委員会に付託しないことを念のため申し上げます。

日程第12 質疑・討論・採決

○議長（高村四郎君） 決議案第1号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 質疑なしと認めます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

決議案第1号玉名市学校規模・配置適正化及び小中一貫教育の見直しを求める決議の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高村四郎君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これにて本会議を閉じ、平成25年第2回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 高 村 四 郎

玉名市議会議員 多田隈 保 宏

玉名市議会議員 高 木 重 之

玉名市議会会議録
平成25年第2回定例会

発行人 玉名市議会議長 高村 四郎

編集人 玉名市議会事務局長 辛島 政弘

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市繁根木163番地

電話(0968)75-1155